

6.
物
価

21
5
22

①

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架 番号	4E
	35
	616



裏面
白紙

物
価

21.22年

(1)



物価

21-22年

裏
面
白
紙

物 価 関 係 (1)

20 年		
9 月	22 日	○ 物価統制に関する連合軍最高司令官司令部の指令の要旨指令第3号及び
9	26	○ 指令第3号の真意説明に関する件
11	15	○ 物価庁設置関係書類目録
11	27	○ 大蔵省物価部臨時設置制
11	15	○ 大蔵省物価部設置に関する書類
21 年		
2 月	5 日	○ 物価安定資金
2	16	○ 物価安定資金概算
2	15	○ 戦後物価対策基本要綱
3	1	○ 物価体系の確立及価格等統制の方針に関する件
3	3	○ 物価統制令
3	3	○ 物価統制令施行規則
3	3	○ 主要物資新統制額表
3	3	○ 新物価体系等発表に関する大蔵大臣談
3	11	○ 物価統制令の施行に関する取扱方通牒
3	29	○ 物価統制令の施行に関する件
4	23	○ 価格差益処理規則
3	22	○ 価格等表示規則

め
く
れ
ず

裏
面
白
紙

21年

物 価

4	15	○ 価格等取締規則
4	15	○ 価格等取締規則等二条の規定による物品の種類指定に関する件
4	12	○ 価格等取締規則等施行に関する件
3	30	○ 物価監視委員会令
5	10	○ 物価統制令による物々交換禁と規定の運用について
6	11	○ 枢密院説明資料目次
6	18	○ 物価庁の設置に関する説明要旨
6	18	○ 物価庁の設置に関するGHQ当局の意向
8	12	○ 物価庁官制
8	17	○ 物価庁事務分掌規程
9		○ 国内経済統計図表
9	25	○ 価格政策に関するGHQの動向
10	27	○ 物価安定基金制度について
12	4	○ 物価安定基金制度の可否

めくられず

裏面白紙

物 価 80

22 年

3	9日	○ 石炭価格当面の問題
3		○ 生鮮食料品の価格統制並配給に関する件
4	5	○ 価格査定規則の施行にあたって
4	13	○ 物価引下げ運動に関する件
4	20	○ 昭和二十二年上期石炭価格に関する件
5	26	○ 物価緊急措置要領
5月	24日	○ 暫定業種別平均賃金乗定について(案)
6	1	○ 中央物価安定委員会委員案
6	2	○ 総司令部懸案事項
6	2	○ 大臣引継事項
6	19	○ 総理大臣演説要旨
6	25	○ 物価と賃金(案)

めくられず

裏面白紙

裏面白紙

聯合國最高司令官司令部

指令第三號

一九四五年九月二十二日

一、總則

日本帝國政府ハ茲ニ本指令ニ據グル聯合國最高司令官ノ要求ニ付
場合ニ應ジ自ラ之ニ從ヒ又ハ之ニ應ゼシムル機保證スルコトヲ指
令セラル

二、經濟統制

- (イ) 日本帝國政府ハ實銀及必需品ノ價格ニ付確固タル統制ヲ設定シ
及維持スベキ責任ヲ負フ
- (ロ) 日本帝國政府ハ供給不足セル必需品ノ公正ナル分配ヲ保證スル
爲此等ノ商品ノ嚴重ナル割當ヲ設定シ及維持スベキ責任ヲ負フ
- (ハ) 日本帝國政府ハ最高司令官ニ對シ本指令接受後十日以内ニ(イ)及
(ロ)ニ據ゲラレタル目的ヲ有スル現存經濟統制機構及手續ニ關ス
ル一切ノ詳細ヲ報告スベシ右報告ニハ實銀表及供給不足セル必

需品ノ割當量ニ關スル資料ヲ含マシムベシ右ノ如キ經濟統制措
直ガ現ニ如何ニ運用セラレツツアリヤ而シテ若シ何等不充分ノ
點アリトセバ其ノ理由如何ニ論スル陳述ヲ含マシムベシ

三、生 産

(イ) 日本帝國政府ハ工業、農業及漁業生産品ヲ含ム一切ノ消費者用
必需品竝ニ右ノ如キ消費者用必需品ノ生産ニ必要ナル商品ヲ
直ニ最大限度迄生産スル機刺戰シ及獎勵スベシ原料、燃料、施
設及労働ノ割當ニ當リテハ住民ノ食衣及住ニ必要ナル商品ノ生
産ニ優先順位與ヘラルベシ

(ロ) 下記ニ依リ禁止セラレル品日ノ生産ニ現在迄從事シ居リタル
工業ヲ消費者用必需品ノ生産ニ轉換セシムルノ要ヲ認ムル場合
ニ於テハ日本帝國政府ハ各該工場ニ付個別的ニ轉換ノ順書ヲ
スベシ

以下九迄ハ略

参謀總長

米國陸軍中將

「ア、ル、ケイ、サザランド」

譯 係 係 官

「ハ、ロ、ド、フ、エ、ヤ」署名

米國陸軍副官

「エ、エ、エ、フ、イ、マ、チ」代將ニ代リ

裏面白紙

物價廳の設置に関する説明要旨

二一六 一八

一、最近の物價情勢は、洵に容易ならざるものがあり、政府と致しましてもその対策には色々と腐心致してをるのでありますが、物價の安定は通貨面、物資面、その他國民經濟の各般の部門に亘つて、総合的に強力な施策を講じて初めて可能であり、問題の一部一局面を捉へて施策致しましても、眞の安定は期し得ぬものでありますことば、御承知の通りであります。

二、政府は、斯様に問題を総合的に採り上げまして施策を推進して参ります爲に「經濟安定本部」を設置し、物價に關する重要施策は他の施策と総合的に關聯せしめまして、その第五部において扱はれることと致しますると共に、その實施につきましても、強力な行政機關により総合的立場から之を一元的に行ふことと致し、今回内閣委員の機關として物價廳を設けることと致したのであります。尙これにつきましてもは聯合軍司令部當局の強い希望がございましたことを特に申添へてをります。

三、物價廳を内閣直屬の官廳として設けることと致しました理由は、第一に各省に跨る事務を綜合するといふ立場に於て、第二に強力にやつて参ります上に於て、實質的には各省大臣より優位に立ちます内閣總理大臣の権限として處理することを適當と考へましたからでありまして、ここに關係各廳の経験ある官吏及び民間有能の士を入れました常に關係各廳の施策や、経済界の動きに即して事務を處理するように致し、又物價廳の長官には國務大臣を充てまして強力且適切な行政の運営を期する方針であります。

四、経済安定本部と物價廳との關係については、経済安定本部が他の経済諸施策と、物價施策とを綜合的に結び付けまして策案推進致す企畫官廳であるのに對しまして、物價廳はその實施官廳であります。この兩者の間の密接な連絡關係は物價廳長官が「経済安定會議」の勞成員になりますことの外に、物價廳の職員と経済安定本部の職員との兼任制によりまして特に経済安定本部の第五部とは一体的に運営されるように致し、又財政、金融、生産、輸送、配給、勞務等各方面の施策とも常

時弊をな連絡を持しまして、物價行政の圓滑適切な運営を圖つて参
りたいと考へてをります。

物價行政の地方機構につきましては從來は中央から直ちに地方廳と
いふ結び付きでありましたが、今回新たに地方物價事務局を現在の
地方行政事務局所在地毎に設置する様になつて致しまして、府縣に於て處
理する行政事務の統一調整に當らせますると共に、事の性質上政府
縣に跨つて處理される必要がある場合等には、地方物價事務局にお
きまして價格形成等を處理致す様にし、又中央と地方廳との間の意
志の融通を圓滑ならしめる役割を果せざる様になつて致したいと存してを
ります。

尙此の機會に地方廳に於きましては物價に關する責任移譲を定めて
一元的に取扱はせることに致したいと考へてをります。

大物價の問題にせよ、或はその他の經濟諸問題にせよ、政府の一方的
な施策のみを以て、その實を擧げること固より不可能でありまし
て、眞に國民自らの手により、自らの責任において、物價秩序を再

建し、経済秩序を再建しようとする意志と努力とが結實するのでなくしては、新しき日本経済の再建を望み得ぬことは申す迄もないことろであります。物價行政に關する國民の積極的な協力機構を致しましては、價格形成その他物價に關する重要事項に付、政府の整商機關としての物價安定委員會が設置せられ、中央委員會は内閣に、地方委員會は各地方物價事務局毎に設けられる豫定であります。又各都道府縣毎に設けられました物價監視委員によりまして、物價統制の随行確保に協力して貰ふことと致してをります。その他業界の各種団体、價格査定委員會等凡ゆる機關を通しまして生産なり、配給なり、終又國民生活なりと密接に結び付き、眞に官民一体となつて物價行政の圓滑適切な運営を圖つて参ります所存であります。何卒政府の意圖するところを諒せられ御審議を進められんことを願ひます。

説明を終ります。

物價統制ニ關スル聯合國最高司令官司令部ノ指令ノ要旨

聯合國最高司令官司令部指令第三號拔萃

一九四五年九月二十二日

一、總 則

日本帝國政府ハ茲ニ本指令ニ掲グル聯合國最高司令官ノ要求ニ付場合ニ應ジ自ラ之ニ從ヒ又ハ之ニ應ゼシムル權保證スル
コトヲ指令セラル。

二、經濟統制

(イ) 日本帝國政府ハ貨銀及必需品ノ價格ニ付確固タル統制ヲ設定シ及維持スベキ責任ヲ負フ。

(ロ) 日本帝國政府ハ供給不足セル必需品ノ公正ナル分配ヲ保證スル爲此等ノ商品ノ嚴重ナル割當ヲ設定シ及維持スベキ
責任ヲ負フ。

(ハ) 日本帝國政府ハ最高司令官ニ對シ本指令接受後十日以内ニ(イ)及(ロ)ニ掲ケラレタル目的ヲ有スル現存經濟統
制機構及手續ニ關スル一切ノ詳細ヲ報告スベシ。右報告ニハ貨銀表及供給不足セル必需品ノ割當量ニ關スル資料ヲ含マ
シムベシ。右ノ如キ經濟統制措置方現ニ如何ニ運用セラレツツアリヤ而シテ若シ何等不十分ノ點アリトセバ其ノ理由如

何ニ關スル陳述ヲ含マシムベシ。

三、生 産

(イ) 日本帝國政府ハ工業、農業及漁業生産品ヲ含ム一切ノ消費者用必需品ニ右ノ如キ消費者用必需貨物ノ生産ニ必要ナル商品ヲ直ニ最大限度迄生産スル權ヲ執シ及獎勵スベシ。原料、燃料、施設及勞働ノ割當ニ當リテハ住民ノ食衣及住ニ必要ナル商品ノ生産ニ優先順位與ヘタルベシ。

(ロ) 下記四、ニ依リ禁止セラルル品目ノ生産ニ現在迄從事シ居リタル工場ヲ消費者用必需品ノ生産ニ轉換セシムルノ要ヲ認ムル場合ニ於テハ日本帝國政府ハ各當該工場ニ付個別的ニ轉換ノ願書ヲ提出スベシ。

四、以下九、迄ハ略

參謀總長

米國陸軍中將 「アル、ケイ、サザランド」

關係 係 官 「ハロルド、フニヤ」署名

米國陸軍副官 「ビーエム、フイツチ」代將ニ代リ

指令第三號ノ眞意釋明ニ關スル件

一九四五年九月二十六日

一、指令第三號ニ付テ幾分誤解ト誤譯トガ生ジテ來テ居ル。同指令ハ貨銀及必需品ノ價格ニ對シ嚴重ナル統制ニ著手シ且維持スルコト、從テ必需品ノ供給方窮乏ナル組合體間タル配給制ヲ實施スルコトヲ日本政府ニ要求スルモノデアル。二、此ノ指令ノ持ツ目標ハ二ツアル。即チ (イ) 一般必需品ヲ取得スルニ際シ一般市民ハ皆福ナル人ト同等ノ機會ヲ與ヘラルル事ヲ確保スルコト、 (ロ) 一般市民ニ對シテハ其ノ生活ニ破綻的結果ヲ生ゼシムル「インフレーション」ノ發生ヲ防止スルコト。三、統制センガ爲ニ統制ヲ強ヒル意志ハ毛頭ナイ。一、一般市民ニ對シテ統制ヲ實施セラレザルヨリモ行フ方が有益ナル結果ヲモタラスト確信セラレタル時ニ於テコソ統制ガ實施サレル。統制ガ存在スルヨリモ然ラザル場合ノ方がヨリ良キ結果ヲ生ズル見透ノ根據ガ認めラレタル時臨機應變ニ統制ヲ緩和又ハ廢止スル。四、平常時ノ生活ニ於テ市民ガ自己ノ收入ヲ個々ノ判斷テ最適ノ用途ニ消費スル權利ヲ制限スル如キコトハ米國ノ諸主義ニ悖ル。勤勞者ガ取得スルコトヲ認めラレル賃金ヲ政府ガ統制スルコトハ關稅契約ヲ認メル亞米利加ノ諸主義ニ相反スルノデアル。五、從テ市民生活ニ對スル統制ハ非常處置デアツテ根本原則ヲ示スモノデハナイ。非常時局ガ解消スレバ諸種ノ統制ハ除去サレル。或ハ又統制ヲ實施スルヨリモ其ノ非常時ヲ突破スル爲ニ統制ヨリモ優越セル手段ガ考究サルレバ其ノ方法ガ適用サレル。六、日本ニ於テハ政府當局ニ依ル統制ノ問題ハ非常ナル重要性ヲ帯ビルコトアリ、同時ニ日本政府ニ依ル一般市民ノ諸活動ニ對スル統制ハ我が米國ノ國執スル諸主義ニ相反スルコトデアルガ故ニ、次ノ點ヲ貴方ニ要求スルモノデアル。即チ貴方

ノ掌握シテ居ル情報機關ヲ通ジテ問題トソレニ對スル處理方法ノ理由及日本市民ノ各階級ニ對スル當司令部ノ將來採ラントスル方針ヲ一般ニ理解セシムルコト。

七、此ノ點ニ關聯シテ去ル九月二十六日朝行ハレタ次ツ放送ニ貴方ノ關心ヲ喚起シタイ。日本政府ハ十月一日ヨリ生鮮食品ニ對シ價格ノ最高標準ノ統制ヲ撤去スル豫定ナリシモ、前述ノ第一項ニ明示セル指令第三號ニ基キ同統制ハ尙存續セント放送シテ居ル事實デアル。此ノ放送ガ與ヘタ印象ヲ除去スル手段ヲ採ラレベキコト及コレヲノ方針ハ充分説明セラル可キニ付該放送ノ全文ヲ小生ノ手許ニナキ爲メ其ノ入手方ヲ御手配相成ルヤウ希望スルモノデアル。小生ハ貴方ガ此ノ種事務ニ管掌セシメ居ラルル諸官ト此ノ問題ニ付尙進ンデ討議スルコトヲ希望シ期待スルモノデアル。

マツクアーサー司令部指令第三號ノ趣旨 ニ關スル經濟科學部長クレーマー大佐談

「食料品ノ自由販賣實情ニ應ジテ許可」

指令第三號ハ去ル九月二十二日日本政府ニ對シ發セラレタモノデ經濟統制、生産及輸出入ニ關スル最高司令官ヨリノ指令デアル。コノ指令ニ關シテハ恰モ其ガ日本政府ニ對シ賃金ト必需商品ノ價格ニ對スル嚴重ナ統制ト不足シテ居ル商品ノ嚴重ナ割當制ノ實施ト繼續ヲ要求シテ居ルガ如ク考ヘル誤レル解釋ガカナリ多イ。ベクレーマー大佐ハ「供給不足」トハ「一般人ノ合理的カツ正常ノ需要ヲ滿タシガタイ状態ニアル必需商品」ヲ意味スルモノデアルト説明シテ「指令第三號ノ實際的目的トハ左ノニツデアル。

一、生活必需品ヲ得ルニ當ツテ富メル者ト同等ノ機會ヲ一般大衆ニ與ヘル。

一、一般大衆ニトツテ常ニ破壊的デアルインフレノ發展ヲ阻止スル各國ノ經濟學者ノ認メルトコロデハ一定ノ條件ノ下ニインフレガ起ルコトニナツテ居リ、又インフレガ一國ノ經濟生活ニトツテ決定的脅威デアリ其ノ犠牲トナルノハ一般大衆即チ中産及ビ下層階級ガケデアル事實モ彼等ノ一致シテ認メルトコロガ。

金持ハ多クノ便法ヲ講ジ實際ニインフレデ儲ケル事ガ出來ル、不幸ニモ以上ノ一定ノ條件ナルモノハ今日ノ日本ニ存在シテ居リ必需品ニ對スル需要ハ供給ヲ遙カニシノゴ當分ノ間見ルベキ程ノ出廻リ増加ヲ實現スル爲ニハ輸送手段ハ不充分デアル。一方需要ハ日本兵士及國民ノ海外ヨリノ歸還トトモニ相當ノ増加ヲ見ル事ニナラウ。コノ約一ケ年中二割リ入ラレル新米ノ收穫ハ最近日本全土ヲ襲ツタ颱風ニヨリスデニカナリ減ツテ居ル。從ツテ供給ハ限ラレテオリ當分ノ開ハ好轉ノ見込ハナイ。然レニ需要ハ増加シツツアルノデアル。自由ニシテ統制セラザル市場ニアツテハコレラ商品例ヘバ米穀ノ賣手ハ高イ相場ヲ要求スルコトガ出來、コノ賣相場ハワヅカニ最高ノ買手ガ支拂ハントスル額ニ依ツテノミ制限サレルニ違フナイ。

カタテ金持ハ限ラレタ商品ノ供給ニ對シ優先權ヲ得ルノデアル。

金持ハ若シ欲スルナラバ全部ノ供給ヲ買ヒ占メ最高値デ之ヲ轉賣スル事モ出來ル。物價ガ上ルト一圓ノ値ヲ買ヘル物ハダンドン少クナリ、カタテ圓價ハ物價ガ騰貴スル毎ニ價值ヲ失ヒ中産及ビ下層階級ノ貨幣所得ハ同ジデモ其ノ購買力ハ益々減ツテ來ル。カタテインプルレションハ成立スル。

コノ様ナ事態ニ對處スルタメ過去ニオイテ賃金労働者ハ賃金値上ヲ要求シタ。賃金ガ引上ゲラレルト労働者ハ直ニ之ノ

金ヲ生活必需品ニ投ズル。カクテ需要ハ増加シ、物ガ再ビ上ルト云ウ譯デアル。

六

インフレノ唯一ノ解決策ハ物資供給ノ増加ダ。然シ其レガ望メナケレバ統制ト割當制ガ必要デアル。

割當制トハ大衆ニ對シ生必需品取得上金持ト同等ノ機會ヲ與ヘルモノデナクテハナラズ、資金及物價ノ統制ハ大衆ガ合理的ナ價額デコレヲ買ヘル様ナモノデナクテハナラナイ。

統制トハタグ日本國民ノ持ツテ居ル金ノ多寡デハナク、彼等ノ必要ニ從ツテ米ヲ手ニ入レル事ガ出来ルノヲ保證スルガ如キモノデナケレバナラナイ。

經濟科學部ハ野菜、魚類其ノ他生鮮食料品ノ自由販賣ハ進ンデ許可スル心算デアル。コレ等ノ商品ハ退蔵スル事ガ出来ズ何等ノ制限モ必要トセズト云フ事ガ明カニナレバ自由市場ニ出廻ルダラウカラダ。

一般大衆ヘノ利益トナルコトガ何ツク場合ニ於テノミ統制ヲ實施スルコトニナラウ。又ヤメタ方ガ大衆ノ利益ダトノ確證ガアレバイツデモ統制ハ緩和サレ廢サレルハズダ。一般市民ノ正常ナ生活活動ノ統制、タトヘバ最も好マシイト思ハレル方法デ所得ヲ使フ個人ノ權利ノ制限ノ如キニ米國ノ原則ニ矛盾スルノデアル、カク労働者ガ當然得ルコトヲ許サレタ賃金ニ對スル政府統制モ又アメリカノ團體交渉ノ諸原則トハ背致スル。從ツテ民衆統制ハ非常手段デアツテ根本的原則ヲ失ハスモノデナク、非常事態ガ解消スレバ統制ハ撤廢サレルデアラウシ、非常事態ヲ乘リ切ル上ニ統制ヨリモヨイ方法ガ發見サレレバ其ノ方法ガ採用サレルコトトナラウ。

物價統制ニ關スル聯合國最高司令官司令部ノ指令ノ要旨

聯合國最高司令官司令部指令第三號拔萃

一九四五年九月二十二日

一、總 則

日本帝國政府ハ茲ニ本指令ニ據グル聯合國最高司令官ノ要求ニ付場合ニ應ジ自ラ之ニ從ヒ又ハ之ニ應ゼシムル様保證スルコトヲ指令セラル。

二、經濟統制

(イ) 日本帝國政府ハ貨銀及必需品ノ價格ニ付確固タル統制ヲ設定シ及維持スベキ責任ヲ負フ。

(ロ) 日本帝國政府ハ供給不足セル必需品ハ公正ナル分配ヲ保證スル爲此等ノ商品ノ嚴重ナル割當ヲ設定シ及維持スベキ責任ヲ負フ。

(ハ) 日本帝國政府ハ最高司令官ニ對シ本指令接受後十日以内ニ(イ)及(ロ)ニ據テラレタル目的ヲ有スル現存經濟統制機構及手續ニ關スル一切ノ詳細ヲ報告スベシ。右報告ニハ貨銀表及供給不足セル必需品ノ割當量ニ關スル資料ヲ含マシムベシ。右ノ如キ經濟統制措置方現ニ如何ニ運用セラレツツアリヤ而シテ若シ何等不充分ノ點アリトセバ其ノ理由如

何ニ關スル陳述ヲ含マシムベシ。

三、生産

(イ) 日本帝國政府ハ工業、農業及漁業生産品ヲ含ム一切ノ消費者用必需品並ニ右ノ如キ消費者用必需貨物ノ生産ニ必要ナル商品ヲ直ニ最大限度迄生産スル様制シ及獎勵スベシ。原料、燃料、施設及勞働ノ割當ニ當リテハ住民ノ食衣及住ニ必要ナル商品ノ生産ニ優先順位與ヘラルベシ。

(ロ) 下記四、ニ依リ禁止セラルル品目ノ生産ニ現在迄從事シ居リタル工場ヲ消費者用必需品ノ生産ニ轉換セシムルノ要ヲ認ムル場合ニ於テハ日本帝國政府ハ各該工場ニ付個別的ニ轉換ノ願書ヲ提出スベシ。

四、以下九、迄ハ略

參謀總長

米國陸軍中將「アール、ケイ、サザランド」

關係係官「ハロルド、フニヤ」署名

米國陸軍副官「ビーエム、フイツチ」代將ニ代リ

指令第三號ノ眞意釋明ニ關スル件

一九四五年九月二十六日

一、指令第三號ニ付テ幾分誤解ト誤譯トガ生ジテ來テ居ル。同指令ハ貨銀及必需品ノ價格ニ對シ嚴重ナル統制ニ着手シ且

維持スルコト、從テ必需品ノ供給ヲ確保スル場合確固タル配給制ヲ實施スルコトヲ日本政府ニ要求スルモノデアアル。

二、此ノ指令ノ持ツ目標ハ二ツアル。即チ

(イ) 一般必需品ヲ取得スルニ際シ一般市民ハ裕福ナル人ト同等ノ機會ヲ與ヘラルル事ヲ確保スルコト。

(ロ) 一般市民ニ對シテハ其ノ生活ニ破綻ノ結果ヲ生ゼシムル「インフレーション」ノ發生ヲ防止スルコト。

三、統制センガ爲ニ統制ヲ強ヒル意志ハ毛頭ナイ。

一般市民ニ對シテ統制ヲ實施セラレザルヨリモ行フ方ガ有益ナル結果ヲモタラスト確信セラレタル時ニ於テコソ統制ガ實施サレル。統制ガ存在スルヨリモ然ラザル場合ノ方ガヨリ良キ結果ヲ生ズル見透ノ根據ガ認めラレタル時臨機應變ニ統制ヲ緩和又ハ廢止スル。

四、平常時ノ生活ニ於テ市民ガ自己ノ收入ヲ個々ノ判斷ヲ最適ノ用途ニ消費スル權利ヲ制限スル如キコトハ米國ノ諸主義ニ對シテハ、勤勞者ガ取得スルコトヲ認めラレル賃金ヲ政府ガ統制スルコトハ團體契約ヲ認メル亞米利加ノ諸主義ニ相反スルノデアアル。

五、從テ市民生活ニ對スル統制ハ非常處置デアツテ根本原則ヲ示スモノデハナイ。非常時局ガ解消スレバ諸種ノ統制ハ除去サレル。或ハ又統制ヲ實施スルヨリモ其ノ非常時ヲ突破スル爲ニ統制ヨリモ優越セル手段ガ考究サルレバ其ノ方法ガ適用サレル。

六、日本ニ於テハ政府當局ニ依ル統制ノ問題ハ非常ナル重要性ヲ帯ビルコトアリ、同時ニ日本政府ニ依ル一般市民ノ諸活動ニ對スル統制ハ我ガ米國ノ國教スル諸主義ニ相反スルコトデアアルガ故ニ、次ノ點ヲ貴方ニ要求スルモノデアデ。即チ貴方

ノ掌握シテ居ル情報機關ヲ通ジテ問題トソレニ對スル處理方法ノ諸理由及日本市民ノ各階級ニ對スル當局司令部ノ將來採ラ
シトスル方針ヲ一般ニ理解セシムルコト。

七、此ノ點ニ關聯シテ去ル九月二十六日朝行ハレク次ノ放送ニ貴方ノ關心ヲ喚起シタケイ。日本政府ハ十月一日ヨリ生鮮食糧
品ニ對シ價格ノ最高標準ノ統制ヲ撤去スル豫定ナリシモ、前述ノ第一項ニ明示セル指令第三號ニ基キ同統制ハ尙存續セン
ト放送シテ居ル事實デアル。此ノ放送ガ與ヘテ印象ヲ除去スル手段ヲ採ラレベキコト及コレヲノ方針ハ充分説明セラル可
キニ付該放送ノ全文ヲ小生ノ手許ニナキ爲メ其ノ入手方ヲ御手配相成ルヤウ希望スルモノデアル。
小生ハ貴方ガ此ノ種事務ニ管掌セシメ居ラルル諸官ト此ノ問題ニ付前進ンデ討議スルコトヲ希望シ期待スルモノデアル。

マツクアーサー司令部指令第三號ノ趣旨
ニ關スル經濟科學部長クレマー大佐談

「食料品ノ自由販賣實情ニ懸ジテ許可」

指令第三號ハ去ル九月二十二日日本政府ニ對シ發セラレタモノデ經濟統制、生産及輸出入ニ關スル最高司令官ヨリノ指令デ
アル。コノ指令ニ關シテハ恰モ其ガ日本政府ニ對シ貴金ト必需商品ノ價格ニ對スル嚴重統制ト不足シテ居ル商品ノ嚴重ナ
制當制ノ實施ト繼續ヲ要求シテ居ルガ如ク考ヘル誤レル解釋ガカナリ多イヘクレマー大佐ハ「供給不足」トハ「一般人ノ
合理的カツ正常的ニ需要ヲ滿タシガタイ状態ニアル必需商品」ヲ意味スルモノデアルト説明シタ。指令第三號ノ實際的目的
トハ左ノ二ツデアル。

一、生活必需品ヲ得ルニ當ツテ富メル者ト同等ノ機會ヲ一般大衆ニ與ヘル。

一、一般大衆ニトツテ常ニ破壊的デアールインフレーションノ發展ヲ阻止スル各階級ノ經濟學者ノ認メルトコロデハ一定ノ條件ノ下ニ
インフレーション起ルコトニナツテ居リ、又インフレーションノ經濟生活ニトツテ決定的脅威デアリ其ノ犠牲トナルノハ一般大
衆即チ中産及ビ下層階級ダケデアル事實モ彼等ノ一致シテ認メルトコロダ。

金持ハ多クノ便法ヲ講ジ實際ニインフレーションケル事ガ出來ル、不幸ニモ以上ノ一定ノ條件ナルモノハ今日ノ日本ニ存在
シテ居リ必需品ニ對スル需要ハ供給ヲ遠カニシノギ當分ノ間見ルベキ程ノ出廻リ増加ヲ實現スル爲ニハ輸送手段ハ不充
分デアル。一方需要ハ日本兵士及國民ノ海外ヨリノ歸還トトモニ相當ノ増加ヲ見ル事ニナラウ。コノ約一ヶ年中ニ別リ
入ラレル新米ノ收穫ハ最近日本全土ヲ襲ツタ颱風ニヨリスデニカナリ減ツテ居ル。從ツテ供給ハ限ラレテオリ當分ノ
間ハ好轉ノ見込ハナイ。然ルニ需要ハ増加シツツアルノデアル。自由ニシテ統制セラレザル市場ニアツテハコレラ商品
例ヘバ米穀ノ賣手ハ高イ相場ヲ要求スルコトガ出來、コノ賣相場ハワヅカニ最高ノ賣手ガ支拂ハントスル額ニ依ツテノ
ミ制限サレルニ過ギナイ。

カクテ金持ハ限ラレタ商品ノ供給ニ對シ優先權ヲ得ルノデアル。

金持ハ若シ欲スルナラバ全部ノ供給ヲ買ヒ占メ最高價デ之ヲ轉賣スル事モ出來ル。物價ガ上ルト一圓ノ値デ買ヘル物ハ
ダンダン少クナリ、カクテ四價ハ物價ガ騰貴スル毎ニ價值ヲ失ヒ中産及ビ下層階級ノ貨幣所得ハ同ジデモ其ノ購買力ハ
益々減ツテ來ル。カクテイインフレーションハ成立スル。

コノ様ナ事態ニ對處スルタメ過去ニオイテ賃金労働者ハ賃金値上ヲ要求シタ。賃金ガ引上ゲラレルト労働者ハ直ニ之ノ

金ヲ生活必需品ニ投ズル。カクテ需要ハ増加シ、物が再ビ上ルト云々譯デアル。

六

インフレノ唯一ノ解決策ハ物資供給ノ増加ダ。然シ其レガ望メナケレバ統制ト割當制ガ必要デアル。

割當制トハ大衆ニ對シ必需品取得上金持ト同等ノ機會ヲ與ヘルモノデナクテハナラズ、貨金及物價ノ統制ハ大衆ガ合理的ナ價額デコレヲ買ヘル様ナモノデナクテハナラナイ。

諸統制トハタダ日本國民ノ持ツテ居ル金ノ多寡デハナク、彼等ノ必要ニ從ツテ米ヲ手ニ入レル事ガ出來ルノヲ保證スルガ如キモノデナケレバナラナイ。

經濟科學部ハ野菜、魚類其ノ他生鮮食品ノ自由販賣ハ進シテ許可スル心算デアル。コレ等ノ商品ハ退蔵スル事ガ出來ズ何等ノ制限モ必要トセズト云フ事ガ明カニナレバ自由市場ニ出廻ルガラウカラダ。

一般大衆ヘノ利益トナルコトガ判ツク場合ニ於テノミ統制ヲ實施スルコトニナラウ。又ヤメタ方大衆ノ利益ダトノ確證ガアレバイツデモ統制ハ緩和サレ廢サレルハズダ。一般市民ノ正常ナ生活活動ノ統制、タトヘバ最も好マシイト思ハ

レル方法デ所得ヲ使フ個人ノ權利ノ制限ノ如キニ米國ノ原則ニ矛盾スルノデアル、カク労働者が當然得ルコトヲ許サレタ貨金ニ對スル政府統制モ又アメリカノ團體交渉ノ諸原則トハ背致スル。從ツテ民需統制ハ非常手段デアツテ根本的原則ヲ表ハスモノデナク、非常事態ガ解消スレバ統制ハ撤廢サレルデアラウシ、非常事態ヲ乗り切ル上ニ統制ヨリモヨイ方法ガ發見サレレバ其ノ方法ガ採用サレルコトトナラウ。

秘

物價調整關係事項目録

- 一 物價調整の設置に關する説明要旨
- 二 物價調整の設置に關する臨時委員の意向
- 三 物價調整官制
- 四 物價調整事務分掌規程
- 五 物價調整委員設置表
- 六 物價調整令中改正勅令
- 七 物價調整委員會官制
- 八 物價調整機構一覽
- 九 物價調整に關する聯合國最高司令官司令全務指令の要旨
- 一〇 戰後物價調整基本要綱
- 一一 物價調整の確立及價格等統制の方針に關する件
- 一二 物價調整令
- 一三 大藏省物價部臨時設置制
- 一四 物價部分課規程
- 一五 物價行政機構に關する沿革圖略

以上

20
11.15
10-4

裏面白紙

物價統制の設置に關するE H Q當局の意向

(二一六) 八 大藏省物價部

日本の現状においては、物價統制が困難な仕事であることは認めらるが、しかし極めて必要な重大な仕事であることを指摘し、常に昨年九月二十三日の指令第三號「經濟統制に關する指令」を引用してE H Q當局は重大なる關心を有する旨を強調してゐる。此の原地からE H Q當局は物價行政機構の一元的強化を熱心に主張してゐるのであつて、去る三月、物價統制令の施行に當り、E H Q側は從來物價行政に關する主務大臣が夫々所管の物資毎に各省大臣となつてゐるのを一元化するを條件として同令の施行を承認し、日本側としては取敢ず物價統制令の施行に關する主務大臣を大藏大臣に一元化してその要求に答へることに、直ちに一元的且強力な物價行政機構の設置と、綜合的立場から經濟統制企畫推進する機構としての經濟安定本部の設置とを構想したのである。經濟安定本部の問題は内閣審議室と法制局とが共同して立案を進めるところとなつたが、物價行政機構問題は之と相併行して大藏省物價部、法制

局とが共同して立案を進めた。結局内閣直屬の物價廳を經濟安本部とは別個に設置するといふ成案を得て、G、H、Q側の承認を得たのであるが、ここに物價廳の設置に關聯してG、H、Q當局が日本政府當局に示した意向及び之に對する日本側の答への中重要な事項を摘記すれば、次の通りである。

一、物價廳を物價省として、長官は各省大臣と同じ權限を持たせること。
（この意見に對しては、獨立の省とするは、形式的には強化された様になるが、實質的には各省との關係もあり弱体となる恐れがあり寧ろ仕事の性質から考へて形式的には内閣總理大臣の權限として、實質的には物價廳長官に權限を與へる様にしたいといふ日本側の申出を承認した。）

二、物價廳長官は價格、料金等の一切について最後の決定を行ふ權限を專有するものとする。

（問題となるのは國鐵運賃と米麥の政府買上、賣渡の價格と所謂國營事業の價格、料金の決定であつて、日本側はかようなもの

については、事業の運営主体たる所管大臣の立場もあるもので共管とする方が行政運営の円滑を期する爲には却つてよろしいといふ意見を示したところ、形式的にはそれでよいが、實質的には物價騰貴を最終的に決定をする様にこのことで承認した。

三、物價騰貴の機構陣容を強化し、食糧、基盤資材、消費資材（日用品）の價格を檢討する課は少くとも部に昇格させることとし、又その内容も各種の價格及び料金毎に政府及び民間のエキスパートを揃へて本決する様にすること。

（米國の物價安定局OPAの實例を示して、その強大な人的スタッフを揃へてゐる點、その仕事を細かく分擔してゐる點等を指摘し、日本の物價統制當局もその程度の機構陣容を擁して強力に運営されるべきであるとの意向を示した。これに對して日本側は、當初から協定な機構陣容を擁しても、仲々その實際の運営は難しいし、又新機構は一日も速く出發する必要があるから、一先ブスタートしてをいて狀況により漸次必要とあらば甚大強化してゆく様にしたいと申出でG 五Q側の意向も汲んで若干機構陣容を擴大して官房三部十二課と

して一應承認を得た。

物價行政は可及的に中央廳で統一的に行ふ様にし、地方的に處理する場合も「地方物價事務局」で處理することとして、地方廳に對しては権限を委譲しない方針とすること。

（米國に於ても州政府に價格行政を行はせないで、O P A が、その直轄の全國十二ヶ所の出張所が之を行ふ様にしてゐることを示し、地方廳に任せたのでは行政の統一を缺く恐れがあるといふ意向を示した。日本側もこの點は同感であるが、従來地方廳がやつて來たのを一時に切り換へることも、實際問題としては困難なことであり、又地方廳にやらせることにした方がよいものもあるので、その際は中央から示した基準に従つて處理し、その他物價廳の監督指示の下に地方廳が處理する場合も認めらるやうにしたい。又その際は「地方物價事務局」が府縣間の統一調整に當るやうにしたいといふ方針を述べ、G H Q 側もこれを承認した。）

五 經濟安定本部と物價廳の關係については、前者が企畫官廳であり後

者が實施官廳であること、しかし常に密接な連絡を持して運営さるべきこと。

(此の意味で當初G H Q側は物價廳長官には經濟安定本部の總務長官たる國務大臣を充てるやうにとの意見を示したが、後にそれでは多忙で物價行政の推進が疎かになる惧れがあるから、専任者を置くやうにとの意見に變つた。物價廳長官が經濟安定會議のメンバーとなること、又物價廳の職員と經濟安定本部の部員との兼任制等の人的な結び付きにより、特に經濟安定本部の第五部とは、一体的に動くことを日本側から説明し、G H Q側もその方針に賛成した。)

六 物價安定委員會を諮問機關とすること。

(物價安定委員會は當初は議決機關となつてをり、日本側としてはこの委員會の運営によつて、行政の民主化、官民一体の統制を意圖してゐたのであつたが、G H Q側は議決機關としては却つて官廳の

行政事務が拘束されて運営の圓滑を缺く惧れのあること、又民間の意見を入れるといふことは、現在の日本の状態では却つて行政の公正妥當を失ふ惧れのあること等を指摘し、寧ろ物價廳の職員として民間有能の士を廣く登用すべきことを勸告したので、日本側はその方針でゆくこととし物價安定委員會を諮問機關とすることとした。

裏面白紙

裏面白紙

勅令第

物價廳官制

(三二六二〇)

第一條 物價廳は、内閣總理大臣の管理に属し、物價に関する事務を掌る。

第二條 物價廳に左の職員を置く。

長官

次長

一人

部長

内閣事務官又は内閣次官

専任

二人一級

専任

七十九人二級

専任

百二十九人三級

長官は、内閣事務大臣を以て、これに充てる。

第三條 物價廳に長官官房及び三部を置く。

長官官房及び各部の事務の分掌は、長官がこれを定める。

第四條 物價廳に参事若干人を置き、廳法に参事させらる。

参事は、内閣総理大臣の奏請によつて、關係各廳の一般官吏及び學識経験ある者の中から、内閣でこれを命ずる。

参事は、その職務に關して知つた秘密を隠すしなげなければならない。

第五條 長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、廳務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官吏の差遣を專行する。

第六條 次長は、長官を輔佐し、廳務を掌理する。

第七條 部長は、一般の内閣事務官又は内閣技官を以て、これに充てらる。

上官の命を受けて、廳務を掌理する。

第八條 内閣総理大臣は、必要と認めるときは地方物價事務局を置き、物價廳の事務を分掌させることができる。

裏面白紙

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。
大蔵省物價部臨時設置制は、これを廢止する。
この勅令施行の際現に大蔵省務官で大蔵省物價部に屬するものは、別に命令を發せられなきは、同級を以て内閣事務官に任ぜられたものとする。
委任官及諸官級別令の一部を次のやうに改正する。
委任官及諸官級別令の内閣の部中戰災復興院總裁秘書官の項の次に左のやうに加へる。

物價部 次長

物價廳事務分掌規程 (案) 昭二一、六七

第一條 長官官房に、庶務課を置き、部を次のやうに定める。

第一部

第二部

第三部

第二條 庶務課では、次のやうな事務を掌る。

一 人事に関する事項

二 長官及び次長の官印及び廳印の管守に関する事項

三 會計に関する事項

四 物價統制令による納付金の收入に関する事項

五 廳中取締に関する事項

六 職員の福利に関する事項

七 他部課の主管に属しない事項

第三條 第一部では、次のやうな事務を掌る。

- 一、物價に關する諸施策の企畫及び綜合事務との綜合連絡に關する事項
 - 二、物價に關係ある重要事項に關する事務との綜合連絡に關する事項
 - 三、物價に關する諸施策の綜合考査に關する事項
 - 四、物價に關する調査及び統計に關する事項
 - 五、物價に關する法令に關する事項
 - 六、物價安定の爲の國庫補助金及び統制團體その他業界の價格平衡資金に關する事項
 - 七、物價安定委員會に關する事項
 - 八、物價監視委員に關する事項
- 第四條 第一部に總務課、調査課、國民生活課及び監視課を置く。
總務課では、次のやうな事務を掌る。
- 一、物價に關する諸施策の企畫及び綜合調整に關する事項
 - 二、財政金融、生産配給、資金給與その他物價に關係ある重要事項に關する事務との綜合連絡に關する事項
 - 三、物價に關する法令に關する事項
 - 四、物價安定の爲めの國庫保補金及び統制團體その他業界の價格平衡資金に關する事項

- 四 物價安定の爲の國庫補助金及統制団体その他業界の償着
平衛資金に關する事項
- 五 物價安定委員會に關する事項
- 六 地方物價事務局に關する綜合事務に關する事項
- 七 文書の接受、配付、發送、編纂及び保存に關する事項
- 八 文書の審査及び進達に關する事項
- 九 官報掲載及び情報に關する事項
調査課では次のやうな事務を掌る
- 一 物價に關する調査及び情報蒐集に關する事項
- 二 物價に關する統計の作成、編纂及び配付に關する事項
- 三 物價に關する諸施策の啓發及び宣傳指導に關する事項
- 四 物價に關する内外の諸施策の調査及び研究に關する事項
國民生活課では次のやうな事務を掌る
- 一 家計に關する事項
- 二 消費組合に關する事項
- 三 その他國民の消費生活に關する事項

監視課では、次のやいな事務を掌る

- 一、物價に関する諸施策の綜合考察に關する事項
- 二、物價統制の勵行確保に關する諸方策の綜合に關する事項
- 三、物價監視委員に關する事項

第五條 第二部では、次のやいな事務を掌る。

- 一、生産基礎物資の價格に關する事項
- 二、食糧品の價格に關する事項
- 三、國民生活用品の價格に關する事項
- 四、其の他の礦産物及工業品の價格に關する事項
- 五、前各號に掲げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

第六條 第二部に、價格第一課、價格第二課、價格第三課及び價格第四課を置く。

價格第一課では、次のやいな事務を掌る。

- 一、石炭、鐵鋼、肥料、セメント、木材その他生産基礎物資の價格

裏面白紙

に關する事項

一、 前各課に揚げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

二、 價格第二課では、次のやうな事務を掌る。

一、 食糧品の價格に關する事項

二、 前課に揚げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

三、 價格第三課では、次のやうな事務を掌る。

一、 國民日常生活用品の價格に關する事項

二、 前課に揚げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

四、 價格第四課では、次のやうな事務を掌る。

一、 他課の主管に關しない農林畜水産物及び工業品の價格に關する事項

三 前號に掲げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

第七條 第三部では、次のやうな事務を掌る

一 不動産の價格及び賃貸料に關する事項

二 運送賃、電力料金、瓦斯料金等公共事業の料金に關する事項

三 入場料、宿泊料、修繕料、手数料その他各種の料金に關する事項

第八條 第三部に、不動産課公共事業課及び料金課を置く

不動産課では、次のやうな事務を掌る

一 土地及び建物の價格に關する事項

二 地代及び家賃に關する事項

公共事業課では、次のやうな事務を掌る

一 運送賃に關する事項

二 電力料金、瓦斯料金に關する事項

その他公共事業の料金に關する事項

- 料金課では次のやうな事務を掌る
- 一、入場料、宿泊料に関する事項
 - 二、修繕料、請負料、加工賃に関する事項
 - 三、その他各種の料金に関する事項

裏面白紙

勅令第六百六十一號 (昭和二十年十月二十七日)

大藏省物價部臨時設置制

第一條 臨時ニ大藏大臣ハ物價一般ニ関スル事務ヲ管理ス

前項ノ事務ヲ掌ラシムル為臨時ニ大藏省ニ物價部ヲ置ク

第二條 臨時ニ大藏省ニ左ノ職員ヲ置キ物價部ニ屬セシム

部長 一人 勅任

書記官 專任五人

事務官 專任六人

理事官 專任一人

屬 專任十二人

16

第三條 部長ハ大藏大臣ノ命ヲ承テ部務ヲ掌理ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物價部

價部令規程主定、昭和二十年十月二十八日ヨリ之ヲ

施行ス

昭和二十年十月二十八日

海澤敬三

物價部令規程

第一條 物價部第一課第二課第三課及第四課ヲ置キ其ノ事務ヲ

掌ル

第二條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 物價ニ関スル基本政策ノ企劃ニ関スルコト

二 物價ニ関スル重要事項ノ綜合調整ニ関スルコト

廿 17

三 物價ニ関スル調査及統計ニ関スルコト

四 他課ノ主管ニ屬セザルコト

第三條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 重要物資ノ價格ニ関スル綜合事務ニ関スルコト

二 前條ニ掲ケル事項ニ関スル方查ニ関スルコト

第四條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 地代、家賃及土地建物等ノ價格ニ関スル綜合事務ニ関スルコト

二 運送賃、請負料、其ノ他重要ナル料金等ニ関スル綜合事務ニ

関スルコト

三 貨金其ノ他給與ニ関スル綜合事務ニ関スルコト

四 前條ニ掲ケル事項ニ関スル方查ニ関スルコト

物價行政機構ニ関スル沿革概略 (昭二、四、二〇)
 (大藏省物價部)

年月 官 廳 委員 會 考 備

昭二五 (一) 支那事變勃發當時ハ特別臨時物價對策委員會
 一 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 二 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 三 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 四 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 五 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣

昭二四 (一) 支那事變勃發當時ハ特別臨時物價對策委員會
 一 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 二 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 三 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 四 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 五 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣

昭二三 (一) 支那事變勃發當時ハ特別臨時物價對策委員會
 一 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 二 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 三 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 四 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 五 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣

昭二二 (一) 支那事變勃發當時ハ特別臨時物價對策委員會
 一 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 二 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 三 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 四 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 五 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣

昭二一 (一) 支那事變勃發當時ハ特別臨時物價對策委員會
 一 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 二 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 三 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 四 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣
 五 物價ニ関スル事務ヲ一ツ設ケ各關總理大臣

第一次近衛内閣成立
 支那事變勃發
 暴利取締令ヲ發布
 高價格抑制令ヲ發布(八三)

輸出入品等ニ関スル
 時措置ニ関スル去後
 干物品販賣價格取締規
 制定セヨレ價格統制
 始ス(七九)

平沼內閣成立 (一五)
 中央物價委員會ニ於テ
 物價統制大綱ヲ決定答申
 (四七)

阿部内閣成立 (八三)
 第二次歐洲大戰勃發
 (九三)
 國家總動員法ニ基テ價
 格統制令、賃金臨時指

<p>五八 (四)物價局官制改正物價局 專任=長官ヲ設ク</p>	<p>五七</p>	<p>五五 五四</p>	<p>五三 五二 (四)物價局、機構ヲ拡充シ 人員ニ増置ス(三部六課)</p>
	<p>物價問題、綜合的性質 二、額ニ内閣ニ於テ物價 綜合政策ヲ探リ上ルガ トスル意向ニ出ルモ 十、(中央)地方 價委員、會ハ成立ス 四、(中央)地方 會ヲ設ケテ中央委員、會 商工大臣ノ地方委員、會 八、地方長官ノ監督下ニ 置テ夫々關係各大臣地 方長官ノ諮問ニ應ジ價 格形成ニ關スル事項ヲ 調査審議セシム</p>	<p>(四)新ニ物價對策審議會 ヲ設ケ内閣總理大臣、 監督ニ屬セシメ其、諮 問ニ應ジテ物價ニ關ス ル重要對策ニ付調査審 議セシムルコトトス 會長ハ總理トシ委員中 二ハ國務大臣、幹長 二長官ヲ含ムコトトシ 而シテ本會ノ庶務ハ企 画院之ヲ掌ル事トセリ</p>	
<p>輸出品等ニ關スル臨 時措置ニ關スル法律ニ基 テ奢侈品等製造販賣制限 規則公布施行 (三七) 第二次近衛内閣成立 (七三)</p>		<p>米内閣成立 (二五)</p>	<p>置、會社職員給與臨時 措置令、地代家賃統制令 公布施行 (三二) 中央物價統制協力會議 設置セラル (三六) 農林商工省省令ニ依ル 農利行為等取締規則公布 (三六)</p>

五〇

五二

五三

五〇 五二 五三
 五〇 價格統制令の一部改
 正シ價格停止期間ヲ更ニ
 一年延長ス尚別ニ地代家
 賃統制令、会社經理統制
 令制定セラレ旧法令ヲ引
 續カ
 五二 土地建物等價格統制令
 制定 (二二一)

六一

六二

六三

六四

六五

六六

六一 而シテ農林省ニ於テハ從
 來前記農林水畜産物等ノ
 關係事務ヲ所掌セル官房
 調整課ヲ廢シ總務局ニ價
 格第一課同第一課ヲ設ケ
 テ此等ノ物資ノ價格關係
 事務ヲ所掌セシム
 六二 (個別物價ニ関スル統制ハ
 各所管大臣ニ司掌セシメ
 ントスル傾向漸次現ハレ
 来テルヲ示ス)

六三 (ハ) 此ノ頃ヨリ企画院第一
 部第二課ニ於テ綜合物價組
 政策ヲ探リ上ケル傾向ヲヨ
 示シ初ム

六四 (五) 物價對策審議會ヲ改
 正シ價格統制令一部改
 正シ價格停止期間ヲ更ニ
 一年延長ス尚別ニ地代家
 賃統制令、会社經理統制
 令制定セラレ旧法令ヲ引
 續カ
 五二 土地建物等價格統制令
 制定 (二二一)

六五 臨時農地價格統制令
 行ケラル (六二)
 六六 生活必需物資統制令施
 行セララル (三三)
 六三 米麥配給制實施
 企画院改組 (五二)

六六 第三次近衛内閣成立
 (六六)

二六八

二六九

二七〇

二七一

(九) 物價局官制ヲ改メ物價
統制ニ関スル事務ヲ外日
用品ノ生産配給及消費ニ
関スル事務ヲ掌ルコトト
ス(但シ前記農林省関係物
資ニ関スルモノハ除外ス)
(總務課ノ外ニ部六課)

二七二

(十) 商工省企画課ハ軍需省
トシテ大部分ヲ移シ商工省
ノ一部ハ農林省トシテ統制
テ農商省トナル。物價局
ハ農商省ニ設置セラレ
課ヲ置ク(農商省物價局統
制課ハ物價統制ニ際スル
綜合企画及物價統制方策
ノ実施ニ関スル連絡調整
ヲ司掌スルコトトセラレ
タルモ各省ニ於テ其ノ所
管物資ニ付テハ價格統制
ヲ所管スル結果綜合物價
政策ノ企画調整等ハ物價
局ニ於テハ必シモ十分ニ
行ヒ得ズ又内閣參事官室
ニ於テモ手廻リ兼ネル
狀況下ニ置カラルノ已ム
無キニ至リタリ)

二七三

小磯米内閣立内閣成立
(七二二)

。米價ノ二重價格制ヲ採
用

。價格等統制令ヲ一部改
正シ修繕料等ニ付テモ統
制ヲ行フコトトス(九三)

。東條内閣成立(九二)

。大東亞戰爭勃發(三八)

。物資統制令施行セラル
(三二五)

。衣料切符制實施(二二〇)

。生産増強方策ト低物價
政策ト、調整が主要ナル
物價問題トナル

。緊急物價對策要綱閣議
決定(四二六)

。戰力増強企業整備ノ斷
行(七一)

物價對策審議會ヲ廢
止ス

九九

一〇一

一〇二

一〇四

。物價行政一元化，要望
 強ル（翼政公、日経聯等、建
 議）
 。物價政策ノ強化ニ關スル
 件ヲ閣議決定シ綜合物
 價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
 上アルトトス（二一九）

。物價政策ノ強化ニ關スル
 件ヲ閣議決定シ綜合物
 價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
 上アルトトス（二一九）

。物價政策ノ強化ニ關スル
 件ヲ閣議決定シ綜合物
 價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
 上アルトトス（二一九）

。物價行政一元化，要望
 強ル（翼政公、日経聯等、建
 議）
 。物價政策ノ強化ニ關スル
 件ヲ閣議決定シ綜合物
 價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
 上アルトトス（二一九）

一〇八

一〇九

一一〇

一一一

一一二

一一三

。物價行政一元化，要望
 強ル（翼政公、日経聯等、建
 議）
 。物價政策ノ強化ニ關スル
 件ヲ閣議決定シ綜合物
 價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
 上アルトトス（二一九）

。物價行政一元化，要望
 強ル（翼政公、日経聯等、建
 議）
 。物價政策ノ強化ニ關スル
 件ヲ閣議決定シ綜合物
 價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
 上アルトトス（二一九）

。物價行政一元化，要望
 強ル（翼政公、日経聯等、建
 議）
 。物價政策ノ強化ニ關スル
 件ヲ閣議決定シ綜合物
 價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
 上アルトトス（二一九）

。物價行政一元化，要望
 強ル（翼政公、日経聯等、建
 議）
 。物價政策ノ強化ニ關スル
 件ヲ閣議決定シ綜合物
 價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
 上アルトトス（二一九）

。物價行政一元化，要望
 強ル（翼政公、日経聯等、建
 議）
 。物價政策ノ強化ニ關スル
 件ヲ閣議決定シ綜合物
 價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
 上アルトトス（二一九）

三三	三二	三二
<p> 三三 物價統制令、施行ニ關 スル主務大臣ヲ大藏大臣 一元化ス </p>		
<p> 上 米ノ消費者價格大幅引 上 (二二五) 戰後物價對策基本要綱 閣議決定 (二二五) 金融緊急措置實施 令 (二二七) 食糧緊急措置實施 令 (二二七) 新物價体系ノ確立及價 格統制ノ方針ニ關スル 件閣議決定 (三二) 物價統制令施行ニ關 スル依ル價格等ノ一 齊改訂 (三三) </p>		

裏面白紙

勅令第六百六十一號 (昭和二十年十一月二十七日)

大藏省物價部臨時設置制

第一條 臨時ニ大藏大臣ハ物價一般ニ関スル事務ヲ管理ス

前項ノ事務ヲ掌ラシムル為臨時ニ大藏省ニ物價部ヲ置ク

第二條 臨時ニ大藏省ニ左ノ職員ヲ置キ物價部ニ屬セシム

部長 一人 勅任

書記官 專任五人

事務官 專任六人

理事官 專任一人

屬 專任十二人

28

第三條 部長ハ大藏大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物價部

本部分課規程を通告す。昭和二十年十一月二十八日より之ヲ
行ス。

昭和二十年十一月二十八日

大臣 子爵 齋藤 敬三

物價部分課規程

第一條 物價部第一課、第二課、第三課ヲ置キ其ノ事務ヲ

掌ルベシム

第二條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 物價ニ関スル基本約政策ノ企劃ニ関スルコト

二 物價ニ関スル重要事項ノ綜合調整ニ関スルコト

三 物價ニ関スル調査及統計ニ関スルコト

四 他課ノ主管ニ屬セザルコト

第三條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 重要物資ノ價格ニ関スル綜合事務ニ関スルコト

二 前號ニ掲ケル事項ニ関スル調査ニ関スルコト

第四條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 地代、家賃及土地建物等ノ價格ニ関スル綜合事務ニ関スルコト

二 運送賃、請負料、其他重要ナル料金等ニ関スル綜合事務ニ

関スルコト

三 賃金其ノ他給與ニ関スル綜合事務ニ関スルコト

四 前號ニ掲ケル事項ニ関スル調査ニ関スルコト

物價行政機構ニ関スル沿革概略 (昭和二、四、二〇。大藏省物價部)

年月 官 務 員 會 考 備

昭三五
 (一)支那事變勃發當時ハ特ニ臨時物價対策委員會ヲ設ケ以テ物價ノ統制ニ努メル事ヲ以テシテ
 (二)物價ノ統制ニ關スル事務ヲ一ツトシテ臨時物價統制委員會ヲ設ケ以テ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (三)物價ノ統制ニ關スル事務ヲ一ツトシテ臨時物價統制委員會ヲ設ケ以テ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (四)物價ノ統制ニ關スル事務ヲ一ツトシテ臨時物價統制委員會ヲ設ケ以テ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ

昭三六
 (一)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (二)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (三)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ

昭三七
 (一)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (二)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (三)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ

昭三八
 (一)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (二)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (三)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ

昭三九
 (一)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (二)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (三)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ

昭四〇
 (一)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (二)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (三)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ

昭四一
 (一)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (二)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ
 (三)臨時物價統制委員會ヲ改組シテ物價統制委員會トシテ之ヲ掌ルル事ヲ以テシテ

第一次近衛内閣成立 (六四)
 支那事變勃發 (七七)
 暴利取締令ヲ強化シ (七八)
 高價格抑制ヲ開始 (八三)

。野田入品等ニ關スル統制
 時措置ニ關スル法律ニ基
 キ物品販賣價格取締規則
 制定セラレ價格統制ヲ實
 始ス (八九)

。平沼内閣成立 (一五)
 中央物價委員會ニ於テ
 物價統制大綱ヲ決定答申
 (四七)

。河部内閣成立 (八三)
 第二次政洲大戰勃發 (九三)
 國家總動員法ニ基テ價格統制令、賃金臨時法

一五〇

一四九

一四八

五、物價局官制ヲ改正シ物價統制ニ関スル事務中ヨリ農林畜水産業専用物品ニ関スル事務ヲ除クコトトシ同時ニ人員ヲ縮減ス(商工農林、所管調整ヲ因リタルニ依ル。此ノ頃ヨリ物價統制問題ハ主トシテ個別物價統制、問題トシテ物資側面ヨリ設ハレタル傾向アリ)

(總務課、外ニ二部六課)

一四七

一四六

一四五

一四四

一四三

一四二

而シテ農林省ニ於テハ從來前記農林水畜産物等ノ關係事務ヲ所掌セル官房調整課ヲ廢シ總務局ニ價格第一課同第ニ課ヲ設ケテ此等ノ物資ノ價格關係事務ヲ所掌セシム

(個別物價ニ関スル統制ハ各所管大臣ニ司掌セシメントスル傾向漸次現ハレ来タルヲ示ス)

(八) 此ノ頃ヨリ企画院第一(三)物價對策審議會ヲ改組シ國務大臣等ヲ委員ニ於テ綜合物價組シ國務大臣等ヲ委員ニ於テ採リ上アル傾向ヲ示シ初ム

。價格等統制令ヲ一部改正シ價格停止期間ヲ更ニ一年延長ス尚別ニ地代家賃統制令、会社経理統制令制定セテ旧法令ヲ引継ガ

(一〇六)

。宅地建物等價格統制令制定

(一一一)

。臨時農地價格統制令施行セラル

(一一)

。生活必需物資統制令施行セラル

(三三)

。米麥配給制定施

(四二)

。企画院改組

(五一)

。第三次近衛内閣成立

(七一)

三六八

三六九

三七一

三三三

三三三
三三四
三三七

三三二

三三七

(九) 物價局官制ヲ改メ物價
統制ニ関スル事務ノ外日
用品ノ生産配給及消費ニ
関スル事務ヲ掌ルコトト
ス(但シ前記農林省関係物
資ニ関スルモノハ除外ス)
(一) 總務課ノ外ニ部六課

米價ノ二重價格制、提
用。價格等統制令ヲ一部改
正シ修繕料等ニ付テモ統
制ヲ行フコトトス(九三三)
。東條内閣成立(九三六)
。大東三戰爭勃發(三三八)
。物資統制令施行セラル
(三三五)
。衣料切符制實施(二二〇)
。生産増強方策ト低物價
政策ト、調整カ主要ナル
物價問題トナル
。緊急物價對策要綱閣議
決定(四一六)
。對テ增強企業整備、新
行(三七一)

(十) 商工省企畫院ハ軍需省
トシテ大部分移リ商工省止ス
。一部ハ農林省ト統合シ
テ農商省トナル。物價局
ハ農商省ニ設置セラレ四
課ヲ置ク(農商省物價局統
制課ハ物價統制ニ関スル
綜合企畫及物價統制方策
ノ實施ニ関スル連絡調整
ヲ司掌スルコトセラレ
タルモ各省ニ於テ其ノ所
管物資ニ付テハ價格統制
ヲ所管スル結果綜合物價
政策ノ企畫調整等ハ物價
局ニ於テハ必シモ十分ニ
行ヒ得ズ又内閣參事官室
ニ於テモ手が廻リ兼ねル
狀況下ニ置カラル、已ム
無キニ至リタリ)

物價對策審議會ヲ廢

小磯米内閣立内閣成立
(七二二)

一九九

二〇一

二〇二

二〇三

二〇四

二〇八

二〇九

二一〇

二一一

(七) 戰時物價審議會ヲ設
置シ内閣總理大臣ノ監
督下ニ置キ其ノ諮問ニ
應ジ戰時物價政策ニ関
スル重要事項ヲ調査審
議セシムルコトトシ會
長ハ總理トス
八 價格形成委員會ヲ廢
止ス尚重要ナル物資ノ
價格等ハ閣議ニ於テ之
ヲ決スルコトトス

。物價行政一元化、要望
強ル(翼政会、日経聯等、建
議)

。物價政策、強化ニ関ス
ル件ヲ閣議決定シ綜合物
價政策ヲ内閣ニ於テ採リ
上アルコトトス (二一九)

。米價大幅引上 (四九五)
。鈴木内閣成立 (四七)

(五) 臨時ニ綜合計畫局ヲシ
テ物價一般ニ関スル事務
ヲ掌ラシメ之ヲ爲同局ニ
戰時物價部ヲ置フ (三課)

。綜合計畫局成立 (八三五)
。東京運宮内閣成立 (八七七)

。綜合計畫局成立 (八三五)
。東京運宮内閣成立 (八七七)

(三) 綜合計畫局成立ト共ニ
戰時物價部モ発止セラレ
司部事務ハ内閣調査局ニ
引継ガレ(但シ調査局官
制中ニハ物價一般ヲ司掌
スル旨明記ナシ)

。幣原内閣成立 (二〇九)
。生鮮食料品、統制撤廃 (二一〇)

。幣原内閣成立 (二〇九)
。生鮮食料品、統制撤廃 (二一〇)

(二) 物價一般ニ関スル事務
ハ大藏省ニ移管セラレ大
藏省ニ臨時ニ物價部ヲ設
置シ其ノ事務ヲ掌ラシム
(三課)

(九) 戰時物價審議會成立
セシムル
。大藏省、戦後通貨對
策委員會ヲ戰後通貨物
價對策委員會ト改称シ
物價部会ヲ設ク

。戰産稅等ニ関スル方針
發表 (二一四)
。食糧輸入、許可指令 (二一四)
。米、生産者價格引上 (二一六)

。價格調整補助金、撤廃
ト之ニ伴フ價格改訂 (二一七)

勅令第六百六十一號 (昭和二十年十月二十七日)

大藏省物價部臨時設置制

第一條 臨時ニ大藏大臣ハ物價一般ニ関スル事務ヲ管理ス

前項ノ事務ヲ掌ラシムル為臨時ニ大藏省ニ物價部ヲ置ク

第二條 臨時ニ大藏省ニ左ノ職員ヲ置キ物價部ニ屬セシム

部長 一人 勅任

書記官 專任五人

事務官 專任六人

理事官 專任一人

屬 專任十二人

第三條 部長ハ大藏大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

價部分課規程左通定、昭和二十年十月二十八日ヨリ之ヲ
之行ス

昭和二十年十月二十八日

大藏大臣 子爵 澁澤 敬三

物 價 部 分 課 規 程

- 第一條 物價部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置キ其ノ事務ヲ
掌ラセシム
- 第二條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 物價ニ関スル基本的政策ノ企劃ニ関スルコト
二 物價ニ関係ナル重要事項ノ綜合調整ニ関スルコト

三 物價ニ関スル調査及統計ニ関スルコト

四 他課ノ主管ニ屬セザルコト

第三條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 重要物資ノ價格ニ関スル綜合事務ニ関スルコト

二 前號ニ掲ケル事項ニ関スル調査ニ関スルコト

第四條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 地代、家賃及土地建物等ノ價格ニ関スル綜合事務ニ関スルコト

二 運送賃、請負料、其他重要ナル料金等ニ関スル綜合事務ニ
関スルコト

三 貸金其ノ他給與ニ関スル綜合事務ニ関スルコト

四 前號ニ掲ケル事項ニ関スル調査ニ関スルコト

物價行政機構ニ関スル沿革概略 (昭二、四、二〇。大藏省物價部)

年月 官廳 委員 會等 備考

昭二五
 (一) 支那事変勃發當時ハ特ニ臨時物價對策委員會ヲ設ケ内閣總理大臣、
 一物價ニ関スル事務ヲ一ヲ管シ、
 二之置キ會長ハ
 元帥、
 三大臣ヲ以テ之ニ充
 ズ、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

昭二六
 (一) 支那事変勃發當時ハ特ニ臨時物價對策委員會ヲ設ケ内閣總理大臣、
 一物價ニ関スル事務ヲ一ヲ管シ、
 二之置キ會長ハ
 元帥、
 三大臣ヲ以テ之ニ充
 ズ、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

第一次近衛内閣成立
 (六、四)
 支那事変勃發 (七、七)
 暴利取締令ヲ強化シ
 高價格抑制ヲ開始 (八、三)

昭二七
 (一) 支那事変勃發當時ハ特ニ臨時物價對策委員會ヲ設ケ内閣總理大臣、
 一物價ニ関スル事務ヲ一ヲ管シ、
 二之置キ會長ハ
 元帥、
 三大臣ヲ以テ之ニ充
 ズ、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

輸出物品等ニ関スル臨時
 措置ニ関スル法律ニ基
 キ物品販賣價格取締規則
 制定シ、
 價格統制ヲ開始
 (二、六)

平沼内閣成立 (一、三)
 中央物價委員會ニ於テ
 物價統制大綱ヲ決定
 (四、三)

河部内閣成立 (八、三)
 第二次政洲大戰勃發
 (九、三)
 國家總動員法ニ基テ買
 格等統制令、賃金臨時指

昭二八
 (一) 支那事変勃發當時ハ特ニ臨時物價對策委員會ヲ設ケ内閣總理大臣、
 一物價ニ関スル事務ヲ一ヲ管シ、
 二之置キ會長ハ
 元帥、
 三大臣ヲ以テ之ニ充
 ズ、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

昭二九
 (一) 支那事変勃發當時ハ特ニ臨時物價對策委員會ヲ設ケ内閣總理大臣、
 一物價ニ関スル事務ヲ一ヲ管シ、
 二之置キ會長ハ
 元帥、
 三大臣ヲ以テ之ニ充
 ズ、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

昭三〇
 (一) 支那事変勃發當時ハ特ニ臨時物價對策委員會ヲ設ケ内閣總理大臣、
 一物價ニ関スル事務ヲ一ヲ管シ、
 二之置キ會長ハ
 元帥、
 三大臣ヲ以テ之ニ充
 ズ、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

昭三一
 (一) 支那事変勃發當時ハ特ニ臨時物價對策委員會ヲ設ケ内閣總理大臣、
 一物價ニ関スル事務ヲ一ヲ管シ、
 二之置キ會長ハ
 元帥、
 三大臣ヲ以テ之ニ充
 ズ、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

昭三二
 (一) 支那事変勃發當時ハ特ニ臨時物價對策委員會ヲ設ケ内閣總理大臣、
 一物價ニ関スル事務ヲ一ヲ管シ、
 二之置キ會長ハ
 元帥、
 三大臣ヲ以テ之ニ充
 ズ、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

五二
四) 物價局、機構ヲ拡充シ
人員ニ増置ス(三部六課)

五三
一) 新ニ物價對策審議會
ヲ設テ内閣總理大臣、
監督ニ屬シ、其、諮
問ニ應ジテ物價ニ関ス
ル重要對策ニ付調査審
議セシムルコトトス、
會長ハ總理トシ、委員中
ニハ國務大臣、局長、
二長官ヲ含ムコトトシ
而シテ本會ノ庶務ハ企
画院之ヲ掌ル事トセリ

。米内内閣成立 (二二六)
。農林商工省省令ニ依ル
。農林行爲等取締規則公布
(二三三)
。公布施行
。中興物價統制協力會議
設置セラル (二三三)
。農林商工省省令ニ依ル
。農林行爲等取締規則公布
(二三三)

五四
一) 物價問題、綜合的性質
ニ屬シ、内閣ニ於テ物價
ニ關スル政策ヲ採リ、
トスル意向ハ、
トナリ、(中央及地方)
價委員會ハ、
四) 又別ニ價格形成委員
會ヲ設テ中央委員會、
商工大臣、地方委員會、
ハ地方長官、監督下ニ
置キ、夫々關係各大臣地
方長官、諮問ニ應ジ、價
格形成ニ関スル事項ヲ
調査審議セシム

。輸出入品等ニ関スル
。時措置ニ關スル法律ニ
。ノ奢侈品等製造販賣
。規則公布施行 (二三三)
。第二次近衛内閣成立
(二三三)

五八
四) 物價局官制改正、物價局
專任ニ長官ヲ設ク

五〇

五二

六一

五〇 物價局官制ヲ改正シ物價統制ニ関スル事務中ヨリ農林畜水産業専用物品ニ関スル事務ヲ除クコトトシ同時ニ人員ヲ縮減ス(商工農林)所管調整ヲ圖リタルニ依ル。此ノ頃ヨリ物價統制問題ハ主トシテ個別物價統制ノ問題トシテ物價調整ヨリ扱ハレタル傾向アリ(總務課、外ニ二部六課)

。價格等統制令ヲ一部改正シ價格停止期間ヲ更ニ一年延長ス尚別ニ地代家賃統制令、会社經理統制令制定セラレ旧法令ヲ引継ケ(一〇三六)
。空地建物等價格統制令制定(一一二一)

六一

六三

六四

六五

六七

而シテ農林省ニ於テハ從來前記農林水畜産物等ノ關係事務ヲ所掌セル官房調整課ヲ廢シ總務局ニ價格第一課同第ニ課ヲ設ケテ此等ノ物資ノ價格關係事務ヲ所掌セシム(個別物價ニ関スル統制ハ各所管大臣ニ司掌セシメントスル傾向漸次現ハレ来タルヲ示ス)

六五 (イ)此ノ頃ヨリ企画院第一(五)物價對策審議會ヲ改部第二課ニ於テ綜合物價組シ國務大臣等ヲ委員政策ヲ探リ上グル傾向ヲ示シ初ム

。臨時農地價格統制令施行セラレ(二二)
。生活必需物資統制令施行セラレ(三三)
。米麥配給制定(四一)
。企画院改組(五一)
。第三次近衛內閣成立(七一八)

一六八
一六九

（九）物價局官制ヲ改メ物價
統制ニ関スル事務ノ外日
用品ノ生産配給及消費ニ
関スル事務ヲ掌ルコトト
ス（但シ前記農林省関係物
資ニ関スルモノハ除ク）
（總務課ノ外ニ部六課）

一六二

一六三

一六四
一六五

一六六

一六七

（十）商工省企画院ハ軍需省
トシテ大部分移リ商工省止
テ農商省トナル。物價局
ハ農商省ニ設置セラレ四
課ヲ置ク（農商省物價局統
制課ハ物價統制ニ関スル
綜合企画及物價統制方策
ノ実施ニ関スル連絡調整
ヲ司掌スルコトトセラレ
タルモ各省ニ於テ其ノ所
管物資ニ付テハ價格統制
ヲ所管スル結果綜合物價
政策ノ企画調整等ハ物價
局ニ於テハ必シモ十分ニ
行ヒ得ズ又内閣参事官室
ニ於テモ手が廻リ兼ねル
狀況下ニ置カルルノ已ム
無キニ至リタリ）

（六）物價對策審議會ヲ廢

。米價ノ二重價格制ヲ採

用。

。價格等統制令ヲ一部改

正シ修繕料等ニ付テモ統

制ヲ行フコトトス（九三）

。東條内閣成立（九六）

。大東亞戰爭勃發（三六）

。物資統制令施行セラレ

（三五）

。衣料切符制實施（二〇）

。生産増強方策ト依物價

政策ト調整カ主要ナル

物價問題トナル

。緊急物價對策要綱閣議

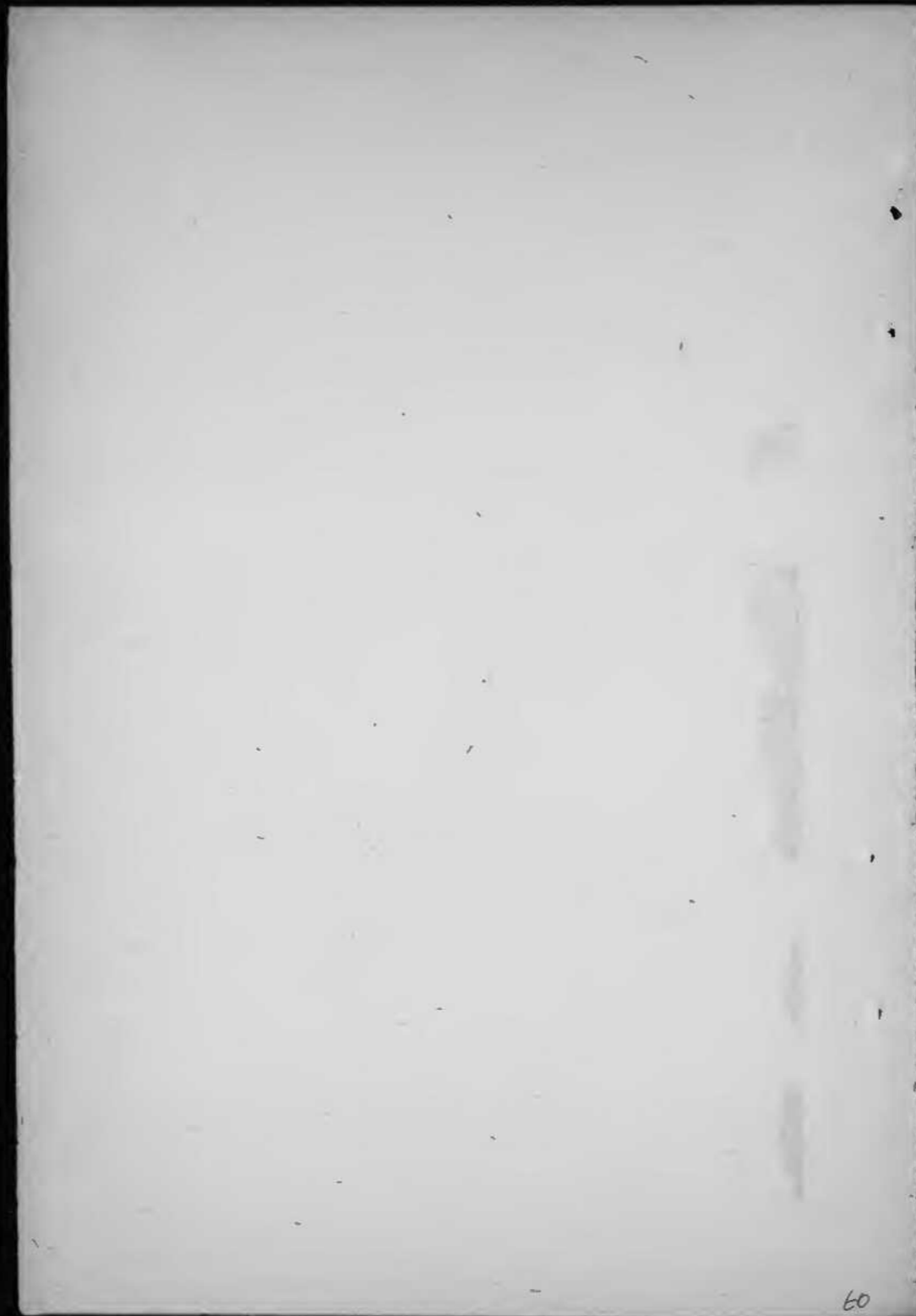
決定（四六）

。戰力増強企業整備ノ新

行（六一）

。小磯米内閣立内閣成立

（七二）



裏面白紙

昭和二十年十一月

大藏省物價部設置ニ関スル書類

文書課

谷村事務官

裏面白紙

20
11/21
10/21

大日本帝國政府

今後之於物価行政之関心意見 (二〇二、六)

物価一般之関心事項ヲ所掌セシ官廳ノ沿革概畧 (二〇二、八)

臨時大藏省ニ物価部ヲ設置スルノ件 (案) (二〇二、九)

高等官官制ニ係ル中改正ノ件

戰時物価審議會官制廢止ノ件

結合對馬局戰時物価部臨時設置(案)

農商省用僚官制(抄) (参考)

物価局官制(抄)

大藏省ニ於テ物価一般之司掌スルニ付考慮スルノ内閣 (二〇二、九)

物価部分課規程(案) (二〇二、一〇)

物価行政之関心周諮申合セ(案) (二〇二、一〇)

大藏省官制中改正ノ件(案) (二〇二、一四)

大藏省物価部臨時設置(案) (國議決議案) (二〇二、一五)

(國史館保存部一七×三六七紙)

裏面白紙

大日本帝國政府

裁判局ニ於ケル補選ノ要旨

百二二

(制定規格紙一八二×二五七紙)

補選

一 如何ナル仕事ノ内容カ

二 現在ノ法律官制第一條ニ基キ、如何ニシテ、仕事ノ内容カ、如何ナルカ

三 改正ノ要ナレトモ、從來他デ、物価ノ騰貴ヲ司考セルハ、如何

四 官制改正ノ要アリトモバ

(一) 東京制ニツレバ

(二) 臨時法廷制トスレバ

五 事業系重要ナルヲ以テ、如何ニシテ、如何ナルヲ要ス

六 官員數

七 法律官制ニ改正ヲ要ス

八 予算ノ問題

裏面白紙

昭和二十年十一月六日

今後ニ於ケル物價行政ノ運営ニ關スル意見

内閣調査局調査官 谷村 裕

裏面白紙

66

目 次

- 一、物價問題ノ綜合的性質ト其ノ重點ニ付テ
- 二、物價問題ヲ綜合的ニ且責任ヲ以テ取扱フベキコトニ付テ
- 三、物價問題ヲ主トシテ何レノ行政部ニ司掌セシムルヲ適當トスルヤニ付テ
- 四、物價行政運営ノ具體的方法ニ付テ
- 五、物價問題ノ今後ノ取扱方ニ關シ政府ノ態度ヲ明カニスベキコトニ付テ

裏面白紙

今後ニ於ケル物價行政ノ運営ニ關スル意見

一、物價問題ノ綜合的性質ト其ノ重點トニ付テ

(一)物價問題ハ單ニ個々ノ物資等ノ價格ノ問題トシテ之ヲ考フベキモノニ非ズ又單ニ財政、金融ノ面ヨリノミ之ヲ採リ上ゲ之ガ解決ヲ期待スベキモノニモ非ズ、問題ハ生産、輸送、配給、勞務、貿易、賠償等國家經濟ノ凡ユル問題ノ綜合セル指標トシテ理解セラルベク從テ問題ハ新カル見地ヨリ綜合的ニ解決セフルベク對策亦新カル見地ヨリ綜合的ニ樹立セフルベキモノナルコト斷ヲ俟タズ

(二)要スルニ物價問題トハ國家經濟ニ於ケル凡百ノ問題ヲ物價トイフ點ヨリ採リ上ゲタル場合ノ謂ニ他ナラズ、而シテ現在ノ國家經濟ニ於ケル凡百ノ問題ノ重點ガ食糧問題ニ集約セラルル如ク物價問題ノ重點モ亦此ノ點ニ在リ問題ノ解決モ對策樹立ノ第一歩モ一ニ懸ツテ食糧問題ノ解決ニ在リト斷シテ取テ過言ニ非ズ

裏面白紙

二、物價問題ヲ綜合的ニ且責任ヲ以テ取扱フベキコトニ付テ

(一) 問題ノ焦點ハ右ノ如ク食糧問題ニ在リト雖モ問題ノ解決ハ之ヲ綜合的見地ヨリ圖ラザルベカラザルコト固ヨリニシテ食糧ノ問題ソレ自身亦物價全般ノ問題ト相聯屬シテ考慮セザルニ於テハ其ノ解決ノ方向ニ關リナキヲ保シ難シ從ツテ物價問題ハ政府全體、内閣全體ノ同意トシテ之ヲ取扱フベキモノナルモ此ノ場合問題ノ把握ト解決トハ第一ニ綜合的立場ニ於テ、第二ニ責任ト熱意トヲ以テ行ハレザルベカラズ

(二) 右ノ如キ立場ヨリ物價問題ヲ取扱フベク現ニ行ハレ居ルガ如キ内閣直屬ノ一部局ヲシテ之ヲ適當セシムル方法ハ一應形式的ニハ異論ナキ處ナルモ勅モスレバ問題ノ把握ハ實踐ヨリ遠ザカリ責任ト熱意トヲ以テ事ニ當ルノ實ヲ舉グルニ遺憾ノ點ナシトセズ依テ此ノ際物價問題ニ關シ眞ニ其ノ責任ヲ自覺シ其ノ解決ニ主導性ヲ採リ得ル立場ニ在ル國務大臣ヲシテ主トシテ物價一般ニ關スル行政ヲ司掌セシムルヲ可トスベシ

裏面白紙

三、物價問題ヲ主トシテ何レノ行政部ニ司掌セシムルヲ適當トスルヤニ付

ア

(一) 物價問題ヲ如何ナル行政部ニ主トシテ司掌セシムルヲ適當トスルヤ

ニ付テハ從來ノ經濟ハ一應皆クトスルモ先ヅ大蔵、商工、農林ノ三省ヲ牽ゲ得ベシ、固ヨリ行政各部ノ所管事務ハ大ナリ小ナリ物價問題ニ關係アリ又其ノ故ニ物價問題ハ政府全體ノ問題トシテ扱ヘルベキモノナルベキモ此等三省ハ特ニ物價問題ニ關シ責任アル官廳ニシテ此等三省ノ總策ノ進否ハ原ナニ物價問題ノ歸趨ヲ決スベキモノナリト云フモ適宜ニ非ス然ラバ其ノ何レヲ主トシテ本問題ヲ適當セシムルヲ可トスベキカニ關シテハ

(1) 何レガ其ノ所管事務ニ於テ物價問題ト最モ密接ニ結ビ付キ、其ノ責任ヲ感ジ其ノ解決ニ努力ヲ各マザル立場ニ在リヤ
(2) 何レガ長ク問題ヲ綜合的ニ把握シ得ル立場ニ在リヤ
ノ二點ヨリ決セラルベシ

二、此ノ點ヨリ按ズルニ、商工、農林ノ兩省ハ共ニ物價問題ニ至大ノ責

裏面白紙

任ヲ有スルモノナルモ問題ヲ把握スル立場ニ於テ綜合性ヲ缺キ、
 動モスレバ一省限リノ立場ニ於テ問題ヲ採リ上ゲントスルノ態ナ
 シトセズ加之ソノ何レカヲシテ之ヲ司掌セシムルコトトスルモ他
 ノ一省トノ間ニ權衡ヲ失シ行政ノ圓滑ナル運営ヲ保シ難キ惧アリ
 大藏省亦同ジク物價問題ニ關シ至大ノ責任ヲ有スルモノナルト共
 ニ物價問題ハ眞ナニ通貨問題、インフレ問題トシテ財政、金融、
 爲替等ノ問題ト連ナリ眞ニ通貨ノ安定ヲ確保シ財政ヲ獨立シ國家
 經濟ノ再建運営ヲ圖ル上ニ於テハ其ノ好ムト好マザルトニ拘ラズ
 物價問題ニ關シ最モ重大ナル關心ヲ拂ハザルヲ得ザル立場ニ在リ
 而シテ通貨乃至資金ノ面ハ他ノ行政各部ノ司掌スル生産乃至配給、
 輸送、勞務等ノ面ト共ニ關ヘバ肩ノ兩面タル關係ニ在リ從ツテ大
 藏省ハ一種ノ綜合行政官廳タルノ性格ヲ有シ物價問題ヲ最モ綜合
 的立場ニ於テ把握シ得ル立場ニ在ルモノト認メラル即チ此ノ際大
 藏省ヲシテ物價問題ヲ主トシテ司掌セシムルヲ可トスト結論スル
 所以ナリ

裏面白紙

四 物 價 行 政 運 營 ノ 具 體 的 方 法 ニ 付 テ

(一) 今 假 リ ニ 大 藏 省 ヲ シ テ 物 價 問 題 ノ 主 々 其 任 官 廳 タ ラ シ メ タ ル 節
 台、 問 題 ヲ 財 政 金 融 ノ 問 題 ト ノ 關 聯 ニ 於 テ 把 握 シ、 責 任 ト 照 耀 ト
 ヲ 以 テ 之 ガ 解 決 ニ 一 致 ノ 努 力 ヲ 傾 注 ス ベ キ モ ノ ト 期 待 セ ラ ル モ、
 國 際 行 政 各 種 ノ 動 向 ナ ク シ テ ハ 問 題 ノ 解 決 ハ 望 ミ 難 シ 故 ニ 物 價
 問 題 ニ 關 シ テ ハ 何 省 ガ 之 ヲ 主 ト シ テ 司 掌 ス ル ニ セヨ、 各 部 相 助 刀
 シ 政 府 全 體 ノ 問 題 ト シ テ 凡 ヲ 努 力 ヲ 致 サ ザ ル ベ カ ラズ、 表 言 ス
 レ ベ 各 省 ハ 夫 々 其 ノ 所 管 行 政 ニ 付 最 善 ノ 策 策 ヲ 竭 シ ツ シ カ モ 國
 家 總 計 全 體 ノ 立 脚 點 ヲ 失 ハズ 相 助 刀 シ 相 反 省 ス ル 處 ニ 物 價 問 題 ノ 解
 決 ノ 万 向 ア ル モ ノ ト 云 ヒ 得 ベ シ

(二) 併 シ 乍 ラ 實 際 問 題 ト シ テ ハ 新 カ ル 協 力 體 制 ノ 運 營 ニ ハ 種 々 ノ 困 難
 ナ ル 問 題 ヲ 伴 フ ベ ク 免 ク 一 省 一 大 臣 ニ 於 テ 問 題 ヲ 解 決 シ 得 ベ キ モ
 ノ ニ 非 ザ ル コ ト 従 來 ノ 各 省 ノ 專 例 ニ 於 テ 疎 忽 ス ル ニ 難 カ ラズ、 此
 ノ 點 ニ 關 シ テ ハ 假 リ ニ 大 藏 省 ヲ シ テ 主 ト シ テ 物 價 問 題 ヲ 司 掌 セ シ
 ム ル ニ セヨ 問 題 ノ 性 質 ニ 依 リ テ ハ 之 ヲ 内 閣 全 體 ノ 問 題 ト シ テ 採 リ

裏 面 白 紙

上ゲ成ハ函電ニ於テ之ヲ決シ或ハ經濟關係感懸會ニ於テ論ヲ
 覆シ或ハ内閣書記官長ノ手許ニ於テ之ヲ調整スルノ要アル場合ア
 リト思科ス、而シテ又一万大蔵省ナリ内閣ナリニ於テ問題ヲ扱フ
 場合ニ期モスレバ關係省ト二重行政ノ弊ヲ生ズルノ虞モ渺シトセ
 ズ、此ノ間ノ調整ハ適宜兵ノ運営宜シキヲ得ル如ク具體的問題ノ
 一々ニ付當局間ニ於テ善處スルノ要アルベシ、例之調々ノ價格差
 成ノ問題兵ノ糧物價ニ關係アル事項ニ付テモ先ツ各省ノ責任ニ於
 テ之ヲ施策セシメ問題ノ性質ニ依リテハ之ヲ事務當局間ノ協議
 組織等ノ運営ニ依リ關係當局間ニ於テ物價問題ナリインフレ問題
 ナリノ立場ヨリ採リ上グルガ如キ方法ニ依ルヲ可トスベシ

裏面白紙

五 物 價 問 題 ノ 今 後 ノ 取 扱 方 ニ 關 シ 政 府 ノ 態 度 ヲ 明 カ ニ ス ベ キ コ ト ニ 付

テ

茲ニ小説内閣ノ當時、内閣ニ「戦時物價審議會」設置セラレ又綜合計畫局ニ「戦時物價部」附置セラレタルモ前者ハ休職ノ状態ニ在リシママ終戦ヲ見タル今日尙其ノ形骸ヲ存シ後者ハ内閣調査局ニ改組セララルル派引續キ存置ノ實ヲ見タリトハ云ヘ政府ノ當時トハ異ル哉

現ノ下ニ一極ノ路上原因存任トシテ残存ス而シテ物價問題、インフレーションノ故モ取次大觀セララルル現下ノ情勢ニ於テ内閣調査局ノ改組ヲ見ントシツツアリ此ノ際政府トシテハ物價行政機構ヲ如何ニスベキカニ付其ノ態度ヲ明カニスルノ要アリ

以上述べタル處ヲ要約シ左ノ三項ヲ述カニ決定スルノ要アリト思科ス

(一) 物價問題ハ國家經濟全般ノ問題トシテ之ヲ蠲解シ各省相協力シ政府全盤ノ責任ニ於テ之ガ解決ニ努力スベキモノナルコト

而シテ問題ノ重要ナルモノハ經濟關係團體總會又ハ閣議ニ於テ

裏面白紙

之ヲ採リ上ゲ内閣全體ノ同意トシテ之ヲ處置スベキコト
 一 將ニ大臣大臣ハ物價問題ニ臨スル主タル責任者トシテ關係各大臣
 ト相協力シ之ガ對策ノ對立ニ、解決ハノ努力ニ國內ニ於ケル五導
 的立場ニ立ツベキコト而シテ大蔵省ト關係省トノ間ニ於ケル協力
 關係ヲ密ニスル爲メ入蔵省ヲ中心トシテ事務當局間ニ物價問題ニ關
 スル協議體組織ヲ設クルコト（大蔵省官制ノ改正、物價問題組織ニ
 關スル官制ノ確定ハ此ノ際特ニ之ヲ行ハザルモ可、甲合セ程度ニ
 テモ急支ナカルベシ）
 二 戰時物價調整會ハ速カニ之ヲ廢止スルコト、尙之ニ代ヘルベキ新
 ナル官制上ノ委員會ハ之ヲ設ケザルコト

裏面白紙

物價一般ニ関スル事務

所掌スル内官廳ニ付テ

附物價ニ関係スル委員會ニ付テ

裏面白紙

物價一般ニ關スル取極ヲ所定セル官廳ノ沿革概略

附 物價一般ニ關スル委員會等ノ變遷

年 月 擔 當 官 廳 委 員 會 等

昭一三 五 (一)支那變遷勃發當時ハ特ニ物價一般ヲ際 (一)臨時物價對策委員會ヲ設ケ、内閣總

所掌スル官廳ナリ、榎本、藏長商ノ各 理大臣ノ監督ノ下ニ置キ會長ハ總理、

大臣ガ夫々ノ立場ヨリ之ヲ扱ヒタリ 副會長ハ藏農商ノ三大臣ヲ以テ充ツ

昭一三 四 (二)商工省ニ臨時物價調整局ヲ設置シ物資 (二)新ニ物價委員會ヲ公布シ中央物價委

ノ需給調整計畫ノ立案ニ當ラシム 員會ヲ商工大臣ノ監督下ニ、地方物

(一)物價問題ハ物資需給調整ノ面トシテ同 價委員會ヲ地方長官ノ監督下ニ設ケ

局ニ於テモ採リ上ケラレタリ) 物價ニ關スル重要事項ヲ調査審議セ

シム(臨時物價對策委員會ハ廢止ス)

昭一四 六 (三)商工省ニ外局トシテ物價局ヲ設置シ物

價統制ニ關スル專行ヲ掌ラシム(二部

二課)

裏面白紙

昭一四二二
昭一五四四
昭一四二二
昭一五四四
四物價局ノ機構ヲ擴充シ人員モ増置ス
(三部六課)

昭一六一一
(五)
物價局官制ヲ改正シ物價統制ニ關スル
事務及農林水産業等ノ統制ヲ整頓スル
事ヲ依テ農林水産業等ノ統制ヲ整頓スル
ハタルニ依テ農林水産業等ノ統制ヲ整頓スル
テハタルニ依テ農林水産業等ノ統制ヲ整頓スル
總務課ノ面ヨリニ二課ハレタルノ價統制
ノ問題アリ

(三)
新ニ物價政策審議會ヲ設ケ內閣總理大臣
ヲ監督スルニ關シテ重要ノ事項ニ對シテ
審議セシムルコトヲ重要ノ事項ニ對シテ
官廳中ニハハルコトヲ重要ノ事項ニ對シテ
ハ企業院之ヲ掌ルコトヲ重要ノ事項ニ對シテ
價問題ノ採行上ケントスルニ於テハ
員會ハ廢止ス(中央及地方物價委員
會又別ニ價格形成委員會ヲ設ケ中央
地方官廳ノ監督下ニ置キ夫々關係各
大臣長官ノ諮問ニ應ジ價格形成
ニ關スル事項ヲ諮問ニ應ジ審議セシム

(四)
別物價ニ關スル統制ハ各所管大臣
來司掌セタルヲ示ス

裏面白紙

昭一六五

(六) 前シテ農商省ニ於テハ從來前記農林
畜産物等ノ關係事務ヲ所掌セル官
房調整課ヲ設クテ農務局ニ價格第一課
同第二課ヲ設クテ農務局ニ價格第一課
係價格統制ヲ所掌セル(後一六
一)價格統制課ヲ設クテ統合セラ
ル(初ム)

(五) 物價對策審議會ヲ改組シ國務大臣等
ヲ委員ヨリ除外ス

昭一七

(七) 物價局官制ヲ改メ物價統制ニ關スル
事務ノ外日用品ノ生産配給及消費
ニ關スル事務ヲ掌ルコトス(但前記
農林省關係物資ニ關スルモノハ
除ク)(總務課ノ外二課六課)

昭一七

(八) 物價局第一課ニ新ニ原價計算課ヲ設
ク(總務課ノ外二課七課トナル)

昭一八一

(四) 商工省、企畫院ハ軍需省トシテ大部
分移リ商工省ノ一部ハ農林省トシテ合
シテ農商省トナル物價局ハ農商省ニ
設置セラレ四課ヲ置ク

(六) 物價對策審議會ヲ廢止ス

(農商省物價局統制課ハ物價統制ニ關
スル綜合企畫及物價統制方策ノ實施
ニ關スル連絡調整ヲ司掌スルコト
セラレタルモ各省ニ於テ其ノ所管物
資ニ付テハ價格統制ヲ所管スル結果
綜合物價政策ノ企畫調整等ハ物價
局ニ於テハ必ずしも十分に行ヒ得
ス又内閣參事官室ニ於テモ手方廻リ

めくれず

裏面白紙

昭二〇、二
 昭二〇、三
 昭二〇、八
 昭二〇、九

兼ネル状況下ニ置カルルノヒム無キニ至リタリ)

(十)臨時ニ綜合計書局ヲシテ物價一般ニ關スル事務ヲ掌ラシメ之ガ爲局ニ戰時物價部ヲ置ク(三課)

(七)戰時物價審議會ヲ設置シ内閣總理大臣ノ監督下ニ關スル重要事項ニ應ジ戰時物價政策ニ關シ會長ハ總理トス

(八)價格形成委員會ヲ廢止ス尙重要ナル物資ノ價格等ハ閣議ニ於テ之ヲ決スルコトトス

(六)綜合計書局廢止ト共ニ戰時物價部ニ廢止セラレ同部事務ハ内閣調査局ニシテ掌スル旨ヲ明記ナシ)

裏面白紙

大日本帝國政府

向寺官自寺務總令中取止ノ件

勅令第 號

萬寺官自寺務總令中取止ノ件

第八條中「

」ノ次ニ「物價部長」ヲ加フ

別表第一表大藏省ノ印中各局長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

物價部長

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

勅令第 一〇七號
戰時物價管理官官制改正ノ件
戰時物價管理官官制ハ之ヲ廢止ス
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

大日本帝國政府

参考

第一條 綜合計費局戰時物價部臨時設置法(ニ)ニ
 前項ノ事務ヲ掌ラシムル爲メ臨時ニ綜合計費局ニ戰時物價部ヲ設ク
 第二條 臨時ニ綜合計費局ニ左ノ事務ヲ置キ戰時物價部ニ設セシム

局長	一人
參事官	專任三人
書記官	專任三人
事務官	專任六人
翻譯官	專任一人
技師	專任三人
技手	專任十七人

奏任

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三三
三三

裏面白紙

光

省官制(一八一) 一 沿革

第一條 農商大臣ハ農林水産物飲食料品纖維工業品主トシテ國民生活ノ用ニ供スル其ノ他ノ工業品及甘藷ノ生産ニ必要ナル專用物品ノ生産、配給及消費物價一般農山漁家、商一般並ニ度修繕及計費ニ關スル事務ヲ管轄ス

第十條 物價局ニ於テハ物價並ニ日用品(衣料品及農林水産物ヲ除ク)ノ生産ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ掌ル

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

第六部以下略	第五部 内閣ニ於テ事務ヲ掌ルルニシテ、 外務、陸軍、海軍、司法、文部、 農商務、財政、逓信、勸業、 各事務ヲ掌ルルニシテ、 内閣ニ於テ事務ヲ掌ルルニシテ、 外務、陸軍、海軍、司法、文部、 農商務、財政、逓信、勸業、 各事務ヲ掌ルルニシテ、	第四部 内閣ニ於テ事務ヲ掌ルルニシテ、 外務、陸軍、海軍、司法、文部、 農商務、財政、逓信、勸業、 各事務ヲ掌ルルニシテ、	第三部 内閣ニ於テ事務ヲ掌ルルニシテ、 外務、陸軍、海軍、司法、文部、 農商務、財政、逓信、勸業、 各事務ヲ掌ルルニシテ、	第二部 内閣ニ於テ事務ヲ掌ルルニシテ、 外務、陸軍、海軍、司法、文部、 農商務、財政、逓信、勸業、 各事務ヲ掌ルルニシテ、	第一部 内閣ニ於テ事務ヲ掌ルルニシテ、 外務、陸軍、海軍、司法、文部、 農商務、財政、逓信、勸業、 各事務ヲ掌ルルニシテ、
--------	---	---	---	---	---

裏面白紙

物價部分課規程

(参考)物價局部分課規程

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

物價部分賦加蓋(米)

- 第一條 物價の二級物米 調査隊及統制隊ヲ賦ク
- 第二條 賦加蓋ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 物價ニ關スル基本的数据ノ調査ニ關スル事項
- 二 物價ニ關スル米ノ運送事項ノ検査調査ニ關スル事項
- 三 物價ノ統制ニ關スル事項
- 第三條 調査隊ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 物價ニ關スル調査及統制ニ關スル事項
- 二 物價ニ關スル告發、宣傳ニ關スル事項
- 三 物價行政ノ考査ニ關スル事項
- 第四條 統制隊ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 各省所管ノ物價ノ價格ニ關スル事項
- 二 兵ノ配給、副食料等ニ關スル事項
- 三 買並兵ノ配給ニ關スル事項

110.11.10

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

部 長		部 長	
要 綱	職 責	職 責	要 綱
各省所管ノ物産ノ價格其ノ能 運賃及給與ニ關スル事項	物價ニ關スル調査、統計、考 察、宣傳ニ關スル事項及物價 行政ノ考査ニ關スル事項	物價ニ關スル基本政策ノ企 畫並ニ物價ニ關スル重要事 項ノ綜合編纂ニ關スル事項	各省所管ノ物産ノ價格其ノ能 運賃及給與ニ關スル事項
部 長 審 計 官 技 手	部 長 審 計 官 技 手	部 長 審 計 官 技 手	部 長 審 計 官 技 手
一 三 二	一 一 四	一 一 二 二 六	一 三 二

物價部定員配置表(案)

裏面白紙

物部設置三律

南議
等申合

裏面白紙

閣議申合せ(案)

二〇一七〇

物價問題、特ニ「インフレ」問題ハ當面ノ我國經濟ノ運営トノ重大問題ニシテ、關係各廳相協力シ政府全體ノ問題トシテ之ヲ處理セザルベカラザルモノナル處現状ニ於テハ動モスレバ各廳夫々ノ立場ニ立チテ大局ノ綜合的把握ヲ缺キ本問題ニ關スル政府トシテノ責任ノ所在亦不明瞭ニシテ問題ヲ綜合的^且強力ニ處理スルニ遺憾ノ點ナシトセズ

今般物價ニ關スル綜合事務ヲ大藏大臣ノ司掌トシタル所以ハ此ノ點ニ顧ミ眞ニ責任ヲ以テ事ノ處理ニ當ルベキ政府トシテノ態度ヲ確立セン

トスルノ意圖ニ他ナラズ併シ「作」ラ物價ノ問題タル固ヨリ一省一大臣ニ於テ之ヲ處理スヘキモノニ非ズ又之ヲ處理シ得ルモノニ非ズ即チ之ガ對策ノ樹立モ解決ヘノ努力モ關係各廳ノ眞ニ密接ナル協力ニ依リテノミ初メテ可能ニシテ而シテ又斯クノ如クニシテ初メテ問題ヲ内閣全體トシテ綜合的ニ且責任ヲ以テ處理シ得ルモノト謂ヒ得ベシ以トシテニ顧ミ今後ノ物價問題ノ取扱ニ關シ左記ノ通り申合せ致度

記

裏面白紙

一、物價問題ハ當面ノ我國經濟全般ニ亘ル重要問題ナルヲ以テ關係各廳
相協力シ政府全體ノ責任ニ於テ之ガ解決ニ努力スルコト而シテ問題
ノ重要ナルモノハ之ヲ閣議又ハ經濟關係閣僚懇談會ニ於テ採リ上ゲ
内閣全體ノ問題トシテ之ヲ處理スルコト

二、大藏大臣ハ物價問題ニ關スル主タル責任者トシテ本問題ノ取扱ニ關
シ主導的立場ニ立ツモ關係各大臣ハ其ノ所管ノ事務ヲ通ジ密接ニ之
ト協力スベク之ガ體制ト運營ノ方法ニ付適切ナルヲ途ヲ考慮スルコ
ト

三、戰時物價審議會ハ之ヲ廢止スルモ物價問題ニ關シ廣ク民間各界ノ意
見ヲ徵スル等之ガ處理ニ万全ヲ期スルコトトシ此ノ際事務當局ニ民
間有能ノ士ヲ登用スル等ノ適切ナルヲ途ヲ考慮スルコト

(註) 本件ニ關スル具體的申合せハ次官會議ニ於テ之ヲ行フコト

裏面白紙

三〇二二五

大藏省官制中改正

(廢案)

(物価部設置ノ件)

92

裏面白紙

勅令第 號

大藏省官制中左ノ通改正ス

第一條中「、一般金融」ノ次ニ「、物價一般」ヲ加フ

第三條中「五局」ヲ「五局一部」ニ改メ「外資局」ノ次ニ「物價部」ヲ加フ

第十一條 物價部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 物價ニ關スル基本的政策ノ企畫ニ關スル事項
- 二 物價ニ關スル重要政策ノ綜合調整ニ關スル事項

第十七條中「大藏書記官ハ專任二十二」ヲ「大藏書記官ハ專任二十七」ニ改ム

第十八條中「事務官專任二十四人及理事官專任十一人」ヲ「事務官專任三十人及理事官專任十二人」ニ改ム

第二十一條中「大藏屬ハ專任二百八十八人」ヲ「大藏屬ハ專任三百人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

参考

大 日 本 帝 國 政 府

大藏省官制（抄）

第一條 大藏大臣ハ政府ノ財務ヲ總轄シ會計、出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管金、有價證券、建造物ノ營繕、國有財産ノ總轄及整理、雜種財産ノ管理處分、國民貯蓄、一般金融、外國爲替、銀行、信託、保險、無蓋竝ニ取引ニ關スル事務ヲ管理シ東京都北海道地方費府縣市町村及公共組合ノ財務ヲ監督ス

第三條 大藏省ニ左ノ五局ヲ置ク

- 主計局
- 主稅局
- 國民貯蓄局
- 金融局

第十七條 ^{外務省}大藏書記官ハ專任 ^{二百七十八人} 二十二人ヲ以テ定員トス

第十八條 大藏省ニ事務官專任 ^{三十三人} 三十四人及理事官專任 ^{十一人} 十一人ヲ置ク

第二十一條 大藏屬ハ專任 ^{三百八十八人} 二百八十八人ヲ以テ定員トス

前項ノ職員ノ中二人ハ之ヲ獨國、伊國、佛國又ハ瑞西國ニ駐在セン

ムルコトヲ得

裏面白紙

裏面白紙

大藏省

終戦後ノ規程方ニ即志シ物價一般ニ騰スル事勿ラ大蔵省ニ於テ司掌ス
ル事臨時ニ大蔵省ニ物價部ヲ設置ヘルノ旨前ヲ制定スルノ案アルト右
ニ付ヒ尙等旨旨特種指令ヲ改正ラ要ヘルモノアリ仍テ加註明令案ヲ具
シ茲ニ閣議ヲ請フ

昭和二十一年十一月十五日

大蔵大臣 于野 益 澤 敏 二

内閣総理大臣 芳野 常 原 吉 屋 郎 殿

和令

光

入省物價部臨時救濟局

第一條 臨時ニ入省大臣ハ物價一段ニ關スルヲ管理ス

前項ノ事務ヲ掌フシムル時ニ入省ニ物價部ヲ設ク

第二條 臨時ニ入省ニ左ノ職員ヲ置キ物價部ニ屬セシム

部長

一人

勅任

書記官

專任五人

事務官

專任六人

庶務官

專任一人

總務

專任十二人

大藏省

裏面白紙

第二條 部長ハ大臣ノ命ヲ奉ケ部務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省

裏面白紙

裏面白紙

大藏省

98

出 産

給取候ノ宛信券ニ即懸シ大藏省ニ於テ勅信一投ニ託スル事御ラ司掌ス
ルノ要アルニ依ル

勅令第 號

高等官等俸給令中左ノ趣改正ス

第八條中「内務省調査員」次ニ「^{大藏省}物價部長」ヲ加フ

別表第一表下欄有ノ部中各局長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

物價部長

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大 藏 省

裏 面 白 紙

裏面白紙

大藏省

100

理由

大藏省勅作部臨時設法制、制定ニ伴ヒ高寺呂呂寺傳裕竹中取正ヲ安ス
ル七ノアルニ依ル

物價部 課規程左ノ趣定メ昭和二十年十一月二十八日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年十一月二十八日

大藏大臣 子爵 齋 藤 敏



物價部分課規程

第一條 物價部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

第二條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 物價ニ關スル基本政策ノ企畫ニ關スルコト
 - 二 物價ニ關係アル重要事項ノ綜合調整ニ關スルコト
 - 三 物價ニ關スル調査及統計ニ關スルコト
 - 四 他課ノ主管ニ屬セザルコト
- 第三條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 重要物資ノ價格ニ關スル綜合事務ニ關スルコト

裏面白紙

二 前號ニ掲グル事項ニ關スル考查ニ關スルコト

第四條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 地代、家賃及土地、建物等ノ價格ニ關スル綜合事務ニ關スルコト

ト

二 運送賃、請負料及ノ他重要ナル料金等ニ關スル綜合事務ニ關スルコト

三 賃金其ノ他給與ニ關スル綜合事務ニ關スルコト

四 前號ニ掲グル事項ニ關スル考查ニ關スルコト

裏面白紙

物價部設置ニ際シ閣議ニ於ケル大藏大臣發言要旨(案)

二〇一六

物價問題、特ニ「インフレーション」問題ハ當面ノ我國經濟ノ運営トノ重大問題ニシテ、關係各廳相協力シテ政府全體ノ問題トシテ之ヲ處理セザルベカラザルモノナル處、現狀ニ於テハ稍モスレバ各廳夫々ノ立一立チテ大局ノ綜合的把握ヲ缺キ、本問題ニ關スル政府トシテノ責任ノ所在亦不明瞭ニシテ、問題ヲ綜合的且強力ニ處理スルニ遺憾ノ點ヲシトセズ。今般物價一般ニ關スル事務ヲ大藏大臣ノ司掌トセラレタル所以ハ、此ノ點ニ關シ眞ニ責任ヲ以テ取ラザルニ當ルベキ政府トシテノ態度ヲ確立セントスルノ意圖ニ他ヲラザルモノト思料ス。併シ乍ラ物價ノ問題タル固ヨリ一省一大臣ニ於テ之ヲ處理スベキモノニ非ズ、又之ヲ處理シ得ルモノニ非ズ即チ之ガ對策ノ樹立モ解決ヘノ努力モ關係各廳ノ眞ニ密接ナル協力ニ依リテノミ初メテ可能ニシテ、又斯クノ如クニシテ初メテ問題ヲ内閣全體トシテ綜合的ニ且責任ヲ以テ處理シ得ルモノト謂ヒ得ベシ、以トニ願ミ今後ノ物價問題ノ取扱ニ關シ左記諸點ニ付各大臣ノ格段

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

ノ御了辨ヲ待候。

記

一、物價同連ハ富田ノ我々經濟主權ニ且ル是安同連ナルヲ以テ、關係各
縣相協力シ政府主權ノ責任ニ於テ之カ解決ニ努力スルコト。而シテ
同連ノ進取ナルモノハ之ヲ同連久ハ經濟關係維持義務ニ於テ休
リ上ケ内閣全體ノ同意トシテ之カ處理スルコト。

二、大蔵大臣ハ物價同連ニ關スル責任者トナルモ、關係各大臣ハ其ノ所
管ノ事務ヲ進シ密接ニ之ト協力セラレ度キコト。

尙書時物價事務廳長ハ之ヲ殿止スルモ、物價同連ニ關シ廣ク民間各
界ノ意見ヲ徴スル等之カ處理ニ關シテ知悉ナルコトトシ、此ノ際
尙書局ニ民間有識ノ士ヲ登用スル等ノ知切ナル片断ヲ考慮スル所
存ナリ。

裏面白紙

一、物價問題ハ重要ノ數個問題全ク解決ニ至ル重要問題ナリヲ以テ關係各處
相協力シ政府全務ノ責任ニ於テ之ヲ解決ニ努力スルコト。而シテ問題
ノ重要ナルモノハ之ヲ解決スルハ新法新案關係係屬ニ於テ採リ上ゲ
内閣全體ノ問題トシテ之ヲ考慮スルコト。

二、大藏大臣ハ物價問題ニ關スル主要ナル責任者トシテ本閣内閣ノ取決ニ關
シ主要ノ立場ニ立ツセシ關係各大臣ハ其ノ所管ノ關係ヲ通ジ各層ニ之
ト協力スベク之ヲ實踐トシテ之ヲ解決スルニ切實ナル方途ヲ考慮スルコ
ト。

セシカト。

三、物價問題ハ重要ノ數個問題全ク解決ニ至ル重要問題ナリヲ以テ關係各處
相協力シ政府全務ノ責任ニ於テ之ヲ解決ニ努力スルコト。而シテ問題
ノ重要ナルモノハ之ヲ解決スルハ新法新案關係係屬ニ於テ採リ上ゲ
内閣全體ノ問題トシテ之ヲ考慮スルコト。

四、物價問題ハ重要ノ數個問題全ク解決ニ至ル重要問題ナリヲ以テ關係各處
相協力シ政府全務ノ責任ニ於テ之ヲ解決ニ努力スルコト。而シテ問題
ノ重要ナルモノハ之ヲ解決スルハ新法新案關係係屬ニ於テ採リ上ゲ
内閣全體ノ問題トシテ之ヲ考慮スルコト。

裏面白紙

裏面白紙

閣議ニ於ケル主要事項

二〇一七〇

大日本帝國政府

物價問題、特ニ「インフレーション」問題ハ當面ノ我國經濟ノ運営トノ重大問題ニシテ、關係各廳相協力シ政府全體ノ問題トシテ之ヲ處理セザルベカラザルモノナル處現狀ニ於テハ動モスレバ各廳夫々ノ立場ニ立チテ大局ノ綜合的把握ヲ缺キ本問題ニ關スル政府トシテノ責任ノ所在亦不明瞭ニシテ問題ヲ綜合的強力ニ處理スルニ遺憾ノ點ヲシトセズ

今般物價ニ關スル綜合事務ヲ大藏大臣ノ司掌トシテハ所以ハ此ノ點ニ關シ眞ニ責任ヲ以テ爲ノ處座ニ當ルベキ政府トシテノ態度ヲ確立セン

トスルノ意圖ニ他ヲラズ併シ物價ノ問題タル固ヨリ一省一大臣ニ於テ之ヲ處理スヘキモノニ非ズ又之ヲ處理シ得ルモノニ非ズ即チ之ガ對策ノ樹立モ解決ヘノ努力モ關係各廳ノ眞ニ密接ナル協力ニ依リテノミ初メテ可能ニシテ而シテ又斯クノ如クニシテ初メテ問題ヲ内閣全體トシテ綜合的ニ且責任ヲ以テ處理シ得ルモノト謂ヒ得ベシ以テ之ニ願

今後ノ物價問題ノ取扱ニ關シ左記ノ通り申合セ致康 右段ノ所ヲ解得及

記

一、物價問題ハ當面ノ我純經濟全般ニ亘ル重要問題ナルヲ以テ關係各廳
相協力シ政府全體ノ責任ニ於テ之ガ解決ニ努力スルコト而シテ問題
ノ重要ナルモノハ之ヲ關係又ハ經濟關係關係總談會ニ於テ採リトゲ
内閣全體ノ問題トシテ之ヲ處理スルコト

二、大藏大臣ハ物價問題ニ關スル主ナル責任者トシテ本問題ノ取扱ニ關

シ主導的立場ニ立ソシテ關係各大臣ハ其ノ所管ノ事務ヲ速シ密接ニ之

ト協力スベク之ガ方針ト連係ノ方法ニ付是等ナルヲ速シ考慮スルコ

ト尚

三、戰時物價審議會ハ之ヲ廢止スルモ物價問題ニ關シ廣ク民間各界ノ意

見ヲ徵スル等之ガ處理ニ万全ヲ期スルコトトシ此ノ際事務局當局ニ民

間有能ノ士ヲ登用スル等ノ適切ナル方途ヲ考慮スルヲ所存ナリ

註一、本件ニ關スル具體的申合ハ次官會議ニ於テ之ヲ行フコト

裏面白紙

大日本帝國政府

部長			所 掌 事 項	定 員 配 置
課 總 統	課 查 關	課 務 總		
各省所管ノ物價ノ價格其ノ他 運費等及給與ニ關スル事項	物價ニ關スル調査、統計、啓 發、宣傳ニ關スル事項及物價 行政ノ考察ニ關スル事項	物價ニ關スル基本政策的改定ノ企 畫並ニ物價ニ關係アル重要事 項ノ綜合調整ニ關スル事項		
課長 書記官 事務官 副技手	課長 書記官 事務官 副技手	課長 書記官 事務官 副技手		
一 三 二	一 一 四	一 二 一 六		

物價部定員配置表（案）

裏面白紙

參考

綜合計畫局戰時物價部分課規程

(昭二〇、三一〇施行)

第一條 綜合計畫局戰時物價部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第二條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 物價ニ關スル基本的政策ノ企畫ニ關スル事項

二 物價關係アル重要事項ノ綜合調整ニ關スル事項

三 戰時物價審議會ニ關スル事項

四 物價ニ關スル調査及啓發宣技ニ關スル事項

五 他課ノ主管ニ屬セザル事項

第三條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍需省ヲ除ク各省ノ所管物資ノ價格ニ關スル事項

二 資金其ノ他ノ給與ニ關スル事項

三 地代、家賃等ニ關スル事項

四 土地、建物等ノ價格ニ關スル事項

五 前各號ニ掲クル事項ニ關スル調査ニ關スル事項

第四條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

裏面白紙

- 一 軍需省所管物資ノ價格ニ關スル事項
- 二 軍需品調辦價格ニ關スル事項
- 三 運賃、請負料等ニ關スル事項
- 四 前各號ニ揭クル事項ニ關スル考査ニ關スル事項

裏面白紙

参考

農商省分課規程（抄） 昭一八一六、一

第五十條 物價局ニ統制課、農林課、日用品第一課及日用品第二課ヲ

置ク

第五十一條 統制課ニ於テハ左ニ掲クル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

一 物價統制ニ關スル綜合企畫及物價統制方策ノ實施ニ關スル連絡

調整

二 物價統制ニ關スル諸般ノ調査並ニ啓發宣授及指導

三 物價等統制ニ關スル綜合事務

四 暴利行爲等取締、奢侈品等製造販賣制限及宅地建物價格統制

五 不動産其ノ他他課ノ^主掌ニ屬セザルモノニ關スル物價統制

六 物價統制ノ實施ニ伴フ消費改正

七 物價形成中央委員會及農產物價格形成^關專問委員會

八 物價統制協力會議

九 大臣官房各課トノ連絡其ノ他他課ノ主掌ニ屬セサル事項

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

一 皇 帝 御 座 所 在 地 點 及 御 座 所 在 地 點 之 變 遷
二 皇 帝 御 座 所 在 地 點 之 變 遷 及 御 座 所 在 地 點 之 變 遷
三 皇 帝 御 座 所 在 地 點 之 變 遷 及 御 座 所 在 地 點 之 變 遷
四 皇 帝 御 座 所 在 地 點 之 變 遷 及 御 座 所 在 地 點 之 變 遷

裏 面 白 紙

大日本帝國政府



一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

凡、

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

第一 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 一 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 二 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 三 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 四 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 五 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 六 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 七 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 八 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 九 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十一 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十二 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十三 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十四 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十五 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十六 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十七 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十八 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 十九 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行
 二十 官 署 分 局 一 八 七 一 年 一 月 一 日 起 施 行

裏面白紙

- 八 價格統制勅令ノ施行ニ關スル綜合事務ニ關スル事項
- 九 價格形成中央委員會ニ關スル事項
- 十 物價統制協力會議ニ關スル事項
- 十一 他ノ部課ノ主要セザル事項

裏面白紙

大日本帝國政府

官名	職名	員數	出身
郵政部長	第一課長	一	本籍出身 民間ヨリ (已ニテ得テシハ大蔵ヨリ)
郵政第一課長	第一課長	一	大蔵、商工、農林ヨリ各一名、及本籍又ハ民
郵政第二課長	第二課長	一	大蔵ヨリ二名
郵政第三課長	第三課長	一	大蔵ヨリ
郵政第四課長	第四課長	一	商工、農林ヨリ各一名
郵政第五課長	第五課長	一	本籍又ハ民間ヨリ
郵政第六課長	第六課長	一	大蔵ヨリ二名、商工ヨリ各一名、大蔵又ハ運輸ヨリ
郵政第七課長	第七課長	一	大蔵ヨリ
郵政第八課長	第八課長	一	大蔵、商工、農林ヨリ各一名
郵政第九課長	第九課長	一	厚生ヨリ一名、大蔵又ハ運輸ヨリ一名
郵政第十課長	第十課長	一	大蔵ヨリ
郵政第十一課長	第十一課長	一	大蔵ヨリ六名——八名
郵政第十二課長	第十二課長	一	商工、農林ヨリ四名——六名

切實部定員充當確定(案)

二〇一、一五

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

SECTIONAL REGULATIONS OF THE PRICE
DIVISION HAVE BEEN STIPULATED AS FOLLOWS,
AND THEY ARE TO BROUGHT INTO EFFECT FROM
NOVEMBER 23, 1945.

Minister of Finance,
Viscount Keizo Shibusawa
November 23, 1945.

Sectional Regulations of the Price Division.

Art. No.1, In the Price Division will be set First Section,
Second section and Third section which are to take charge
of business respectively allotted.

Art. No.2, The First section takes charge of the following
affairs:

1. Matters concerning the planning of basic
policy on prices.
2. Concerning synthesis and adjustment of
important subjects relating to prices.
3. Concerning investigation and statisti
about prices.
4. Other affairs not belonging to other
Sections of the Division.

Art. No.3, The second section takes charge of the follow-
ing affairs:

1. Concerning synthetic business relative
to prices of staple commodities.
2. Concerning scrutiny on the subjects of
the foregoing clause.

Art. No.4, The third section takes charge of the follow-
ing affairs:

1.

120

裏
面
白
紙

1. Synthetic business concerning Land-rent, House-rent, and prices of land, buildings, etc.
2. Synthetic business about Transportation Charges, Contractors' Charges and other important Charges, etc.
3. Synthetic business concerning wages and other allowances.
4. Concerning examination of matters enumerated in the foregoing clauses.

裏
面
白
紙

大 日 本 帝 國 政 府

THE MINISTRY OF FINANCE
THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

LO 32.

4 December 1945.

FOR : ECONOMIC & SCIENTIFIC SECTION, GRQ.

SUBJECT: The Establishment of a New Section in the
Finance Ministry for the Study of the
Price Problem.

1. For your reference, we take pleasure in informing you of the establishment of a new Price-Problem Section in the Ministry of Finance.

Mr. Shoshiro Kudo, former manager of the Kobe Branch of the Industrial Bank of Japan, and now councillor of the Ministry of Finance, has been appointed as chief of this Section.

2. The object of the creation of this new section is to study the question of how to reconstruct this country's price-structure and administration, which has become so disorganized and confused. This section will form the nucleus in drafting the Government's price-policies and programs.

Hitherto, the price problem had been in the charge of the Inquiry Bureau under the direct jurisdiction of the Cabinet, inasmuch as the problem is within the scope of the jurisdiction of various Government Ministries. The administration of this problem, however, has been placed in the exclusive charge of this Ministry, in view of its close bearing on the currency policy as well as its added importance in the present situation.

3. We should like to add that the Ministry of Finance intends to let the new Price Problem section take charge of collecting statistics and figures of finance, banking, and other matters closely related to the price problem and also, arranging them systematically and scientifically.

FOR THE MINISTRY OF FINANCE

A. Mitani

A. Mitani, Councillor.

裏
面
白
紙

122

大 日 本 帝 國 政 府

Temporary Establishment of the Price
Division in the Finance Ministry

Imperial Ordinance No. 661

Art. 1. In order to take charge of synthetic business concerning prices, the Price Division is temporarily established in the Finance Ministry.

Art. 2. Following officials will be nominated in the Finance Ministry as belonging to the Price Division,

Division Head. One person, Chosaku Nak.

Senior Secretaries Five persons, Chosaku Nak
secretaries via "

Commissioner one "

Subordinate officials, twelve

~~Assistant engineers~~ }

Art. 3. The Head of the Division manages Divisional Business according to the order of the Finance Minister.

Enacted

Above ordinance will be enforced on and after the date of its publication.

裏
面
白
紙

30-20711

大 日 本 帝 國 政 府

昭和二十年十一月六日

今後ニ於ケル物價行政ノ運営ニ關スル意見

内閣調査局調査官 谷村 裕

裏面白紙

124

目 次

- 一、物價問題ノ綜合的性質ト其ノ取極ニ付テ
- 二、物價問題ヲ綜合的ニ且實仕ヲ以テ取扱フベキコトニ付テ
- 三、物價問題ヲ主トシテ何レノ行政部ニ司掌セシムルヲ適當トスルヤニ付テ
- 四、物價行政運営ノ具體的方法ニ付テ
- 五、物價問題ノ今後ノ收斂方ニ關シ政府ノ態度ヲ明カニスベキコトニ付テ

裏 面 白 紙

今次ニ於ケル物價行政ノ運営ニ關スル意見

一、物價問題ノ綜合的注格ト共ノ取組トニ付テ

(一)物價問題ハ單ニ個々ノ物價等ノ價格ノ問題トシテ之ヲ考フベキモノニ非ズ又單ニ財政、金融ノ面ヨリノミ之ヲ採リ上ゲ之ガ解決ヲ期待スベキモノニモ非ズ、問題ハ生産、輸送、配給、勞務、貿易、賠償等國家經濟ノ凡ユル問題ノ綜合セル指標トシテ理解セラルベク從テ問題ハ新カク見地ヨリ綜合的ニ解決セラルベク政策亦新カク見地ヨリ綜合的ニ獨立セラルベキモノナルコト斷ラ俟タズ

(二)要スルニ物價問題トハ國家經濟ニ於ケル凡百ノ問題ヲ物價トイフ觀點ヨリ採リ上ゲタル場合ノ謂ニ他ナラズ、而シテ現在ノ國家經濟ニ於ケル凡百ノ問題ノ取組ガ食糧問題ニ集中セラルル如ク物價問題ノ取組モ亦此ノ點ニ在リ問題ノ解決モ食糧獨立ノ第一歩モ一ニ懸フテ食糧問題ノ解決ニ在リト斷シテ取テ適宜ニ非ズ

裏面白紙

二 物 價 同 題 フ 綜 合 的 ニ 且 責 任 フ 以 テ 取 扱 フ ベ キ コ ト ニ 付 テ

一 同 題 ノ 取 扱 ハ 右 ノ 如 ク 宣 揚 同 題 ニ 在 リ ト 雖 モ 同 題 ノ 解 決 ハ 之 フ 綜 合

的 見 地 ヨリ 圖 フ ザ ル ベ カ ラ ザ ル コ ト 固 ヲリ ニ シ テ 食 糧 ノ 同 題 ソレ 目

身 亦 物 價 全 般 ノ 同 題 ト 密 接 關 係 シ テ 考 慮 セ ザ ル ニ 於 テ ハ 其 ノ 解 決 ノ 万

向 ニ 膠 リ ナ キ フ 採 シ 難 シ 從 ツ テ 物 價 同 題 ハ 政 府 會 議、 內 閣 會 議 ノ 同

題 ト シ テ 之 フ 取 扱 フ ベ キ モ ノ ナ ル モ 比 ノ 聯 合 同 題 ノ 把 握 ト 解 決 ト ハ

第 一 ニ 聯 合 同 立 場 ニ 於 テ、 第 二 ニ 責 任 ト 懸 念 ト フ 以 テ 行 ヘ レ ザ ル ベ

カ ラ ス

二 右 ノ 如 キ 立 場 ヨリ 物 價 同 題 フ 取 扱 フ ベ ク 現 ニ 行 ヘ レ 居 ル ガ 如 キ 内 閣

取 扱 ノ 一 部 局 シ テ 之 フ 宣 揚 セ シ ム ル 方 法 ハ 一 般 形 式 的 ニ ハ 與 論 ナ

キ 處 ナ ル モ 難 モ ス レ バ 同 題 ノ 把 握 ハ 實 際 ヨリ 遠 ザ カ リ 責 任 ト 懸 念 ト

ヲ 以 テ 事 ニ 當 ル ノ 責 任 フ 目 覺 シ 其 ノ 解 決 ニ 主 導 性 フ 採 リ 得 ル 立 場

同 題 ニ 關 シ 固 ニ 其 ノ 責 任 フ 目 覺 シ 其 ノ 解 決 ニ 主 導 性 フ 採 リ 得 ル 立 場

ニ 在 ル 國 務 大 臣 フ シ テ 王 ト シ テ 物 價 一 般 ニ 關 ス ル 行 政 フ 司 掌 セ シ ム

ル フ 用 ト ス ベ シ

裏 面 白 紙

当 物 債 問 題 ヲ 王 ト シ テ 何 レ ノ 行 政 部 ニ 司 掌 セ シ ム ル ヲ 適 當 ト ス ル ヤ ニ 付

ナ

(一) 物 債 問 題 ヲ 如 何 ナ ル 行 政 部 ニ 王 ト シ テ 司 掌 セ シ ム ル ヲ 適 當 ト ス ル ヤ

ニ 付 テ ハ 在 來 ノ 經 済 ハ 一 部 毎 タ ト ス ル モ 元 ヲ 大 阪、關 工、農 林 ノ 三
省 ヲ 專 ゲ 統 制 セ シ、 國 内 行 政 各 部 ノ 統 管 事 務 ハ 大 ナ リ 小 ナ リ 物 債 問
題 ニ 關 係 ア リ 又 兵 隊 ノ 改 組 物 債 問 題 ハ 政 府 全 體 ノ 関 連 ト シ テ 扱 ハ ル ベ
キ モ ノ ナ ル ベ キ モ 此 等 三 省 ハ 特 ニ 物 債 問 題 ニ 關 シ 責 任 ア ル 官 廳 ニ シ
テ 財 政 三 省 ノ 總 務 ノ 總 務 ハ 直 ナ ニ 物 債 問 題 ノ 總 務 ヲ 決 ス ベ キ モ ノ ナ
リ ト 云 フ モ 適 宜 ニ 非 ス 然 ラ 兵 隊 ノ 何 レ ヲ 王 ト シ テ 本 國 債 務 總 務 セ シ
ム ル ヲ 可 ト ス ベ キ カ ニ 關 シ テ ハ

(二) 何 レ ガ 兵 隊 ノ 統 管 事 務 ニ 於 テ 物 債 問 題 ト 最 モ 密 接 ニ 結 ビ 付 キ、 兵 隊
責 任 ヲ 專 シ 兵 隊 ノ 解 決 ニ 勇 力 ヲ 盡 マ サ ル 立 場 ニ 在 リ ヤ
何 何 レ ガ 兵 隊 外 國 債 務 總 務 會 同 ニ 出 頭 シ 得 ル 立 場 ニ 在 リ ヤ
ノ 二 點 ヲ 決 セ ラ ル ベ シ

(三) 此 ノ 點 ヲ 接 ス ル ニ、 關 工、 農 林 ノ 兩 省 ハ 共 ニ 物 債 問 題 ニ 至 大 ノ 責

裏 面 白 紙

任ヲ有スルモノナルモ同題ヲ地盤スル立場ニ於テ綜合性ヲ缺キ、
 脚モスレバ一省限リノ立場ニ於テ同題ヲ採リ上ゲントスルノ意ナ
 シトセズ同題之ソノ例レカラシテ之ヲ司掌セシムルコトトスルモ他
 ノ一省トノ間ニ權衡ヲ失フ行政ノ圓滑ナル運轉ヲ保シ難キ供アリ
 大蔵省亦同シク物價問題ニ關シ至大ノ責任ヲ有スルモノナルト夫
 ニ物價問題ハ直ニニ通貨問題、インフレ問題トシテ財政、金融、
 為替等ノ問題ト連ナリ與ニ通貨ノ安定ヲ確保シ財政ヲ確立シ國家
 經濟ノ再建運轉ヲ圖ル上ニ於テハ其ノ好ムト好マザルトニ拘ラズ
 物價問題ニ關シ敢テ敢テ敢テ敢テ敢テ敢テ敢テ敢テ敢テ敢テ敢テ
 同シテ通貨乃由資金ノ面ハ極ノ行政各部ノ司掌スル生産乃至配給、
 輸送、勞務等ノ面ト共ニ相ハバ度ノ相圖タル關係ニ在リ從ツテ大
 蔵省ハ一極ノ綜合行政官職タルノ性格ヲ有シ物價問題ヲ敢モ綜合
 的立場ニ於テ把握シ得ル立場ニ在ルモノト認メラル即チ此ノ際大
 蔵省ヲシテ物價問題ヲ主トシテ司掌セシムルヲ可トスト續斷スル
 所以ナリ

裏面白紙

129

國債發行總論ノ其發行方法ニ付テ

(一) 今般リニ大蔵省ヲシテ國債問題ノ王タシ其仕官廳タラシメタル職
 合、問題ヲ財政會議ノ問題トシテ國債ニ於テ把握シ、責任ト熟慮ト
 フ以テ之ガ解決ニ一校ノ努力ヲ傾注スベキモノト期待セラルルモ、
 國ヨリ行政各部ノ協力ヲナクシテハ問題ノ解決ハ蓋シ難シ故ニ國債
 問題ニ關シテハ例省ガ之ヲ王トシテ司掌スルニセヨ、各部相協力
 シ政府全體ノ問題トシテ凡ユル努力ヲ致サザルベカラズ、預言ハ
 レバ各省ハ夫々其ノ所管行政ニ付最善ノ措置ヲ講シツツシカモ國
 家經濟全體ノ立場ヲ失ハズ相協力シ相反省スル處ニ國債問題ノ解
 決ノ方向アルモノト云ヒ得ベシ

(二) 所シテ其際問題トシテハ所カル協力會議ノ運営ニハ種々ノ困難
 ナル問題ヲ伴フベク尤ク一省一大臣ニ於テ問題ヲ解決シ得ベキモ
 ノニ非ザルコト從來ノ各政ノ事例ニ徴シ豫想スルニ難カラズ、此
 ノ點ニ關シテハ假リニ大蔵省ヲシテ主トシテ國債問題ヲ司掌セシ
 ムルニセヨ問題ノ性質ニ依リテハ之ヲ内閣全體ノ問題トシテ採リ

裏面白紙

上ゲ成ハ國體ニ於テ之ヲ決シ以ハ經濟關係極重要ニ於テ適フ
 應シ或ハ内閣管部官長ノ手許ニ於テ之ヲ調整スルノ要アル場合了
 リト思料ス、由シテ又一方大蔵省ナリ内閣ナリニ於テ同趣ヲ決フ
 場合ニ細モスレバ關係省ト一取行取ノ弊ヲ生ズルノ虞モ少シトセ
 ス、此ノ關係調整ハ適宜兵ノ運管直シキヲ得ル如ク具體的困難ノ
 一々ニ付當局間ニ於テ密議スルノ要アルベシ、例之例々ノ債務形
 成ノ問題兵ノ運管復ニ關係アル事項ニ付テモ先づ各省ノ責任ニ於
 テ之ヲ總覽セシメ同趣ノ性質ニ依リテハ之ヲ事務當局ノ協議
 組織等ノ運管ニ依リ關係當局間ニ於テ密議同趣ナリインフレ問題
 ナリノ立場ヨリ採リ上グルガ如キ方法ニ依ルヲ可トスベシ

裏面白紙

兵部省長官ノ今般ノ取扱方ニ關シ政府ノ態度ヲ明カニスベキコトニ付

一 小使内閣ノ當時、内閣ニ一時期物價等議會一設置セラレ又議會
 一 設置局ニ一時期物價等議會一設置セラレタルモ諸君ハ不逞ノ状態ニ在リ
 シマヤ勝敗ヲ見タル今日同兵ノ形勢ヲ存シ政府ハ内閣物價等議會ニ改組
 セラルル際別種キ付置ノ要アリトハ云ハ政府ノ當時トハ其ル議
 現ノ下ニ一極ノ極上級存在トシテ保存ス固シテ物價等議會、インフ
 レーションノ救セ取不視セララル現下ノ情勢ニ就テ内閣物價等議會ノ改組ヲ
 急ントシツツアリ此ノ際政府トシテ物價等議會ヲ如何ニスベキ
 カニ付其ノ態度ヲ明カニスルノ要アリ
 以上述べタル點ヲ要約シ左ノ三項ヲ述ビ決定スルノ要アリト愚行
 ス
 一 物價等議會ハ國家經濟全般ノ問題トシテ之ヲ議辦シ各省相協力シ政
 府全體ノ責任ニ於テ之ガ解決ニ努力スベキモノナルコト
 一 面シテ物價ノ重要ナルモノハ經濟關係調査會及ハ閣議ニ於テ

裏面白紙

之ヲ採リ上ゲ内閣會議ノ御趣トシテ之ヲ編成スベキコト
 二 特ニ大風天嵐ハ福原西越ニ關スル至タル其比若トシテ關係者大臣
 ト編成刀シ之ガ請求ノ成立ニ、屏成ヘノ努力ニ因内ニ於ケル至
 的立場ニ立ツベキコト由シテ大藏省ト編成省トノ間ニ於ケル地方
 關係ヲ密ニスル爲大藏省ヲ中心トシテ事務當局制ニ關係同種ニ編
 スルに關係連線ヲ設クルコト（大藏省官制ノ改正、陸軍省組織ニ
 關スル官制ノ制定ハ此ノ際管ニ之ヲ行ヘザルモ用、申合セ社長ニ
 テモ送支ナカルベシ）
 三 現時郵便審議會ハ速カニ之ヲ廢止スルコト、尙之ニ代ハルベキ新
 ナル官制上ノ委員會ヘ之ヲ設ケザルコト

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

大 藏 省 二 於 予 初 價 一 般 二 種 ス ル 事 務 ヲ
均 等 ス ル コ ト ニ 付 考 察 ス ベ キ 同 題

二〇一六九

小 倉 有

124

裏 面 白 紙

第 一 官 制 ノ 同 題

一 大 藏 省 官 制 第 一 條 ニ 一 初 價 一 般 一 ヲ 挿 入 ス ル ノ 妥 否

二 大 藏 省 ノ 内 務 ト ス ル カ 外 務 ト ス ル カ 以 テ 行 ニ 既 ノ 際 官 制 ヲ 設 ケ ズ

三 内 務 限 リ 部 ヲ 設 ケ ル カ

四 財 政 事 項 ノ 取 扱 ノ 手 續 如 何

五 官 制 ヲ 變 ス ル ト シ テ 他 府 部 司 ノ 妥 否

第 二 安 員 官 ノ 同 題

一 現 在 ノ 一 般 時 價 値 考 察 官 一 ハ 之 ヲ 廢 止 ス ル ト シ テ (他 府 部 司 不 妥)

二 二 代 官 制 上 ノ 安 員 官 ヲ 設 ク ル コ ト ノ 妥 否

第 三 定 員 等 ノ 同 題

一 定 員 ノ 數 其 他

二 關 係 各 省 日 定 員 ニ 尤 ツ ベ キ 者 ヲ 入 レ ル コ ト ノ 妥 否

三 關 係 各 省 高 等 官 二 兼 任 ヲ 命 ズ ル コ ト ノ 妥 否

國民同人又ハ各機關係自ラ參與トスルノ要否

第四 運管ニ關シ

一、關係各縣ノ面積ナル勘刀ヲ安請スルコトニ付テ副議長ニテ發言シ、
又ハ甲台セスルノ要アルコト

二、關係各縣所管ノ學務中物價ニ關係アル重要事項ニ付是等ヲトラセ
ルコトトシテ

三、各縣學務ノ聯合調整ヲ行フ内閣トノ關係ヲ如何ニ調整スルカ

四、重要物資ノ價格等ハ副議長ニ於テ之ヲ決スルコトトシ

五、兵ノ範圍ヲトノ程度トスルカ

六、兵ノ運管ヲ如何ニスルカ

七、常時各縣ト密接ナル連絡ヲトル方法トシテ

八、關係各縣ヨリ入レタ人ヲ活用スルコト

九、關係各縣ト物價ニ關スル連絡調整機ヲ設ケルコトノ要否

五 部 内 ニ 於 ケ ル 學 務 ノ 運 管 ニ 關 シ

裏 面 白 紙

第 一 次 大 臣 會 議

一、本 年 度 採 算

一、採 算 文 出 二 次 ル

二、所 要 額

向 前 採 算 二 於 ケル 採 算 以 一 切 費 一 ノ 採 算 ハ 不 安 ニ 立 テ ル コ ト

一、採 算 採 算

一、各 局 二 採 算 書 記 日 時 時 日 ヲ 設 ク ル コ ト ノ 要 否

二、採 算 二 於 ケル 同 題 ノ 採 算 方

三、採 算 採 算 採 算 採 算

片 取 書 種
三 等 採 算 採 算
採 算 採 算

裏 面 白 紙

大日本帝國政府

年月 備 官 官

一 一 六

(一) 文部省...

一 一 六

(二) 臨時物價對策委員會...

一 一 六

(三) 臨時物價對策委員會...

一 一 六

(四) 臨時物價對策委員會...

一 一 六

(五) 臨時物價對策委員會...

一 一 六

(六) 臨時物價對策委員會...

裏面白紙

人 日 本 帝 國 政 府

第一	第一	第一
二	二	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九
十	十	十
十一	十一	十一
十二	十二	十二
十三	十三	十三
十四	十四	十四
十五	十五	十五
十六	十六	十六
十七	十七	十七
十八	十八	十八
十九	十九	十九
二十	二十	二十

増
 (二) 第六

第一	第一	第一
二	二	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九
十	十	十
十一	十一	十一
十二	十二	十二
十三	十三	十三
十四	十四	十四
十五	十五	十五
十六	十六	十六
十七	十七	十七
十八	十八	十八
十九	十九	十九
二十	二十	二十

裏面白紙

大 日 本 政 府

第一	第二	第三	第四
九	八	七	六
（一）	（二）	（三）	（四）
（五）	（六）	（七）	（八）
（九）	（十）	（十一）	（十二）
（十三）	（十四）	（十五）	（十六）
（十七）	（十八）	（十九）	（二十）
（二十一）	（二十二）	（二十三）	（二十四）
（二十五）	（二十六）	（二十七）	（二十八）
（二十九）	（三十）	（三十一）	（三十二）
（三十三）	（三十四）	（三十五）	（三十六）
（三十七）	（三十八）	（三十九）	（四十）
（四十一）	（四十二）	（四十三）	（四十四）
（四十五）	（四十六）	（四十七）	（四十八）
（四十九）	（五十）	（五十一）	（五十二）
（五十三）	（五十四）	（五十五）	（五十六）
（五十七）	（五十八）	（五十九）	（六十）
（六十一）	（六十二）	（六十三）	（六十四）
（六十五）	（六十六）	（六十七）	（六十八）
（六十九）	（七十）	（七十一）	（七十二）
（七十三）	（七十四）	（七十五）	（七十六）
（七十七）	（七十八）	（七十九）	（八十）
（八十一）	（八十二）	（八十三）	（八十四）
（八十五）	（八十六）	（八十七）	（八十八）
（八十九）	（九十）	（九十一）	（九十二）
（九十三）	（九十四）	（九十五）	（九十六）
（九十七）	（九十八）	（九十九）	（一百）

本紙は状況下ニ依ルルノビム無キニ至リタリ

裏面白紙

物價一般ニ關スル事務ヲ所掌セル官廳ノ沿革概略
附 物價一般ニ關スル委員會議ノ變遷

年 月	御 意 旨	委 員 會 員
昭一三 五	<p>(一) 支那製糖物等當時ニ特ニ物價一般ヲ所 所掌スル官廳ヲリ、昭一三、昭一四、昭一五 大臣ガ夫々ノ立場ヨリ之ヲ派ヒタリ</p> <p>(二) 商工省ニ臨時物價調整會ヲ設置シ、昭一 ノ臨時調整會計畫ノ企畫立案ニ當ラシム (昭一四、昭一五ハ物價調整會ノ派トシテ同 局於テモ採リトケラレタリ)</p>	<p>(一) 臨時物價調整委員會ヲ設ケ、内閣總 理大臣ノ監督ノ下ニ、各省省長ハ該理 會會長ハ、昭一三、昭一四、昭一五以テ元々 昭一三ニ物價委員會ヲ公布シ中央物價委 員會ヲ商工大臣ノ監督下ニ、地方物 價委員會ヲ地方長官ノ監督下ニ設ケ 物價ニ關スル重要事項ヲ調査審議セ シム(臨時物價調整委員會ハ廢止ス)</p>
昭一四 六	<p>(一) 商工省ニ外閣トシテ物價局ヲ設置シ物 價統制ニ關スル事務ヲ掌ラシム(昭一四 二條)</p>	

裏面白紙

第一編
 第一章
 第一節
 第一條
 (一) 天皇は神聖にして侵すべからず、元シ人爲ニシテ
 (二) 神代卷ノノミテ
 (三) 皇統ノ永続ニシテ
 (四) 皇室ノ尊嚴ニシテ
 (五) 皇位ノ繼承ニシテ
 (六) 皇族ノ地位ニシテ
 (七) 皇親ノ地位ニシテ
 (八) 皇太后ノ地位ニシテ
 (九) 皇太子ノ地位ニシテ
 (十) 皇孫ノ地位ニシテ
 (十一) 皇弟ノ地位ニシテ
 (十二) 皇妹ノ地位ニシテ
 (十三) 皇女ノ地位ニシテ
 (十四) 皇孫女ノ地位ニシテ
 (十五) 皇弟女ノ地位ニシテ
 (十六) 皇妹女ノ地位ニシテ
 (十七) 皇孫女ノ地位ニシテ
 (十八) 皇弟女ノ地位ニシテ
 (十九) 皇妹女ノ地位ニシテ
 (二十) 皇孫女ノ地位ニシテ

(二) 第六條

第二章
 第二節
 第二條
 (一) 皇太子ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (二) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (三) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (四) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (五) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (六) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (七) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (八) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (九) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十一) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十二) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十三) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十四) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十五) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十六) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十七) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十八) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (十九) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ
 (二十) 皇太子ノ地位ハ皇位ニ繼承スルベシ

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

昭 和 一 六	昭 和 一 七	昭 和 一 八	昭 和 一 九
<p>（一）物産部 昭和一六 昭和一七 昭和一八 昭和一九</p>	<p>（二）物産部 昭和一六 昭和一七 昭和一八 昭和一九</p>	<p>（三）物産部 昭和一六 昭和一七 昭和一八 昭和一九</p>	<p>（四）物産部 昭和一六 昭和一七 昭和一八 昭和一九</p>

めくられず

裏面白紙

大日本帝國政府

考考

大日本帝國政府 (第一)

第一、...

第二、...

第三、...

第四、...

第五、...

第六、...

第七、...

第八、...

第九、...

第十、...

第十一、...

第十二、...

第十三、...

第十四、...

第十五、...

第十六、...

第十七、...

第十八、...

第十九、...

第二十、...

第二十一、...

第二十二、...

第二十三、...

第二十四、...

第二十五、...

第二十六、...

第二十七、...

第二十八、...

第二十九、...

第三十、...

第三十一、...

第三十二、...

第三十三、...

第三十四、...

第三十五、...

第三十六、...

第三十七、...

第三十八、...

第三十九、...

第四十、...

第四十一、...

第四十二、...

第四十三、...

第四十四、...

第四十五、...

第四十六、...

第四十七、...

第四十八、...

第四十九、...

第五十、...

第五十一、...

第五十二、...

第五十三、...

第五十四、...

第五十五、...

第五十六、...

第五十七、...

第五十八、...

第五十九、...

第六十、...

第六十一、...

第六十二、...

第六十三、...

第六十四、...

第六十五、...

第六十六、...

第六十七、...

第六十八、...

第六十九、...

第七十、...

第七十一、...

第七十二、...

第七十三、...

第七十四、...

第七十五、...

第七十六、...

第七十七、...

第七十八、...

第七十九、...

第八十、...

第八十一、...

第八十二、...

第八十三、...

第八十四、...

第八十五、...

第八十六、...

第八十七、...

第八十八、...

第八十九、...

第九十、...

第九十一、...

第九十二、...

第九十三、...

第九十四、...

第九十五、...

第九十六、...

第九十七、...

第九十八、...

第九十九、...

第一百、...

裏面白紙

大日本帝國政府

本令ハ公明ノロヨリスラ行ハ

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

裏面白紙

大日本帝國政府

考考

第一、
第二、
第三、
第四、
第五、
第六、
第七、
第八、
第九、
第十、
第十一、
第十二、
第十三、
第十四、
第十五、
第十六、
第十七、
第十八、
第十九、
第二十、
第二十一、
第二十二、
第二十三、
第二十四、
第二十五、
第二十六、
第二十七、
第二十八、
第二十九、
第三十、
第三十一、
第三十二、
第三十三、
第三十四、
第三十五、
第三十六、
第三十七、
第三十八、
第三十九、
第四十、
第四十一、
第四十二、
第四十三、
第四十四、
第四十五、
第四十六、
第四十七、
第四十八、
第四十九、
第五十、
第五十一、
第五十二、
第五十三、
第五十四、
第五十五、
第五十六、
第五十七、
第五十八、
第五十九、
第六十、
第六十一、
第六十二、
第六十三、
第六十四、
第六十五、
第六十六、
第六十七、
第六十八、
第六十九、
第七十、
第七十一、
第七十二、
第七十三、
第七十四、
第七十五、
第七十六、
第七十七、
第七十八、
第七十九、
第八十、
第八十一、
第八十二、
第八十三、
第八十四、
第八十五、
第八十六、
第八十七、
第八十八、
第八十九、
第九十、
第九十一、
第九十二、
第九十三、
第九十四、
第九十五、
第九十六、
第九十七、
第九十八、
第九十九、
第一百

百部
二十七人
三十人
十三人

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

細分
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、
 五十一、
 五十二、
 五十三、
 五十四、
 五十五、
 五十六、
 五十七、
 五十八、
 五十九、
 六十、
 六十一、
 六十二、
 六十三、
 六十四、
 六十五、
 六十六、
 六十七、
 六十八、
 六十九、
 七十、
 七十一、
 七十二、
 七十三、
 七十四、
 七十五、
 七十六、
 七十七、
 七十八、
 七十九、
 八十、
 八十一、
 八十二、
 八十三、
 八十四、
 八十五、
 八十六、
 八十七、
 八十八、
 八十九、
 九十、
 九十一、
 九十二、
 九十三、
 九十四、
 九十五、
 九十六、
 九十七、
 九十八、
 九十九、
 一百、
 一百一、
 一百二、
 一百三、
 一百四、
 一百五、
 一百六、
 一百七、
 一百八、
 一百九、
 二百、
 二百一、
 二百二、
 二百三、
 二百四、
 二百五、
 二百六、
 二百七、
 二百八、
 二百九、
 三百、
 三百一、
 三百二、
 三百三、
 三百四、
 三百五、
 三百六、
 三百七、
 三百八、
 三百九、
 四百、
 四百一、
 四百二、
 四百三、
 四百四、
 四百五、
 四百六、
 四百七、
 四百八、
 四百九、
 五百、
 五百一、
 五百二、
 五百三、
 五百四、
 五百五、
 五百六、
 五百七、
 五百八、
 五百九、
 六百、
 六百一、
 六百二、
 六百三、
 六百四、
 六百五、
 六百六、
 六百七、
 六百八、
 六百九、
 七百、
 七百一、
 七百二、
 七百三、
 七百四、
 七百五、
 七百六、
 七百七、
 七百八、
 七百九、
 八百、
 八百一、
 八百二、
 八百三、
 八百四、
 八百五、
 八百六、
 八百七、
 八百八、
 八百九、
 九百、
 九百一、
 九百二、
 九百三、
 九百四、
 九百五、
 九百六、
 九百七、
 九百八、
 九百九、
 一千、
 一千一、
 一千二、
 一千三、
 一千四、
 一千五、
 一千六、
 一千七、
 一千八、
 一千九、
 二千、
 二千一、
 二千二、
 二千三、
 二千四、
 二千五、
 二千六、
 二千七、
 二千八、
 二千九、
 三千、
 三千一、
 三千二、
 三千三、
 三千四、
 三千五、
 三千六、
 三千七、
 三千八、
 三千九、
 四千、
 四千一、
 四千二、
 四千三、
 四千四、
 四千五、
 四千六、
 四千七、
 四千八、
 四千九、
 五千、
 五千一、
 五千二、
 五千三、
 五千四、
 五千五、
 五千六、
 五千七、
 五千八、
 五千九、
 六千、
 六千一、
 六千二、
 六千三、
 六千四、
 六千五、
 六千六、
 六千七、
 六千八、
 六千九、
 七千、
 七千一、
 七千二、
 七千三、
 七千四、
 七千五、
 七千六、
 七千七、
 七千八、
 七千九、
 八千、
 八千一、
 八千二、
 八千三、
 八千四、
 八千五、
 八千六、
 八千七、
 八千八、
 八千九、
 九千、
 九千一、
 九千二、
 九千三、
 九千四、
 九千五、
 九千六、
 九千七、
 九千八、
 九千九、
 一萬、
 一萬一、
 一萬二、
 一萬三、
 一萬四、
 一萬五、
 一萬六、
 一萬七、
 一萬八、
 一萬九、
 二萬、
 二萬一、
 二萬二、
 二萬三、
 二萬四、
 二萬五、
 二萬六、
 二萬七、
 二萬八、
 二萬九、
 三萬、
 三萬一、
 三萬二、
 三萬三、
 三萬四、
 三萬五、
 三萬六、
 三萬七、
 三萬八、
 三萬九、
 四萬、
 四萬一、
 四萬二、
 四萬三、
 四萬四、
 四萬五、
 四萬六、
 四萬七、
 四萬八、
 四萬九、
 五萬、
 五萬一、
 五萬二、
 五萬三、
 五萬四、
 五萬五、
 五萬六、
 五萬七、
 五萬八、
 五萬九、
 六萬、
 六萬一、
 六萬二、
 六萬三、
 六萬四、
 六萬五、
 六萬六、
 六萬七、
 六萬八、
 六萬九、
 七萬、
 七萬一、
 七萬二、
 七萬三、
 七萬四、
 七萬五、
 七萬六、
 七萬七、
 七萬八、
 七萬九、
 八萬、
 八萬一、
 八萬二、
 八萬三、
 八萬四、
 八萬五、
 八萬六、
 八萬七、
 八萬八、
 八萬九、
 九萬、
 九萬一、
 九萬二、
 九萬三、
 九萬四、
 九萬五、
 九萬六、
 九萬七、
 九萬八、
 九萬九、
 十萬

裏面白紙

参考

大 臣 官 制 (一) 参 考

一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

十九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

二十九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

三十九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

四十九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

五十九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

六十九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

七十九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

八十九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十一、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十二、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十三、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十四、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十五、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十六、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十七、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十八、 大 臣 官 制 (一) 参 考

九十九、 大 臣 官 制 (一) 参 考

一百、 大 臣 官 制 (一) 参 考

裏面白紙

大日本帝國政府

参考

第一	大正六年八月
第二	大正六年九月
第三	大正六年十月
第四	大正六年十一月
第五	大正六年十二月
第六	大正七年一月
第七	大正七年二月
第八	大正七年三月
第九	大正七年四月
第十	大正七年五月
第十一	大正七年六月
第十二	大正七年七月
第十三	大正七年八月
第十四	大正七年九月
第十五	大正七年十月
第十六	大正七年十一月
第十七	大正七年十二月
第十八	大正八年一月
第十九	大正八年二月
第二十	大正八年三月
第二十一	大正八年四月
第二十二	大正八年五月
第二十三	大正八年六月
第二十四	大正八年七月
第二十五	大正八年八月
第二十六	大正八年九月
第二十七	大正八年十月
第二十八	大正八年十一月
第二十九	大正八年十二月
第三十	大正九年一月

Handwritten notes in the right margin include '参考' and '大正八年八月'.

裏面白紙

大日本帝國政府

附行 〇
 入 〇
 一 〇
 二 〇
 三 〇
 四 〇
 五 〇
 六 〇
 七 〇
 八 〇
 九 〇
 一〇 〇
 一一 〇
 一二 〇
 一三 〇
 一四 〇
 一五 〇
 一六 〇
 一七 〇
 一八 〇
 一九 〇
 二〇 〇
 二一 〇
 二二 〇
 二三 〇
 二四 〇
 二五 〇
 二六 〇
 二七 〇
 二八 〇
 二九 〇
 三〇 〇
 三一 〇
 三二 〇
 三三 〇
 三四 〇
 三五 〇
 三六 〇
 三七 〇
 三八 〇
 三九 〇
 四〇 〇
 四一 〇
 四二 〇
 四三 〇
 四四 〇
 四五 〇
 四六 〇
 四七 〇
 四八 〇
 四九 〇
 五〇 〇
 五一 〇
 五二 〇
 五三 〇
 五四 〇
 五五 〇
 五六 〇
 五七 〇
 五八 〇
 五九 〇
 六〇 〇
 六一 〇
 六二 〇
 六三 〇
 六四 〇
 六五 〇
 六六 〇
 六七 〇
 六八 〇
 六九 〇
 七〇 〇
 七一 〇
 七二 〇
 七三 〇
 七四 〇
 七五 〇
 七六 〇
 七七 〇
 七八 〇
 七九 〇
 八〇 〇
 八一 〇
 八二 〇
 八三 〇
 八四 〇
 八五 〇
 八六 〇
 八七 〇
 八八 〇
 八九 〇
 九〇 〇
 九一 〇
 九二 〇
 九三 〇
 九四 〇
 九五 〇
 九六 〇
 九七 〇
 九八 〇
 九九 〇
 一〇〇 〇

裏面白紙

大日本帝國政府

勅令第 〇〇號
 大日本帝國政府、
 第一條、
 第二條、
 第三條、
 第四條、
 第五條、
 第六條、
 第七條、
 第八條、
 第九條、
 第十條、
 第十一條、
 第十二條、
 第十三條、
 第十四條、
 第十五條、
 第十六條、
 第十七條、
 第十八條、
 第十九條、
 第二十條、
 第二十一條、
 第二十二條、
 第二十三條、
 第二十四條、
 第二十五條、
 第二十六條、
 第二十七條、
 第二十八條、
 第二十九條、
 第三十條、
 第三十一條、
 第三十二條、
 第三十三條、
 第三十四條、
 第三十五條、
 第三十六條、
 第三十七條、
 第三十八條、
 第三十九條、
 第四十條、
 第四十一條、
 第四十二條、
 第四十三條、
 第四十四條、
 第四十五條、
 第四十六條、
 第四十七條、
 第四十八條、
 第四十九條、
 第五十條、
 第五十一條、
 第五十二條、
 第五十三條、
 第五十四條、
 第五十五條、
 第五十六條、
 第五十七條、
 第五十八條、
 第五十九條、
 第六十條、
 第六十一條、
 第六十二條、
 第六十三條、
 第六十四條、
 第六十五條、
 第六十六條、
 第六十七條、
 第六十八條、
 第六十九條、
 第七十條、
 第七十一條、
 第七十二條、
 第七十三條、
 第七十四條、
 第七十五條、
 第七十六條、
 第七十七條、
 第七十八條、
 第七十九條、
 第八十條、
 第八十一條、
 第八十二條、
 第八十三條、
 第八十四條、
 第八十五條、
 第八十六條、
 第八十七條、
 第八十八條、
 第八十九條、
 第九十條、
 第九十一條、
 第九十二條、
 第九十三條、
 第九十四條、
 第九十五條、
 第九十六條、
 第九十七條、
 第九十八條、
 第九十九條、
 第一百條、
 本令ハ公布ノ日ヨリ施行スルベシトス

裏面白紙

閣議申合せ(案)

二〇一、一〇

物價問題、特ニ「インフレ」問題ハ舊面ノ我々經濟ノ運営トノ重大問
 題ニシテ、關係各廳相協力シ政府全務ノ問題トシテ之ヲ處理セザルベ
 カラザルモノナルニ現狀ニ於テハ亦モスレバ各廳夫々ノ立場ニ立チテ
 大局ノ綜合的把握ヲ缺キ本問題ニ際スル政府トシテノ責任ノ所在亦不
 明瞭ニシテ問題ヲ綜合的強力ニ處理スルニ遺憾ノ點ヲ示トセズ
 今般物價ニ關スル綜合經濟ヲ大藏大臣ノ司掌トシタル所以ハ此ノ點ニ
 關シ眞ニ責任ヲ以テ兼ノ處理ニ當ルベキ政府トシテノ態度ヲ確立セン
 トスルノ意圖ニ即チラズ併シ乍ラ物價ノ問題タルニヨリ一有一大臣ニ於
 於テ之ヲ處理スヘキモノニ非ズ又之ヲ處理シ得ルモノニ非ズ即チ之ガ
 對策ノ樹立モ解決ヘノ努力モ關係各廳ノ眞ニ密接ナル協力ニ依リテノ
 ミ初メテ可能ニシテ而シテ又漸クノ如クニシテ初メテ問題ヲ内閣全體
 トシテ綜合的ニ且責任ヲ以テ處理シ得ルモノト謂ヒ得ベシ以トスニ願
 ミ今後ノ物價問題ノ取扱ニ關シ左記ノ通り申合せ致度

記

裏面白紙

一、物價問題ハ甚面ノ我國經濟全般ニ亘ル重要問題ナルヲ以テ關係各廳
相協力シ政府全體ノ責任ニ於テ之ガ解決ニ努力スルコト而シテ問題
ノ重要ナルモノハ之ヲ極義又ハ極商關係僚懇談會ニ於テ採リトゲ
内閣全體ノ問題トシテ之ヲ處理スルコト

二、大藏大臣ハ物價問題ニ關スル主ナル責任者トシテ本問題ノ取扱ニ關
シ主導的立場ニ立ツモ關係各大臣ハ其ノ所管ノ事務ヲ進ジ密接ニ之
ト協力スベク之ガ體制ト運営ノ方法ニ付適切ナル方途ヲ考慮スルコ
ト

三、戰時物價審議會ハ之ヲ廢止スルモ物價問題ニ關シ隨ク民間各界ノ意
見ヲ徵スル等之ガ意思ニ万全ヲ期スルコトトシ世ノ繁華務當局ニ民
間有能ノ士ヲ登用スル等ノ適切ナル方途ヲ考慮スルコト
(註) 本件ニ關スル具體的申合せハ次官會議ニ於テ之ヲ行フコト

裏面白紙

ノ事ヲ行フ所也。

正

一、我々日本國民ハ、自國ノ利益ヲ保護シ、且、他國ノ利益ヲ尊重スルヲ以テ、自國ノ利益ヲ保護スルニ當リ、他國ノ利益ヲ尊重スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。

二、我々日本國民ハ、自國ノ利益ヲ保護シ、且、他國ノ利益ヲ尊重スルヲ以テ、自國ノ利益ヲ保護スルニ當リ、他國ノ利益ヲ尊重スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。

三、我々日本國民ハ、自國ノ利益ヲ保護シ、且、他國ノ利益ヲ尊重スルヲ以テ、自國ノ利益ヲ保護スルニ當リ、他國ノ利益ヲ尊重スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。

四、我々日本國民ハ、自國ノ利益ヲ保護シ、且、他國ノ利益ヲ尊重スルヲ以テ、自國ノ利益ヲ保護スルニ當リ、他國ノ利益ヲ尊重スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。

五、我々日本國民ハ、自國ノ利益ヲ保護シ、且、他國ノ利益ヲ尊重スルヲ以テ、自國ノ利益ヲ保護スルニ當リ、他國ノ利益ヲ尊重スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。此ノ義務ヲ履行スルニ當リ、自國ノ利益ヲ保護スルノ義務ヲ履行スルノ義務ヲ負フ。

裏面白紙

物價部設置ニ關シテ閣議ニ於ケル大臣發言要旨(案)

二〇一、一六

物價問題、特ニ「インフレ」問題ハ當面ノ救済經濟ノ運営トノ重大問題ニシテ、關係各相協力シテ政府全體ノ問題トシテ之ヲ處理セザルベカラザルモノナル處、現狀ニ於テハ稍モスレバ各要夫々ノ立場ニ立テテ大局ノ綜合的把握ヲ缺キ、本問題ニ關スル政府トシテノ責任ノ所在亦不明瞭ニシテ、問題ヲ綜合的目強力ニ處理スルニ遺憾ノ點ヲシトセズ。今般物價一般ニ關スル事務ヲ大藏大臣ノ司掌トセラレタル所以ハ、此ノ點ニ關シ眞ニ責任ヲ以テ原ノ處理ニ當ルベキ政府トシテノ態度ヲ確立セントスルノ意圖ニ他ヲラザルモノト思料ス。併シ乍ラ物價ノ問題タル點ヨリ一自一大臣ニ於テ之ヲ處理スベキモノニ非ズ、又之ヲ處理シ得ルモノニ非ズ即チ之ガ對策ノ樹立モ解決ヘノ努力モ關係各相ノ眞ニ密接ナル協力ニ依リテノミ初メテ可能ニシテ、又斯クノ如クニシテ初メテ問題ヲ內閣全體トシテ綜合的ニ且責任ヲ以テ處理シ得ルモノト斷ヒ得ベキ以トス。今般ノ物價問題ノ取扱ニ關シ左記諸點ニ付各大臣ノ格段

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

ノ 概 了 勝 々 行 取 。

註

一、各 領 回 還 ハ 由 由 ノ 衣 服 靴 履 並 靴 二 且 ル 履 鞋 同 様 ナ ル ヲ 以 テ、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

二、入 取 入 取 ハ 物 價 同 様 ニ 御 ヘル 長 江 右 岸 ナ ル 七、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

三、各 領 回 還 ハ 由 由 ノ 衣 服 靴 履 並 靴 二 且 ル 履 鞋 同 様 ナ ル ヲ 以 テ、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

四、各 領 回 還 ハ 由 由 ノ 衣 服 靴 履 並 靴 二 且 ル 履 鞋 同 様 ナ ル ヲ 以 テ、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

五、各 領 回 還 ハ 由 由 ノ 衣 服 靴 履 並 靴 二 且 ル 履 鞋 同 様 ナ ル ヲ 以 テ、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

六、各 領 回 還 ハ 由 由 ノ 衣 服 靴 履 並 靴 二 且 ル 履 鞋 同 様 ナ ル ヲ 以 テ、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

七、各 領 回 還 ハ 由 由 ノ 衣 服 靴 履 並 靴 二 且 ル 履 鞋 同 様 ナ ル ヲ 以 テ、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

八、各 領 回 還 ハ 由 由 ノ 衣 服 靴 履 並 靴 二 且 ル 履 鞋 同 様 ナ ル ヲ 以 テ、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

九、各 領 回 還 ハ 由 由 ノ 衣 服 靴 履 並 靴 二 且 ル 履 鞋 同 様 ナ ル ヲ 以 テ、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

十、各 領 回 還 ハ 由 由 ノ 衣 服 靴 履 並 靴 二 且 ル 履 鞋 同 様 ナ ル ヲ 以 テ、 儀 容 合 意 在 儀 力 ン 政 府 並 職 / 長 江 二 於 テ 之 力 辦 次 ニ 努 力 ヘ ル コ ト 。

裏 面 白 紙

112 1/2

物價部設置ニ際シ閣議ニ於ケル大藏大臣發言要旨(案)

二〇一六

物價問題、特ニ「インフレーション」問題ハ當面ノ我國經濟ノ運命トノ重大問題ニシテ、關係各廳相協力シテ政府全體ノ問題トシテ之ヲ處理セザルベカラザルモノナル處、現狀ニ於テハ稍モスレバ各廳夫々ノ立場ニ立チテ大局ノ綜合的把握ヲ缺キ、本問題ニ關スル政府トシテノ責任ノ所在亦不明瞭ニシテ、問題ヲ綜合的且彈力ニ處理スルニ遺憾ノ點ヲシトセズ。

今般物價一般ニ關スル職務ヲ大藏大臣ノ司掌トセラレタル所以ハ、此ノ點ニ關シ眞ニ責任ヲ以テ原ノ處ニ當ルベキ政府トシテノ態度ヲ確立セントスルノ意圖ニ他ヲラザルモノト思料ス。併シ乍ラ物價ノ問題タル固ヨリ一省一大臣ニ於テ之ヲ處理スベキモノニ非ズ、又之ヲ處理シ得ルモノニ非ズ即チ之ガ對策ノ樹立モ解決ヘノ努力モ諸廳各廳ノ眞ニ密接ナル協力ニ依リテノミ初メテ可能ニシテ、又斯クノ如クニシテ初メテ問題ヲ内閣全體トシテ綜合的ニ且責任ヲ以テ處理シ得ルモノト斷ヒ得ベク、以トニ廳々今後ノ物價問題ノ取扱ニ關シ左記諸點ニ付各大臣ノ格段

裏面白紙

162 1/2

大 日 本 帝 國 政 府

ノ 係 了 解 ヲ 待 候

乱

一、初 旨 同 意 ハ 備 出 ノ 後 議 議 西 主 取 ニ 且 ル 聖 安 同 意 ナ ル ヲ 以 テ、

總 伯 協 力 シ 政 府 主 體 ノ 負 任 ニ 於 テ 之 カ 解 決 ニ 努 力 ヘ ル コ ト。

同 意 ノ 趣 旨 ナ ル モ、ハ 之 ヲ 附 議 久 ハ 經 済 振 興 策 施 行 意 欲 二 於 テ 休

リ 上 ケ 内 閣 主 體、同 意 ト シ テ 之 ヲ 施 行 ヘ ル コ ト。

二、大 入 臣 ハ 物 價 同 意 ニ 關 ス ル 負 任 有 ト ア ル セ、前 條 合 下 臣 ハ 兵 ノ 所

官、各 物 ヲ 調 シ 街 安 ニ 之 ト 助 力 ヲ フ レ 度 キ コ ト。

同 意 時 物 價 同 意 ハ 之 ヲ 取 止 ス ル 事、初 旨 同 意 ニ 關 シ 河 久 氏 同 各

介、是 元 ヲ 感 ス ル 事 之 カ 施 行 ニ 努 力 加 入 ス ル コ ト ト シ、此、除 年

如 旨 同 意 此 旨 有 記 ノ 七 ヲ 登 用 ヘ ル 事、通 切 ナ ル 所 逐 ヲ 考 慮 ヘ ル 所

存 ナ リ。

裏 面 白 紙

物價部設置ニ際シ閣議ニ於ケル大藏大臣發言要旨(案)

二〇一、一六

物價問題、特ニ「インフレ」問題ハ當面ノ我國經濟ノ運営トノ重大問題ニシテ、關係各野相協力シ政府全體ノ問題トシテ之ヲ處理セサルベカラザルモノナル處、現狀ニ於テハ稍モスレバ各野夫々ノ立場ニ立テテ大局ノ綜合的把握ヲ缺キ、本問題ニ關スル政府トシテノ責任ノ所在亦不明瞭ニシテ、問題ヲ綜合的且強力ニ處理スルニ遺憾ノ點ヲシトセズ。今彼物價一般ニ關スル事務ヲ大藏大臣ノ司掌トセラレタル所以ハ、此ノ點ニ關シ眞ニ責任ヲ以テ屏ノ處理ニ當ルベキ政府トシテノ態度ヲ確立セントスルノ意圖ニ他ナラザルモノト思料ス。併シ乍ラ物價ノ問題タル固ヨリ一省一大臣ニ於テ之ヲ處理スベキモノニ非ズ、又之ヲ處理シ得ルモノニ非ズ則チ之ガ對策ノ樹立モ解決ヘノ努力モ關係各野ノ眞ニ密接ナル協力ニ依リテノミ初メテ可能ニシテ、又斯クノ如クニシテ初メテ問題ヲ内閣全體トシテ綜合的ニ且責任ヲ以テ處理シ得ルモノト斷ヒ得ベク、以トテ願ヒ今後ノ物價問題ノ取扱ニ關シ左記諸點ニ付各大臣ノ格段

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

ノ 爲 了 解 ヲ 附 載 。

記

一、物價問題ハ自由、我々經濟政策ニ且ル基安固固アルヲ以テ、關係各
種物價力ノ取柄主として、其は一於テ之カ所存ニ努力ナルコト。即シテ
同題ノ懸案ナルモノハ之ヲ商議入ハ既商議中亦懸案ニ於テ採
り上ケ内閣至極、同題トシテ之ヲ懸念ヘルコト。

二、大蔵入臣ハ物價問題ニ關ヘル其任者トナルヲ、關係各大臣ハ其ノ所
官ノ専断ヲ越シ治安ニ之、協力セツレ度ナコト。

同題時物價暴落ハ之ヲ救正ヘルキ、物價問題ニ關シ廣ク民間各
介ノ起死ヲ冀スル等ニ力難無ニ懸念ヲ抱ヘルコトトシ、此ノ際等
新當局ニ代向有能ノ士ヲ登用ヘル等ノ懇切ナル方針ヲ考慮ヘル所
存ナリ。

裏 面 白 紙

物價部設置ニ際シ閣議ニ於ケル大藏大臣發言要旨(案)

二〇一、一六

物價問題、特ニ「インフレ」問題ハ當面ノ我々經濟ノ運営トノ重大問題ニシテ、關係各點相協力シテ政府全體ノ問題トシテ之ヲ處理セザルベカラザルモノナル處、現狀ニ於テハ稍モスレバ各給夫々ノ立場ニ立チ、テ大局ノ綜合的把握ヲ缺キ、本問題ニ關スル政府トシテノ責任ノ所在亦不明瞭ニシテ、問題ヲ綜合的且強力ニ處理スルニ遺憾ノ點ナシトセズ。今般物價一般ニ關スル事務ヲ大藏大臣ノ司掌トセラレタル所以ハ、此ノ點ニ關シ眞ニ責任ヲ以テ原ノ處理ニ當ルベキ政府トシテノ態度ヲ確立セントスルノ意圖ニ他ナラザルモノト思料ス。併シ乍ラ物價ノ問題タル尚ヨリ一官一大臣ニ於テ之ヲ處理スベキモノニ非ズ、又之ヲ處理シ得ルモノニ非ズ即チ之ガ對策ノ樹立モ解決ヘノ努力モ關係各點ノ眞ニ密接ナル協力ニ依リテノミ初メテ可能ニシテ、又斯クノ如クニシテ初メテ問題ヲ内閣全體トシテ綜合的ニ且責任ヲ以テ處理シ得ルモノト斷ヒ得ベシ以トス。今般ノ物價問題ノ取扱ニ關シ左記諸點ニ付各大臣ノ格段

裏面白紙

ノ領了所ヲ作成。

此

一、初領地ニハ自由、採掘權ヲ設クニ且ル地租同額ナルヲ以テ、該地各
處租額力ニ取付生息ノ具仕ニ於テ之方所於ニ勞力ヘルコト。而シテ
同額ノ地安ナルモノハ之ヲ兩歳久ハ採掘權亦亦地租ニ於テ未
リ上ケ内兩生息ノ同額トシテ之ヲ地租ナルコト。

二、入取大臣ハ初領地ニ關ヘル具仕百トナルモノ、該地合大臣ハ其ノ所
官ノ事務ヲ起シ復ニ之ト地力モラレ取付コト。

同額時初領地地租ハ之ヲ改正スルモノ、初領地ニ關シテ地租同額合
外ノ地先ヲ取スル等之方地租ニ關シテ兩歳久ヘルコトトシ、同ノ地
同額同ニ代同有地ノ上ラ取付ヘル等ノ地同ナル片地ヲ取付ヘル所
存ナリ。

裏面白紙

物價部設置ニ際シ閣議ニ於ケル大藏大臣發言要旨(案)

二〇一六

物價問題、特ニ「インフレ」問題ハ當面ノ我國經濟ノ運営トノ重大問題ニシテ、關係各廳相協力シテ政府全體ノ問題トシテ之ヲ處理セザルベカラザルモノナル處、現状ニ於テハ稍モスレバ各廳夫々ノ立場ニ立チテ大局ノ綜合的把握ヲ缺キ、本問題ニ關スル政府トシテノ責任ノ所在亦不明瞭ニシテ、問題ヲ綜合的且強力ニ處理スルニ遺憾ノ點ヲシトセズ。今般物價一般ニ關スル職務ヲ大藏大臣ノ司掌トセラレタル所以ハ、此ノ點ニ關シ眞ニ責任ヲ以テ專ノ處理ニ當ルベキ政府トシテノ態度ヲ確立セントスルノ意圖ニ他ヲラザルモノト思料ス。併シ乍ラ物價ノ問題タル固ヨリ一省一大臣ニ於テ之ヲ處理スベキモノニ非ズ、又之ヲ處理シ得ルモノニ非ズ即チ之ガ對策ノ樹立モ解決ヘノ努力モ關係各廳ノ眞ニ密接ナル協力ニ依リテノミ初メテ可能ニシテ、又斯クノ如クニシテ初メテ問題ヲ内閣全體トシテ綜合的ニ且責任ヲ以テ處理シ得ルモノト斷ヒ得ベシ、以トスルニ今後ノ物價問題ノ取扱ニ關シ左記諸點ニ付各大臣ノ格段

裏面白紙

大日本帝國政府

御了辨ラ付度。

訖

一、物價問題ハ舊由ノ我黨經濟政策ニ且ル懸案問題ナルヲ以テ、關係各
部相協同シ政府主催ノ責任ニ於テ之カ解決ニ努力ヘルコト。此シテ
問題ノ懸案ナルモノハ之ヲ漸次ハ經濟關係改善ニ於テ休
リ上ケ内閣主催ノ問題トシテ之ヲ處理ヘルコト。

二、大蔵大臣ハ物價問題ニ關ヘル責任者トナルモ、兼務各大臣ハ其ノ所
管ノ事務ヲ盡シ治安ニ之ト協力モラレ反テコト。

向來政府物價政策ハ之ヲ嚴止スルモ、物價問題ニ關シ漸ク民間各
界ノ懸念ヲ感スル等之カ結果ニ至ラ初ヘルコトトシ、此ノ際各
部協同ニ共同有託ノ士ヲ雇用ヘル等ノ適切ナル片断ヲ考慮ヘル所
存ナリ。

裏面白紙

- 八 價格統制令ノ施行ニ關スル綜合事務ニ關スル事項
- 九 價格形成中央委員會ニ關スル事項
- 十 物價統制協力會議ニ關スル事項
- 十一 他ノ部課ノ主宰セサル事項

裏面白紙

大日本帝國政府

參考

一、聯合軍政府の組織
 二、聯合軍政府の権限
 三、聯合軍政府の任務
 四、聯合軍政府の地位
 五、聯合軍政府の責任
 六、聯合軍政府の権威
 七、聯合軍政府の権力
 八、聯合軍政府の権能
 九、聯合軍政府の権勢
 十、聯合軍政府の権勢

一、聯合軍政府の組織
 二、聯合軍政府の権限
 三、聯合軍政府の任務
 四、聯合軍政府の地位
 五、聯合軍政府の責任
 六、聯合軍政府の権威
 七、聯合軍政府の権力
 八、聯合軍政府の権能
 九、聯合軍政府の権勢
 十、聯合軍政府の権勢

裏面白紙

大日本帝國政府

一 本館所屬事務ノ整理ニ關スル事項
二 事務ノ進捗ニ關スル事項
三 財政ノ整理ニ關スル事項
四 人事ノ整理ニ關スル事項
五 其他ノ事項

裏面白紙

大日本帝國政府

陸海軍分限規程（抄） 附一八一、一

第五十條 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

第五十一條 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

一 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

二 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

三 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

四 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

五 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

六 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

七 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

八 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

九 陸海軍ニ於テハ左ニ示スルモノニ依リテ、日用品類一俵及日用品類ニ示スルモノ

めくれず

裏面白紙

- 八 價格統制令ノ施行ニ關スル綜合原簿ニ關スル事項
- 九 價格形成中央委員會ニ關スル事項
- 十 物價統制協力會辦ニ關スル事項
- 十一 他ノ部課ノ主要セザル事項

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

參考

（一）（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）

- 一 第一、...
- 二 第二、...
- 三 第三、...
- 四 第四、...
- 五 第五、...
- 六 第六、...
- 七 第七、...
- 八 第八、...
- 九 第九、...
- 十 第十、...

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、
五十一、
五十二、
五十三、
五十四、
五十五、
五十六、
五十七、
五十八、
五十九、
六十、
六十一、
六十二、
六十三、
六十四、
六十五、
六十六、
六十七、
六十八、
六十九、
七十、
七十一、
七十二、
七十三、
七十四、
七十五、
七十六、
七十七、
七十八、
七十九、
八十、
八十一、
八十二、
八十三、
八十四、
八十五、
八十六、
八十七、
八十八、
八十九、
九十、
九十一、
九十二、
九十三、
九十四、
九十五、
九十六、
九十七、
九十八、
九十九、
一百

裏
面
白
紙

大日本帝國政府

第五十條 凡屬國民ニシテ、
 一、 國家ニ對シテ、
 二、 國家ニ對シテ、
 三、 國家ニ對シテ、
 四、 國家ニ對シテ、
 五、 國家ニ對シテ、
 六、 國家ニ對シテ、
 七、 國家ニ對シテ、
 八、 國家ニ對シテ、
 九、 國家ニ對シテ、

めくれず

裏面白紙

物價局分課規程（抄）

一八七一現在
（商工省外局）

第一條 物價局ニ左ノ部課ヲ置ク

總務課

第一部

原價計算課

重工業品課

輕工業品課

第二部

統計課

日用品第一課

日用品第二課

第二條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

六 物價統制ニ關スル綜合計畫ノ設定及連絡調整ニ關スル事項

七 物價統制ニ關スル調査、情報蒐集及啓蒙宣傳指導ニ關スル事項

裏面白紙

- 八 價格等統制令ノ施行ニ關スル綜合事務ニ關スル事項
- 九 價格形成中央委員會ニ關スル事項
- 十 物價統制協力會議ニ關スル事項
- 十一 他ノ部課ノ主掌セザル事項

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

THE MINISTRY OF FINANCE
THE IMPERIAL PALACE, TOKYO

NO. 11. 1 January 1942.

MEMORANDUM FOR THE EMPEROR.
SUBJECT: The establishment of a new section in the
FINANCE MINISTRY for the study of the
rice problem.

1. For your reference, we have pleasure in enclosing
herewith the draft of a new rice section which
is the Ministry of Finance.

2. Mr. Masamichi Kato, former Director of the Rice Board of
the former Rice Board of Japan, and the Director of the
Ministry of Finance, has been appointed as Chief of
this section.

3. The object of the draft of this new section is to
study the question of how to secure that this country's
rice supplies and administration, which has become so
disorganized and confused. This section will give the
Ministry of Finance the Government's rice policy and
administration.

4. In view of the fact that the Ministry of Finance
has been entrusted with the direct administration of the
rice, it is necessary to study the rice problem in the
jurisdiction of the Government's rice policy.
The administrative rice problem, however, has been
placed in the exclusive charge of this Ministry, in view
of the fact that the rice policy, which is now being
studied, is the present situation.

5. We would like to see that the Ministry of Finance
intends to set the new rice section under the charge
of collection statistics and figures of rice, taxation,
and other matters directly related to the rice problem
and also, especially, the organization and administration.

I. Kato, Director.

裏
面
白
紙

大 日 本 帝 國 政 府

Temporary Establishment of the Price
Division in the Finance Ministry

Imperial Ordinance No. 261

Art. 1. In order to take charge of agricultural business
concerning prices, the Price Division is temporarily
established in the Finance Ministry.

Art. 2. Following officials will be appointed in
the Finance Ministry as belonging to the Price Division,
Division Head, one person, Minister rank.
Senior Secretaries five persons, Main rank
Secretaries one
Commissioner one
Assistant officials.....twelve

Art. 3. The Head of the Division and the Divisional
Secretaries according to the order of the Finance Minister.

Enacted

This ordinance will be enforced on and after the
date of its publication.

裏
面
白
紙

大 本 日 帝 國 政 府

Sectional reorganizations of the Rice Division have been stipulated as follows and they are to be put into effect from November 15, 1940.

Minister of Finance,
Viscount Sano Mitsumasa
Nov. 15, 1940

Sectional reorganizations of the Rice Division.

Art. No. 1 In the Rice Division will be set first section, second section and third section which are to take charge of business respectively allotted.

Art. No. 2 The first section takes charge of the following affairs:

1. matters concerning the planning of basic policy on prices.
2. concerning systematic and adjustment of important subjects relating to prices.
3. concerning investigation and statistics about prices.
4. other affairs not belonging to other sections of the division.

Art. No. 3 The second section takes charge of the following affairs:

1. concerning systematic business relative to prices of staple commodities.
2. concerning scrutiny of the subjects of the first and second sections.

裏
面
白
紙

大 日 本 帝 國 政 府

Art. No.4: The third section taxes charge of the following affairs:

1. synthetic business concerning lease-rent, sub-lease-rent, and prices of land, buildings, etc.
2. synthetic business about transportation charges, contractors' charges and other important charges, etc.
3. synthetic business concerning wages and other allowances.
4. concerning examination of matters enumerated in the foregoing clauses.

裏
面
白
紙

裏面白紙

第三章 物價安定資金

(二一) 三 五)

第二十六條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ生産、販賣、運送、仕舞、賃賣、加工又ハ修繕等（以下生産販賣等ト稱ス）ヲ禁フ者ニ對シテノ者ガ法令ニ依リ又ハ法令ニ基テ行政官團ノ命令、指示等ニ依リ蒙ルベキ價格等ノ差指其ノ他勅令ノ定ムル所失ヲ補償スル爲メ物價安定資金ヨリ補助金ヲ交附スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ價格等ノ差指ヲ決定スル基準ハ主務大臣大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第一項ノ補助金ノ總額ニ付テハ豫メ帝國議會ノ協賛ヲ求ムベシ

第二十七條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ會計ニ於ケル支出ノ不足ヲ補テ爲物價安定資金ヨリ一定ノ金額ヲ當該會計ニ繰入ルルコトヲ得
前項ノ繰入金額ハ主務大臣大臣ト協議シテ之ヲ定ム

裏面白紙

第一條ノルノ旨ハ第一條ノ旨ニ依テ之ヲ定ム

第二十八條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムコトキハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ年々、販賣等ヲ爲スニ對シ其ノキガ法令ニ依リ又ハ法令ニ依ク行政官制ノ命令、指示等ニ依リ收得スベキ價格等ノ差額其ノ他勅令ノ定ムル利益ノ全部又ハ一部ヲ納付金トシテ物價安定資金ニ納付セシムルコトヲ得

第二十九條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ生産、販賣等ヲ爲ス者ニ對シ其ノ者ノ爲ス給付ニ對スル償金等ニ付金額ヲ附スベキコトヲ命ジ又ハ指示スルコトヲ得

第三十條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲勅令ノ定ムル所ニ依リ勅令ノ定ムル者ヲシテ賞金ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ購者ニ賞金ヲ交付スルコトヲ得ル證票ヲ發給セシムルコトヲ得
政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ證票ヲ發賣スル者ヨリ賞金ノ

一部ヲ總額安室資金ニ納付セシムルコトヲ得

第三十一條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ
令ノ定ムル所ニ依リ種ノ會計ヨリ一定ノ金額ヲ物價安定資金ニ繰入
ルルコトヲ得

前項ノ繰入金額ハ半額以上七割以下ニ限シテ之ヲ定ム

第一項ノ限ノ會計ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認
第三十條第一項ノ詔票ヲ改竄スル者ニ對シ勸令ノ定ムル所ニ依リ特
別ノ勸定ヲ制定スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 政府ハ物價ノ安定ヲ目的トスル爲メ客附ヲ受クルコト
ヲ得

第三十四條 生産、販賣等ヲ爲ス者ガ第二十六條ノ規定ニ依リ收入シ
若ハ收入スベキ補助金ノ金額又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ支出シ若
ハ支出スベキ補助金額ハ所得税法ニ依ル所得、法人税法ニ依ル所得、

裏面白紙

營業利益ニ依ル利益及損失額利益額法ニ依ル利益ノ計算ニ付之ヨリ該
損失及ハ利益ヲ生ジタル年又ハ事業年度ノ終入金額若ハ益金又ハ必
要ノ経費若ハ利益ニ算入ス

第三十條 第一項ノ規定ニ依ル事務ヲ行ハスル者モ同條第二項ノ規定
ニ依リ支出シタル額ハ納付スベキ額トシテ納付ス

第三十五條 第二十八條第一項ノ規定ニ依リ物價安定資金ニ納
付スベキ額付金ノ徴収ニ關シテハ國庫徴収法ノ規定ヲ適用ス

第三十六條 物價安定資金ハ特別會計トス

第三十條ノ規定ニ依ル他ノ會計ヨリノ受入金、第三十三條ノ規定ニ
依ル寄附金收入及附屬雑收入ヲ以テ其ノ歳入トシ第二十六條ノ規定

ニ依ル補助金、第二十七條ノ規定ニ依ル他ノ會計ヘノ繰入金及事務
取扱費具ノ他ノ諸費ヲ其ノ歳出トシ歳入ヲ以テ歳出ニ充ツ

第三十七條 政府ハ毎年度本會計ノ歳入歳出豫算ヲ編製シ歳入歳出ノ

裏面白紙

總勘算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第三十八條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ余裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負債ニ於テ一時借入金ヲ爲スヨトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ於テ之ヲ償還スベシ

第三十八條 本會計ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ撥入ニ繰入ルベシ

本會計ノ毎年度ニ於ケル支出總額ハ遞次翌年度ニ繰越シ使用スルヨトヲ得

第四十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

裏面白紙

第三章 物價安定資金

(二一、二、五)

第二十六條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ生産、販賣、運送、保管、賃貸、加工又ハ修繕等(以下生産販賣等ト稱ス)ヲ爲ス者ニ對シ其ノ者ガ法令ニ依リ又ハ法令ニ基ク行政官廳ノ命令、指示等ニ依リ蒙ルベキ價格等ノ差指其ノ勅令ノ定ムル損失ヲ補償スル爲物價安定資金ヨリ補助金ヲ交附スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ價格等ノ差指ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第一項ノ補助金ノ總額ニ付テハ豫メ帝國議會ノ承認ヲ求ムベシ

第二十七條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ能ク會計ニ於ケル支出ノ不足ヲ補フ爲物價安定

資金ヨリ一定ノ金額ヲ當該會計ニ繰入ルルコトヲ得

前項ノ繰入金額ハ主務大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

裏面白紙

第一項、他、前項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 政府ハ第一節ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ生産、販賣等ヲ爲ス者ニ對シ其ノ者ガ法令ニ依リ又ハ法令ニ基ク行政官廳ノ命令、指示等ニ依リ收得スベキ價格等ノ差益其ノ他勅令ノ定ムル利益ノ全部又ハ一部ヲ納付金トシテ物價安定資金ニ納付セシムルコトヲ得

第二十九條 政府ハ第一節ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ生産、販賣等ヲ爲ス者ニ對シ其ノ者ノ爲ス給付ニ對スル價格等ニ付差益ヲ附スベキコトヲ命ジ又ハ指示スルコトヲ得

第三十條 政府ハ第一節ノ目的達成ノ爲勅令ノ定ムル所ニ依リ勅令ノ定ムル者ヲシテ賞與金ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ購取者ニ賞與金ヲ交付スルコトヲ得ル證票ヲ發賣セシムルコトヲ得
政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ證票ヲ發賣スル者ヨリ賞與金ノ

裏面白紙

一部、物價安定資金ニ納付セシムルコトヲ得

第三十一條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ會計ヨリ一定ノ金額ヲ物價安定資金ニ繰入ルルコトヲ得

前項ノ繰入金額ハ主務大臣大臣ト協議シテ之ヲ定ム
第一項ノ他ノ會計ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ生産、販賣ヲ爲ス者又ハ第三十條第一項ノ證券ヲ發賣スル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ勅定ヲ設定スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 政府ハ物價ノ安定ヲ目的トスル金額ノ寄附ヲ受クルコトヲ得

第三十四條 生産、販賣等ヲ爲ス者ガ第二十六條ノ規定ニ依リ收入シ若ハ收入スベキ補助金ノ金額又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ支出シ若ハ支出スベキ納付金額ハ所轄税法ニ依ル所得、法人税法ニ依ル所得、

營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ付之ヲ當該
損失又ハ利益ヲ生ジタル年又ハ事業年度ノ收入金額若ハ益金又ハ必
要ノ經費若ハ捐金ニ算入ス

第三十條第一項ノ規定ニ依ル證券ヲ發賣スル者方同條第二項ノ規定
ニ依リ支出シ又ハ納付スベキ納付金ニ付又同ジ

第三十五條 第二十八條並ニ第三十條ノ規定ニ依リ物價安定資金ニ納
付スベキ納付金ノ徴收ニ關シテハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス

第三十六條 物價安定資金ハ特別會計トス

物價安定資金ハ第二十八條及第三十條第二項ノ規定ニ依ル納付金、
第三十條ノ規定ニ依ル他ノ會計ヨリノ受入金、第三十三條ノ規定ニ
依ル寄附金收入及附屬雜收入ヲ以テ其ノ繰入トシ第二十六條ノ規定
ニ依ル補助金、第二十七條ノ規定ニ依ル他ノ會計ヘノ繰入金及事務
取扱費其ノ他ノ諸費ヲ其ノ歳出トシ歳入ヲ以テ歳出ニ充ツ

第三十七條 政府ハ毎年度本會計ノ歳入歳出豫算ヲ編製シ歳入歳出ノ

裏面白紙

總豫算ト共ニ之ヲ帝院議會ニ提出スベシ

第三十八條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ余裕アルトキハ之ヲ大支省預金部ニ預入ルベシ

本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入金ヲ爲スニトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ於テ之ヲ償還スベシ

第三十八條 本會計ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

本會計ノ毎年度ノ歳入歳出ノ總額ハ遞次翌年度ニ繰越シ使用スルニトヲ得

第四十條 本會計ノ歳入歳出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

21-27 (11)

物價安定基金概算

(三十二、三六)

區分	二一年度	二二年度	二三年度	備考
一、收入	二、五三〇	一、二六〇	六三〇	
(一) 煙草特種販賣	〇	〇	〇	
(二) 酒類特種販賣	〇	〇	〇	
(三) 富商雜收	五〇〇	二五〇	二五〇	
(四) 統制會社等ノ金	五〇〇	二五〇	二五〇	
(五) 價格上改訂ニ伴フ	八〇〇	〇	〇	
(六) 特殊物件收入	八〇〇	〇	〇	
(七) 特設市場免許料	一〇〇	〇	〇	
(八) 日本銀行舊券整理金	七、二三〇	二、〇一〇	一、〇〇五	
計	二、五三〇	一、二六〇	六三〇	

裏面白紙

三、收 支 差 額	二、支 出						
	計	其 他	内 製 鐵 廠 備 理 費	内 發 送 電 配 當 補 給 金	内 鉄 鐵 買 取 補 償 金	内 石 炭 價 格 調 整 補 給 金	内 牛 鮮 食 糧 品 補 給 金
一、六〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
△一、一〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	一、九六〇	〇	一、〇〇〇
△三六五	一、三七〇	〇	五〇	〇	一、三二〇	〇	〇

201

裏面白紙

大日本帝國政府

勅諭部分條規程(木)

- 第一條 勅諭由ニ於テハ、勅諭及勅諭ヲ受ク
- 第二條 勅諭ニ於テハ、勅諭ヲ受ル
- 一 勅諭ニ關スル本邦政府ノ企畫ニ關スル事項
- 二 勅諭ニ關スル皇室事項ノ聯合勅諭ニ關スル事項
- 三 勅諭ノ王官ニ關セサル事項
- 第三條 勅諭ニ於テハ、勅諭ヲ受ル
- 一 勅諭ニ關スル勅諭及勅諭ニ關スル事項
- 二 勅諭ニ關スル勅諭、宣旨ニ關スル事項
- 二 勅諭行取ノ考査ニ關スル事項
- 第四條 勅諭ニ於テハ、勅諭ヲ受ル
- 一 勅諭ノ勅諭、勅諭ノ勅諭ニ關スル事項
- 二 勅諭ノ勅諭、勅諭ニ關スル事項
- 三 勅諭ノ勅諭ニ關スル事項

裏面白紙

大 日 本 帝 國 政 府

部 長			所 掌 事 項	定 員 重 置
課 制 統	課 查 調	課 務 總		
各省所管ノ物價ノ價格其ノ他 運賃等及給與ニ關スル事項	物價ニ關スル調査、統計、啓 發、宣傳ニ關スル事項及物價 行政ノ考査ニ關スル事項	物價ニ關スル基本的政策ノ企 畫並ニ物價ニ關係アル重要事 項ノ綜合調整ニ關スル事項		
課長 書記官 事務官 屬技手	課長 書記官 事務官 屬技手	課長 書記官 事務官 屬技手 ↓ 理 事 官 ↓ 屬 技 手		
一 三 二	一 一 四	一 二 一 六		

物價部定員配置表（案）

裏面白紙

戰後物價對策基本要綱 (昭和三十二年五月)

(本件ハ戰後物價對策委員會ノ答申ニ基キ策定セラレタルモノナリ)

戰後物價政策ハ究極ニ於テハ自然價格ニ依ル經濟安定ヘノ到達ヲ目標トスベキモ現下國民經濟ノ異常ナル狀況ヲ顯
ミルトキハ之ニ到達スルガ爲通貨及物資ノ兩面ニ互ル左記施策ヲ適切且計畫的ニ實施シテ惡性インフレーションヲ開
止シ物價ノ安定ヲ圖リ以テ民生ノ安定ヲ確保スルト共ニ健全ナル勤勞及企業ノ基盤ヲ確立スルモノトス

一、既存ノ購買力ニ付通貨ノ引換、預貯金ノ封鎖、財産稅等ノ課稅其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ封鎖縮減スルノ措置ヲ
迅速且適切ニ行フト共ニ今後ノ新規購買力ノ追加ヲ徹底的ニ縮減スルコト

(備考)

本件ハ物價安定ノ基本的要求ナルニ鑑ミ特ニ施策ノ適切且果敢ヲ期スルモノトス

二、米及石炭其ノ他ノ主要食糧及重要基礎資材ノ統制價格ヲ合理的ニ是正シツ、之ニ照應シ生鮮食品及日用品等
ノ實際價格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ新タナル水準ニ於ケル合理的且均衡アル價格體系ノ確立ヲ圖ルコトトシ之ヲ維
持安定ヲ圖ル爲各種物資ノ生産配給及價格並ニ運賃等ニ付統制ノ適否ヲ全面的ニ再檢討シタル上新タナル統制方
針及方式ヲ決定シ之ニ基キ強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行爲ニ對シ取締ヲ強行スルモノトス

(備考)

(一) 貨金給與ニ付テハ物價ト不均衡ニ昂騰セザル様適當ナル措置ヲ講ズルモノトス

(二) 本件ニ付テハ各所管官廳協力一致シテ具體案ヲ作成シ出來得ル限り速ニ實施ニ移スモノトス
三、主要食糧ノ生産及輸入ニ付最善ノ方途ヲ講ズルト共ニ之方供出及配給ニ付強力適切ナル非常管理ヲ斷行シ併セテ生鮮食糧品等ニ付計畫の且合理的ナル出荷及配給ヲ實施スルコト

(備考)

本件ニ付テハ問題ノ緊急且重要ナルニ鑑ミ政府全體ノ問題トシテ全力ヲ舉ゲテ實現ニ努ムルモノトス
四、石炭ノ生産恢復ヲ基幹トシテ民需工業ノ急速復興ヲ行ヒ瓦斯肥料、農機具、醫藥品、重要生活日用品其ノ他現下緊要ナル民生物資並ニ輸出貨資等ノ生産ノ増加ヲ圖ルコト

(備考)

本件ニ關シテハ速ニ之ヲ具體的計畫ヲ立案シ之ニ基キ適切ナル施策ヲ進ムルモノトス
尙企業ノ整理再建ヲ促進シテ新々ナル企業活動復興ノ基礎ヲ確立スルト共ニ産業復興ノ爲ノ資金ノ供給ヲ円滑且適切ナラシムル措置ヲ講ズルモノトス

五、運輸通信施設並ニ配給組織ヲ急速ニ復舊再建シ生活必需物資等供給ノ円滑適正化ニ努ムルコト

(備考)

本件ニ關シテハ輸送手段等ノ整備増強ヲ圖リ又公設市場ノ設置、百貨店ノ活用、健全ナル小賣商ノ復活、消費組合ノ育成等ノ爲必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ開市場ニ對シ適切ナル取締ヲ行フモノトス

六、就業対策トシテハ民需生産ノ復興ニ依リ健全就業者ノ増加ヲ圖ルト共ニ有效ナル失業救済事業ニ依リ授職ニ努

メ失業者ニ對スル單純ナル金錢的給付ハ之ノ最小限度ニ止ムルコト

(備考)

失業救済事業ノ實施ニ當リテハ食糧ノ増産、住宅ノ建設、戰災地ノ整理等當面ノ民生安定上緊要ナル事業ヲ優先シ電力ノ開發、道路、鐵道ノ新設等ハ之ヲ後順位トス

七、既存購買力ノ封鎖ハ出來得ル限り短期間ヲ以テシ價格等ノ統制、財産稅等ニ依リ既存購買力ノ縮減、財政ノ均衡恢復、生産及貿易ノ恢復等ニ照應シテ其ノ時期、順序等ヲ適當ニ考慮シツ、之ヲ緩和又ハ撤廢シ統制ニ依ラザル經濟ノ安定ヲ期スルコト

(備考)

將來ハブリーシ・ウツツ協定ヘノ参加ヲ豫定スルト共ニ國內的ニハ金融政策及投資操作等ニ依リ安定ノ維持ヲ圖ルモノトス

八、以上諸施策ハ其ノ相互關聯性ニ顧ミ事ノ緩急ヲ考慮シツ、綜合的ニ之ヲ實施シ關係各機關協力一致シテ其ノ成果ヲ擧グルコトニ努ムルコトトシ統中緊急施策ヲ要スル事項ハ時機ヲ失セズ強力果敢ニ之ヲ實施ニ移スベキコト

(備考)

物價問題ノ解決ハ國民經濟全般ノ問題ノ解決ニ於テ實現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ實效ヲ期シ難キモノナルコト並ニ國民經濟ノ再建ハ國民ノ健全ナル勤勞ノ成果ニ依ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識

シズル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ國民ノ自覺ト努力トヲ要請スルモノトス。
尙物價行政ニ關スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物價政策ノ企畫實行ニ資スル爲物價
生計費、物資需給狀況等ニ關スル調査統計ノ整備ヲ圖ルモノトス。

物價體系ノ確立及價格等統制ノ方針ニ關スル件 (閣議決定)

(本件ハ戰後通貨物價對策委員會ノ答申ニ基キ策定セラレタルモノナリ)
戰後物價安定ニ關スル綜合施策ノ一環トシテ左記方針ニ依リ物價體系ノ基準ヲ設定シ之ニ基キ新ナル物價體系ヲ確
立シ之ヲ維持安定ヲ圖ル爲價ネ左記ニ依リ各種物資ノ生産、配給、價格及運賃等ニ付強ク日適切ナル統制ヲ行ヒ違
反行爲ニ對スル取締ヲ勵行スルモノトス。

第一 物價體系ノ確立

一、方針

- (一) 新ナル物價水準ハ出來得ル限り低位ヲ目途トスルモ現下及將來ニ於ケル財政經濟ノ實勢ヲ充分考慮シツ
ツ實現性有ル物價體系ノ確立ヲ圖ルモノトシ米及石炭等ノ統制價格ヲ合理的ニ是正シツ、之ニ照應シ生鮮食
糧品及日用品等ノ實際價格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ相互ニ均衡アル價格體系ノ確立スルモノトス。
 - (二) 新ナル統制價格等ハ同一ノ基準ニ於テナルベク同時ニ之ヲ設定シ一旦決定シタル上ハ之ヲ維持安定ニ萬
全ヲ期スルモノトス。
- 二、食糧品ノ價格
- (一) 新ニ米穀ノ生産者價格及消費者價格ヲ定ムルモノトシ消費者價格ヲ以テ他ノ物價及資金ノ均衡基準トス
 - (注) 消費者價格ハ平常年度ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ定ムルモノトシ生産者價格トノ差額ハ米
穀需給ノ異常ナル狀況ニ對スル特別ノ調整金タルモノトス。

(一) 麥類、諸類其ノ他ノ主要食糧ノ統制價格ハ米價トノ均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム
(二) 生鮮食糧品等ニ付テモ米其ノ他主要食糧ノ價格ト均衡アル價格ヲ形成スルモノトシ食糧ノ絕對量不
足ノ狀況ニ類ミ統制ニ依ラズシテハ之方實現至難ナリト認メラル、ソ以テ經過的ニ出荷配給及價格ノ統制ヲ
行フモノトス

三、資金 給與

標準的定額、場務務者ノ標準的資金ヲ右ニ依ル飲食物費ヲ中心トシテ算定セル生計費ヲ基礎トシテ算定シ之ニ
基キ業種別、職種別、地域別、年齢別等ノ各基準資金ヲ算出シ以テ新價格形成ノ基礎トス
四、石灰其ノ他生産基礎物資ノ價格等

(一) 石灰ノ統制價格ヲ新ナル資金基準ヲ基礎トシ他ノ物價トノ相調 係ヲ考慮シツ、定ム

(註) 現在異常ナル狀況ニ在ル石灰生産ハ昭和二十三年度迄ニ漸次回復シ昭和二十四年度以降平常ノ生産狀
態ニ復スルモノト豫定シ其ノ場合ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ石灰價格ヲ算出ス

尙生産者ニ對シテハ別途昭和二十三年度迄ヲ限リ一定ノ計畫ニ基キ生産補助金ヲ交付ス

(二) 鐵、鋼、セメント、肥料、石油等ノ統制價格或ニ運賃、電力料金等ハ右石灰價格ト均衡ヲ保持スル如ク
之ヲ定ム

統制價格ノ設定ニ當リテハ適當ナル標準金利及標準配當率ヲ豫定スルト共ニ價却ニ付テハ戰時中ノ特別價却
ノ廢止スルト共ニ非稼働設備(將來ノ必要ニ備へ現在稼働セザルモ保持ノ要スル設備)ニ付テハ維持管理ニ

要スル經費ヲ原價ニ算入スルコトハ之ヲ認ムルモ價却ハ之ヲ停止セシメ尙將來稼働ノ見込ナキ設備等ハ速ニ
之ノ他ニ轉活用シ之ニ作ヒ資本ノ合理的是正ヲ行ハシム

(註) 非稼働資産、賠償ニ依ル撤去見込設備等ヲ保有セル會社ニ付テハ稼働設備ノミゾテ逐次新
會社ヲ設立スルノ方法ヲ促進シ價格ニ對スル異狀ナル負擔ヲ輕減スルト共ニ企業經理ノ安定ヲ圖スモノト
ス

五、地代、家賃ニ付テハ標準生計費支出中ニ於ケル比率ヲ適正ナル限度ニ止ムルガ如ク措置シ財產稅課稅トノ調
整ヲ考慮シツ、極力地代及家賃ノ不均衡ヲ是正ス

六、價格調整補助金ハ必要ナル最少限度ニ止ムルト共ニ産業ニ對スル其ノ他ノ補助金又ハ免稅等ハ原則トシテ之
ヲ廢止ス

(備考)

輸出入品ノ國內價格ハ當分ノ間右基準ニ依ル統制價格又ハ市場價格ニ依リ對外價格ハ取引國ニ於ケル外貨建
當該價格ニ依ル尙爲替相場ハ貿易取引ノ結果ヲ勘案シ國內及海外ノ物價水準ノ一應ノ安定ヲ待チ之ヲ決ス

第一 價格等ノ統制

一、價格等統制ノ方針

價格等ノ統制ハ各物資等供給ノ狀況及統制ノ行政的技術的難易等ヲ考慮シツ、物資等ノ生産乃至配給ニ對スル
統制ト相表裏シテ左記ニ依リ之ヲ存置又ハ強化シ經濟ノ安定回復ノ程度及狀況ト照應セシメツ、漸次之ヲ緩和

乃至廢止スルモノトス
尙此ノ際新統制方針ノ實行ト共ニ罰則ノ強化、檢察力、警察力ノ全面的恢復ヲ圖リ違反行爲ニ對スル取締ヲ勵
行スルモノトス

(一) 統制ノ程度

統制ノ程度ヲ左ノ四段階ニ區分ス主ナル物資等ニ付之ヲ例示スレバ左ノ如シ

(備考)

他ノ物資等ニ付テハ本例示ノ趣旨ニ從ヒ夫々統制ノ程度ヲ決定スルモノトス

尙本例示ニ掲ゲラレタルモノニ付テモ尙檢討ノ上若クハ變更ヲ加フルニ妨ゲナキモノトス

(A) 生産、配給及價格ノ統制ヲ特ニ強度ニ行フベキモノ概テ左ノ如シ

(1) 米、麥、其ノ他主要食糧

(2) 鹽

(3) 石炭及コークス

(4) 石油

(5) 鉄及普通鋼

(6) 棉花及バルブ

(7) 肥料

108

(8) 電力及瓦斯

(9) 鐵道及船舶輸送

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ國民生活ニ及ボス影響其ノ他國民經濟ニ於ケル重要性ニ鑑ミ其ノ生産乃至配給ノ計畫
的且適切ニ統制スルト共ニ嚴ニ其ノ價格等ノ安定ヲ確保スベキモノトシ之ヲ爲政府ハ特ニ強力ナル施策ヲ講
ズルモノトス

(B) 生産、配給及價格ノ統制ヲ(A)ノ程度ニハ至ラザルモノ全面的ニ行フベキモノ概テ左ノ如シ

(1) 味噌、醬油及食用油脂

(2) 生鮮食糧品及加工食糧

(3) 酒

(4) 銅其ノ他ノ重要金屬類及同一次製品

(5) セメント及板硝子

(6) 硫酸、硝酸、曹達其ノ他主要工業藥品

(7) ゴム(生ゴム、屑ゴム)

(8) 皮革

(9) 主要纖維製品

九

52

- (10) 自動車、電動機其ノ他ノ重要機械類
- (11) 木炭
- (12) 木材
- (13) 主要建築材料
- (14) 農機具
- (15) 電球、石鹼、燐寸其ノ他ノ主要日用品
- (16) 小運送具

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ其ノ重要度(A)ニ次クモノトシ其ノ生産ノ確保ニ付適切ナル措置ヲ講ズルト共ニ消費者ニ對シテモ配給割當等ノ措置ヲ行ヒ價格違反其ノ他不正取引ハ嚴ニ之ヲ取締ルベキモノトス

(C) 主トシテ價格ノ統制ノ行ヒ生産、配給等ノ統制ハ必要ニ應ジ優先割當ノ爲メ等適當ナル運営ノ圖ルモノ概テ左ノ如シ

- (1) 工具、作業用具、其ノ他機械器具類
- (2) 醫藥品
- (3) 主要日用品(紙、陶磁器等)
- (4) 地代、家賃及土地建物ノ價格

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ原則トシテ價格ノミヲ法規ニ依リ統制スルニ止ムルノ可トシ且又配給關係ヨリ見ルモソレニテ差支ナシト思料セラル、モノニシテ生産ニ付テハ所要資材等ノ大體ニテ割當テ細部ハリンク等ニ依リ適當生産高割當等ニ比例セシムル等ノ統制ヲ行フベキモノトス

- (D) 經過的ニハ價格統制措置ヲ爲スベキモ順次法規ニ依ル價格統制ヲ撤廢スベキモノ概テ左ノ如シ
 - (1) 日用品
 - (2) 出版物
 - (3) 紙製品(ノート、封筒、便箋等)
 - (4) 修繕料
 - (5) 宿泊料
 - (6) 入場料
- (E) 資金給與ニ付テハ物價ト不均衡ニ昂騰セザル様適切ナル措置ヲ講ズルモノトス
- (二) リンク制ノ活用

生産所要資材其ノ他生産者ノ必需物資等ヲ確保シテ之ヲ生産者等ノ爲ニ確保シ所謂リンク制ニ依ル統制ル一トヘノ出荷ヲ促進スルモノトシ就中農林水産品ニ付本制度ノ活用ヲ圖ルモノトス
- (三) 需給ノ圓滑化及暴利行爲等ノ取締

5-1 269

公設市場ノ再開、百貨店ノ利用其ノ他ノ配給機關ノ整備並ニ消費組合ノ育成強化等ニ依リ公正妥當ナル價格ノ形成ヲ可能ナラシムルガ如キ措置ヲ講ジ尙於利行為等ノ取締ヲ併セ講ジテ價格ノ適正ヲ期スルモノトス

二、價格等統制ノ方式
統制ノ實施ニ當リテハ經濟民主化ニ即應シテ業者、消費者ノ自主的協調ト關係官廳ノ適切ナル指導トニ依リ從來ノ如キ煩雜且實情ト乖離セル官僚的統制ヲ排シテ簡明迅速且圓滑ナル運営ニ努ムルモノトシ就中統制價格ニ付テハ左ノ如キ考慮ヲ行フ

(一) 統制價格ハ公定又ハ協定認可ノ形式ニ依ルコトトシ從來ノ停止價格ハ之ヲ廢止スルモノトス
(二) 統制價格ノ公定又ハ協定ニ當リテハ公正ナル價格査定委員會等ノ活用ヲ圖ルモノトス

(備考)
價格ノ協定、査定等ニ當リテハ單ニ業界ノ一方の意向ヲ反映セシムルコトナク特ニ需要者乃至一般消費者間就中勤勞者ノ意向ヲ充分反映セシムル如ク措置ス

(三) 統制價格ノ勵行ヲ期スル爲ニ適當ナル監視機關ヲ設置ス
(備考)

監視機關トシテハ官廳ノ外國民ノ自主的監視機關ノ活用ヲ圖ルモノトス
(四) 統制技術上地方的ニ處理スルシコトスルモノハ別トシ價格等統制ノ事務ハ原則トシテ中央官廳ニ於テ之ヲ行フモノトス

三、物價安定資金制度

現在ニ於ケル物資等ノ需給ノ異常ナル狀況ニ懸ミ物價體系ノ維持安定ヲ確保スルガ爲左記ニ依リ物價安定資金ヲ設ク

- (一) 財源トシテ考慮スベキモノ概ネ左ノ如シ
- (1) 煙草ノ特別價格ニ依ル收入
- (2) 主要酒類以外ノ酒類ノ特別價格ニ依ル收入
- (3) 特設市場ノ免許料
- (4) 富徴ニ依ル收入
- (5) 統制台社等ノ價格平衡資金
- (6) 價格改訂ニ伴フ手持品等ノ値上リ益等
- (二) 支出トシテ豫定セラレタルモノ概ネ左ノ如シ
- (1) 米、麥ノ生産者價格ト消費者價格トノ差額
- (2) 石炭ノ補給金
- (3) 其ノ他ノ國內價格ノ調整金等
- (三) 本制度經理ノ爲特別會計又ハ特別勘定ノ設置ヲ考慮ス

第三 本件實施ノ措置其ノ他

- 一四
- 一、新物價體系ハ三月三日ヨリ之ヲ實施スルモノトシ既ニ新物價體系ノ一環トシテ價格等ノ改訂ヲ行ヒタルモノノ外主要物資等ニ付價格改訂ヲ行フ
 - 二、價格等統制ヲ新ナル方針ト方式ニ依リ實施スル爲必要ナル法令ヲ制定シ三月三日ヨリ新法令ニ依ル統制ヲ開始スルモノトス
 - 三、地代ト家賃ノ改訂ハ四月一日實施ヲ旨トス
 - 四、本件ノ實施ニ關聯シテ租稅點ノ引上等ニ關スル稅法上ノ改正ニ付檢討スルモノトス

物 價 統 制 令 (昭二一、三、三)
(勅令第二八號)

第一條 本令ハ總戰後ノ事態ニ對處シ物價ノ安定ヲ確保シ以テ社會經濟秩序ヲ維持シ國民生活ノ安定ヲ圖ル目的トス

第二條 本令ニ於テ價格等トハ價格、運送費、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、修繕料其ノ他給付ノ對價タル財產的給付ヲ謂フ

第三條 價格等ニ付第四條乃至第七條ニ規定スル統制額アルトキハ價格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七條第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

價格等ニ對スル給付ノ爲サル、地區ニ於ケル統制額ト他ノ地區ニ於ケル當該價格等ノ統制額ト方異ル場合ニ於テハ當該給付ニ付テハ主務大臣別段ノ定メ爲シタル場合ヲ除クノ外當該給付ノ爲サル、地區ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

第四條 主務大臣ハ第七條ニ規定スル場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ價格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

第五條 第七條ニ規定スル場合ヲ除クノ外商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ(以下統制團體ト稱ス)ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ構成員(構成員ガ統制團體ナル場合ハ其ノ構成員ヲ含ム以下同ジ)ノ給付ニ對スル價格等ノ額ヲ

ニハ 同片 279)

定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ當該給付ニ對スル價格等ノ統制額トス同條ニ規定スル場合ヲ除ク
ノ外事業ノ統制ノ爲ニスル經營目的トスル會社、組合其ノ他之ニ準ズルモノ(以下統制機關ト稱ス)ガ命令ノ定ム
ル所ニ依リ當該統制機關ノ給付ニ對スル價格等ノ額ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合亦同ジ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ價格等ノ額ヲ變更シテ前項ノ認可ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區ヲ定メ第一項ノ統制額ヲ以テ認可ニ係ル統制團體ノ構
成員以外ノ者又ハ統制機關以外ノ者ガ其ノ地區内ニ於テ爲ス同種ノ給付ニ對スル價格等ノ統制額ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル額ノ變更アリタルトキハ前項ノ統制額ハ當該變更額
ニ變更セラレタルモノトス

第六條 第四條ノ規定ニ依リ指定セラレタル額アル價格等ニ付前條ノ規定ニ依リ認可ノ爲サレタル場合又ハ同條ノ規
定ニ依リ認可セラレタル額アル價格等ニ付第四條ノ規定ニ依リ指定ノ爲サレタル場合ニ於テハ後ニ爲サレタル認可
又ハ指定ニ係ル額ヲ以テ當該價格等ノ統制額トス但シ後ニ爲ス指定ニ於テ別段ノ定メ爲スコトヲ妨ゲズ

第七條 價格等ニ付他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタ
ル額アルトキハ之ヲ當該價格等ノ統制額トス

前項ニ規定スル額ガ特定ノ者ノ爲ス給付ニ對スル價格等ニ限リ適用アルモノナル場合ニ於テハ同項ニ規定スル額ハ
主務大臣ニ於テ別段ノ定メ爲ス場合ヲ除ク外當該特定ノ者以外ノ者ノ爲ス同種ノ給付ニ對スル價格等ニ付テモ亦
其ノ統制額トス

第一項ノ他ノ法令ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 第四條ノ指定、第五條第一項ノ認可並ニ同條第三項及前條第一項ノ處分ハ此等處分實施ノ際現ニ存スル契約
ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一二該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

一 注文生産品ノ價格ニ付生産者ガ生産ニ著手シタルモノ

二 其ノ他ノ價格ニ付買主其ノ他ノ支拂者が目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

三 運送賃、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付(價格、保管料、保險料及賃貸料ヲ除ク以下同ジ)ニ對スル給付ヲ
爲ス者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

四 運送賃、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ對スル給付ヲ爲ス者ガ當該財産的給付ニ對スル給付ニ著手シタ
ルモノ

五 保管料、保險料又ハ賃貸料ニ付支拂者ガ履行遲滞ニ在ルモノ

第九條 何等ノ名義ヲ以テスルコトハ第三條ノ規定ニ依リ禁止スルモノ、行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 第三條ノ規定ハ契約ノ當事者ニシテ營利ヲ目的トシテ當該契約ヲ爲スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セズ但シ當
該契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務ニ屬スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 何人ト雖モ暴利ト爲ルベキ價格等ヲ得ベキ契約ヲ爲シ又ハ暴利ト爲ルベキ價格等ヲ受領スルコトヲ得ズ
何人ト雖モ不當ニ高價ナル價格等ヲ得ベキ契約ヲ爲シ又ハ不當ニ高價ナル價格等ヲ受領スルコトヲ得ズ

第十二條 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除ク外業務上價格等ヲ得ベキ契約ヲ爲スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベ

57

2/2

キ旨又ハ對價ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負擔其ノ他ノ負擔ヲ附スルコトヲ得ズ

第十三條 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上價格等ニ對スル給付ニ關シ對價トシテ金錢以外ノモノヲ受クルノ契約ヲ爲シ又ハ之ヲ受領スルコトヲ得ズ

第十四條 何人ト雖モ業務上不當ノ利益ヲ得ルノ目的ヲ以テ物ノ買占又ハ賣借ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 主務大臣ハ價格等ニ對スル給付ヲ爲スヲ業トスル者ニ對シ價格等ノ額ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ價格等ニ對スル給付ノ爲スヲ業トスル者ニ對シ價格等ノ額ノ届出ヅベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ物品ノ規格、品質、販賣方法、販賣場所等ニ關シ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十八條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條 主務大臣ハ價格等ニ付統制額ノ改訂アリケル場合ニ於テ其ノ價格等ニ對スル給付ヲ爲スヲ業トスル者ヨリ統制額ノ改訂ニ因ル差益ノ全部又ハ一部ヲ命令ヲ定ムル所ニ依リ國庫ニ納付セシムルコトヲ得

第二十條 主務大臣ハ價格等ニ對スル給付ヲ爲スヲ業トスル者ニ對シ命令ヲ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ爲ス給付ニ對スル價格等ニ付特別ノ割増額ヲ附スベキコトヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ前項ノ者ヨリ其ノ割増額ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ヲ命令ヲ定ムル所ニ依リ國庫ニ納付セシムルコトヲ得

トヲ得

第二十一條 主務大臣ハ前二條ニ規定スル者ニ對シ第十九條ノ差益又ハ前條ノ割増額ニ相當スル收入ノ經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ納付スル金額ハ所得税法ニ依ル所得、法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ付之ヲ當該差益又ハ割増額ニ相當スル收入ノ生ジタル年又ハ事業年度ノ必要經費又ハ損金ニ算入ス

第二十三條 第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ納付金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第二十四條 物價ニ關スル重要事項ハ物價安定委員會ノ議ヲ經ベシ

物價安定委員會ノ組織及權限ハ別ニ之ヲ定ム

第二十五條 物價秩序ノ保持ニ當ラシムル爲物價監視委員ヲ置ク

第二十六條 物價監視委員ハ其ノ職務執行上必要ナル事項ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得

第二十七條 物價監視委員其ノ職務ヲ行フニ因リ不令違反ノ犯罪アリト思料スルトトハ告發ノ爲スベシ

第二十八條 物價監視委員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第二十九條 前四條ニ掲グルモノヲ除クノ外物價監視委員ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第三十條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ物價ニ關シ報告ヲ徵シ、帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ當

該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)又ハ當該主務大臣ノ所轄スル官衙ノ長ニ委任スルコトヲ得

第三十二條 本令ノ施行ニ關スル主務大臣ハ大藏大臣トス

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ違反ニ係ル價格等ノ金額ト統制額ニ依ル價格等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相當スル金額ノ三倍ガ十萬圓ヲ超ユルトハ罰金ハ當額差額又ハ金額ノ三倍以下トス

一 第三條ノ規定ニ違反シタル者

二 第九條ノ規定ニ違反シタル者

第三十四條 第十一條第一項又ハ第十二條乃至第十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 第十一條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第十七條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者

三 第三十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第三十條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ帳簿ノ作成ヲ爲サズ若ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

五 第三十條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ回避シタル者

第三十八條 當該官吏、物價安定委員會ノ委員其ノ他ノ職員若ハ物價監視委員又ハ此等ノ職ニ在リタル者本令ニ依ル職務執行ニ關シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ濫用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十六條ノ規定ニ違反シ物價監視委員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サス若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十三條、第三十四條、第三十六條、第三十七條第一號乃至第四號又ハ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

第四十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二條第二項、第十三條及第三十六條ノ規定、第三十四條及第三十五條中第十三條ノ規定ニ關スル部分及第四十條中第十三條ノ規定ニ違反スル行爲及第三十六條ノ違反行爲ニ關スル部分ハ昭和二十一年三月十一日ヨリ之ヲ施行シ第二十四條乃至第二十九條及第三十九條ノ規定、第三十八條中物價安定委員會ノ委員其ノ他ノ職員若ハ物價監視委員又ハ此等ノ職ニ在リタル者ニ關スル部分及第四十條中第三

56

214

十九條ノ違反行爲ニ關スル部分施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

第四十二條 價格等統制令ハ之ヲ廢止ス

第四十三條 舊令第七條第二項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル價格等ノ額ノ指定ハ之ヲ當該價格等ニ付各相當ノ行政官廳ガ第四條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ統制額ノ指定ト看做サル、指定ニ於テ價格等ノ額ガ特定ノ者ノ爲ス給付ニ限り適用アルモノト爲サレ居ル場合ニ於テハ當該指定ハ之ヲ各相當ノ行政官廳ガ第四條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ其ノ者以外ノ者ノ當該指定ニ係ル地區ニ於テ爲ス同種ノ給付ニ對スル價格等ニ付爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

本令施行ノ際第四條ノ規定ニ依リ主務大臣統制額ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該指定ニ係ル價格等ニ付テハ前二項ノ場合ニ於ケル統制額ハ當該指定ニ依リ統制額ニ改訂セラレタルモノト看做ス

第四十四條 舊令第三條第一項又ハ第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル價格等ノ額ノ認可ハ之ヲ當該價格等ニ付各相當ノ行政官廳ガ第四條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

前項ニ規定スル認可ニ係ル價格等ノ額ニ付舊令第三條第二項又ハ第四條ノ四第三項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル處分アル場合ニ於テハ當該處分ハ之ヲ各相當ノ行政官廳ガ第四條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ當該處分ニ係ル者ノ爲ス給付ニ對スル價格等ニ付爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

前條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四十五條 舊令第二條第三項但書同令第四條ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル價

格等ノ額ノ指示ハ之ヲ當該價格等ニ付各相當ノ行政官廳ガ第四條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

第四十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四十六條 舊令第七條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル價格等ノ額ノ指定アル場合ニ於テ當該價格等ニ付同項但書ノ規定ニ依リ行政官廳ノ許可アルトキハ當該許可ハ之ヲ各相當ノ行政官廳ガ第三條第一項但書又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ當該價格等ニ付爲シタル許可ト看做ス

第四十七條 舊令第三條第一項又ハ第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル價格等ノ額ノ認可アル場合ニ於テ當該價格等ニ付同令第二條第一項但書又ハ第四條ノ四第一項但書ノ規定ニ依リ行政官廳ノ許可アルトキハ當該許可ハ之ヲ各相當ノ行政官廳ガ第三條第一項但書又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ當該價格等ニ付爲シタル許可ト看做ス

第四十八條 舊令第二條第三項但書同令第四條ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル價格等ノ額ノ指示アル場合ニ於テ當該價格等ニ付同令第二條第一項但書同令第四條ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ行政官廳ノ許可アルトキハ當該許可ハ之ヲ各相當ノ行政官廳ガ第三條第一項但書又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ當該價格等ニ付爲シタル許可ト看做ス

第四十九條 前二條ニ規定スル場合ヲ除ク外價格等ニ付舊令第二條第一項但書ノ規定ニ依リ行政官廳ノ許可アル場合ニ於テハ當該許可ニ係ル額ハ當該價格等ニ付各相當ノ行政官廳ガ第四條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ指定シタル

57

25

統制額ト看做ス

第四十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十條 舊令ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル期間ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

物價統制令施行規則

(昭二)一、三、三
大藏省令第三五號

第一條 物價統制令(以下統制令ト稱ス)第三條第一項俱書ノ許可(以下例外許可ト稱ス)ノ申請ハ同項本文ニ規定スル統制額ニ依リ雖キ特別ノ事由アル特定ノ契約、支拂又ハ受領ニ係ル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

例外許可ハ價格等ノ支拂者又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル

第二條 例外許可ノ申請ヲ爲セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

一、申請者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ主たる事務所ノ所在地及業務ノ種類

二、例外許可ヲ受ケントスル價格等ノ額

三、統制令第三條第一項ニ規定スル統制額ニ依リ雖キ特別ノ事由ノ詳細

主務大臣ニ提出スベキ前項申請書ニシテ主務大臣ノ特定スルモノハ地方長官(主務大臣特定メタルトキハ地方長官以外ノ地方官稱ノ長)ノ經由スベシ

第三條 例外許可ニハ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得ルベシ

第四條 統制令第四條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ主務大臣告示ニ依リ之ヲ爲ス但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ他ノ相當ノ公示方法又ハ價格等ノ支拂者若ハ受領者ニ對スル通知ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第五條 統制令第五條第一項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ヲ爲セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ申請者ノ事業區域(申請者組合共ノ他之ニ準ズルモノナルトキハ其ノ地區)ガ都道府縣若ハ

其ノ一部ナルトキハ地方長官(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官以外ノ地方官衙ノ長)ヲ經由スベシ

一、申請者ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務(申請者組合其ノ他之ニ準ズル者ナルトキハ其ノ構成員ノ業務)ノ種類及事業區域(申請者組合其ノ他之ニ準ズルモノナルトキハ其ノ地區)

二、認可ヲ申請スル價格等ノ額及其ノ實施ノ日

三、認可申請ノ事由其ノ他參考トナルベキ事項

前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一、申請者ノ定款又ハ規約ノ寫

二、認可ヲ受ケントスル價格等ノ額ノ算定ノ基礎ヲ明カニスル書面

三、認可申請ヲ爲スベキ旨ノ決議書又ハ同意書ノ寫

第六條 統制令第五條ノ規定ニ依リ認可ハ告示ニ依リ之ヲ爲ス

前項ノ告示ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

一、認可ヲ申請シタル者ノ名稱

二、認可シタル價格等ノ額及其ノ實施ノ日

第四條俱書ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第七條 統制令第五條第三項ノ規定ニ依リ處分ハ告示ニ依リ之ヲ爲ス

前項ノ告示ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

一 前條第二項ニ掲グル事項

二 適用地區

第四條俱書ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第八條 統制令第七條第三項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ

アルコール專賣法

阿片法

運河法

家畜保險法

瓦斯事業法

河川法

海運統制令

漁船保險法

軌道法

小運送業法

索道事業規則

蠶絲業法

59

217

鹽專賣法

鹽賣捌規則

酒稅法

食糧管理法

飼料配給統制法

重要肥料業統制法

森林火災國營保險法

自動車交通事業法

水道條例

石炭及コークス配給統制法

粗製樟腦樟腦油專賣法

造船事業法

倉庫業法

煙草專賣法

煙草賣捌規則

中央卸賣市場法

地方鐵道法

電力管理法

電氣事業法

電力調整令

鐵道營業法

鐵道運輸規程

道路法

日本輸出農產物株式會社法

農業保險法

農業倉庫業法

農地調整法

保稅工場法

保稅倉庫法

水先法

木船保險法

稻農業調整法

臨時肥料配給統制法

硫酸アンモニヤ増産及配給統制法

臨時船舶管理法

第九條 當該官吏統制令第三十條ノ規定ニ依リ臨檢檢査ヲ爲ス場合ニ於テハ證票ヲ携帶スベシ

前項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十條 第二條第一項ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書ハ三通ヲ、第五條第一項ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ハ各二通ヲ提出スベシ

第十一條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノ若ハ事業ノ統制ノ爲ニスル經營ノ目的トスル會社、組合其ノ他之ニ準ズルモノヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

價格等統制令施行規則ハ之ヲ廢止ス

別記様式(用紙大サハ日本標準規格B列八番ニ依ルモノトス)

(四) 第一回ノ委員會開催ノ月日、場所及開催ノ狀況

(五) 貴官ノ委員及委員會運営ノ方針ノ概略及本制度運営ニ關スル意見名簿
右ハ本月末日迄ニ物價部長官宛御報告相成度

61

219

苛性カリ	四割九四%	一噸	三、九六〇	一、九六〇	一、〇〇〇	七、五〇〇	三、〇〇〇	
重質炭酸カルシウム	中味	一噸	九、七〇〇	三、六〇〇	三、〇〇〇	一、八〇〇	五、一〇〇	
白堊		一噸	六、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	五、一〇〇	
耐火煉瓦	生置者價格	一噸	六、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	五、一〇〇	
アルコール	買渡價格	一噸	三、九五〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	五、一〇〇	
酒類製造用		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
工業用		一噸	九、三〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	
硝化	政府估價價格	一噸	五、三〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	
硝化	販賣者價格	一噸	五、三〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	
モリブデン	一噸	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
タンクステン	一噸	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
石	六五%	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
錫	九八・八%	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
アンチモン	九八・五%	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
カドミウム		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
硫磺		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
水銀		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
石綿		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
石綿		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
純ベンゾール	中味	一噸	七、八〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
クレオソート油		一噸	一、一〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	
生石灰	八〇%	一噸	三、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
消石灰	六〇%	一噸	二、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
工業用	生置者價格	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
メタノール	生置者價格	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
ホルマリン		一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
建設用防水紙	販賣者價格	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
ルーヒンク		一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
コーライト	日産モノ	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
配電盤用	生置者價格	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
大型交流流計		一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
小型流計		一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

七九

66

224

苛性カリ	四割九四%	一噸	三、九六〇	一、九六〇	一、〇〇〇	七、五〇〇	三、〇〇〇	
重質炭酸カルシウム	中味	一噸	九、七〇〇	三、六〇〇	三、〇〇〇	一、八〇〇	五、一〇〇	
白堊		一噸	六、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	五、一〇〇	
耐火煉瓦	生置者價格	一噸	六、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	五、一〇〇	
アルコール	買渡價格	一噸	三、九五〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	五、一〇〇	
酒類製造用		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
工業用		一噸	九、三〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	
硝化	政府估價價格	一噸	五、三〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	
硝化	販賣者價格	一噸	五、三〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	
モリブデン	一噸	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
タンクステン	一噸	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
石	六五%	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
錫	九八・八%	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
アンチモン	九八・五%	一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
カドミウム		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
硫磺		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
水銀		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
石綿		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
石綿		一噸	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
純ベンゾール	中味	一噸	七、八〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
クレオソート油		一噸	一、一〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	
生石灰	八〇%	一噸	三、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
消石灰	六〇%	一噸	二、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
工業用	生置者價格	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
メタノール	生置者價格	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
ホルマリン		一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
建設用防水紙	販賣者價格	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
ルーヒンク		一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
コーライト	日産モノ	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
配電盤用	生置者價格	一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
大型交流流計		一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
小型流計		一噸	一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

七八

線型電燈高電指	示計	100V 10A	1,350.00	1,100.00	7.6	1,100.00	7.6
積算電力計	"	"	110.00	137.00	6.5	110.00	9.6
線	"	四〇耗	1,100.00	1,100.00	1.0	1,100.00	1.0

第三十一 主要物資等新統制額表(第三輯) (昭三、四、二)

(各種物資中基準的ナモノノ統制額等ヲ掲ゲタルモノナリ)

物 資 名 稱	要 單 位	新 統 制 價 格	現 行 價 格	指 定 年 月 對 現 行 價 格 倍 率	對 現 行 價 格 倍 率	對 現 行 價 格 倍 率	備 考
一、食糧類							
綠茶	消費者價格一貫	1,500	1,000	1.5	1.5	1.5	新統制價格ハ物品稅四〇%ヲ含ム
紅茶	消費者價格一貫	1,500	1,000	1.5	1.5	1.5	新統制價格ハ物品稅六〇%ヲ含ム
麵粉	生産者價格六〇班	500	500	1.0	1.0	1.0	製粉工場方商統制會社ニ販賣スル價格
家畜用配合飼料	"	60班	60班	1.0	1.0	1.0	原料統制會社全長統方販賣スル價格
菜種	消費者價格二斗	1,200	1,200	1.0	1.0	1.0	(食用油)
精麥	"	1,200	1,200	1.0	1.0	1.0	
小麥粉	"	1,200	1,200	1.0	1.0	1.0	
パン類	"	1,200	1,200	1.0	1.0	1.0	
麵類	"	1,200	1,200	1.0	1.0	1.0	
穀粉(甘藷穀粉)	"	1,200	1,200	1.0	1.0	1.0	
牛乳(飲用)	"	1,200	1,200	1.0	1.0	1.0	
二、基礎物資							
開拓用農具							

即チ新物價體系ニ於テハ先ヅ米ニ付テハ其ノ生産條件等ヲ考慮シテ政府買上價格ヲ石當リ三百圓トスルト共ニ、消費者ニ對スル影響及其ノ將來ノ生産條件等ヲ考ヘ其ノ政府買上價格ヲ二百五十圓トシ、此ノ米價ヲ基準トシテ糖、蔬菜、鮮魚介等食糧ノ價格ヲ定メ、之ヲ中心トシテ貸金給與ノ標準ヲ定メテ、他方石炭ニ付テハ此ノ貸金其ノ他カラ其ノ生産費ヲ算出シタガ、其ノ本年ノ異常ナル減産ニ基ク高生産費ノ影響ノ緩和シ且將來ノ生産「コスト」ヲ豫測シテ其ノ消費者價格ヲ百五十圓トシタノデアツテ茲ニ之等ニ基キ相互ニ均衡ノアル新ナル價格體系ノ形成ヲ圖ツタノデアール。其ノ結果トシテ米價ハ現在ト比較シテ相當ノ引上トナリ、其ノ他ノ物價ニ付テモ現在ノ公定價格ヨリハ相當高クナツタモノモアルガ、之ハ我國經濟ノ實勢力上今日トシテハ已ムヲ得ナイ所ト考ヘラレルノデアツテ、殊ニ石炭ニ付テハ之等ノ生産條件が極メテ特殊ノ事情ニアルト他ノ全般ノ價格ニ及ボス影響ヲ考ヘ二重價格制ヲ執ラザルヲ得ナカッタノデアアルガ今後生産事情ト配ミ合セ之ガ減産ヲ圖リ可及的減産ニ廢止シ度イト考ヘテ居ル又米穀ノ補給金ニ付テハ國民生活及財政狀況ニ及ボス影響等モ考慮シテ今回ハ右ノ如ク決定シタノデアール。特ニ生鮮蔬菜ニ付テハ漸次其ノ生産者價格ヲ引下ゲ、來ル五月ヲ以テ之ニ關スル價格差補給金ハ廢止スルコトトシテキル。

惡性「インフレーション」阻止シ物價ノ安定ヲ圖ルニハ全國民ノ一致協力、其ノ理解ト忍耐ト自制トが最も重要ナル決定的ナカサ持ツテ居ルモノデアール。

新物價體系ニ於テハ標準的世帯ノ家計費ハ一ヶ月大體五百圓トナル。此ノ家計費ハ内容的ニ見テ窮乏ナモノデアアルガ、敗戦後ノ低下シタ我國力ヲ生産ノ減退等ヲ考ヘルナラバ今日トシテハ殘念ナラバ已ムヲ得ナイ所デアール。然レシシキヲ公正ニ配分スルコトニ依リ物價ノ安定ヲ期待シ得、物價ノ安定ヲ共盤ノ下ニ始メテ健全ナル勤勞生活ト正常ナル

生産活動ノ向上ヲ期待シ得ルノデアール。正常ナル生産活動ノ向上アル所必ズヤ生活水準ノ向上ハ期待シ得ル。私ハ國民諸君ノ新物價體系ニ基ク調和アイ家計ノ運用ト健全ナル勤勞及生産ニ依ツテ明ルイ新日本經濟ヲ確立セシムコトヲ切望シテ已マナイ。

(ロ) 司法省發來

今回ノ物價統制令ヲ初メ一聯ノ緊急施策ハ我が國ガ目下直面セル未曾有ノ經濟的危機ニ際シ全國民ノ生活ヲ確保スルト共ニ更ニ進んで新日本建設ノ基盤ヲ固メ様トスル非常手段デアール。戦時下ノ統制ガ國民生活ヲ犠牲トシテ戰爭ニ寄與セントシタモノデアアルノト人々ク異リ、國民自身ノ生活安定ノ爲デアアル事ヲ思ハネバナラズ、勿論戦時中ニ累積シタ幾多ノ惡條件ヲ思ヒ切ツテ除去スルモノデアツテ相當大ナル不便ト苦痛ト又伴フ事ハ誠ニ已ムヲ得ナイトコロデアアルガ、其ノ目的ハ飽ク迄モ國民自身ノ爲デアアル事ヲオ五分認識シテヨク其ノ不便ト苦痛トヲ克服シ、積極的ニ諸施策ノ實行ニ協力シ以テ毫末モ違反ナキコトヲ希望スル。而シテ今次ノ施策ハ各般ノ事項ニ及リ内容モ複雑ナノデアアルヲ知ラズニ誤ツテ罪ヲ犯スコトノ無イ様警察官廳ニ於テ法令ノ周知徹底方ニ十分努力セラレル事ト思フモ司法部ニ於テモ之ガ遵法運動ニ付テハ極力努メル考ヘデアール。要スルニ國民總テガ今次ノ統制法令ハ國民各自ノ生活ノ爲デアアル事ヲ認識シ遵法精神ヲ具備スル期スル事ガ何ヨリモ肝要デアール。斯カル手段ヲ講シ猶ホ且ツ違反者ニ對シテハ嚴重ナル檢舉取締ヲ爲ス様先般來全國ノ検事局及司法警察官ニ對シテ指令ヲ發シ其ノ準備ヲ了シテ居ル、近來兎角經濟事犯ニ對スル取締が徹底ヲ缺キ自然一般ノ國民各位ニ於テモ何トナク取締法規ヲ甘ク見ル如キ感アルヤニ思ハルモ、今回ノ施策ニ關シテハ政府ハ重大ナル決意ヲ以テ望ムモノデアツテ、違反者ニ對シテハ其ノ身分ヤ地位ノ如何ヲ

69

問ハズモ假借スル所ナク斷平タル處分ニ出ヅル考ヘデアラカラ、考ヘ違ヒノナキ豫備メ注意スル次第デアル。
併シテ新カスル事ハ司法部トシテ希望セザル事應デアツテ國民各位ガ同業近隣相戒メ司直ノ手下ス必妥ナキ様念
願シテ居ル次第デアル。

(ハ) 刑事局長談(昭二二、三、三、司法省發表)

(物價統制令ノ罰則ニ就テ)

物價統制令ノ公布セラレルニ當リ罰則關係ニツイテ國民各位ノ御注意ヲ喚起シタイト思フ。
申ス迄モナク本令ハ物價ノ安定確保ヲ通ジテ國民生活ノ安定ヲ圖ルコトヲ目的トスルモノデアツテ、戰時統制以來
ノ經驗ニ鑑ミ從來ノ價格統制法規ニ於テ取締リ得ナカツタ各種ノ抜け路モ之ヲ完封シ、統制ガ圓滑ニ且合理的ニ行ハ
レ得ル様ニ規定セラレテキル。即チ、所謂禁利行ハ獨リ販賣行爲ノ場合ニ止マラズアラユル契約ニツイテ之ヲ許サ
レナイ。不當ニ高價ナル對價ニ依ル取引又ハ動産乃至不動産ノ不當ナル買占賣借ハ共ニ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以
下ノ罰金ニ處セラレルコトニナリ金錢ニ代ヘテ物品ニ對價ヲ受取ル者等ニ對シテモ同様ノ刑ヲ以テ處ムコトトナツ
タ。更ニ統制サレタモノニツイテハ統制額ヲ超エタル契約又ハ對價ノ授受ニ對シテ八十年以下ノ懲役又ハ十萬圓以下
ノ罰金ノ刑ガ規定サレタ外ニ、若シモ違反超過額ノ三倍ガ十萬圓ヲ超ユル如キ多額ノ違反アル場合ニハソノ超過額ノ
三倍ニ達スル罰金ニ處セラレルコトトナツタノデアツテ、一般ニ罰則ノ法定刑ノ幅ヲ著シク擴大セラレタコトハ本令
ノ特色ノ一ヲ爲シテキル。從ツテ惡質重大ヲ違反ニ對シテハ從來ヨリモ嚴重ニ處罰サレルコトニナツタノデア
ル。併シテ、法ハ徒ラニ人ヲ罰スルコトヲ目的トスルモノデナク、違反者ノナカランコトヲ期シテキルノデア
ルカ

第 號

官 氏 名

年 月 日交付

物價統制令ニ基ク 臨檢檢査證
當該官 廳之印

當該官 廳 者

(淡紅色トス)

第五 物價統制令第四條ノ規定ニ基ク大藏省告示(略)

第六 物價統制令ノ施行ニ關スル取扱方通牒(昭二一、三六、一、(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)、(二十)、(二十一)、(二十二)、(二十三)、(二十四)、(二十五)、(二十六)、(二十七)、(二十八)、(二十九)、(三十)、(三十一)、(三十二)、(三十三)、(三十四)、(三十五)、(三十六)、(三十七)、(三十八)、(三十九)、(四十)、(四十一)、(四十二)、(四十三)、(四十四)、(四十五)、(四十六)、(四十七)、(四十八)、(四十九)、(五十)、(五十一)、(五十二)、(五十三)、(五十四)、(五十五)、(五十六)、(五十七)、(五十八)、(五十九)、(六十)、(六十一)、(六十二)、(六十三)、(六十四)、(六十五)、(六十六)、(六十七)、(六十八)、(六十九)、(七十)、(七十一)、(七十二)、(七十三)、(七十四)、(七十五)、(七十六)、(七十七)、(七十八)、(七十九)、(八十)、(八十一)、(八十二)、(八十三)、(八十四)、(八十五)、(八十六)、(八十七)、(八十八)、(八十九)、(九十)、(九十一)、(九十二)、(九十三)、(九十四)、(九十五)、(九十六)、(九十七)、(九十八)、(九十九)、(一百))

一、物價統制令ノ要旨

(一) 制定ノ趣旨

本令ハ綜合的經濟緊急措置ノ一環トシテ、戰後物價對策基本要綱及「物價體系ノ確立及價格等統制ノ方針ニ關スル件」ニ基キ之ヲ實施ノ法的基礎トシテ制定セラレタルモノニシテ、此ノ際混亂狀態ニ在リタル物價秩序ヲ全面的ニ合理的ナルモノニ改メ均衡アル物價體系ヲ再建確立シ國民生活ノ秩序ヲ安定維持スルト共ニ之ヲ基礎トシテ新ナル見地ニ立テ所必要ノ統制ヲ再開セントスル意圖ニ出ヅタルモノナリ。

(二) 價格等統制ノ方式ニ付舊價格等統制令(以下舊令ト稱ス)トノ相異スル主ナル點ヲ摘記スレバ左ノ如シ。

- (1) 所謂停止額制度(舊令三條一項)ニ依リ殆ド凡ル價格等ガ網羅的且當然ニ法規ニ依リ統制セララルコトトナリ居リタル從前ノ制度ヲ改メタルコト。
- (2) 統制額ハ主務大臣ノ指定(令四條、舊令七條一項ニ相當)カ又ハ主務大臣ノ認可(令五條、舊令四條ノ四、一項ニ相當)ニ依リ停止額ノ協定(舊令三條一項ハ停止代行額ノ協定)可止マリ價格ヲ形成スルノ内容ヲ有セザリシモノナリ)ニ依リ設定セララルモノトシタルコト。
- (3) 他法令(舊令六條)ハ其ノ儘存置シタルコト。
- (4) 右(2)又ハ(3)ニ依リ統制額ナキ場合ハ法規上ハ自由價格トナルモノ、之ニ對シテハ行政指導ニ依リ業者間ニ統制額ヲ協定セシメ之ヲ協定額トシタルコト。

體等ヲシテ自治的ニ價格ヲ協定セシメ之方届出ヲ爲サシムル(令十六條)ト共ニ暴利行爲取締(令十一條一項)又ハ不當高價取締(令十一條二項)ニ依リ隨時取締ヲ行フモノトシタルコト。

- (5) 價格違反ニ對スル罰則ハ從來八十年ノ懲役、五萬圓ノ罰金(總動員法三十一條ノ二)ナリシヲ十年十萬圓(令三十三條)ニ改メ、更ニ違反ニ依ル超過額ノ三倍ガ十萬圓ヲ超ユルトキハ超過額ノ三倍以下ノ罰金ヲ科スコトトシ高價ノ價格違反ニ對シテハ十萬圓ヲ超ユル高價ノ罰金ヲ科シ得ルコトトシタルコト(令三十二條但書)。

(三) 暴利行爲等ノ取締ニ付舊暴利行爲取締規則(以下舊取締規則ト稱ス)トノ相異スル主ナル點ヲ摘記セバ左ノ如シ。

- (1) 暴利行爲ノ取締ノ範圍ハ從來物品ノ販賣及修繕行爲ニ限定セラレ居リタルモノ(舊取締規則一條一項、一條ノ二、一項)其ノ範圍ヲ其ノ他ノ取引(例運送、加工、請負等)ニ擴張シタルコト(令十一條一項、從ツテ舊取締規則一條四項ノ不當報酬ニ依ル取引ノ媒介モ之ニ含まルコトトナリタルコト)。
- (2) 而シテ從來ハ停止額制度ニ依リ殆ド凡ル價格ハ法規的ニ統制セラレ居リタル爲暴利取締等ノ發動スル餘地少カリシモ今後ハ自由價格トナルモノモ相當多カルベク暴利取締ノ有效ナル活用ニ依リ物價秩序ヲ紊ス行爲ヲ抑壓セントスル方針ナルコト。
- (3) 從來暴利行爲トシテ取締リ得ザリシ事例(轉々賣買セラレ共ノ間ニ特ニ暴利ト稱スベキモノナキモ販價ハ皆シク高價トナリ居ルモノ等)モ不當ニ高價ナル取引トシテ物價秩序確保ノ見地ヨリ取締リ得ルコトトシタル

コト(令十一條二項)。

(4) 本令ニ於テハ暴利取締及不當高價取締ハ統制額アル場合ニ於テモ適用アルモノトセラレタルコト。從ツテ統制額ヲ超エザル取引ニ於テモ暴利又ハ不當高價トシテ取締ラル、場合アルベキコト。

(5) 抱合、負擔附賣買等ノ取締ハ從來ハ物品ノ販賣ニ限定セラレ居リタルモ(舊取締規則一條三項)之ヲ其ノ他ノ取引(例運送、加工、請負等)ニ擴張シタルコト(令十一條)。

(6) 新ニ業務上對價トシテ物ヲ要求シ受領スル行為所謂物々交換行為ヲ取締ルコトトシタルコト(令十二條)。

(7) 買占メ、買儲ミ行為ヲ禁止規定ハ、從來ハ物品ニ限定セラレ居リタルモ(舊取締規則一條三項)之ヲ不動産(例立木)ニ迄適用アルモノトシテ擴張シタルコト。

(8) 以上ノ違反行為ニ對スル罰則ハ舊取締規則ハ省令ニ依リタル爲三月百圓程度ノモノナリシモ本令ニ依リ之ヲ強化シタルコト(令三十四條、令三十六條)。

(四) 経過規定ノ主ナルモノニ付摘記セバ左ノ如シ。

(1) 從來ノ(舊)令七條二項ノ指定額、(舊)令三條一項及四條ノ四、一項)及(舊)中ノ指定額(舊)令二條三項)ハ本令四條一項ノ指定額ト看做サル、コト(令四十三條、四十四條、四十五條)。

(2) 從來ノ(舊)令及(舊)中ノ指定額ニ關スル例外許可ハ夫々本令三條一項ニ依リ例外許可ト看做サル、コト(令四十六條、四十七條、四十八條)。

(3) 從來ノ(舊)令三條一項(本文)ハ其ノ效力ヲ失フモ其ノ例外許可額(舊)令二條一項(俱書)ハ本令四條一項ノ場合トシテ認メタルコト(令五條一項後段)。

(五) 其ノ他價格等統制ニ關シ摘記スベキ事項左ノ如シ。

(1) 隔地者間取引ニ關シテハ從來運賃スベキ處明示セラレザラシモ今同之ヲ給付ノ爲サル、地區(例賣買ノ目的物ノ引渡サレル地、請負行為ノ爲サル地等)ノ統制額ニ依ルベキ旨明示シタルコト(令三條二項)。

(2) 認可統制額(令五條)ニ付テハ統制團體ニ於テ其ノ構成員ノ統制額ヲ定ムル場合ト(令五條二項前段)例(ハ)統制會社ノ如キ卸賣段階ヲ一手ニ取扱ヒ居ルモノ(本令ニ於テハ統制機關ト稱ス)ガソレ自體ノ統制額ヲ定ムル場合トシテ認メタルコト(令五條一項後段)。

(3) 業者ニ對スル價格等ノ表示義務ニ關シ本令第十五條ニ基キ近ク「價格等表示規則」(假稱)公布施行セラル、豫定ナルコト。而シテ其ノ内容ハ概ネ從來ノ暴利行為取締規則第一條ヲ引繼ギタルモノナルコト。

(4) 一定ノ規格、品質以外ノ物品ハ其ノ製造ノ原則トシテ禁止シ、特ニ許可ヲ受ケテ製造シタルトキハ必ず其ノ價格ヲ届出デ又ハ適當ナル統制價格ノ設定(在定委員會等ヲ活用ス)ヲ受クベキコト、或ハ自薦價格ノ協定等ヲ届出ツベキコト等ニ關シ本令第十六條及第十七條ニ基キ近ク「價格等取締規則」(假稱)公布施行セラル、豫定ナルコト。

(六) 其ノ他

(1) 價格等ノ改訂ニ依リ値上リ益ノ處理ニ關シ本令第十九條ニ基キ「價格差益處理規則」(三月三日附大藏省令第二十六號)ヲ定メラレタルコト。

三五

(2) 特殊ノ物品(例ハパウキスキ等)ニ付割増額ヲ附シテ高價販賣セシメ其ノ利益ノ國庫ニ納付セシメ得ル規定(令二十條)ヲ設ケタルコト。

(3) 物價監視委員制度ヲ設ケ物價統制ニ關スル國民ノ自主的協力體制ヲ確立セントスル意向ニシテ近ク勅令ヲ以テ「物價監視委員令」(假稱)ヲ制定シ從來ノ物價調査委員令(昭和十三年勅令第五八二號)ハ之ヲ廢止スル豫定ナルコト。

(4) 本令施行ニ關スル事務大臣ヲ大藏大臣ニ一元化シタリ(令二十二條)、右ハ暫定的ナルモノニシテ近ク一元的ニ物價行政ヲ管掌スベキ強力ナル中央機構ヲ設置スルト共ニ之ガ地方機構ヲモ設置スル豫定ナルコト。

二、物價統制令ノ運用

(一) 一般的ナル事項ニ付主ナル問題ヲ摘記セバ左ノ如シ。

(1) 統制額ノ優先問題

(イ) 他法令類(令七條一項)アル場合ハ統制額ノ指定又ハ認可ハ之ヲ爲シ得ザルコトト爲リ居ルヲ以テ(令四條、令五條一項)他法令類ハ常ニ優先スルモノナルコト。

(ロ) 令四條ノ指定統制額ト令五條ノ認可統制額トノ優先關係ニ付テハ後ニ爲サレタルモノガ原則トシテ優先スルモノナルコト(令六條)。

(例)一 全國的ニ適用アル指定統制額(甲)アル場合ニ

(イ) 全國的ニ適用アル統制額(乙)ノ認可アリタルトキハ乙ハ甲ニ代ル統制額トナリ甲ハ廢止セラル。

(ロ) 九州地區ニ適用アル統制額(丙)ノ認可アリタルトキハ九州地區ニ付テハ丙ガ統制額、其ノ他ノ地區ニ於テハ甲ガ統制額トナル。

(ハ) (ロ)ト同意旨ニテ各地區毎ニ認可アリタル統制額ハ何レモ同地區ニ於ケル甲ニ代ル統制額トシテ存在シ結局全國一團ニ及ビタルトキハ甲ハ廢止セラルモ、其ノ際全國ノ各地區ニ互リ統制額區々トナリ居ルトキハ之ヲ改メ再ビ全國一團ノ統制額ガ指定又ハ認可ニ依リ設定セラルベシ。

(例)二 全國的ニ適用アル認可統制額(甲)アル場合ニ於テ

(イ) 全國的ニ適用アル統制額(乙)ノ指定アリタルトキハ乙ガ全國的ナル統制額トナル。

(ロ) 九州地區ニ適用アル統制額(丙)ノ指定アリタルトキハ九州地區ニ付テハ丙ガ統制額、其ノ他ノ地區ニ付テハ甲ガ統制額トナル。

(例)三 全國的ニ適用アル指定統制額(甲)アリ九州地區ニ適用アル認可統制額(乙)アル場合ニ於テ

(イ) 全國的ニ適用アル新ナル統制額(丙)ノ指定アリタルトキハ原則トシテ九州地區ノ統制額(乙)モ其ノ效力ヲ失フ。

(ロ) 特ニ九州地區ノ統制額(乙)ヲ有效ナルモノトシテ存置スルノ要アリト認ムルトキハ(例ハバ甲ガ一

〇)圖乙ガ十五圓ナルトキ丙ガ十三圓ト指定セラレ、シカモ乙十五圓ハ其ノ儘存置シタキ場合)丙ノ指定ニ際シ特ニ其ノ旨ヲ明記スル(令六條但書)。

(2) 停止統制ノ廢止ニ伴フ諸問題

舊令ノ停止額制度ハ統制ノ出發トシテノ意義ヲ離レ寧ロ殆ド凡ユル價格等ガ當然ニ統制額ヲ附セラルル狀
態ヲ成立セシムルコトニ因リ

⑤等ノ適用ヲ見ザルモノニ付テモ之ガ統制ノ枠外ニ逸シ去ルガ如キコトナキ様ニスルト共ニ
何等カノ形(例例外許可指示ノ申請、認可申請、⑥ノ設定要求)ヲ妥當ナル統制額ノ附セラルルコト
ヲ自發的ニ促ガス效力ヲ有シ

謂ハバ補充的ナル意義ヲ有スルモノトシテ理解セラルベシ。

而シテ今同本令ニ於テ停止額制度ヲ採用セザリシ理由ハ漸次價格統制ヲ撤廢シ行ク建前ヲ採リタルガ爲ニ外ナ
ラズ。此ノ場合問題トナルベキ諸問題ニ付本令ノ運用ノ概略ヲ記述セバ左ノ如シ。

(イ) 自由價格等ニ對スル取扱

本令ニ於テハ特ニ統制額ヲ積極的ニ附セザル限り價格統制ハ行ハレザル建前ナルヲ以テ(經過的ニ舊令時
代ノ統制額ヲ引繼ギタルモノモ要スレバ廢止シ得ベシ)、⑤ヲ外セバ當然ニ自由價格トナルモノナルコト
(舊令時代ハ⑤ヲ外スモ⑥ニ掛ル方式ナリ)而シテ此等自由價格品ニ付テハ行政指導ニ依リ自治的ニ價格ヲ
協定セシメテ之ガ届出ヲ爲サシムル(令十六條)ト共ニ暴利行爲、不當高價等ノ取締(令十二條)ニ依リ臨次
機動的ナル統制ヲ加フベキモノトシ(前述要旨(二)、(4)、参照)此ノ場合届出價格ガ著シク不當ナルトキ
ハ行政指導ニ依リ之ヲ適正ナラシムルト共ニ届出ヲ認メタル價格等ヲ以テ一應暴利行爲又ハ不當高價價格取
締ノ基準トスベキコト(從ツテ右ノ如ク價格等ヲ届出ツルコトハ業者側トシテモ暴利行爲、不當高價ノ取
締ヲ適當ニ發動セラルルガ爲ニ必要ナルコト)。

縮ヲ適當ニ發動セラルルガ爲ニ必要ナルコト)。

(ロ) 舊令時代ニ於テハ正式配給ルートヲ通ゼザル者ノ取引ニ於ケル價格違反ヲ解釋上九・一八價格違反ト
シテ取扱ヒ來リタル例アリ(例標準小賣人ノ小賣價格ガ專賣法ニ依リ公定セラレ居ルモ、開賣價ノ價格ノ
公定セラレ居ラザルコトハ當然ノコトナリ。而シテ事例ハ標準小賣人ノ價格違反ヨリハ寧ロ開賣價ノ價格
違反多ク、之等違反ヲ專賣法違反ニ依リ處罰スルハ刑罰低キニ過グルヲ以テ統制違反トシテ九・一八價格
ヲ援用セリ)。

停止額制ノ廢止ニ依リ右ノ扱ヒハ不可能トナリタルヲ以テ、本令ニ於テハ右ノ如キ正式ルートヲ通ゼザル
者ノ價格ニ付テモ統制額ノ適用アルモノトスルノ規定ヲ設ケタルコト(令五條三項、七條三項)。

尚從來ノ⑤ノ中ニモ正式配給ルートニ在ル特定ノ物ノ價格ノミヲ公定セル(例日本鐵道統制會社ノ卸賣價
格ト記スルガ如シ)アルモ、本令經過規定ニ於テ之ガ本令ノ統制額ト看做サル際ハ關ルートノ物ニモ適
用アル統制額ト看做シ(令四十三條三項)今後ニ於テハ指定ノ際ニ正式配給ルートニ在ル特定ノ物ニ適用ア
ルカノ如ク限定スルコトナキ様ニスル方針ナルコト。

(ハ) 新製品ニ對スル取扱

從來ハ新製品アルトキ一應九・一八ノ停止價格ニ依リ統制セラレ、其ノ九・一八價格不明ナル爲額ノ指示
ヲ行ヒ來リタルモノアリ、或ハ⑤或ハ⑥ノ設定ヲ見タルモノアリ。而シテ之等指示額或ハ⑤、⑥ハ一應本
令ニ依ル統制額ト看做シタルモ(令四十三條乃至四十五條)今後ノ新製品ハ從來ノ如ク其ノ價格ガ當然ニ抑

ヘラルモノトハナラザルヲ以テ特ニ業者ヨリ進シテ統制額ノ指定又ハ認可ヲ求ムルコトナカルベク、ハ
應自由價格品トナル建前ナルコト。而シテ之ニ對シテハ

- 1 統制額ノ指定又ハ認可ノ際ニ必ズ規格外品ニ對スル禁止的價格ヲ一應附シ置クコトトシ規格外品ヲシ
テ當然ニ價格ヲ附セラルル措置ヲ採ルコト。
- 2 右ニ該當セザル新製品ニ付テハ一應一定ノ規格、品質等ニ依ルモノノ外ハ其ノ製造ヲ原則トシテ禁止
シ置キ特ニ許可アリタル場合ハ其ノ製造ヲ許スト共ニ其ノ價格モ其ノ際届出ヲ爲サシムルコト。
- 3 右ノ1、2ノ場合共價格査定委員等ニ依リ適正ナル價格ヲ査定セシメタル上統制額ヲ設定スルコ
ト。

等ニ依リ適當ニ措置スル方針ナルコト。

(3) 地方處理ノ問題

- (イ) 本令ハ原則トシテ中央處理ノ建前ヲ採リ居ルヲ以テ地方處理ハ凡テ内部委任ノ形ニ於テ行ハルモノナ
ルコト。從テ指定、許可、認可等ノ處分ハ凡テ大藏大臣名ヲ以テ行ハルモノナルコト。
- (ロ) 地方長官限リ處理差支ナキ範圍ハ追テ細目通牒スベキモ、ソレ迄ハ概テ從前ノ例ニ依ルベキコト。但シ
左記ハ今回中央處理ニ改メラレタルコト。
1 昭和二十年九月五日 商工次官通牒(一)總局第七號ニ依ル國民生活用品ノ價格。
2 昭和二十年十二月一日 農林次官通牒(一)食第二四〇號ニ依ル食肉類、鶏卵ノ價格。

(4) 公示ノ問題

- (イ) 舊令ニ於テハ(四)指定ハ公示ニ依リ、認可可ハ公示ヲ以テ足りタルモ、本令ニ於テハ四條ノ統制額ノ指定
モ五條一項ノ統制額ノ認可モ何レモ公示ニ依リテ爲スヲ原則トシタルコト(施行規則四條、六條)。
- (ロ) 但シ此レコトヲ得ザル事由アルトキハ他ノ適當ナル公示方法或ハ通知ニ依リ得ベキコトトセラレ居ルヲ
以テ(施行規則四條但書、六條二項)、例(ハ)特ニ關係者、取扱業者、取締當局等ニ周知セシメ得レバ是ル場合
ニハ概大ナル數ニ上ル統制額ヲ一々官報等ニ詳記スルヲ控へ、公報類、業界新聞等ニ掲載シ或ハ統制團體ノ
事務所等ニ掲示セシムル等ノ便宜ノ公示方法ニ依ルカ又ハ特定ノ關係者等ニ通知スルニ止ムル場合アルベキ
コト。
- (ハ) 右(ロ)ノ場合ニ於テハ統制額ノ指定又ハ認可ハ公報、業界新聞等ニ掲載セナレタルトキ、或ハ統制團體
ノ事務所ニ掲示セラレタルトキ、又ハ關係者等ニ通知アリタルトキニ其ノ效力ヲ發スルモノナルコト。
- (ニ) 尚(ロ)ノ方法ニ依リタル場合ニ於テハ必ズ取締關係當局共ノ他關係官廳等ニ通報スルト共ニ統制額ノ指
定又ハ認可ヲ爲シタル旨及之ヲ他ノ公示方法等ニ依リタル旨ヲ中央ニ在リテハ官報、地方ニ在リテハ府縣公
報等ニ掲記スルモノナルコト(本件ハ效力要件ニハ非ズシテ便宜措置ナリ)。
- (ホ) 一般消費者ニ對シテハ新聞紙、ラヂオ等ノ利用、業者ノ價格表示ノ勸行等ニ依リ別途周知方取計ヲモ
ナルコト。

(5) 例外許可ノ問題

(イ) 舊令ニ於テハ例外許可ハ當初ノ運用趣旨ハ漸次擴張セラレ最近ニ於テハ一般的ニ廣ク之ノ例外的價格ヲ設定スル趣旨ニ運用セラレ例外許可ニ係ル額自體方統制額ノ一種ト考ヘナルガ如キ傾向ニ至リタルモ、本令ニ於テハ例外許可ヲ舊令ニ於ケル當初ノ取扱ト同様趣旨ニ依リ運用スル建前トシタルコト(施行規則一條)。

(ロ) 右ノ如ク例外許可ハ「例外的統制額ヲ認ムル」趣旨ニ非ズシテ「統制額ニ依ラザル例外的取引ヲ認ムル」趣旨ノモノナルヲ以テ、特殊ノ條件ノ下ニ生産又ハ販賣セラルルモノニ付例外的統制額ヲ附スル場合ハ原則トシテ統制額ノ指定又ハ認可ニ依ルコトトシ、例外許可ハ特定ノ個々ノ契約毎ニ之ヲ與フル如ク運用スル方針ナルコト。

例、進駐軍向或ハ輸出向トシテ特ニ發註ヲ受ケ、定數量ヲ限リ特別ノ規格、品質ノモノヲ製造販賣スルトキハ例外許可ヲ與ヘテ然ルベキモ特定ノ契約ナク從テ取引先、取引數量モ不定ナルママ一般的ニ特別規格品ヲ製造販賣スルガ如キ場合ヲ例外許可ニ依ラズ別途統制額ヲ設定スルコト。

(一) 具體的事項ニ付主ナル問題ヲ摘記セバ左ノ如シ。
(1) 経過規定ニ依リ舊令二條二項ノ指示額ヲ本令ニ依ル指定統制額ト看做サレ居ル場合(令四十五條)、例ハバ入場料ノ如ク一々ノ興行ニ付其ノ都度額ノ指示シ居リタルモノニ付テハ右ノ指示額ヲ統制額ト看做サルハ其ノ興行限リニシテ新ナル興行ノ入場料ハ自由價格トナル建前トシタルコト。從テ入場料ニ付テハ前記自由價格等ニ對スル取扱ノ項ニ於テ述ベタル趣旨ニ從ヒ速ニ業者團體等ヲシテ適正ナル自肅料金ヲ協定セシムル如ク

指導スルカ、或ハ地方長官ニ於テ最高入場料ヲ定メ之ヲ統制額トシテ指定シ其ノ範圍内ニ於テ適宜業者團體等ノシテ興行毎ニ料金ヲ定ムル様指導スルコト。而シテ此ノ場合法理的ニハ右最高入場料ヲ超エザル限リ統制額ノ違反トハナラザルモ自治協定額ヲ超ユルモノハ之ヲ不當高價又ハ暴利行為トシテ取締リ得ベキモノナルコト(前記要旨(三)(4)参照)。

雜誌ノ價格其ノ他本性類似ノ事案ニ付テモ本例ト同趣旨ニ依リ處理スルモノナルコト。
(2) 舊令ニ依ル例外許可ニハ其ノ數量ヲ限リ或ハ期限ヲ附シタル例多キヲ以テ、之ヲ本令ニ依ル例外許可又ハ統制額ト看做サルル場合(令四十六條、四十七條、四十八條、四十九條)ニ於テモ引續キ從來通り例外許可額ニ依ルヲ適當ト認ムルトキハ更ニ例外許可ヲ申請セシムル様注意スルコト。但シ本令四十八條ニ依ル場合ノ扱ハ新ニ相當額ノ統制額ヲ指定又ハ認可スルヲ要スルモノナルコトニ注意スルコト。

(3) 日用品等ニシテ一定ノ規格、品質ヲ示シテ最高小賣販賣價格ヲ附セラレタルモノ(所謂限界價格アルモノ)アル場合、其ノ規格、品質ニ該當セザルモノハ統制額ノ設定ナキ所謂自由價格品トナル理ナルモ、其ノ價格方限界價格ノモノヲ基準トシテ見ルモ著シク不當ナリト認メラルトキハ之ヲ暴利行為又ハ不當高價トシテ取締リ得ルモノナルコト。
右ノ場合地方長官ニ於テ右ノ限界價格品ヲ基準トシテ之ニ適正ナル統制額ヲ附スルノ措置ヲ採ルモ差支ナキト。

(4) (3)と同様限界価格ノ附セラレ居ルモノニシテ其ノ規格、品質ノ明記セラレラザル場合ニ於テハ地方長官ニ於テ右限界価格ニ相當スル規格、品質ノ基準ヲ設ケ價格査定委員會等ヲ活用シテ夫々ノ規格、品質等ニ應ジ、限界価格ノ範圍内ニ於テ適當ナル價格ヲ附セシムルノ措置ヲ採ルモ差支ナキコト。此ノ場合、法的的ニハ限界價格ヲ超エザル限り統制額ノ違反トハナラザルモ其ノ規格、品質ニ照ラシ不當ニ高價ナリト認めラルル價格ニ依リ取引セラレタル場合ハ暴利又ハ不當高價トシテ取締リ得ルコト。

(5) 日用品等ニ付テハ限界價格ヲ超ユル價格ヲ附スルヲ適當トスルガ如キ規格、品質ノモノハ其ノ製造ヲ認めザルノ趣旨ノモノナルヲ以テ特別ノ事情アル場合(例 特ニ優良ナル原材料ノ手持ノミアル業者ガ之ヲ活用シテ生産スルガ如キ場合)ハ別トシ原則トシテ限界價格ヲ超ユル價格ヲ認めルガ如キコトハ右(3)、(4)ノ場合ニ於テ許サザル方針ナルコト。

四四

第七 物價統制令ノ施行ニ關スル件

(昭三、三、二九政令第一一號) 地方長官宛大藏省物價部長通達

近ク大藏大臣ノ職權ノ一部ハ地方長官ニ委任シ得ル如ク物價統制令施行規則改正ノ豫定ナルモ差當リ同令ニ依リ地方長官ニ於テ大藏大臣ノ内部委任ニ依リ處理スル場合ノ取扱ハ左記ニ依ラレ度

一、統制額ノ指定(令第四條、規則第四條)

統制額ノ指定ハ左例ノ告示ヲ縣公報ニ掲載スルコトニ依リ之ヲ行フコト(註一)

△△縣告示第 號

○ノ販賣價格ノ統制額(或ハ理髮料金ノ統制額、映畫入場料ノ統制額等) 大藏大臣ニ於テ左ノ通指定セラレタ

昭和 年 月 日 △△縣告示第 號 (○ノ最高販賣價格指定ニ關スル件) ハ之ヲ廢止ス

△ 縣知事 名

物價統制令第四條ノ規定ニ依リ△△縣ニ於ケル○○ノ販賣價格ノ統制額(或ハ理髮料金ノ統制額、映畫入場料ノ統制額等)左ノ通定ム

昭和 年 月 日

大藏大臣子爵 澤 敬 三

四五

(註一) 本告示ハ規則第四條但書ノ公示方法トシテ行ハルモノナルコト

(註二) 大藏大臣指定ノ日附ト縣告示ノ日附トハ一致セシムルコト

二、例外許可(令第三條但書、規則第二條)

例外許可ノ指令書ハ左例ニ依リ申請者ニ交付スルコト

番號

昭和 年 月 日(註一)

△△縣知事

申請者宛 件 名

昭和 年 月 日附物價統制令第三條第一項但書ニ依ル申請ハ昭和 年 月 日附

(註一) 大藏大臣ニ於テ別記條件(註二)ヲ附シ許可セラレタリ

(註二) 指令書ノ日附ト本文中ノ許可ノ日附トハ一致セシムルコト

(註三) 例ハバ許可ノ有効期限ハ六ヶ月トスル等從來ノ例ニ依ルコト

三、統制額ノ認可(令第五條、規則第五條乃至第七條)

統制額ノ認可モ統制額ノ指定モ法理上ハ其ノ效果ニ差ナキモ

(一) 業者團體ノ申出價格ヲ審査ノ上採用シ之ヲ適正ナル統制額ト認ムル意味ニ於テ業者團體ガ自ラノ責任ニ於テ定メ自ラノ責任ニ於テ之ヲ遵守スルノ心理的効果ヲ期シ得ベク

(二) 指定統制額ニ對シハ部分的ニ例外價格ヲ附スル場合從來ハ之ヲ例外許可ノ運用ニ依リ行ヒ來リタルモ之ヲ統制額認可ノ方法ニ依ルコトニ依リ業者團體ノ統制力ヲ或程度期待シツツ例外價格ノ濫ニ流レザル様運用シ得ベシ

右認可ハ左例ニ依リ之ヲ行フコト

△△縣告示第 號

〇〇ノ販賣價格ノ統制額大藏大臣ニ於テ左ノ通認可セラレタリ

昭和 年 月 日(註一)

△△縣知事

物價統制令第五條第一項ノ規定ニ依リ〇〇ノ販賣價格ノ統制額左ノ通認可ス

昭和 年 月 日(註一)

大藏大臣子爵 淺 澤 榮 三

一、認可ヲ申請シタル者

二、認可シタル價格等ノ額

三、統制額實施ノ日

前項第二號ニ掲グル額ハ物價統制令第五條第三項ノ規定ニ依リ前項第一號ニ掲グル(〇)統制組合ノ構成員以外ノ者ガ〇〇統制組合ノ地區内ニ於テ爲ス〇〇ノ販賣價格ノ統制額トス(註二)

(註一) 大藏大臣認可ノ日附ト指定ノ日附トハ一致セシムルコト
(註二) 第二項ノ處分ハ必要ト認ムルトキ之ヲ行フコト

第八 價格差益處理規則

(昭二二、三、三) 改正 昭二二、四、二三
大藏省令第三六號 大藏省令第五十五號

- 第一條 物價統制令第十九條及第二十一條ノ規定ニ依ル價格差益ノ納付及經理ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 左ニ掲グル者ハ其ノ販賣ノ目的ヲ以テ所有スル物品ノ價格ニ付統制額ノ改訂アリタルトキハ當該物品ニ關スル經理ヲ別途明ナラシムベシ
- 一 統制會社令ニ依ル統制會社及商工組合法ニ依ル統制組合ニシテ物資ノ一手買取販賣ヲ爲スモノ
 - 二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外事業ノ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル會社、組合又ハ之ニ準ズルモノニシテ物資ノ一手買取販賣ヲ爲スモノ
 - 三 其ノ他大藏大臣ノ指定スル者
- 第三條 前條ニ掲グル者ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ販賣ノ目的ヲ以テ所有スル物品ニシテ其ノ價格ノ統制額ノ改訂アリタルモノニ付其ノ種類、數量、價額其ノ他必要ナル事項ヲ報告スベシ
- 第四條 第二條ニ掲グル者ハ大藏大臣ノ定ムル差益ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スベシ
- 大藏大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ前項ノ納付スベキ額ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得
- 第五條 前條ノ規定ニ依リ納付スベキ額ハ大藏大臣ノ發スル納入告知書ニ依リ之ヲ納付スベシ
- 第六條 第二條ニ掲グル者ハ第四條ノ規定ニ依ル差益ノ中國庫ニ納付スベキ額ヲ控除シタル殘額ヲ別途積立ツベシ
- 前項ノ積立金ノ使用ニ關シテハ大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九 價格等表示規則

(昭三三、三、三三) (大藏省令第三八號)

- 第一條 物價統制令第十五條ノ規定ニ依ル價格等ノ額ノ表示ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 價格等ニ對スル給付ヲ爲スノ業トスル者ハ其ノ價格等ノ額及其ノ額ガ物價統制令ニ依ル統制額ナルトキハ其ノ旨ノ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ掲示シ其他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ノ以テ表示スベシ但シ大藏大臣ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三條 物品ノ販賣ヲ爲ス者(第一號ニ掲グル物品ニ付テハ小賣業者ニ限ル)ハ其ノ價格ノ表示ニ際シ左ノ事項ヲ明示スベシ
 - 一 物品稅法第一條第一種ノ物品ニシテ物品稅ヲ課セラルルモノニ付テハ其ノ物品稅ノ額又ハ率
 - 二 物品稅法第一條第二種又ハ第三種ノ物品ニシテ物品稅ヲ課セラルルモノニ付テハ其ノ旨
- 第四條 前條ニ定ムル場合ヲ除クノ外價格等ニ對スル給付ヲ爲スノ業トスル者ハ其ノ價格等ノ額ノ表示ニ際シ價格等ニ關シ遊興飲食稅法、入場稅法及特別行爲稅法ニ依リ課セラルル稅額アルトキハ其ノ旨及其ノ稅額又ハ稅率ヲ明示スベシ但シ大藏大臣ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第五條 前三條ニ規定スル表示ノ様式ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十 價格等表示規則第五條ノ規定ニ依ル價格等ノ
表示様式ニ關スル件 (昭二一、三、二二)
(大藏省告示第一三〇號)

價格等表示規則第五條ノ規定ニ依ル様式左ノ通定ム

一、物價統制令第四條ノ規定ニ依リ統制額ノ指定アリタル價格等並ニ同令第七條第三項ノ規定ニ依リ定メタル法令ニ於テ又ハ之ニ基キ統制額ヲ定メ又ハ統制額ノ處分アリタル價格等(第三號ニ掲グル場合ヲ除ク)ニ在リテハ
公定價格、公定料金又ハ(六)

二、物價統制令第五條第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル處分アリタル價格等ニ在リテハ
認可價格、認可料金又ハ(七)

三、物價統制令第三條第一項但書ノ許可ニ係ル價格等ニ在リテハ
許可價格、許可料金又ハ(八)

四、價格等表示規則第三條第一號或ニ同規則第四條ニ依リ稅額又ハ稅率ヲ表示スルニ當リテハ稅込價格等又ハ稅別價格等及稅額又ハ稅率ヲ明示スベシ

(表示例)

公定價格ニ付例示セバ稅別標價價格五十圓物品稅一割五圓物品稅込販賣價格五五圓ノ場合ハ

例一 (六)五五圓(物品稅五圓込)

例二 (六)五五圓(物品稅一割又ハ二〇%込)

例三 (六)五十圓(別ニ物品稅五圓)

尙價格等表示規則第三條第二號ノ場合ハ

例 (六)二五圓(物品稅込)

但シ右表示ヨリ詳細ナラシムルコトハ何等差支ナシ

五、小賣業者ハ其ノ販賣ニ係ル物品(食料品ヲ除ク)ニ付英文ヲ以テ左ノ事項ヲ明示スベシ

一、物品稅法第一條第一種物品ニシテ物品稅ヲ課セラルモノニ付テハ物品稅込販賣價格及物品稅額

二、二掲グル以外ノ物品ニ付テハ其ノ販賣價格及物品稅額無キ旨

(表示例)

例(ハ)稅別標價價格五十圓物品稅一割五圓物品稅込販賣價格五五圓ノ場合ハ

Y 55.00

Including tax Y 5.00

又販賣價格五十圓ニシテ物品稅ヲ課セラレザル場合ハ

Y 50.00

No retail tax

但シ右表示ヨリ詳細ナラシムルコトハ何等差支ナシ

第十二 價格等取締規則 (昭二、四、二五) (大藏省令第五三號)

五六

- 第一條 物價統制令第十六條及第十七條ノ規定ニ依ル價格等ノ類ノ届出及物品ノ規格、品質、販賣方法、販賣場所等ニ關スル制限又ハ禁止ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 物品ノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トスル者(以下製造業者ト稱ス)其ノ製造ニ係ル物品ガ大藏大臣ノ指定スル種類ノ物品ニシテ物價統制令第三條第一項ニ規定スル統制額ノ定ナキモノナルトキハ豫メ其ノ販賣セントスル價格ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 前項ノ届出ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ
 - 一、製造業者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ主たる事務所ノ所在地及業務ノ種類
 - 二、製造シ又ハ製造セントスル物品ノ名稱及價格
 - 三、製造シ又ハ製造セントスル物品ノ規格、品質、使用材料、數量、用途、販賣先、販賣條件、販賣開始年月日其ノ他當該物品ノ製造及販賣ニ關シ参考トナルベキ事項
- 製造業者ノ屬スル組合其ノ他之ニ準ズルモノアルトキハ其ノ名稱及事務所ノ所在地ヲ前項ノ書面ニ附記スベシ
- 第三條 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外地方長官價格等ノ取締上必要アリト認ムルトキハ價格等ニ對シテ給付ヲ爲スヲ業トスル者又ハ此等ノ者ヲ構成員トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ對シ其ノ價格等ノ類ノ届出ツベキコトヲ命ズルコトヲ得

241

- 第四條 前二條ノ規定ニ依リ價格等ノ類ノ届出ヲ爲スベキ場合ニ於テ大藏大臣又ハ地方長官特ニ其ノ經由スベキ者ヲ指定シタルトキハ其ノ者ヲ經由シテ届出ツベシ
- 第五條 第二條乃至前條ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ地方長官價格等ノ取締上必要アリト認ムルトキハ當該物品ノ販賣ニ關シ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
- 第六條 地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)價格等ノ取締上必要アリト認ムルトキハ價格等ニ對シテ給付ヲ爲スヲ業トスル者ノ屋外ニ於ケル給付ニ關シ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五七

第十三 價格等取締規則第二條ノ規定ニ依ル物品ノ種類指定ニ關スル件

(昭二一、四、二五)
大藏省告示第九〇號

價格等取締規則第二條ノ規定ニ依ル物品ノ種類左ノ通定ム

- 一、飲食料品
- 二、家庭燃料
- 三、衣料品
- 四、食器類
- 五、厨房用品
- 六、化粧品
- 七、裝身具、服飾品其ノ他身廻品
- 八、金物、密物其ノ他家庭用雜貨類
- 九、玩具
- 十、文具具

第十四 價格等ノ表示様式ニ關スル告示中改正ニ關スル件

(昭二一、四、二五)
大藏省告示第九〇號

昭和二十一年三月大藏省告示第九〇號(價格等表示規則第五條ノ規定ニ依ル様式)中左ノ通改正ス

第五號ヲ第六號トシ第四號ヲ第五號トシ第三號ノ次ニ左ノ一號ノ加フ

四、物價統制令第十六條ノ規定ニ依リ届出アリタル價格等ニ在リテハ届出價格、届出料金又ハ額

第十五 價格等取締規則等施行ニ關スル件

(昭二一、四、一二敕令第二〇)
(滿地方長官冠大藏次官通牒)

六〇

價格等取締規則、價格等取締規則第二條ノ規定ニ依ル物品ノ種類ノ指定及價格等表示規則第五條ノ規定ニ依ル様式中改正ハ近ク公布實施ノ豫定ナルモ之ガ要旨取敢ヘズ及通牒也

一、價格等取締規則(別紙第一)

1. 物品ノ價格統制ヲ實施スルニ當リ統制額ナル物品ノ規格外品及新製品ノ取締ノ爲國民ノ日常生活上必要ナル物品ノ種類ヲ指定シテ之ガ販賣價格ヲ豫メ地方長官ニ届出デシムルコトトセルコト(第二條) 尙規格外品ノ取扱ニ付テハ成可ク統制額ノ告示中ニ於テ解決ヲ計ル方針ナルコト
2. 右ノ外地方長官ニ於テ右ノ指定サレタル種類ノ物品以外ノ物品ノ製造販賣其他ノ給付ヲ爲スヲ業トスル者又ハ此等ノ者ヲ構成員トスル組合共ノ他之ニ準ズルモノニ對シ届出ヲ命ジ得ルコト(第三條)トセルヲ以テ製造業者ノミナラズ販賣業者、修理業者其ノ他各種ノ業者及此等ノ業者ヲ以テ構成スル組合ニ對スル極メテ廣汎ナル届出ヲ命ズル權限ヲ地方長官ニ賦與セルモノナルコト尙統制額ノ定アルモノニ付テモ必要アラバ届出ヲ命ジ得ルモノナルコト(例ヘバ最高額ノ範圍内ニ組合ニ於テ自備價格等ヲ定メタルモノ、入場料、理髮料ノ如シ)
3. 第二條及第三條ノ届出ニ當リテハ大藏大臣又ハ地方長官ノ指定ニ依リ例ヘバ日用品ニ付テハ國民生活用品價格査定委員會ヲ經由シテ届出ヲ爲サシムル等ノ如ク經由機關ヲ指定シテ之ガ經由機關ニ届出價格等ノ審議ヲナサシメ得ル如クセルコト(第四條)

243

4. 第二條ノ届出ニハ一定ノ事項ヲ記載セル書面ヲ以テ爲スヲ要スルモノ之ガ届出事項第三號中ノ使用材料ノ審議ニ當リテハ統制物資ヲ主タル材料トスルモノニ付テハ該材料ヲ正規ノ「ルート」ニ依リテ入手セルモノナルヤ否ヤニ付特ニ注意ヲ拂ハレタキコト尙必要アラバ第三條ニ依ル届出ニモ行政指導ニ依リテ第二條ニ準ズル書類ノ提出セシムルコトモ可ナルコト
 5. 第二條乃至第四條ニ依リ届出ヲ受理セル場合地方長官ニ於テ價格等ノ取締上必要アリト認ムルトキハ販賣ノ制限又ハ禁止スルコトヲ得ルモノトシ國民經濟上ヨリスル地方長官ノ弾力性アル取締運用ヲ期待セルコト(第五條)此ノ場合販賣ノ制限ノ中ニハ販賣價格ノ變更ヲ命ズルコトハ含マザルモノト解スルモ行政指導ニ依リ適宜引下ゲシムル外必要アラバ統制額ヲ設定スル等ノ措置ヲ採ラレタキコト尙届出ヲ受理シタル場合ニ於テ統制額ヲ設定シ適當ナル措置ヲ採ル等必要アル場合ハ速カニ中央ニ連絡セラレタキコト
 6. 第六條ニ露店營業ノ取締規定ヲ置キ特ニ價格等ノ取締上制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得ルコトトシ從來ノ露天營業取締規則ニ比シ物價統制令ニ依リテモ取締リ得ルモノトシ時期ノ強化ヲ計リタルコト
- 二、價格等取締規則第二條ノ規定ニ依ル物品ノ種類ノ指定(別紙第二)
1. 差當リ此等ノ種類ノ物品ヲ指定セルモ必要アルトキハ更ニ追加スルコトアルベキコト
 2. 指定種類ノ物品ナリヤ否ヤニ付キテノ疑義ハソノ都度中央ニ連絡セラレタキモ尙此ノ際統制額アルモノト否トニ付業者ニ徹底サセルト共ニ取締ノ便宜ヲ計ラレタキコト
- 三、價格等表示規則第五條ノ規定ニ依ル様式中改正(別紙第三) 届出アリタル價格等ノ表示様式ヲ定メタルコト

六一

第十六 物價監視委員令 (昭和三十八年第一八三號)

- 第一條 物價監視委員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ屬スル監視區域内ニ於ケル物價秩序ノ保持ニ従事ス
前項ノ監視區域ハ市(東京都域ニ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區)町村ノ區域ニ依ル但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ別段ノ定メ爲スコトヲ得
- 第二條 物價監視委員ノ定數ハ前條ノ監視區域毎ニ地方長官之ヲ定ム
- 第三條 物價監視委員ハ第一條ノ監視區域内ニ居住スル知識経験アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ選任ス此場合ニ於テ其ノ半數以上ハ一般消費者ヲ代表スル者ナルコトヲ要ス
物價監視委員ハ名譽職トス
- 物價監視委員ノ任期ハ一年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ
- 第四條 物價監視委員ハ其ノ職務ヲ執行スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證明ヲ携帯スベシ
前項ノ證明ハ別記様式ニ依ル
- 第五條 物價監視委員ハ其ノ職務ニ關シ關係市町村長(東京都域ニ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長ヲ含ム)及警察署長ト聯絡ヲ保ツベシ
- 第六條 第一條ノ監視區域毎ニ物價監視委員會ヲ置ク
物價監視委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ物價監視委員ノ聯絡ヲ圖ル

- 物價監視委員會ハ第一條ノ監視區域毎ニ選任セラレタル物價監視委員ヲ以テ之ヲ組織ス
關係各廳官吏及關係市町村吏員ハ物價監視委員會ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得
- 第七條 物價監視委員會ニ委員ノ互選ニ依ル委員長ヲ置ク
委員長ハ會務ヲ統轄ス
- 第八條 物價監視委員會ハ物價秩序ノ保持ニ關シ關係行政廳、裁判所又ハ検事局ニ對シ意見ヲ具申スルコトヲ得
- 第九條 物價監視委員會ハ物價秩序ヲ紊ス行爲アリト思料スルトキハ其ノ行爲者ニ對シ注意ヲ喚起スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ行爲者方組合其ノ他之ニ準ズルモノニ屬スルモノナルトキハ物價監視委員會ハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノニ對シ注意ヲ喚起シタル旨ヲ通知ヲ爲スベシ
- 物價監視委員會ハ前項ノ事實ヲ公表スルコトヲ得
- 第十條 物價監視委員會ハ前條第一項ニ規定スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該行爲者又ハ其ノ者ノ屬スル組合其ノ他之ニ準ズルモノヲシテ書面ヲ以テ物價秩序ノ保持ニ努ムベキ旨ノ誓約ヲ爲サシムルコトヲ得
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
- 第十一條 前三條ニ規定スル事項ハ物價監視委員會ノ議決ニ依リ之ヲ爲スベシ
- 第十二條 物價監視委員會ノ會議ハ委員長之ヲ召集ス
物價監視委員會ハ委員ノ過半數ノ出席アルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ
物價監視委員會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

附 則

本令ハ物價統制令第二十五條ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
物價調査委員令ハ之ヲ廢止ス

別記様式(大サ適宜)

第 號	委員氏名
一 都廳府縣之印	
物 價 監視委員 之 證	
昭和 年 月 日發行	
都廳府縣名	

第十七 物價統制令ノ一部施行期日ノ件 (昭二一、三三〇) (物令第一八二號)

物價統制令第二十五條乃至第二十九條及第三十九條ノ規定、第三十八條ノ規定中物價監視委員又ハ物價監視委員ノ職
ニ在リタル者ニ關スル部分並ニ第四十條ノ規定中第三十九條ノ違反行爲ニ關スル部分ハ昭和二十一年四月五日ヨリ之
ヲ施行ス

第十八 物價監視委員令ノ施行ニ關スル件 (昭二、四、一七、物價第二五號)

物價監視委員令ハ三月三十日公布、四月五日ヨリ施行セララルコトト相成候處本令ノ運用ニ關シテハ概ネ左記ニ依ラレ度不取敢及通候也

記

一、運営開始ノ時期
可及的速カニ其ノ活動ヲ開始セシムル如ク人選其ノ他ノ措置セラレ度

二、監視區域及定數

監視區域ハ市區町村ノ區域ニ依リ建前ナルモ(本令第一條第二項)地方ノ實情ニ依リ六大都市ニ在リテハ區ノ區域ニ依リ其ノ他ニ在リテハ警察署ノ管轄區域ニ依ルコトトス、其ノ定數ハ概ネ一區域十名乃至二十名程度トシ何レモ實官ニ於テ配賦豫算額ト配ミ合ヒ適當ニ定メラレ度

三、豫算

本件實施ニ要スル豫算ハ費總分トシテ年額 國ノ追加豫算成立次第配賦ノ見込ナルモ夫レ迄ニ要スル支出アルトキハ適宜實官ニ於テ差額支拂セラレ度

四、委員ノ選任

物價監視委員ニハ一般消費者乃至勤勞者ノ立場ヲ代表スベキ者及商工農業者等ノ立場ヲ代表スベキ者ヲ選任スベ

キモ從來各種委員會ノ委員ノ任命等ニ於テ見受ケラレタルガ如キ形式の名譽職的人選ニ墮スルコトナク其ノ當識ト經驗トヲ活用シテ眞ニ積極的ニ熱意ヲ以テ活動スベト實質的人物ヲ選任スル如ク配意セラレ度尙委員ニ對シテハ年額百圓程度ノ手當ヲ旅費其ノ他實費雜費ノ意味ニ於テ支給セララルル様セラレ度

五、委員ノ活動

本制度ハ國民自ラノ手ニ依リ物價秩序ノ護リ自ラノ意志ト責任トニ於テ物價統制ノ履行ヲ確保スベキ體制ヲ確立スルノ趣旨ヲ以テ創設セラレタルモノナルニ願ミ委員ノ活動モ可及的ニ自主的且積極的ニ行ハシムル如クシ尙其ノ際委員ハ徒ラニ非違ヲ拘發ノミヲ事トスルコトナク違反行爲ノ發生防止乃至ハ統制運営ノ適實化ニ協力スルモノトシ之方爲常ニ公正ナル立場ニ立チテ國民生活ノ實情ヲ把握スルト其ニ施策ノ適否、行政運営改善ノ方向等統制ノ履行確保ニ關スル問題ヲ具體的ニ探リ上ゲ適正ナル物價行政ノ運営ヲ推進スル如ク其ノ活動ノ方向ヲ指導セラレ度

六、委員會ノ運営

物價監視委員會ハ個々ノ委員ノ活動ノヨリ組織アリ秩序アラシムル爲相互ニ其ノ意志ノ疏通ヲ圖リ活動ノ連絡ヲ行ハシムル爲ノ組織トシテ之ヲ設クルモノナル以テ委員會ノ運営ハ委員各自ノ自發的運営ニ任ズル建前トセラレ度キモ其ノ會合ノ場所等ニ付テハ關係市町村又ハ警察署等ニ於テ便宜ヲ與ヘラルル様セラレ度尙委員會自體トシテ決議ヲ以テ一定ノ行爲ヲ爲シ得ルコトトセラレ居ルモ(令第八條乃至第十條)有ハ民間ノ機關ニ於テ爲スル種ノ公的制裁トモ備スベキモノニシテ物價監視委員會ヲシテ眞ニ民間ノ自主的、監視機構トシテノ役割ヲ果サ

シムルヤ否ヤハ其ノ運用ノ適否如何ニ依ルトモ思料セラル、ヲ以テ此ノ點ニ關シテハ特ニ適切ナル指導ヲ期セラレ度

六八

七、要之、本制度ノ運用ハ一ニ貴官ノ運営ニ俟ツトコロ大ナルヲ以テ貴官ニ於テ眞ニ之ヲ物價行政ニ對スル積極的

且活潑ナル協力機構トシテ活用セラレ本制度創設ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期セラレ度尙左ノ諸點御含ミ置カレ度

(一) 物價監視委員及委員會ニ關スル指導其ノ他ニ關スル事務ハ經濟部(東京都ニ在リテハ經濟局)ノ所管トス

ルヲ適當ト思料スルモ監視任務其ノ他ノ指導ニ關シテハ警察部(東京都ニ在リテハ警視廳)ト密接ナル連絡ヲ

採リ處理セラレ度キコト尙委員ノ指導委員會ノ運営ノ實務ハ前記ニ關聯シ、六大都市ニ在リテハ關係局長ヲシ

テ其ノ他ニ在リテハ關係警察署長ヲシテ適當セシメラルルヲ可ト思料スルモ貴官ニ於テ可然取計ハレ度キコト

(二) 物價監視委員ノ活動ヲ有效適切ナラシムル爲隨時係官(經濟部、警察部)ニ於テ適當ナル指導ヲ與フルト

共ニ檢察當局(檢事局)ヨリモ適當ナル指導ヲ與ヘラルル機會ヲ作ラルル様セラレ度キコト

(三) 委員及委員會ノ活動ヲ統一的ニ指導スル機會ヲ作ルト共ニ管内ニ於ケル監視任務ノ連絡ニ遺憾ナカラシム

ル爲監視委員會ノ委員長等ヲ以テ縣聯合委員會ノ如キモノヲ組織セシメラレ差支ナキコト

八、報告其ノ他

(一) 貴官ニ於テ定メケル監視區域及其ノ區域ニ於ケル委員ノ定數

(二) 委員任命ノ月日

(三) 委員氏名及其ノ職業、年齢、性別(各區域毎ニ纏メルコト)

297

ラ、本令ノ運用ニ當ツテハ新ナル制度トシテ物價監視委員ノ如キ民間ノ監視制度ニ告發ノ義務ヲ附隨セシメ、ソノ活動ニ依リ隣保相戒メ國民互ヒニ法令ノ勸行ニ努メルコトガ望マシイノデアツテ、司法機關ハ裁判檢察ニ際シテ十分ニソノ意見モ聽キ適切ナル措置ヲ講スルコトトナルデアラウ。私ハ斯様ニシテ、官民舉ツテ社會經濟秩序ノ維持、國民生活ノ安定ノ爲、一層ノ努力ヲ傾注スルモノデナケレバ現下ノ緊急事態ヲ突破シ難イト考ヘテキル次第デアル。

(二) 警保局長談(昭二二、三、三、内務省發表)

今回物價安定施策ノ一環トシテ新物價統制令ノ發令實施ヲ見ルコトトナツタガ、現下ノ破局的ナル物價事情ニ鑑ミ

經濟治安ノ確保ヲ任トスル警察トシテハ此ノ際本法令ノ施行ヲ機トシテ全面的ニ價格違反ノ取締ニ乗出シ度イト考ヘ

テ居ル。

特ニ主要食糧其他國民生活ニ絕對必要ナル物資、重要生産基礎資材ニ付テノ違反、其ノ他ノ惡質ナル經濟犯罪ニ對シ

テハ寸毫モ假借スルコトナク警察力ヲ集中的ニ動員シテ斷乎タル取締ヲ行フ積リデアル。

併シテ今同ノ如キ國民經濟ニ重大ナル影響ヲ有スル施策ニ就キ限ラレク少數ノ警察官ノミヲ以テシテハ到底所期

ノ目的ヲ達スルコトハ困難デアルノデ、今回新ニ設ケラル、物價監視委員並ニ物價安定委員各位ノ絶大ナル御協力ヲ

お願いシナケレバナラナイ。ソレト共ニ更ニ何ト云フテモ現下ノ經濟危機ヲ克服スル爲開取引ヲ絶無ナラシメル最大

ノ道ハ國民各位が現下ノ危機ヲ充分認識セラレ積極的ニ夫々ノ立場カラ飽迄遵法精神ニ徹シ唯ノ一人モ絕對ニ違反ヲ

犯サナイコトニアルノデアルカラ、此ノ際國民各位ノ一層ノ自肅自戒ヲ切望スル次第デアル。

八七

第二十三 大都市労働者世帯標準生活費推算 (昭三、三、三)
(大蔵省物價部)

区分	一世帯一ヶ月	同上百分比率
總額	五二六・〇二錢	一〇〇%
飲食物費	二二七・一〇	四五・一
主食	一〇〇・〇五	一九・〇
副食	一一七・〇〇	二二・二
調味料	一〇〇・〇五	三・九
嗜好品費	一一三・三七	四・五
住居費	五二・六五	一〇・〇
被服費	三五・〇〇	六・六
光熱費	三一・五八	六・〇
保健衛生費	三九・六〇	七・五
交通費	三三・〇〇	六・三
教育修養娯樂費	一一三・七二	四・五
其他	五〇・〇〇	九・五

備考

- 一、本生活費ハ大都市労働者標準世帯(主人三七歳前後、主婦三二歳前後、子供第一子一一歳—一五歳、第二子六歳—一〇歳、第三子三歳—五歳)ニ付計算セリ
- 二、本生活費ニハ租税公課負擔ヲ含マズ
- 三、本生活費ハ昭和二十一年度ノ消費物資等ノ供給可能見込額等ニ基キ推算セルモノナリ
- 四、物價水準ハ概ネ今回策定セントスルモノニ準據シタリ



戰後物價對策基本要綱 (二、二、一五) 閣議決定

戰後物價政策ハ究極ニ於テハ自然價格ニ依ル經濟安定ヘノ到達ヲ目標トスベキモ現下國民經濟ノ異常ナル狀況ヲ顧ミルトキハ之ニ到達スルガ爲通貨及物資ノ兩面ニ亙ル左記政策ヲ適切且計画的ニ實施シテ惡性インフレーションヲ阻止シ物價ノ安定ヲ圖リ以テ民生ノ安定ヲ確保スルト共ニ健全ナル勤勞及企業ノ基礎ヲ確立スルモノトス

一、既存ノ購買力ニ付通貨ノ引換、預貯金ノ封鎖、財産稅等ノ課稅其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ封鎖縮減スルノ措置ヲ迅速且適切ニ行フト共ニ今後ノ新規購買力ノ追加ヲ徹底的ニ縮減スルコト

(備考)

本件ハ物價安定ノ基本の要件ナルニ鑑ミ特ニ施策ノ適切且果敢ヲ期スルモノトス

二、米及石炭其ノ他ノ主要食糧及重要基礎資材ノ統制價格ヲ合理的ニ是正シツ、之ニ照應シ生鮮食糧品及日用品等ノ實際價格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ新クナル水準ニ於ケル合理的且均衡アル價格體系ノ確立ヲ圖ルコト、シ之ガ維持安定ヲ圖ル爲各種物資ノ生産配給及價格並ニ運賃等ニ付統制ノ適否ヲ全面的ニ再檢討シクル上新クナル統制方針及方式ヲ決定シ之ニ基キ強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行爲ニ對取締ヲ強行スルモノトス

(備考)

(一) 資金給與ニ付テハ物價ト不均衡ニ昂騰セザル様適當ナル措置ヲ講ズルモノトス

(二) 本件ニ付テハ各所管官廳協力一致シテ具體案ヲ作成シ出來得ル限り速ニ實施ニ移スモノトス

三、主要食糧ノ生産及輸入ニ付最善ノ方途ヲ講ズルト共ニ之ガ供出及配給ニ付強力適切ナル非常管理ヲ斷行シ併シテ生鮮食糧品等ニ付計画的且合理的ナル出荷及配給ヲ實施スルコト

(備考)

本件ニ付ツハ問題ノ緊急且重要ナルニ鑑ミ政府全體ノ問題トシテ全力ヲ擧ゲテ實現ニ努ムルモノトス

四、石炭ノ生産恢復ヲ基幹トシテ民需工業ノ急速復興ヲ行ヒ就中肥料、農機具、醫藥品、重要生活日用品其ノ他現下緊要ナル民生物資及輸出品等ノ生産ノ増加ヲ圖ルコト

(備考)

本件ニ關シテハ速ニ之ガ具體的計畫ヲ立案シ之ニ基キ適切ナル施策ヲ進ムルモノトス

尙企業ノ整理再建ヲ促進シテ新クナル企業活動復興ノ基礎ヲ確立スルト共ニ産業復興ノ爲ノ資金ノ供給ヲ圖滑且適切ナラシムル措置ヲ講ズルモノトス

(備考)

五、運輸通信施設並ニ配給組織ヲ急速ニ復興再建シ生産物資等供給ノ圓滑適正化ニ努ムルコト

(備考)

本件ニ關シテハ輸送手段等ノ整備増強ヲ圖リ又公設市場ノ設定、百貨店ノ活用、健全ナル小賣商ノ復活、消費組合ノ育成等ノ爲必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ闇市場ニ對シ適切ナル取締ヲ行フモノトス

六、就業對策トシテハ民需生産ノ復興ニ依ル健全就業者ノ増加ヲ圖ルト共ニ有效ナル失業救濟事業ニ依ル投給ニ努メ失業者ニ對スル單純ナル金錢的給付ハ之ヲ最小限度ニ止ムルコト

(備考)

失業救濟事業ノ實施ニ當リテハ食糧ノ増産、住宅ノ建設、被災地ノ整理等當面ノ民生安定上緊要ナル事業ヲ優先シ電力ノ開發、道路、鐵道ノ新設等ハ之ヲ後順位トス

七、既存購買力ノ封鎖ハ出來得ル限り短期間ヲ目途トシ價格等ノ統制、財産稅等ニ依ル既存購買力ノ縮減、財政ノ均衡恢復、生産及貿易ノ恢復等ニ照應シテ其ノ時期、順序等ヲ適當ニ考慮シツ、之ヲ緩和又ハ撤廢シ統制ニ依ラザル經濟ノ安定ヲ期スルコト

(備考)

將來ハブレトン・ウツツ協定ヘノ參加ヲ豫定スルト共ニ國內的ニハ金融政策及投資操作等ニ依リ安定ノ維持ヲ圖ルモノトス

(備考)

八、以上諸施策ハ其ノ相互關聯性ニ顧ミ事ノ緩急ヲ考慮シツ、綜合的ニ之ヲ實施シ關係各機關協力一致シテ其ノ成果ヲ擧ゲルコトニ努ムルコトトシ就中緊急施策ヲ要スル事項ハ時機ヲ失セズ強力果敢ニ之ヲ實施ニ移スベキコト

(備考)

物價問題ノ解決ハ國民經濟全般ノ問題ノ解決ニ於テ實現セラレバク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ實效ヲ期シ難キモノアルコト並ニ國民經濟ノ再建ハ國民ノ健全ナル勤勞ノ成果ニ依ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯ル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ國民ノ自覺ト努力トヲ要請スルモノトス

(備考)

尙物價行政ニ關スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物價政策ノ企業實行ニ資スル爲物價、生計費、物資供給狀況等ニ關スル調査統計ノ整備ヲ圖ルモノトス

尙物價行政ニ關スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物價政策ノ企業實行ニ資スル爲物價、生計費、物資供給狀況等ニ關スル調査統計ノ整備ヲ圖ルモノトス

物價體系ノ確立及價格等統制ノ方針ニ關スル件

戰後物價安定ニ關スル綜合施策ノ一環トシテ左記方針ニ依リ物價體系ノ基準ヲ設定シ之ニ基キ新ナル物價體系ヲ確立シ之ヲ維持安定ヲ圖ル爲概ネ左記ニ依リ各種物價ノ生産、配給、價格ヲ適宜等ニ付強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行爲ニ對スル取締ヲ勵行スルモノトス

第一 物價體系ノ確立

一、方針

- (一) 新ナル物價水準ハ出來得ル限り低位ヲ目途トスルモ現下及將來ニ於ケル財政經濟ノ實勢ヲ充分考慮シツ、實現性有ル物價體系ノ確立ヲ圖ルモノトシ米及石炭等ノ統制價格ヲ合理的ニ是正シツ、之ニ照應シ新鮮食糧品及日用品等ノ實際價格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ相互ニ均衡アル價格體系ヲ確立スルモノトス
- (二) 新ナル統制價格等ハ同一ノ基準ニ於テナルベク同時ニ之ヲ設定シ一旦決定シタル上ハ之ヲ維持安定ニ萬全ヲ期スルモノトス

二、食糧品ノ價格

- (一) 新ニ米穀ノ生産者價格及消費者價格ヲ定ムルモノトシ消費者價格ヲ以テ他ノ物價及資金ノ均衡基準トス
- (註) 消費者價格ハ平常年度ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ定ムルモノトシ生産者價格トノ差額ハ米穀配給ノ異常ナル狀況ニ對スル特別ノ調整金タルモノトス
- (二) 麥類、諸類其ノ他ノ主要食糧ノ統制價格ハ米價ト均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム
- (三) 新鮮食糧品等ニ付テモ米共ノ他主要食糧ノ價格ト均衡アル價格ノ形成ヲ期スルモノトシ食糧ノ絕對量不足ノ狀況ニ顯シ統制ニ依ラズシテハ之ヲ實現至難ナリト認メラル、ヲ以テ經過的ニ出荷配給及價格ノ統制ヲ行フモノトス

三、資金給與

標準的定額工場勞務者ノ標準的資金ヲ右ニ依リ飲食物費ヲ中心トシテ算定セル生計費ヲ基礎トシテ算定シ之ニ基キ業種別、職種別、地域別、年齢別等ノ各基準資金ヲ算出シ以テ新價格形成ノ基礎トス

四、石炭其ノ他生産基礎物資ノ價格等

- (一) 石炭ノ統制價格ヲ新ナル資金基準ヲ基礎トシ他ノ物價トノ相關々係ヲ考慮シツ、定ム

(註) 現在異常ナル狀況ニ在ル石炭生産ハ昭和二十三年度迄ニ漸次恢復シ昭和二十四年度以降平常ノ生産狀態ニ復スルモノト豫定シ其ノ場合ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ石炭價格ヲ算出ス

- (二) 鐵、銅、セメント、肥料、石油等ノ統制價格就ニ運賃、電力料金等ハ右石炭價格ト均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

統制價格ノ設定ニ當リテハ適當ナル標準金利及標準配當率ヲ豫定スルト共ニ償却ニ付テハ戰時中ノ特別償却ヲ廢止スルト共ニ非稼働設備(將來ノ必要ニ備ヘ現在稼働セザルモ保持ヲ要スル設備)ニ付テハ維持管理ニ要スル經費ヲ原價ニ算入スルコトハ之ヲ認ムルモ償却ハ之ヲ停止セシメ尙將來稼働ノ見込ナキ設備等ハ速ニ之ヲ他ニ轉活用シ之ニ伴ヒ資本ノ合理的是正ヲ行ハシム

(註) 非稼働資産、賠償ニ依ル撤去見込設備等ヲ保有セル會社ニ付テハ稼働設備ノミヲ承繼セシメテ逐次新會社ヲ設立スルノ方法ヲ促進シ價格ニ對スル異狀ナル負擔ヲ輕減スルト共ニ企業經理ノ安定ヲ圖ルモノトス

- 五、地代、家賃ニ付テハ標準生計費支出中ニ於ケル比率ヲ適正ナル限度ニ止ムルガ如ク措置シ財產稅課稅トノ調整ヲ考慮シツ、極力地代及家賃ノ不均衡ヲ是正ス
- 六、價格調整補助金ハ緊要ナル最少限度ニ止ムルト共ニ産業ニ對スル其ノ他ノ補助金又ハ免稅等ハ原則トシテ之ヲ廢止ス

(備考) 輸出入品ノ國內價格ハ當分ノ間右基準ニ依リ統制價格又ハ市場價格ニ依リ對外價格ハ取引額ニ於ケル外貨建當該價格ニ依ル尙爲替相場ハ貿易取引ノ結果ヲ勘案シ國內及海外ノ物價水準ノ一應ノ安定ヲ待チ之ヲ決ス

第二 價格等ノ統制

一、價格等統制ノ方針

價格等ノ統制ハ各物資等需給ノ狀況及統制ノ行政的技術的難易等ヲ考慮シツ、物資等ノ生産乃至配給ニ對スル統制ト相表裏シテ左記ニ依リ之ヲ存置又ハ強化シ經濟ノ安定回復ノ程度及狀況ト照應セシメツツ漸次之ヲ緩和乃至廢止スルモノトス
尙此ノ際新統制方針ノ實行ト共ニ罰則ノ強化、檢察力、警察力ノ全面的恢復ヲ圖リ違反行爲ニ對スル取締ヲ勵行スルモノトス

(一) 統制ノ程度

統制ノ程度ヲ左ノ四段階ニ區分ス主ナル物資等ニ付之ヲ例示スレバ左ノ如シ

(備考)

他ノ物資等ニ付テハ本例示ノ趣旨ニ從ヒ夫々統制ノ程度ヲ決定スルモノトス

尙本例示ニ掲ゲラレタルモノニ付テモ尙檢討ノ上若干ノ變更ヲ加フルモ妨ゲナキモノトス

(A) 生産、配給及價格ノ統制ヲ特ニ強度ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ

- (1) 米、麥、其ノ他主要食糧
- (2) 鹽

- (3) 石炭及コークス
- (4) 石油

- (5) 銃鐵及普通鋼
- (6) 棉花及バルブ

(註) 消費者價格ハ平常年度ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ定ムルモノトシ生産者價格トノ差額ハ米穀供給ノ異常ナル狀況ニ對スル特別ノ調整金タルモノトス

(一) 麥類、諸穀其ノ他ノ主要食糧ノ統制價格ハ米價トノ均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

(二) 生鮮食糧品等ニ付テモ米其ノ他ノ主要食糧ノ價格ト均衡アル價格ノ形成ヲ期スルモノトシ食糧ノ絕對不足ノ狀況ニ顯ミ統制ニ依ラズシテハ之ガ實現至難ナリト認メラル、ヲ以テ經過的ニ出荷配給及價格ノ統制ヲ行フモノトス

三、賃金 給與

標準的定額工場勞務者ノ標準的賃金ヲ右ニ依ル食物費ヲ中心トシテ算定セル生計費ヲ基礎トシテ算定シ之ニ基キ業種別、職種別、地域別、年齢別等ノ各基準賃金ヲ算出シ以テ新價格形成ノ基礎トス

四、石炭其ノ他生産基礎物資ノ價格等

(一) 石炭ノ統制價格ヲ新ナル賃金基準ヲ基礎トシ他ノ物價トノ相關々係ヲ考慮シツ、定ム

(註) 現在異常ナル狀況ニ在ル石炭生産ハ昭和二十三年年度迄ニ漸次恢復シ昭和二十四年度以降平常ノ生産狀態ニ復スルモノト豫定シ其ノ場合ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ石炭價格ヲ算出ス

尙生産者ニ對シテハ別途昭和二十三年年度迄ノ限り一定ノ計畫ニ基キ生産補助金ヲ交付ス

(二) 鐵、鋼、セメント、肥料、石油等ノ統制價格ハ運賃、電力料金等ハ右石炭價格ト均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

統制價格ノ設定ニ當リテハ適當ナル標準金及標準配當率ヲ豫定スルト共ニ償却ニ付テハ戰時中ノ特別償却ヲ廢止スルト共ニ非稼働設備(將來ノ必要ニ備ヘ現在稼働セザルモ保持ヲ要スル設備)ニ付テハ維持管理ニ要スル經費ヲ原價ニ算入スルコトハ之ヲ認ムルモ償却ハ之ヲ停止セシメ尙將來稼働ノ見込ナキ設備等ハ速ニ之ヲ他ニ轉活用シ之ニ伴ヒ資本ノ合理的是正ヲ行ハシム

(註) 非稼働資産、賠償ニ依ル撤去見込設備等ヲ保有セル會社ニ付テハ稼働設備ノミヲ承継セシメテ逐次新會社ヲ設立スルノ方法ヲ促進シ價格ニ對スル異常ナル負擔ヲ輕減スルト共ニ企業經理ノ安定ヲ圖ルモノトス

五、地代、家賃ニ付テハ標準生計費支出中ニ於ケル比率ヲ適正ナル限度ニ止ムルガ如ク措置シ財產稅課稅トノ調整ヲ考慮シツ、極力地代及家賃ノ不均衡ヲ是正ス

六、價格調整補助金ハ緊要ナル最少限度ニ止ムルト共ニ産業ニ對スル其ノ他ノ補助金又ハ免稅等ハ原則トシテ之ヲ廢止ス

(備考)

輸出入品ノ國內價格ハ當分ノ間右基準ニ依ル統制價格又ハ市場價格ニ依リ對外價格ハ取引國ニ於ケル外貨建當該價格ニ依ル尙爲替相場ハ貿易取引ノ結果ヲ勘案シ國內及海外ノ物價水準一應ノ安定ヲ待テ之ヲ決ス

第二 價格等ノ統制

一、價格等統制ノ方針

價格等ノ統制ハ各物資等供給ノ狀況及統制ノ行政的技術的難易等ヲ考慮シツ、物資等ノ生産乃至配給ニ對スル統制ト相表裏シテ左記ニ依リ之ヲ存置又ハ強化シ經濟ノ安定回復ノ程度及狀況ト照應セシメツツ漸次之ヲ緩和乃至廢止スルモノトス

尙此ノ際新統制方針ノ實行ト共ニ罰則ノ強化、檢察力、警察力ノ全面的恢復ヲ圖リ違反行爲ニ對スル取締ヲ勵行スルモノトス

(一) 統制ノ程度

統制ノ程度ヲ左ノ四段階ニ區分シ主ナル物資等ニ付テハ例示スレバ左ノ如シ

(備考)

他ノ物資等ニ付テハ本例示ノ趣旨ニ從ヒ夫々統制ノ程度ヲ決定スルモノトス

尙本例示ニ掲ゲラレタルモノニ付テモ尙檢討ノ上若干ノ變更ヲ加フルモ妨ゲナキモノトス

(A) 生産、配給及價格ノ統制ヲ特ニ強度ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ

(1) 米、麥、其ノ他主要食糧

(2) 鹽

(3) 石炭及コークス

(4) 石油

(5) 鉄鐵及普通鋼

(6) 棉花及バルブ

(7) 肥料

(8) 電力及瓦斯

(9) 鐵道及船舶輸送

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ國民生活ニ及ボス影響其ノ他國民經濟ニ於ケル重要性ニ鑑ミ其ノ生産乃至配給ヲ計畫的且適切ニ統制スルト共ニ嚴ニ其ノ價格等ノ安定ヲ確保スベキモノトシ之ガ爲政府ハ特ニ強力ナル施策ヲ講ズルモノトス

(B) 生産、配給及價格ノ統制ヲ(A)ノ程度ニハ至ラザルモ全面的ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ

(1) 味噌、醬油及食用油脂

(2) 生鮮食糧品及加工食糧

(3) 酒

(4) 銅其ノ他ノ重要金屬類及同一次製品

(5) セメント及板硝子

(6) 硫酸、硝酸、曹達其ノ他主要工業藥品

- (7) ゴム(生ゴム、屑ゴム)
- (8) 皮革
- (9) 主要纖維製品
- (10) 自動車、電動機其ノ他ノ重要機械類
- (11) 木炭
- (12) 木材
- (13) 主要建築材料
- (14) 農機具
- (15) 電球、石炭、寸其ノ他ノ主要日用品
- (16) 小運送貨

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ其ノ重要度(A)ニ次クモノトシ其ノ生産ノ確保ニ付適切ナル措置ヲ講ズルト共ニ消費者ニ對シテモ配給割當等ノ措置ヲ行ヒ價格違反其ノ他不正取引ハ嚴ニ之ヲ取締ルベキモノトス

- (C) 主トシテ價格ノ統制ヲ行ヒ生産、配給等ノ統制ハ必要ニ應ジ優先割當ヲ爲ス等適當ナル運営ヲ圖ルモノ概ネ左ノ如シ
 - (1) 工具、作業用具、其ノ他機械器具類
 - (2) 醫藥品
 - (3) 主要日用品(靴、陶磁器等)
 - (4) 地代、家賃及土地建物ノ價格

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ原則トシテ價格ノミヲ法規ニ依リ統制スルニ止ムルヲ可トシ且又需給關係ヨリ見ルモノソレニテ差支ナシト思料セラルモノニシテ生産ニ付テハ所要資材等ヲ大枠ニテ割當テ細部ハリンク制等ニ依リ適宜生産高出荷高等ニ比例セシムル等ノ統制ヲ行フベキモノトス

- (D) 經過的ニハ價格統制措置ヲ爲スベキモノ順次法規ニ依ル價格統制ヲ撤廢スベキモノ概ネ左ノ如シ
 - (1) 日用品
 - (2) 出版物
 - (3) 紙製品(ノート、封筒、便箋等)
 - (4) 修繕料
 - (5) 宿泊料
 - (6) 入場料

(備考)

(E) 資金給與ニ付テハ物價ト不均衡ニ呈露セザル様適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

- (二) リンク制ノ活用
 - 生産所要資材其ノ他生産者ノ必需物資等ヲ確保シテ之ヲ生産者等ノ爲ニ確保シ所謂リンク制ニ依ル統制ルートヘノ出荷ヲ促進スルモノトシ就中農林水産品ニ付本制度ノ活用ヲ圖ルモノトス
 - 需給ノ圓滑化及暴利行為等ノ取締
 - 公設市場ノ再開、百貨店ノ利用其ノ他ノ配給機關ノ整備並ニ消費組合ノ育成強化等ニ依リ公正妥當ナル價格ノ形成ヲ可能ナラシムルガ如キ措置ヲ講ジ尙暴利行為等ノ取締ヲ併セ講ジテ價格ノ適正ヲ期スルモノトス

統制ノ實施ニ當リテハ經濟民主化ニ即應シテ業者、消費者ノ自主的協調ト關係官廳ノ適切ナル指導トニ依リ從來ノ如キ煩雜且實情ト乖離セル官僚的統制ヲ排シテ簡明迅速且圓滑ナル運営ニ努ムルモノトシ就中統制價格ニ付テハ左ノ如キ考慮ヲ行フ

- (一) 統制價格ハ公定又ハ協定認可ノ形式ニ依ルコトトシ從來ノ停止價格ハ之ヲ廢止スルモノトス
- (二) 統制價格ノ公定又ハ協定ニ當リテハ公正ナル價格査定委員會等ノ活用ヲ圖ルモノトス

(備考)

價格ノ協定、在定等ニ當リテハ單ニ業界ノ一方的意向ヲ反映セシムルコトナク特ニ需要者乃至一般消費者側就中勤勞者ノ意向ヲ充分反映セシムル如ク措置ス

- (三) 統制價格ノ勵行ヲ期スル爲ニ適當ナル監視機關ヲ設置ス

(備考)

監視機關トシテハ官廳ノ外國民ノ自主的監視機關ノ活用ヲ圖ルモノトス

(四)

統制技術上地方的ニ處理スルヲ可トスルモノハ別トシ價格等統制ノ事務ハ原則トシテ中央官廳ニ於テ之ヲ行フモノトス

三、物價安定資金制度

現在ニ於ケル物資等ノ需給ノ異常ナル狀況ニ顯ミ物價體系ノ維持安定ヲ確保スルガ爲左記ニ依リ物價安定資金ヲ設ク

- (一) 財源トシテ考慮スベキモノ概ネ左ノ如シ
 - (1) 煙草ノ特別價格ニ依ル收入
 - (2) 主要酒類以外ノ酒類ノ特別價格ニ依ル收入
 - (3) 特設市場ノ免許料
 - (4) 富籤ニ依ル收入
 - (5) 統制會社等ノ價格平衡資金

ヲモ種者等ノ措置ヲ行ヒ價格違反其ノ他不正取引ハ嚴ニ之ヲ取締ルベキモノトス
(C) 主トシテ價格ノ統制ヲ行ヒ生産、配給等ノ統制ハ必要ニ應ジ優先割當ヲ爲ス等適當ナル運営ヲ圖ルモノ概ネ左ノ如シ

- (1) 工具、作業用具、其ノ他機械器具類
- (2) 醫藥品
- (3) 主要日用品(靴、陶磁器等)
- (4) 地代、家賃及土地建物ノ價格

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ原則トシテ價格ノミヲ法規ニ依リ統制スルニ止ムルヲ可トシ且又需給關係ヨリ見ルモノソレニテ差支ナシト思科セラルルモノニシテ生産ニ付テハ所要資材等ヲ大枠ニテ割當テ細部ハリンクク制等ニ依リ適宜生産高出荷高等ニ比例セシムル等ノ統制ヲ行フベキモノトス

- (D) 經過的ニハ價格統制措置ヲ爲スベキモノ順次法規ニ依ル價格統制ヲ撤廢スベキモノ概ネ左ノ如シ
 - (1) 日用雜品
 - (2) 出版物
 - (3) 紙製品(ノート、封筒、便箋等)
 - (4) 修繕料
 - (5) 宿泊料
 - (6) 入場料
- (E) 賃金給與ニ付テハ物價ト不均衡ニ昂騰セザル様適切ナル措置ヲ講ズルモノトス
- (二) リンク制ノ活用
 - 生産所要資材其ノ他生産者ノ必需物資等ヲ確保シテ之ヲ生産者等ノ爲ニ確保シ所謂リンクク制ニ依ル統制ルートヘノ出荷ヲ促進スルモノトシ就中農林水産品ニ付本制度ノ活用ヲ圖ルモノトス
 - (三) 需給ノ圓滑化及暴利行爲等ノ取締
 - 公設市場ノ再開、百貨店ノ利用其ノ他ノ配給機關ノ整備並ニ消費組合ノ育成強化等ニ依リ公正妥當ナル價格ノ形成ヲ可能ナラシムルガ如キ措置ヲ講ジ尙暴利行爲等ノ取締ヲ併セ講ジテ價格ノ適正ヲ期スルモノトス

二、價格統制ノ方式

統制ノ實施ニ當リテハ經濟民主化ニ即應シテ業者、消費者ノ自主的協調ト關係官廳ノ適切ナル指導トニ依リ從來ノ如キ煩雜且實情ト乖離セル官僚的統制ヲ排シテ簡明迅速且圓滑ナル運営ニ努ムルモノトシ就中統制價格ニ付テハ左ノ如キ考慮ヲ行フ

- (一) 統制價格ハ公定又ハ協定認可ノ形式ニ依ルコトトシ從來ノ停止價格ハ之ヲ廢止スルモノトス
- (二) 統制價格ノ公定又ハ協定ニ當リテハ公正ナル價格査定委員會等ノ活用ヲ圖ルモノトス

(備考)

- 價格ノ協定、査定等ニ當リテハ單ニ業界ノ一方の意向ヲ反映セシムルコトナク特ニ需要者乃至一般消費者側就中勤勞者ノ意向ヲ充分反映セシムル如ク措置ス
- (三) 統制價格ノ勵行ヲ期スル爲ニ適當ナル監視機關ヲ設置ス

(備考)

監視機關トシテハ官廳ノ外國民ノ自主的監視機關ノ活用ヲ圖ルモノトス
(四) 統制技術上地方的ニ處理スルヲ可トスルモノハ別トシ價格統制ノ事務ハ原則トシテ中央官廳ニ於テ之ヲ行フモノトス

三、物價安定資金制度

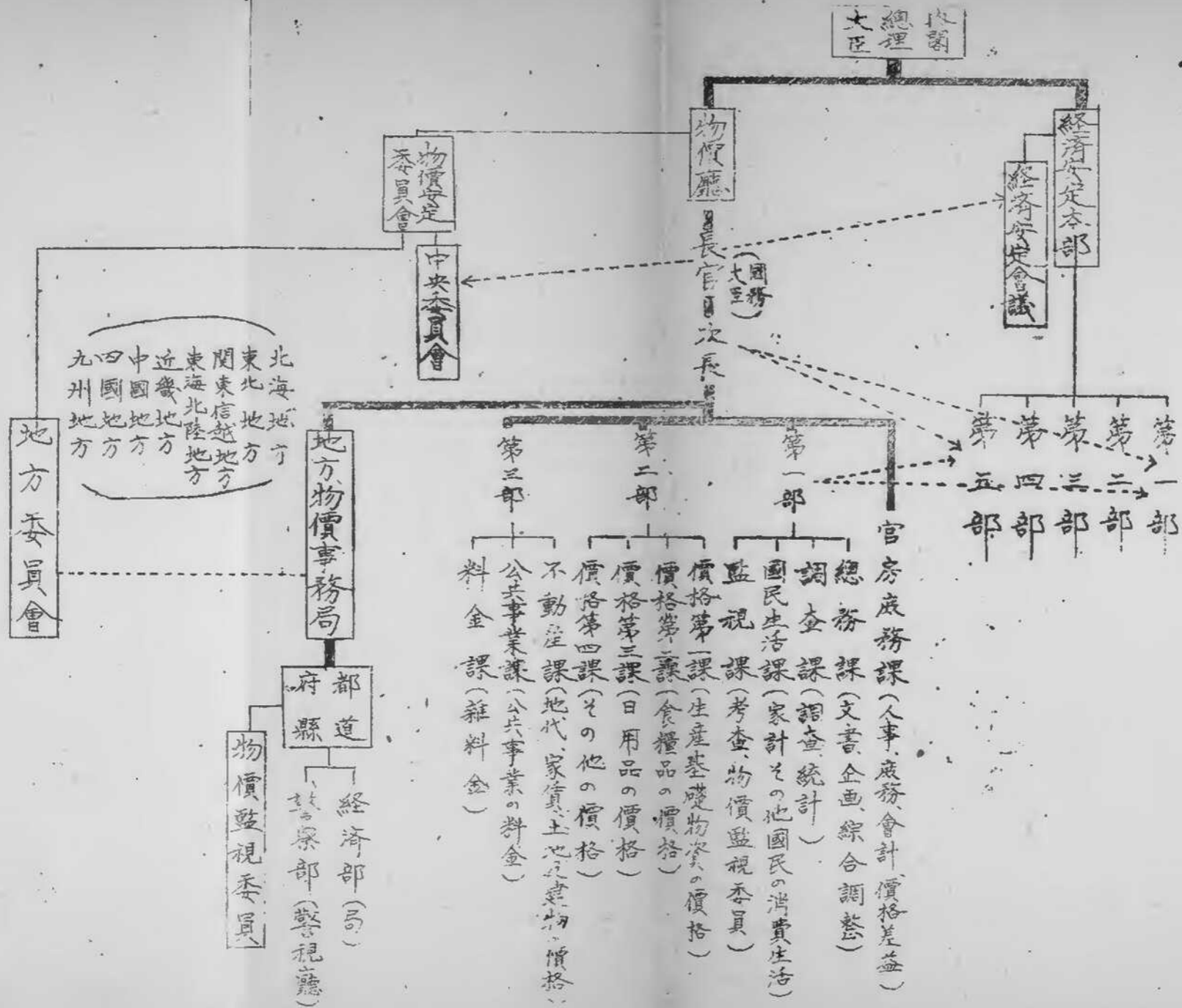
現在ニ於ケル物資等ノ需給ノ異常ナル狀況ニ顯ミ物價體系ノ維持安定ヲ確保スルガ爲左記ニ依リ物價安定資金ヲ設ク

- (一) 財源トシテ考慮スベキモノ概ネ左ノ如シ
 - (1) 煙草ノ特別價格ニ依ル收入
 - (2) 主要酒類以外ノ酒類ノ特別價格ニ依ル收入
 - (3) 特設市場ノ免許料
 - (4) 富徴ニ依ル收入
 - (5) 統制會社等ノ價格平衡資金
 - (6) 價格改訂ニ伴フ手持品等ノ値上り益等
- (二) 支出トシテ豫定セラレタルモノ概ネ左ノ如シ
 - (1) 米、麥ノ生産者價格ト消費者價格トノ差額
 - (2) 石炭ノ補給金
 - (3) 其ノ他ノ國內價格ノ調整金等
- (三) 本制度整理ノ爲特別會計又ハ特別勘定ノ設置ヲ考慮ス

第三 本件實施ノ措置其ノ他

- 一、新物價體系ハ三月三ヨリ之ヲ實施スルモノトシ既ニ新物價體系ノ一環トシテ價格等ノ改訂ヲ行ヒタルモノノ外主要物資等ニ付價格改訂ヲ行フ
- 二、價格統制ヲ新ナル方針ト方式ニ依リ實施スル爲必要ナル法令ヲ制定シ三月三ヨリ新法令ニ依ル統制ヲ開始スルモノトス
- 三、地代ト家賃ノ改訂ハ四月一日實施ヲ目途トス
- 四、本件ノ實施ニ關聯シ免稅點ノ引上等ニ關スル税法上ノ改正ニ付検討スルモノトス

13



物價行政機構一覽

(三二、六、一〇)

裏面白紙

戰後物價對策基本要綱 (二、二、一五)

戰後物價政策ハ究極ニ於テハ自然價格ニ依ル經濟安定ヘノ到達ヲ目標トスベキモ現下國民經濟ノ異常ナル狀況ヲ顧ミルトキハ之ニ到達スルガ爲通貨及物資ノ兩面ニ亘ル左記諸策ヲ適切且計畫的ニ實施シテ惡性インフレーションヲ阻止シ物價ノ安定ヲ圖リ以テ民生ノ安定ヲ確保スルト共ニ健全ナル勤勞及企業ノ基盤ヲ確立スルモノトス

一、既存ノ購買力ニ付通貨ノ引換、預貯金ノ封鎖、財産稅等ノ課稅其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ封鎖縮減スルノ措置ヲ迅速且適切ニ行フト共ニ今後ノ新規購買力ノ追加ヲ徹底的ニ縮減スルコト

(備考)

本件ハ物價安定ノ基本的要件ナルニ鑑ミ特ニ施策ノ適切且果敢ヲ期スルモノトス

二、米及石炭其ノ他ノ主要食糧及重要基礎資材ノ統制價格ヲ合理的ニ是正シ之ニ照應シ生鮮食糧品及日用品等ノ實際價格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ新クナル水準ニ於ケル合理的且均衡アル價格體系ノ確立ヲ圖ルコト、シ之ガ維持安定ヲ圖ル爲各種物資ノ生産配給及價格並ニ運賃等ニ付統制ノ適否ヲ全面的ニ再檢討シタル上新クナル統制方針及方式ヲ決定シ之ニ基キ強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行爲ニ對取締ヲ強行スルモノトス

(備考)

(一) 賃金給與ニ付テハ物價ト不均衡ニ昂騰セザル様適當ナル措置ヲ講ズルモノトス

(二) 本件ニ付テハ各所管官廳協力一致シテ具體案ヲ作成シ出來得ル限り速ニ實施ニ移スモノトス

三、主要食糧ノ生産及輸入ニ付放蓄ノ方途ヲ講ズルト共ニ之ガ供出及配給ニ付強力適切ナル非常管理ヲ斷行シ併セテ生鮮食糧品等ニ付計畫的且合理的ナル出荷及配給ヲ實施スルコト

(備考)

本件ニ付ツハ問題ノ緊急且重要ナルニ鑑ミ政府全體ノ問題トシテ全力ヲ舉ゲテ實現ニ努ムルモノトス

四、石炭ノ生産恢復ヲ基幹トシテ民需工業ノ急速復興ヲ行ヒ就中肥料、農機具、醫藥品、重要生活日用品其ノ他現下緊要ナル民生物資並ニ輸出貨資等ノ生産ノ増加ヲ圖ルコト

(備考)

本件ニ關シテハ速ニ之ガ具體的計畫ヲ立案シ之ニ基キ適切ナル施策ヲ進ムルモノトス

五、運輸通信施設並ニ配給組織ヲ急速ニ復舊再建シ生活必需品等供給ノ圓滑適正化ニ努ムルコト

(備考)

本件ニ關シテハ輸送手段等ノ整備増強ヲ圖リ又公設市場ノ設定、百貨店ノ活用、健全ナル小賣商ノ復活、消費組合ノ育成等ノ爲必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ闇市場ニ對シ適切ナル取締ヲ行フモノトス

六、就業對策トシテハ民需生産ノ復興ニ依ル健全就業者ノ増加ヲ圖ルト共ニ有效ナル失業救濟事業ニ依ル投職ニ努メ失業者ニ對スル單純ナル金錢的給付ハ之ヲ最小限度ニ止ムルコト

(備考)

失業救濟事業ノ實施ニ當リテハ食糧ノ増産、住宅ノ建設、戰災地ノ整理等當面ノ民生安定上緊要ナル事業ヲ優先シ電力ノ開發、道路、鐵道ノ新設等ハ之ヲ後順位トス

七、既存購買力ノ封鎖ハ出來得ル限り短期間ヲ目途トシ價格等ノ統制、財産稅等ニ依ル既存購買力ノ縮減、財政ノ均衡恢復、生産及貿易ノ恢復等ニ照應シテ其ノ時期、順序等ヲ適當ニ考慮シ之ヲ緩和又ハ撤廢シ統制ニ依ラザル經濟ノ安定ヲ期スルコト

(備考)

將來ハブレトン・ウツツ協定ヘノ参加ヲ豫定スルト共ニ國內的ニハ金利政策及投資操作等ニ依リ安定ノ維持ヲ圖ルモノトス

八、以上諸施策ハ其ノ相互關聯性ニ關シ事ノ緩急ヲ考慮シ之ヲ綜合的ニ之ヲ實施シ關係各機關協力一致シテ其ノ成果ヲ舉グルコトニ努ムルコトトシ就中緊急施策ヲ要スル事項ハ時機ヲ失セズ強力果敢ニ之ヲ實施ニ移スベキコト

(備考)

物價問題ノ解決ハ國民經濟全般ノ問題ノ解決ニ於テ實現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ實效ヲ期シ難キモノアルコト並ニ國民經濟ノ再建ハ國民ノ健全ナル勤勞ノ成果ニ俟ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯ル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ國民ノ自覺ト努力トヲ要請スルモノトス

尙物價行政ニ關スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物價政策ノ企畫實行ニ資スル爲物價、生計費、物資供給狀況等ニ關スル調査統計ノ整備ヲ圖ルモノトス

(備考)

物價問題ノ解決ハ國民經濟全般ノ問題ノ解決ニ於テ實現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ實效ヲ期シ難キモノアルコト並ニ國民經濟ノ再建ハ國民ノ健全ナル勤勞ノ成果ニ俟ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯ル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ國民ノ自覺ト努力トヲ要請スルモノトス

尙物價行政ニ關スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物價政策ノ企畫實行ニ資スル爲物價、生計費、物資供給狀況等ニ關スル調査統計ノ整備ヲ圖ルモノトス

(備考)

物價問題ノ解決ハ國民經濟全般ノ問題ノ解決ニ於テ實現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ實效ヲ期シ難キモノアルコト並ニ國民經濟ノ再建ハ國民ノ健全ナル勤勞ノ成果ニ俟ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯ル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ國民ノ自覺ト努力トヲ要請スルモノトス

尙物價行政ニ關スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物價政策ノ企畫實行ニ資スル爲物價、生計費、物資供給狀況等ニ關スル調査統計ノ整備ヲ圖ルモノトス

(備考)

物價問題ノ解決ハ國民經濟全般ノ問題ノ解決ニ於テ實現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ實效ヲ期シ難キモノアルコト並ニ國民經濟ノ再建ハ國民ノ健全ナル勤勞ノ成果ニ俟ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯ル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ國民ノ自覺ト努力トヲ要請スルモノトス

尙物價行政ニ關スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物價政策ノ企畫實行ニ資スル爲物價、生計費、物資供給狀況等ニ關スル調査統計ノ整備ヲ圖ルモノトス

(備考)

物價問題ノ解決ハ國民經濟全般ノ問題ノ解決ニ於テ實現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ實效ヲ期シ難キモノアルコト並ニ國民經濟ノ再建ハ國民ノ健全ナル勤勞ノ成果ニ俟ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯ル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ國民ノ自覺ト努力トヲ要請スルモノトス

尙物價行政ニ關スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物價政策ノ企畫實行ニ資スル爲物價、生計費、物資供給狀況等ニ關スル調査統計ノ整備ヲ圖ルモノトス

(備考)

物價問題ノ解決ハ國民經濟全般ノ問題ノ解決ニ於テ實現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ實效ヲ期シ難キモノアルコト並ニ國民經濟ノ再建ハ國民ノ健全ナル勤勞ノ成果ニ俟ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯ル見地ヨリ施策ヲ進ムルト共ニ國民ノ自覺ト努力トヲ要請スルモノトス

尙物價行政ニ關スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スルト共ニ適切ナル物價政策ノ企畫實行ニ資スル爲物價、生計費、物資供給狀況等ニ關スル調査統計ノ整備ヲ圖ルモノトス

(備考)

物價體系ノ確立及價格等統制ノ方針ニ關スル件

戰後物價安定ニ關スル綜合施策ノ一環トシテ左記方針ニ依リ物價體系ノ基準ヲ設定シ之ニ基キ新ナル物價體系ヲ確立シ之ヲ維持安定ヲ圖ル爲概ネ左記ニ依リ各種物資ノ生産、配給、價格等ニ運賃等ニ付強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行爲ニ對スル取締ヲ勵行スルモノトス

第一 物價體系ノ確立

一、方針

(一) 新ナル物價水準ハ出來得ル限り低位ヲ目途トスルモ現下及將來ニ於ケル財政經濟ノ實勢ヲ充分考慮シツ、實現性有ル物價體系ノ確立ヲ圖ルモノトシ米及炭等ノ統制價格ヲ合理的ニ是正シツ、之ニ照應シ生鮮食糧品及日用品等ノ實際價格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ相互ニ均衡アル價格體系ヲ確立スルモノトス

(二) 新ナル統制價格等ハ同一ノ基準ニ於テナルベク同時ニ之ヲ設定シ一旦決定シタル上ハ之ヲ維持安定ニ萬全ヲ期スルモノトス

二、食糧品ノ價格

(一) 新ニ米穀ノ生産者價格及消費者價格ヲ定ムルモノトシ消費者價格ヲ以テ他ノ物價及賃金ノ均衡基準トス

(註) 消費者價格ハ平常年度ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ定ムルモノトシ生産者價格トノ差額ハ米穀需給ノ異常ナル狀況ニ對スル特別ノ調整金タルモノトス

(二) 麥類、蕪類其ノ他ノ主要食糧ノ統制價格ハ米價トノ均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

(三) 生鮮食糧品等ニ付テモ米其ノ他ノ主要食糧ノ價格ト均衡アル價格ノ形成ヲ期スルモノトシ食糧ノ絕對量不足ノ狀況ニ顯ミ統制ニ依ラズシテハ之ヲ實現至難ナリト認メラル、ヲ以テ經濟的ニ出荷配給及價格ノ統制ヲ行フモノトス

三、賃金給與

標準的定額工場勞務者ノ標準的賃金ヲ右ニ依リ飲食物費ヲ中心トシテ算定セル生計費ヲ基礎トシテ算定シ之ニ基キ業種別、職種別、地域別、年齢別等ノ各基準賃金ヲ算出シ以テ新價格形成ノ基礎トス

四、石炭其ノ他生産基礎物資ノ價格等

(一) 石炭ノ統制價格ヲ新ナル賃金基準ヲ基礎トシ他ノ物資ノ價格ヲ考應シツ、定ム

(註) 現在異常ナル狀況ニ在ル石炭生産ハ昭和二十三年年度迄ニ漸次恢復シ昭和二十四年度以降平常ノ生産狀態ニ復スルモノト豫定シ其ノ場合ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ石炭價格ヲ算出ス

尙生産者ニ對シテハ別途昭和二十三年年度迄ヲ限り一定ノ計畫ニ基キ生産補助金ヲ交付ス

(二) 鐵、鋼、セメント、肥料、石油等ノ統制價格ハ運賃、電力料金等ハ右石炭價格ト均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

統制價格ノ設定ニ當リテハ適當ナル標準金利及標準配當率ヲ豫定スルト共ニ償却ニ付テハ戰時中ノ特別償却ヲ廢止スルト共ニ非稼働設備(將來ノ必要ニ備ヘ現在稼働セザルモ保持ヲ要スル設備)ニ付テハ維持管理ニ要スル經費ヲ原價ニ算入スルコトハ之ヲ認ムルモ償却ハ之ヲ停止セシメ尙將來稼働ノ見込ナキ設備等ハ速ニ之ヲ他ニ轉活用シ之ニ伴ヒ資本ノ合理的な是正ヲ行ハシム

(註) 非稼働資産、賠償ニ依リ撤去見込設備等ヲ保有セル會社ニ付テハ稼働設備ノミヲ承継セシメテ逐次新會社ヲ設立スルノ方法ヲ促進シ價格ニ對スル異狀ナル負擔ヲ軽減スルト共ニ企業整理ノ安定ヲ圖ルモノトス

五、地代、家賃ニ付テハ標準生計費支出中ニ於ケル比率ヲ適正ナル限度ニ止ムルガ如ク措置シ財產稅課稅トノ調整ヲ考慮シツ、極力地代及家賃ノ不均衡ヲ是正ス

六、價格調整補助金ハ緊要ナル最少限度ニ止ムルト共ニ産業ニ對スル其ノ他ノ補助金又ハ免稅等ハ原則トシテ之ヲ廢止ス

(備考) 輸出入品ノ國內價格ハ當分ノ間右基準ニ依リ統制價格又ハ市場價格ニ依リ對外價格ハ取引國ニ於ケル外貨建當該價格ニ依ル尙爲着相場ハ貿易取引ノ結果ヲ勘案シ國內及海外ノ物價水準ノ一應ノ安定ヲ待テ之ヲ決ス

第二 價格等ノ統制

一、價格等統制ノ方針

價格等ノ統制ハ各物資需給ノ狀況及統制ノ行政的技術的難易等ヲ考慮シツ、物資等ノ生産乃至配給ニ對スル統制ト相表裏シテ左記ニ依リ之ヲ存置又ハ強化シ經濟ノ安定回復ノ程度及狀況ト照應セシメツツ漸次之ヲ緩和乃至廢止スルモノトス

尙此ノ際新統制方針ノ實行ト共ニ罰則ノ強化、檢察力、警察力ノ全面的恢復ヲ圖リ違反行爲ニ對スル取締ヲ勵行スルモノトス

(一) 統制ノ程度

統制ノ程度ヲ左ノ四段階ニ區分ス主ナル物資等ニ付之ヲ例示スレバ左ノ如シ

(備考)

他ノ物資等ニ付テハ本例示ノ趣旨ニ從ヒ夫々統制ノ程度ヲ決定スルモノトス

尙本例示ニ掲ゲラレタルモノニ付テモ尙檢討ノ上若干ノ變更ヲ加フルモ妨ゲナクモノトス

- (A) 生産、配給及價格ノ統制ヲ特ニ強度ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ
- (1) 米、麥、其ノ他主要食糧
- (2) 鹽
- (3) 石炭及コークス
- (4) 石油
- (5) 銑鐵及普通鋼
- (6) 棉花及バルブ

(註) 消費者價格ハ平常年度ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ定ムルモノトシ生産者價格トノ差額ハ米穀需給ノ異常ナル狀況ニ對スル特別ノ調整金タルモノトス

(一) 麥類、諸類其ノ他ノ主要食糧ノ統制價格ハ米價ト均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

(三) 生鮮食糧品等ニ付テモ米其ノ他主要食糧ノ價格ト均衡アル價格ノ形成ヲ期スルモノトシ食糧ノ絕對量不足ノ狀況ニ顯シ統制ニ依ラズシテハ之ヲ實現至難ナリト認メラル、ヲ以テ經過的ニ出荷配給及價格ノ統制ヲ行フモノトス

三、賃金給與

標準的定額工場勞務者ノ標準的賃金ヲ右ニ依ル飲食物費ヲ中心トシテ算定セル生計費ヲ基礎トシテ算定シ之ニ基キ業種別、職種別、地域別、年齢別等ノ各基準賃金ヲ算出シ以テ新價格形成ノ基礎トス

四、石炭其ノ他生産基礎物資ノ價格等

(一) 石炭ノ統制價格ヲ算出スル基準年ヲ昭和二十三年トシ、昭和二十四年度以降平常ノ生産狀態ニ復スルモノト豫定シ其ノ場合ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ石炭價格ヲ算出ス

(註) 現在異常ナル狀況ニ在ル石炭生産ハ昭和二十三年年度迄ニ漸次恢復シ昭和二十四年度以降平常ノ生産狀態ニ復スルモノト豫定シ其ノ場合ニ於ケル適正生産費ヲ基礎トシテ石炭價格ヲ算出ス

(二) 鐵、鋼、セメント、肥料、石油等ノ統制價格ハ運賃、電力料金等ハ右石炭價格ト均衡ヲ保持スル如ク之ヲ定ム

統制價格ノ設定ニ當リテハ適當ナル標準金利及標準配當率ヲ豫定スルト共ニ償却ニ付テハ戰時中ノ特別償却ヲ廢止スルト共ニ非稼働設備(將來ノ必要ニ備ヘ現在稼働セザルモ保持ヲ要スル設備)ニ付テハ維持管理ニ要スル經費ヲ原價ニ算入スルコトハ之ヲ認ムルモ償却ハ之ヲ停止セシメ尙將來稼働ノ見込ナキ設備等ハ速ニ之ヲ他ニ轉活用シ之ニ伴ヒ資本ノ合理的是正ヲ行ハシム

(註) 非稼働資産、賠償ニ依ル撤去見込設備等ヲ保有セル會社ニ付テハ稼働設備ノミヲ承繼セシメテ逐次新會社ヲ設立スルノ方法ヲ促進シ價格ニ對スル異狀ナル負擔ヲ輕減スルト共ニ企業經理ノ安定ヲ圖ルモノトス

五、地代、家賃ニ付テハ標準生計費支出中ニ於ケル比率ヲ適正ナル限度ニ止ムルガ如ク措置シ財産稅課稅トノ調整ヲ考慮シテ、極力地代及家賃ノ不均衡ヲ是正ス

六、價格調整補助金ハ緊要ナル最少限度ニ止ムルト共ニ産業ニ對スル其ノ他ノ補助金又ハ免稅等ハ原則トシテ之ヲ廢止ス

(備考) 輸出入品ノ國內價格ハ當分ノ間右基準ニ依ル統制價格又ハ市場價格ニ依リ對外價格ハ取引國ニ於ケル外貨建當該價格ニ依ル尙爲需相場ハ貿易取引ノ結果ヲ勘案シ國內及海外ノ物價水準ノ一應ノ安定ヲ待テ之ヲ決ス

第二 價格等ノ統制

一、價格等統制ノ方針

價格等ノ統制ハ各物資等需給ノ狀況及統制ノ行政的技術的難易等ヲ考慮シテ、物資等ノ生産乃至配給ニ對スル統制ト相表裏シテ左記ニ依リ之ヲ存置又ハ強化シ經濟ノ安定回復ノ程度及狀況ト照應セシメツツ漸次之ヲ緩和乃至廢止スルモノトス

尙此ノ際新統制方針ノ實行ト共ニ罰則ノ強化、檢察力、警察力ノ全面的恢復ヲ圖リ違反行爲ニ對スル取締ヲ勵行スルモノトス

(一) 統制ノ程度

統制ノ程度ヲ左ノ四段階ニ區分シ主ナル物資等ニ付テハ例示スレバ左ノ如シ

(備考)

他ノ物資等ニ付テハ本例示ノ趣旨ニ從ヒ夫々統制ノ程度ヲ決定スルモノトス

尙本例示ニ掲ゲラレタルモノニ付テモ尙檢討ノ上若干ノ變更ヲ加フルモ妨ゲナキモノトス

(A) 生産、配給及價格ノ統制ヲ特ニ強度ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ

(1) 米、麥、其ノ他主要食糧

(2) 鹽

(3) 石炭及コークス

(4) 石油

(5) 鐵鐵及普通鋼

(6) 棉花及バルブ

(7) 肥料

(8) 電力及瓦斯

(9) 鐵道及船舶輸送

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ國民生活ニ及ボス影響其ノ他國民經濟ニ於ケル重要性ニ鑑ミ其ノ生産乃至配給ヲ計畫的且適切ニ統制スルト共ニ嚴ニ其ノ價格等ノ安定ヲ確保スベキモノトシ之ガ爲政府ハ特ニ強力ナル施策ヲ講ズルモノトス

(B) 生産、配給及價格ノ統制ヲ(A)ノ程度ニハ至ラザルモ全面的ニ行フベキモノ概ネ左ノ如シ

(1) 味噌、醬油及食用油脂

(2) 生鮮食糧品及加工食糧

(3) 酒

(4) 銅其ノ他ノ重要金屬類及同一製製品

(5) セメント及板硝子

(6) 硫酸、硝酸、普達其ノ他主要工業藥品

- (7) ゴム(生ゴム、屑ゴム)
- (8) 皮革
- (9) 主要纖維製品
- (10) 自動車、電動機其ノ他ノ重要機械類
- (11) 木炭
- (12) 木材
- (13) 主要建築材料
- (14) 農機具
- (15) 電球、石鹼、燐寸其ノ他ノ主要日用品
- (16) 小運送貨

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ其ノ重要度(A)ニ次グモノトシ其ノ生産ノ確保ニ付適切ナル措置ヲ講ズルト共ニ消費者ニ對シテモ配給割當等ノ措置ヲ行ヒ價格違反其ノ他不正取引ハ嚴ニ之ヲ取締ルベキモノトス

(C) 主トシテ價格ノ統制ヲ行ヒ生産、配給等ノ統制ハ必要ニ應ジ優先割當ヲ爲ス等適當ナル運賃ヲ關ルモノ概ネ左ノ如シ

- (1) 工具、作業用具、其ノ他機械器具類
- (2) 醫藥品
- (3) 主要日用品(靴、陶磁器等)
- (4) 地代、家賃及土地建物ノ價格

(備考)

本範圍ニ屬スルモノハ原則トシテ價格ノミヲ法規ニ依リ統制スルニ止ムルヲ可トシ且水電供給關係中見ルモノ少クシテ支ナシト思料セラルルモノニシテ生産ニ付テハ所要資材等ヲ大枠ニテ割當テ細部ハリンク制等ニ依リ適宜生産高出荷高等ニ比例セシムル等ノ統制ヲ行フベキモノトス

(D) 經過的ニハ價格統制措置ヲ爲スベキモノ順次法規ニ依ル價格統制ヲ撤廢スベキモノ概ネ左ノ如シ

- (1) 日用雜品
- (2) 出版物
- (3) 紙製品(ノート、封筒、便箋等)
- (4) 修繕料
- (5) 宿泊料
- (6) 入場料

(E) 資金結與ニ付テハ物價ト不均衡ニ呈露セザル様適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

(一) リンク制ノ活用
生産所要資材其ノ他生産者ノ必需物資等ヲ確保シテ之ヲ生産者等ノ爲ニ確保シ所謂リンク制ニ依ル統制ルートヘノ出荷ヲ促進スルモノトシ就中農林水産品ニ付本制度ノ活用ヲ關ルモノトス

(二) 價格統制ノ方式
公設市場ノ再開、百貨店ノ利用其ノ他ノ配給機關ノ整備並ニ消費組合ノ育成強化等ニ依リ公正安當ナル價格ノ形成ヲ可能ナラシムルガ如キ措置ヲ講ジ尙暴利行爲等ノ取締ヲ併セ諸シテ價格ノ適正ヲ期スルモノトス

(三) 統制價格ノ勵行ヲ期スル爲ニ適當ナル監視機關ヲ設置ス
(備考)
統制ノ實施ニ當リテハ經濟民主化ニ即應シテ業者、消費者ノ自主的協調ト關係官廳ノ適切ナル指導トニ依リ從來ノ如キ煩雜且實情ト乖離セル官僚的統制ヲ排シテ簡明迅速且調滑ナル運営ニ努ムルモノトシ就中統制價格ニ付テハ左ノ如キ考慮ヲ行フ

(一) 統制價格ハ公定又ハ協定認可ノ形式ニ依ルコトトシ從來ノ停止價格ハ之ヲ廢止スルモノトス
(二) 統制價格ノ公定又ハ協定ニ當リテハ公正ナル價格査定委員會等ノ活用ヲ關ルモノトス
(備考)
價格ノ協定、査定等ニ當リテハ單ニ業界ノ一方の意向ヲ反映セシムルコトナク特ニ需要者乃至一般消費者側就中勤勞者ノ意向ヲ充分反映セシムル如ク措置ス

(四) 統制價格ノ勵行ヲ期スル爲ニ適當ナル監視機關ヲ設置ス
(備考)

三、物價安定資金制度
現在ニ於ケル物資等ノ供給ノ異常ナル狀況ニ顯ミ物價體系ノ維持安定ヲ確保スルガ爲左記ニ依リ物價安定資金ヲ設ク

- (一) 財源トシテ考慮スベキモノ概ネ左ノ如シ
 - (1) 煙草ノ特別價格ニ依ル收入
 - (2) 主要酒類以外ノ酒類ノ特別價格ニ依ル收入
 - (3) 特設市場ノ免許料
 - (4) 富籤ニ依ル收入
 - (5) 統制會社等ノ價格平衡資金

テモ配給制等ノ措置ヲ行ヒ價格違反其ノ他不正取引ハ嚴ニ之ヲ取締ルベキモノトス
(C) 主トシテ價格ノ統制ヲ行ヒ生産、配給等ノ統制ハ必要ニ應ジ優先割當ヲ爲ス等適當ナル運營ヲ圖ルモノ概ネ左ノ如シ

(1) 工具、作業用具、其ノ他機械器具類
(2) 醫藥品

(3) 主要日用品(靴、陶磁器等)
(4) 地代、家賃及土地建物ノ價格

(備考) 本範圍ニ屬スルモノハ原則トシテ價格ノミヲ法規ニ依リ統制スルニ止ルルヲ以テシテ其ノ生産ノ確保ニ付適切ナル措置ヲ講ズルト共ニ消費者ニ對シテ支ナシト恩料セラルルモノニシテ生産ニ付テハ所要資材等ヲ大枠ニテ割當テ細部ハリンク制等ニ依リ適宜生産高出荷高等ニ比例セシムル等ノ統制ヲ行フベキモノトス

(D) 經過的ニハ價格統制措置ヲ爲スベキモノ順次法規ニ依ル價格統制ヲ撤廢スベキモノ概ネ左ノ如シ
(1) 日用雜品
(2) 出版物

(3) 紙製品(ノート、封筒、便箋等)
(4) 修繕料

(5) 宿泊料
(6) 入場料

(E) 賃金給與ニ付テハ物價ト不均衡ニ昂騰セザル様適切ナル措置ヲ講ズルモノトス
(1) リンク制ノ活用

生産所要資材其ノ他生産者ノ必需物資等ヲ確保シテ之ヲ生産者等ノ爲ニ確保シ所謂リンク制ニ依ル統制ルートヘノ出荷ヲ促進スルモノトシ就中農林水産品ニ付本制度ノ活用ヲ圖ルモノトス
(三) 需給ノ調和化及暴利行爲等ノ取締
公設市場ノ再開、百貨店ノ利用其ノ他ノ配給機關ノ兼備並ニ消費組合ノ育成強化等ニ依リ公正妥當ナル價格ノ形成ヲ可能ナラシムルガ如キ措置ヲ講ジ尙暴利行爲等ノ取締ヲ併セ講ジテ價格ノ適正ヲ期スルモノトス

二、價格等統制ノ方式

統制ノ實施ニ當リテハ經濟民主化ニ即應シテ業者、消費者ノ自主的協調ト關係官廳ノ適切ナル指導トニ依リ從來ノ如キ煩雜且實情ト乖離セル官僚的統制ヲ排シテ簡明迅速且圓滑ナル運營ニ努ムルモノトシ就中統制價格ニ付テハ左ノ如キ考慮ヲ行フ
(一) 統制價格ハ公定又ハ協定認可ノ形式ニ依ルコトトシ從來ノ停止價格ハ之ヲ廢止スルモノトス
(二) 統制價格ノ公定又ハ協定ニ當リテハ公正ナル價格査定委員會等ノ活用ヲ圖ルモノトス
(備考) 價格ノ協定、査定等ニ當リテハ單ニ業界ノ一方の意向ヲ反映セシムルコトナク特ニ需要者乃至一般消費者側就中勤勞者ノ意向ヲ充分反映セシムル如ク措置ス

(三) 統制價格ノ勵行ヲ期スル爲ニ適當ナル監視機關ヲ設置ス
(備考) 監視機關トシテハ官廳、本會、地方官廳、消費者團體等ノ設置ヲ考慮ス

(四) 統制技術上地方的ニ處理スルヲ可トスルモノハ別トシ價格等統制ノ事務ハ原則トシテ中央官廳ニ於テ之ヲ行フモノトス

三、物價安定資金制度

現在ニ於ケル物資等ノ需給ノ異常ナル狀況ニ顧ミ物價體系ノ維持安定ヲ確保スルガ爲左記ニ依リ物價安定資金ヲ設ク

(一) 財源トシテ考慮スベキモノ概ネ左ノ如シ
(1) 雑草ノ特別價格ニ依ル收入

(2) 主要酒類以外ノ酒類ノ特別價格ニ依ル收入
(3) 特設市場ノ免許料

(4) 富籤ニ依ル收入
(5) 統制會社等ノ價格平衡資金

(6) 價格改訂ニ付テ手持品等ノ値上り益等
(二) 支出トシテ豫定セラレタルモノ概ネ左ノ如シ

(1) 米、麥ノ生産者價格ト消費者價格トノ差額
(2) 石炭ノ補給金

(3) 其ノ他ノ國內價格ノ調整金等
(三) 本制度經理ノ爲特別會計又ハ特別勘定ノ設置ヲ考慮ス

第三 本件實施ノ措置其ノ他

一、新物價體系ハ三月三日ヨリ之ヲ實施スルモノトシ既ニ新物價體系ノ一環トシテ價格等ノ改訂ヲ行ヒタルモノノ外主要物資等ニ付價格改訂ヲ行フ

二、價格等統制ヲ新ナル方針ト方式ニ依リ實施スル爲必要ナル法令ヲ制定シ三月三日ヨリ新法令ニ依ル統制ヲ開始スルモノトス

三、地代ト家賃ノ改訂ハ四月一日實施ヲ目途トス

四、本件ノ實施ニ關聯シ免稅點ノ引上等ニ關スル税法上ノ改正ニ付検討スルモノトス

物價統制令

(昭和二十一年三月三十一日)

第一八八号 (昭和二十一年三月三十一日)

改正昭和二十一年三月三十一日 昭和二十一年三月三十一日 第一八八号

第一條 本令は終戦後、事態に對処し物価の安定を確保し以

て社会経済秩序を維持し國民生活の安定を圖るを目的とし

第二條 本令に於て物価等ハ価格、運送費、保管料、保

險料、賃賃料、加工費、修繕料、他給付、対価タル財

産的給付ヲ指ス

第三條 価格等ニ付第四條乃至第七條ニ規定スル統制額了(1)

ルハハ抽揚等ハ且、統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払(2)

ヒ又、一歩繰スルコトヲ得ス但シ第七條第一項ニ規定スル

統制額ニ依ル場合ヲ除クノ外別令ノ定ムル所ニ依リ價格

等ノ支払額又ハ受領額ニ於テ物価局長官ノ許可ヲ受ケテ

ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

価格等ニ對スル給付ノ應テ、此ノ地ニ於ケル統制額(他

ノ地区ニ於ケル当該價格等ノ統制額)ノ要ル場合ニ於テ

ハ当該給付ニ付テハ別令ニ依リ定ムル所ニ依リ價格

等ヲ除クノ外当該給付ノ爲メ、此ノ地ニ於ケル統制額ヲ

第三前項、組合ニ於ケル税制類、ス

第四條、物価庁長官ハ第七條ノ規定ノ場合、依リ、令ニ定ムル所ニ依リ、価格差ニ付其ノ税制類ヲ指定スルコトヲ得

第五條、第二條ニ規定スル場合ヲ除ク、外商工賃業者并ノ組合員、他スニ準スルモノ以下税制団体ノ株主ノ各令ニ定ムル所ニ依リ、其ノ構成員ノ構成員ヲ税制団体ナル場合ハ其ノ構成員ヲ含ム以下同シノ給付ニ付スル価格等ノ額ヲ定メ物価庁長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ(3)

之ヲ当該給付ニ付スル価格等ノ税制額ノ同額ニ規定ス(4)ル場合ヲ除ク、外事業ノ税制ノ為ニスル経営ヲ目的トスル会社、組合員、他スニ準スルモノ以下税制団体ノ株主ノ各令ニ定ムル所ニ依リ、当該税制額同ノ給付ニ付スル価格等ノ額ヲ定メ物価庁長官ノ認可ヲ受ケタル場合亦同シ

物価庁長官ハ要アリト認ハルトモハ他等并ノ額ヲ変更シテ前項ノ額ヲ為スニ付得
物価庁長官ハ要アリト認ムルトモハ同令ニ定ムル所ニ依

44

255

ハ物価庁長官ニ於テ別段ノ規定ハ有ラズル場合ニ於テハ、
持定ノ者以外ノ者、為ス同種ノ給付ニ付スル価格等ニ付
テモ亦其ノ税額額ス

第一條ノ他、法令ハ前令ヲ以テ之ラズ

第八條 第四條ノ指定、第五條第一項ノ認可証ニ同條第三
項^{（前項）}ノ処分ハ此等処分実施ノ際履ニ存スル契約ニシテ其
際之ノ各号一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボス
コトナシ

一 注テ生産品ノ価格ニ付生産者ガ生産ニ着手シタルモノ⁽⁷⁾

二 其ノ他ノ価格ニ付買主具ノ他ノ支払者ガ目的物ノ引
渡ヲ受ケタルモノ⁽⁸⁾

三 運送貨、加工貨、修繕料具、他ノ財産的給付ノ価格
保管料、保険料及賃貸料。除ク以下同ジニ對スル給
付ヲ為ス者ヲ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

四 運送貨、加工貨、修繕料具、他ノ財産的給付ニ對シ
ル給付ヲ為ス者ヲ該等財産的給付ニ對スル給付ニ着手
シタルモノ

五 保管料、保険料又ハ賃貸料ニ付支払者ガ履行遅滞ニ

第九條 西格等ハ不当ニ高価ナル物ヲ以テ之ヲ契約スル
ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 何人ト雖モ暴利ト爲ルベキ価格ヲ得ベキ契約ヲ
爲シ又ハ暴利ノ爲ルベキ価格ヲ受領スルコトヲ得ズ

第十一條 第二條及前二條ノ規定ハ契約ノ当事者ニシテ營
利ヲ目的トシテ当該契約ヲ爲スニ非デレモ、ニハ之ヲ違フ

用セズ但シ当該契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務ニ属スル者
ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 何人ト雖モ正当ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務
上価格ヲ得ベキ契約ヲ爲スニ当リ他ノ物ヲ併セ買受ク

ベキ旨又ハ対価ノ外金受以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ買受
其ノ他ノ買受ヲ附スルコトヲ得ズ

第十三條 何人ト雖モ正当ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務
上西格等ニ付スル給付ニ関シテ金受以外ノモノ

ヲ受クルノ契約ヲ爲シ又ハ之ヲ受領スルコトヲ得ズ

第十三條、二 物品ハ第三條 第九條、二、第十條、第十
二條又ハ前條ニ違反シテ之ヲ取引スル目的ヲ以テ所持ス
ルヲ得ズ

第十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四條、何ハト雖モ業務上不当ノ利益ヲ得ルノ目的ヲ以
テ物ノ買占又ハ売却ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條、内閣総理大臣ハ価格等ニ対スル給付ヲ爲スラ業
トスル者ニ対シ価格等ノ額ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ
命ジレコトヲ得

第十六條、内閣総理大臣ニ對シ必要アリト認ムルトキハ価格等ニ
對スル給付ヲ爲スラ業トスル者ニ對シ価格等ノ額ヲ届出
シバキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條、内閣総理大臣ニ對シ必要アリト認ムルトキハ物品ノ規
格、品質、販売方法、販売場所等ニ關シ制限又ハ禁止ヲ
爲スコトヲ得

第十八條、内閣総理大臣ニ對シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定
ムル所ニ依リ価格等ノ額價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコト
ヲ得

14
259

第十九條 内閣総理大臣ハ価格等ニ付税制類ノ改訂アル
ル場合ニ於テ莫ク価格等ニ付スル税額ノ増スヲ策スル
者ヨリ税制類ノ改訂ニ因リ利益ノ全部又ハ一部ヲ附令ノ
定ムル所ニ依リ國庫ニ納付シムルコトヲ得

第二十條 内閣総理大臣ハ価格等ニ付スル給付ヲ爲スヲ兼
トスル者ニ対シ附令ノ定ムル所ニ依リ其ノ香ノ爲ス給付
ニ対スル価格等ニ付特別ノ割増額ヲ付スベキコトヲ命ズ
ルコトヲ得

内閣総理大臣ハ前項ノ香ヨリ割増額ニ相当スル金額ノ全
部又ハ一部ヲ附令ノ定ムル所ニ依リ國庫ニ納付セシムル
コトヲ得

第二十一條 内閣総理大臣ハ前二條ニ規定スル者ニ対シ第
十九條ノ利益又ハ前條ノ割増額ニ相当スル收入ノ経理ニ
関シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 第十九條又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ納付スル
金額ハ所得税法ニ依ル所得、法人税法ニ依ル所得、特別
法人税法ニ依ル剰余金、營業税法ニ依ル地益及臨時利得
税法ニ依ル利益ノ計算ニ付之ヲ当該利益又ハ割増額ニ相

当スル友人、生シタル年又ハ蘇芳年履、必要経費又ハ履
金ニ算入ス

第二十三條 第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依ル納付金ハ
国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得但シ先取
特権ノ成立ハ国税ニ次グモノトス

第二十四條 物価ニ因スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズ
ル為物価安定委員会ヲ置ク

物価安定委員会ノ組織及権限ハ別ニ之ヲ定ム
第二十五條 物価秩序ノ保持ニ当リシムル為物価監視委員(15)

ヲ置ク

第二十六條 物価監視委員又ハ物価秩序ノ保持ニ当ル者ニ
シテ命令ヲ以テ定ムルモノハ其ノ職務執行上必要ナル事
項ニ關シ責任ヲ負シ又ハ報告ヲ徴スルコトヲ得

第二十七條 物価監視委員其ノ職務ヲ行フニ因リ不令違反
ノ犯罪アリト思料スルトキハ告発ヲ為スベシ

第二十八條 第二十六條ニ掲ゲル者ハ之ヲ法令ニ依リ公務
ニ従事スル職員ト看做ス

第二十九條 前四條ニ掲グルモノヲ除クノ外物価監視委員

ニテスル事項ハ此ニテ定ム

第三十條 行政官ニテ受テリト認ムルモノ、物価ニ非シテ
官、徴シ、奉養ノ件ハ命令シ又ニ裁令ニ定ムル所ニ依リ
官職官更ラシテ必受ル場所ニ任職シ、業務ノ状況若ハ變
遷事項等、他ノ物價ヲ檢査デシムルコトヲ得

第三十一條 内閣総理大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規
定スル内閣総理大臣又ハ物価庁長官ノ職權ノ一部ヲ物價
庁地方物價事務局ノ長又ハ地方長官（東京都ニ任リテハ
警視總監ヲ含ム）ヲ任シ行ハシムルコトヲ得

第三十二條 刑 罰

第三十三條 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役
又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ違反ニ係ル物價等ノ金
額ト統制額ニ依ル物價等ノ金額トノ差額又ハ之ニ相當ス
ル金額ノ三倍ヲ十万円ヲ超エルトキハ罰金ハ該額差額又
ハ金額ノ三倍以下トス

- 一 第三條ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第九條ノ規定ニ違反シタル者

第三十四條 第九條ノ二又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者

二十年以下ノ懲役ヲ一十年以下ノ罰金ニシテ

第三十五條 第十條、第十一條、第十二條ノ二條ノ規定ハ第十四條

ノ規定ニ違フシキ者ハ五年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十六條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十七條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十五條ヲ、第十六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

ル者

二 第十七條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者

三 第二十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第三十條ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ虚偽ノ作成ヲ為サズ若ハ虚偽ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

五 第三十條ノ規定ニ依ル報告ヲ拒ミ、若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

第三十八條 当該官吏、物価安定委員会、委員、他ノ職

第... 第二... 爲... 此... 職... 在... タル者
本令ニ依ル職務執行ニ関シテ... 知得... 勿... 爲... シヌ、
... タルトモ... 一年以下ノ懲罰スハニ... 以下ノ罰金
ニ処ス

第三十九條 第二十六條ノ規定ニ違反シ同條ニ掲グル者ノ
質問ニ対シ答弁ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ報告
ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ五千円以下ノ罰
金ニ処ス

第四十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人 使用人
其ノ他ノ従業者若シテ法人又ハ人ノ職務ニ関シ第三十三
條乃至第三十五條、第三十七條第一号乃至第四号又ハ前
條ノ違反行為ヲ爲シタルトモハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ
法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

第四十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十一條
第二項、第十三條及第三十六條ノ規定、第三十四條及第
三十五條中第三十三條ノ規定ニ関スル部分並ニ第四十條中
第十三條ノ規定ニ違反スル行為及第二十六條ノ違反行為

ニ河ニル部分ハ昭和二十一年三月一日ヨリ之ヲ施行シ
第二十四條乃至第二十九條ヲ第三十九條ノ規定ニ依リテ
ハ條中初冊安定委員会 委員其 他ノ職員若ハ初冊監視
委員又ハ此等ノ職ニ任リタル者ニ関スル部分並ニ第四十
條中第三十九條ノ規定及行爲ニ関スル部分施行ノ期日ハ別
ニ之ヲ定ム

第四十二條 晒格等統制令ハ之ヲ廢止ス

第四十三條 旧令中テ條中一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ結
シタル晒格等ノ類ノ指定ハ之ヲ当該晒格等ニ付各相当ノ

行政官庁ガ中四條又ハ中三十一條ノ規定ニ依リ爲シタル
統制類ノ指定ト看做ス (24)

前項ノ規定ニ依リ統制類ノ指定ト看做サルノ指定ニ於テ
晒格等ノ類ガ特定ノ者ヲ爲ス給付ニ限リ適用アルモノト
爲ナレ居ル場合ニ於テハ当該指定ハ之ヲ各相当ノ行政官
庁ガ中四條又ハ中三十一條ノ規定ニ依リ其ノ者以外ノ者
ノ当該指定ニ係レ地ビニ於テ爲ス同種ノ給付ニ付スル晒
格等ニ付爲シタル統制類ノ指定ト看做ス

本令施行ノ際中四條ノ規定ニ依リ主務大臣統制類

ヲ異シタル場合ニ於テハ当該指定ニ依ル職務等ニ付テハ
前二項ノ場合ニ於ケル統制額ハ当該指定ニ依ル統制額ニ
改訂セラレケルモノト看做ス

第四十四條 旧令第三條第一項又ハ第四條、四ノ一項、規
定ニ依リ行政官庁ノ爲シタル職務等ノ額、認可ハ之ヲ当
該他格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第四條又ハ第三十一條
ノ規定ニ依リ爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

前項ニ規定スル認可ニ係ル他格等ノ額ニ付旧令第三條第一
二項又ハ第四條、四ノ三項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ爲シ
タル処分アル場合ニ於テハ当該処分ハ之ヲ各相当ノ行政
官庁ハ第四條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ当該処分ニ係
ル額ノ額ニ付ニ対スル他格等ニ付爲シタル統制額ノ指
定ト看做ス

前條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付テハ準用ス

第四十五條 旧令第三條第三項但書ハ同令第四條、三ニ於
テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ行政官庁ノ爲シタ
ル他格等ノ額ノ指示ハ之ヲ当該他格等ニ付各相当ノ行政
官庁ガ第四條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ爲シタル統制

類、指定ト看做ス

第四十三條才三項、規定ハ前項、場合ニ付之ヲ準用ス

第四十六條 旧令才十條才一項、規定ニ依リ行政官庁、爲シタル仕様等ノ類、指定アル場合ニ於テ当該仕様等ニ付同項但書、規定ニ依ル行政官庁、許可アルトモハ当該許可ハ之ヲ各相当、行政官庁ガ才三條才一項但書又ハ才三十一條ノ規定ニ依リ当該仕様等ニ付爲シタル許可ト看做ス

第四十七條 旧令才三條才一項又ハ才四條、才一項ノ規定

定ニ依リ行政官庁ノ爲シタル仕様等ノ類、認可アル場合

ニ於テ当該仕様等ニ付同令才二條才一項但書又ハ才四條

ノ才一項但書ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アルトモハ

当該許可ハ之ヲ各相当、行政官庁ガ才三條才一項但書又

ハ才三十一條ノ規定ニ依リ当該仕様等ニ付爲シタル許可

ト看做ス

第四十八條 旧令才二條才三項但書(同令才四條ノ三ニ於

テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ行政官庁、爲シタ

ル仕様等ノ類、指示アル場合ニ於テ当該仕様等ニ付同令

オニ條ヲ一層但書ヘ同令ヲ四條、三ニ於テ準用スル場合
ヲ含ムノ、規定ニ依ル行政官庁ノ許可アルトモハ当該許
可ハ之ヲ各相等ノ行政官庁ガオニ條ヲ一層但書又ハオニ
一ニ條ノ規定ニ依リ当該価格等ニ付為シタル許可ト看做
ス

第四十九條 前二條ニ規定スル場合ヲ除クノ外価格等ニ付
旧令オニ條ヲ一層但書ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アル
場合ニ於テハ当該許可ニ依ル額ハ当該価格等ニ付各相等
ノ行政官庁ガオニ條又ハオ三十一條ノ規定ニ依リ指定シ
タル統制額ト看做ス

オ四十三條ヲ三項ノ規定、前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
第五十條 旧令ハ本令施行前ニ為シタル行為ニ關スル罰則
ノ適用ニ付テ本令施行後ト雖モ仍舊ノ効力ヲ有ス

附 則 (昭三、勅令第三八二号)

この勅令は、公布の日から、これを施行する。
物価統制令オニ條ノ規定する他の法令に基キ価格等につい
テ有テ決定、命令、許可、認可その他の処分は、その法令
の規定にか、はらず、物価統制令の施行されてゐる間は、

物産長官が、これをなすものとす。但し、(附令)で特別
の定めをした場合にはその定めに従ふものとす。

内務総長大臣が、その定めるところにより、前項の規定
による物産長官の職務の一部を地方長官(東京都に在
つては警視總監を含む)その他の地方官の長に行はせ
ることとせざる。

昭和十九年勅令第二百六十八号の一部を次のように改正
する。

勅令第八十八号中「函格手続制令ヲテ條」を「物産統

制令ヲ四條トシ「指定函格」を「統制類」に改める。

附 則 (昭二二、勅令第一三三号)

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

この勅令施行前になした行為に対する罰則の適用についで
は、この勅令施行後においても、なお従前の例による。

勅令第百十八號
物價統制令

第一條 本令は終戰後、事態に對處シ物價の安定、確保シ以テ社會經濟秩序ヲ維持シ國民生活

ノ安定ヲ圖ルニ目的トス

第二條 本令ニ於テ價格等トハ價格、運賃、保管料、保險料、管製料、加工賃、修繕料其、
他給付ノ對價ノ一或差酌給付ヲ指ス

第三條 價格等ニ付第四條乃至第七條ニ規定スル統制額ヲトテハ價格等ハ其ノ統制額ヲ超ス

テ之ヲ超過シ、支拂ハスルコト、受領スルコト、得テ無シ等七條第一項ニ規定スル統制額ニ依リ場
合ヲ除ク、本命令ニ定ムル所ニ依リ價格等、支拂者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受テ

タル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

價格等ニ對スル給付ノ爲ナル地區ニ於ケル統制額ト他ノ地區ニ於ケル當該價格等ノ統制額
トノ異ル場合ニ於テハ、當該給付ニ付テハ、主務大臣別段ノ定ヲ爲シタル場合ヲ除キ、本命令

給付ノ爲ナル地區ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

第四條 主務大臣ハ第七條ニ規定スル場合ヲ除キ、本命令ニ定ムル所ニ依リ價格等ニ付其ノ統

制額ト他ノ地區ニ於ケル當該價格等ノ統制額トノ異ル場合ニ於テハ、當該給付ニ付テハ、主務大臣別段ノ定ヲ爲シタル場合ヲ除キ、本命令

給付ノ爲ナル地區ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

給付ノ爲ナル地區ニ於ケル統制額ト他ノ地區ニ於ケル當該價格等ノ統制額トノ異ル場合ニ於テハ、當該給付ニ付テハ、主務大臣別段ノ定ヲ爲シタル場合ヲ除キ、本命令

給付ノ爲ナル地區ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

裏面白紙

第六條 第四條ノ規定ニ依リ指定セラレタル額ヲ價格等ニ付前條ノ規定ニ依ル認可ノ爲ナレ
 タル場合又ハ同ノ規定ニ依リ認可セラレタル額ヲ價格等ニ付第四條ノ規定ニ依ル指定ノ
 爲ナレタル場合ニ於テ 既ニ爲テラレタル認可又ハ指定ニ依ル額ヲ以テ常設價格等ノ統制額ト
 ス但 後ニ爲テ指定ニ於テ別段ノ定ヲ爲スコトイハザレ

第七條 價格等ニ付他ノ法令ニ基ムル額又ハ他ノ法令ニ基テ行ハラザル 決定 命令 許可 認可
 可及ノ他ノ處ニ於テ 額トシテ 統制額トス
 前項ニ規定スル額ニ付定メテ 額トシテ 統制額トス
 八前項ノ規定ニ依ル額トシテ 額トシテ 統制額トス
 九前項ノ規定ニ依ル額トシテ 額トシテ 統制額トス

第一項 他ノ法令ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第八條 第四條ノ指定 第五條第一項ノ認可並ニ同條第三項及前條第一項ノ處分ノ統制額トシ
 九前項ニ存スル契約ニシテ長ノ際ノ際各額トシテ 統制額トス
 一 注文生産品ノ價格ニ付生産者ハ三卷ニ著シタル也

二 其、他、價格ニ付買主其、他、支拂テ目的物ハ引渡ヲ受ケタルモ、

三 運送賃、加工賃、修繕料其、他、取産的給付（價格、保管料、保険料及貸賃料ヲ除ク以テ同ジ）ニ對スル給付ヲ為ス者目的物ノ引渡ヲ受ケタルモ、

四 運送賃、加工賃、修繕料其、他、取産的給付ニ對スル給付ヲ為ス者取産的給付ニ對スル給付ニ著手シタルモ、

三 保管料、保険料又ハ貸賃料ニ付支拂者履行遲滞ニ在ルモ、

第九條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得

六

第十條 第三條ノ規定ハ契約ノ當事者ニテ登記レ得ル目的トシテ當該契約ヲ為スニ非ザルモノニ

ハ之ニ適用セズ但シ當該契約ヲ為スコトガ自己ノ業務ニ關スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 何人ノ種々各該契約ノ為ルベキ價格等ヲ得ルニ付テハ契約ヲ為シ又ハ暴利ト為ルベキ價格等ヲ

受領スルモノハ得ズ

何人ト雖モ不當ニ高價ナル價格等ヲ得ルニ付テハ契約ヲ為シ又ハ不當ニ高價ナル價格等ヲ受領スル

モノハ得ズ

第十二條 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除ク、外業務上價格等ヲ得ベキ契約ヲ爲スニ當リ
他ノ物ヲ併セ買入ルベキ旨又ハ對價ノ外金銀以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負擔共、他ノ負擔ニ
附スルコトヲ得ズ

第十三條 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除ク、外業務上價格等ニ對スル給付ニ關シ對價
シテ金銀以外ノモノヲ供付受ケルノ契約ヲ爲シ又ハ之ヲ受領スルコトヲ得ズ

第十四條 何人ト雖モ業務上正當ノ利益ヲ得ルノ目的ヲ以テ物ヲ買入ルベキ旨又ハ賣出ルベキ旨
ニ

第十五條 主務大臣、價格等ニ對スル給付ノ爲メニ定ムルモノニ對シ價格等ノ額、表示ニ對シ
必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 主務大臣必要アリト認ムルモノニ對シ價格等ニ對スル給付ノ爲メニ定ムルモノ
價格ノ額、表示、命ズルコトヲ得

第十七條 主務大臣必要アリト認ムルモノニ對シ價格、品質、販賣方法、販賣場所等ニ對シ
制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十八條 主務大臣必要アリト認ムルモノニ對シ價格等ノ額、表示、品質、販賣方法、販賣場所等ニ對シ
制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

為シタルコトヲ得

第十九條 主務大臣ハ價格等ニ付統制額ノ改訂アリタル場合ニ於テ其ノ價格等ニ對スル給付ヲ為スヲ業トスル者ヨリ統制額ノ改訂ニ因ル差益ノ全部又ハ一部ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ處座

ニ納付セシムルコトヲ得

第二十條 主務大臣ハ價格等ニ對スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其

ノ者ノ為ス給付ニ對スル價格等ニ付特別ノ割増額ヲ附スヘキコトヲ命セラルコトヲ得

主務大臣ハ前項ノ者ヨリ其ノ割増額ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ノ命令ノ定ムル所ニ依リ

處座ニ納付セシムルコトヲ得

第二十一條 主務大臣ハ前二條ニ規定スル者ニ對シテ第十九條ノ差益又ハ前條ノ割増額ニ相當

スル收入ノ経理ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十二條 第十九條又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ納付スル金額ハ所得税法ニ依ル所得、法人税

ハニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益、計算ニ付之ヲ當該差益又ハ

割増額ニ相當スル收入ノ生ジタル年又ハ事業年度ノ必要經費又ハ損金ニ算入ス

第二十三條 第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依ル納付金ハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ徴收ス

ルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次ケテトス

第二十四條 物價ニ関スル重要事項ハ物價安定委員會ノ議ヲ經ベシ

物價安定委員會ノ組織及權限ハ別ニ之ヲ定ム

第二十五條 物價秩序ノ保持ニ當ラシムル爲物價監視委員ヲ置ク

第二十六條 物價監視委員ハ其ノ職務執行上必要ナル事項ニ関シ質問ヲ爲シ又ハ報告ヲ徵スル

コトヲ得

第二十七條 物價監視委員其ノ職務ヲ行フニ因リ本令違反ノ犯罪アリト思料スルトキハ告發ヲ

爲スベシ

第二十八條 物價監視委員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第二十九條 前四條ニ掲ケルモノヲ除クノ外物價監視委員ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第三十條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ物價ニ關シ報告ヲ徵シ、帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ命

令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他、

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京都ニ

在リテハ官規總則ニ言ム一又ハ當該主務大臣ノ所轄スル官衙ノ長ニ委任スルコトヲ得

第三十二條 本條ノ施行ニ関スル主務大臣ハ大藏大臣トス

第三十三條 三ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ是

反ニ兵部官制令ノ金額ノ統制額ニ依ル價格等ノ金額トシテ差額又ハ之ニ相當スル金額ノ三倍ノ

十萬圓ニ超スルトキハ罰金ハ當該差額又ハ金額ノ三倍以下トス

一 第三條ノ規定ニ違反シタル者

二 第九條ノ規定ニ違反シタル者

第三十四條 第十一條第一項又ハ第十二條乃至第十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲

役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第十二條ノ犯シタル者ハ該規定ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 第十一條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二萬圓以下ノ罰金ニ

處ス

第三十七條 七ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三十三條又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

此價格等ニ付爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

本令施行ノ際第四條ノ規定ニ依リ主務大臣統制額ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該指定ニ係ル價格等ニ付テハ前二項ノ場合ニ於テル統制額ノ當該指定ニ係ル統制額ニ改訂セラルタルモノト看做ス

第四十四條 舊令第二條第一項又ハ第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲メノ價格等ノ額ノ認可ハ之ヲ當該價格等ニ付各相當ノ行政官廳第一條四條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

前項ニ規定スル認可ニ係ル價格等ノ額ニ付舊令第三條第二項又ハ第四條ノ四第三項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲メノ價格等ノ額ニ付各相當ノ行政官廳ノ爲メノ價格等ニ付爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

前條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付テハ準用ス

第四十五條 舊令第二條第三項但書ハ同令第四條ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲メノ價格等ノ額ノ指定ハ之ヲ當該價格等ニ付各相當ノ行政官廳ノ爲メノ價格等ニ付爲シタル統制額ノ指定ト看做ス

裏面白紙

二付為シタル許可ト看做ス

第四十九條 前二條ニ規定スル場合ヲ除キ、以價格等ニ付舊令第一條第一項何章ノ規定ニ依リ行政官廳ノ許可ヲレ得合ニ於テ、當該許可ニ係ル額ニ當該價格等ニ付各何章ノ行政官廳ノ許可ハ、第三十一條ノ規定ニ依リ指定シタル額ト看做ス

第四十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十條 舊令ハ本令施行前ニ爲シテ行爲ニ關シテハ罰則ノ適用ニ付之ハ本令施行後ト雖モ其ノ效力ニ及ス

大日本帝國政府

物價騰の設置に關する說明要旨（於編審院）二一六一〇（第三稿）

一、最近の物價情勢は、海に容易ならざるものがあり、政府を悩ました。その対策には色々苦心致しをるのでありますが、物價の安定は通貨面、物資面、その他國民經濟の各般の部門に亘つて、総合的に強力な施策を講じた初めり可能であり、問題の一部一面を捉へる施策致しませんでした。眞の安定を期し得るものであります。これは、御承知の通りでありました。去る三月、政府が新物價體系を發表し、これを基礎とし、新なる物價統制に乗り出しましたのも、一方において財政なり、金融なりの面における強力な措置を前提とし、又他方において生産、輸送、配給等の面における適切な施策を前提としつゝ、且つ此等の施策と相併行して施策致しました次第なのであります。

二、政府は、斯様に問題を総合的に採り上げました。施策を推進し、終ります爲に、先般御審議を頂きました「經濟安定本部」を設けずるとも致し、物價に關する問題はその府下部において扱ふ予定であります。併し乍ら物價に關する施策の企畫、推進のみに止まらず、その實施に

裏面白紙

大日本帝國政府

つきました。も、強力な行政機關より総合的立場から之を一元的に行ふことが望ましいのであります。各方面からの要望もあり、又聯合軍司令部側の意向もございましたので、今國內閣直屬の機關として物價廳を設けることと致したのであります。

三 現在は大藏大臣が「物價一般」に關する事務を司掌し、大藏省物價部におきました。各省に跨る事務を綜合調整するといふ形で運営致し「おるのであります。本年三月「物價統制令」施行後は同令の施行に關する主務大臣を大藏大臣に一元化致しました。更にその一元的運営體制を強化致し「おつてをるのであります。併し斯様に一元的に運営し「おります上には、どうし「も機構の擴充強化が必要であります。しかも統一ある物價行政をやつ「おります上には、凡ゆる價格料金等の形成は之を綜合的見地から一元的に一つの官廳で處理し「ゆべきといふことが望ましいのでありますので、今回設置せられまは物價廳では各省に跨る物價行政を、一元的に扱ふことと致し、現在の大藏省物價部は之を廢止することと致したのであります。

裏面白紙

大日本帝國政府

物價を内閣直轄の官廳として設けること致しました理由は、第一に各省に跨る事務を綜合するといふ立場に於て第二に權力にやつて参ります上に於て、實質的には、各省大臣より優位に立ちます内閣總理大臣の権限として處理することをお當と考へましたからであります。かく致しますることにより、中々もすれば一省の立場に留りて綜合的な處理を缺く弊れのありました従来の弊を去り、又國は區域的立場にあり爲領關係に對して權力を發揚を爲し得なかつた憾みもなくなりまして、物價行政事務の圓滑適切なる運営を期することとが出來ること存するのであります。尤も從來内閣に置かれました郵傳の仕事は、やゝもすれば經濟の實體から浮いたものになり勝ちであり、郵務の推進に熱意を缺く場合もありましたことは否定出来ないのであります。今設置せられたる物價廳におきましては、相當の陣容を擁し、まして所謂實務を担當致しますこと、その陣容には關係各廳の経験ある官吏及び民間有能の士を入れます。常に關係各廳の進言や、經濟界の動向に即して事務を運轉せしむ

裏面白紙

大日本帝國政府

うに致し、又中野實の長官には商務大臣を充てました。前任は森田を以て事務に當り、且つ關係各官との交渉にも當る様に致しました。從來見られました様な弊を繰返さぬよう充分留意致して参りたいと存じてをります。

五 經濟安定本部は物價調整との關係について一言致しますならば、經濟安定本部は他の經濟政策と、物價政策とを総合的に結び付けました。實業推進策とのありますが、物價調整はその物價政策を實施する機關であるといふ風に考へて頂けばよいのであります。しかし元來「企業」と「官廳」とは互に懸せぬ問題でありましたから、兩者の間に密接な連絡を要するものであることは申す迄もありません。従ひまして、物價調整長官が「經濟安定會議」の構成員になりますことの外に、物價調整の「調整」は「調整」の構成員によりました。「企業」と「官廳」とは密接に結び付けますと共に、財政、金融、生産、輸送、配給、勞務等各方面の施策とも當時緊密な連絡を致しました。物價行政の關係を密接な連絡を致つて参りたいと考へてをるのであります。

裏面白紙

大日本帝國政府

六、勸業行政は従一制に又聯合的に行はれざる必要がありませぬので、原
則として中央において一元制に整理する積りでありますが、地方に
より経済の管轄にも別当があり、又新設の官署等の置設の迅速を期
する意味におきましても、地方行政の整理を必要といたします。

勸業行政の地方整理につきましてもは従来は中央から直ち之地方に
いふ結び付きありましたが、今回新たに地方官制整理を現在の
地方行政の管轄所在地に設置する事と致しまして、従来もそれ
は府縣相互に統一を缺き整理を怠りてをりました事を一以上の立場
から整理に整理致し、其の整理上、地方官制整理に際して整理
される必要のある官署等におきましても、地方官制整理におきま
しては整理の必要を認めずして、又中央と地方との間の意志の
疎隔を整理せらるるは整理を促さざる事と致したいと存じてをりま
す。

以上整理の要ありましても、整理に際する事柄が従来同様一元制
に整理せられておらなかつた事も多分ありましたものを、此の整理にそ

裏面白紙

大日本帝國政府

の責任部局を定めて一元的に取扱はせることに致したいと考へてを
ります。

セ以上物價統制の設置に關し、物價行政機構の全般に亘りまして概説
明申上げたのでありますが、物價の問題にせよ、或はその他の經濟
諸問題にせよ、政府の一方的な施策のみを以て、その實を擧げるこ
とは固より不可能であります。眞に國民自らの手により、自らの實
任において、物價秩序を再建し、經濟秩序を再建しようとする意志
と努力とが結實するのではなくては、新しき日本經濟の再建を望み得
ぬことは申す迄もないところであります。斯様な意味におきまして
物價行政に關し國民の積極的な協力機構として、その一は價格形成
その他物價に關する重要事項に付、政府の諮問機關としての物價安
定委員會が設置せられ、中央委員會は内閣に、地方委員會は各地方
物價事務局毎に設けられる確定であります。その二は各都道府縣に
物價監視委員の制度を設けまして、物價統制の施行確保に積極的に
活動して貰ふことと致してをります。その三は商業界の各種団体、價格

裏面白紙

大日本帝國政府

査定委員會等凡ゆる機關を廻しまして生産なり、配給なり、給又國民
生活なりと密接に結び付き、眞に官長一体となつて、物價行政の圓滑
適切な運営を圖つて参ります所存であります。何卒政府の意圖すると
ころを諒とせられ御審議を進められんことを願ひ上げます。
説明を参ります。

裏面白紙

秘

物價安定資金制度について（未定稿）

二一〇二〇
物 一 總

一 今日の如き異常な物資需給の状況下においては、物價体系の維持安定を確保する爲には、二重價格の採用、報獎金等の交付、企業の赤字經營を餘なくされる等を統制價格の形成もまた已むを得ぬところと考へられる。

二 併し乍ら右の場合、價格差の補助、報獎金等の支出、企業財政に對する補助を、徒らに赤字に償む國の一般會計の負擔とすることは、財政の健全化を齎らす所以でもないし、延いては又赤字財政に因るインフレの進行を激化することともなり、望ましいことではない。

三 ここに、かやうな異常な支出に對しては、その財源として特別の收入を豫定し、その支出はその財源の許す範圍内に止めることとし、かかる特別の支出と、特別の收入とを一つの特別會計として整理し、その收支の適合を圖るといふ「物價安定資金制度」を設けることとする。

裏面白紙

四 物價安定資金制度の大体の收支豫想は、二十二年度において別表の通り一應見込むことができる。収入に多少の余裕を見ておくことの方が、余れば一般会社に繰入れることはあつても、一般会計の厄介にはならないといふ建前を置く爲には、よいであらう。

五 物價安定資金制度としては、二つの案が考へられる。その一は、單なる資金特別會計とすることであつて、その性格は謂はば一つの特別勘定とも云へるものである。その二は、一種の事業特別會計とすることであつて、單に資金を受け入れ支出するばかりでなく、自ら物價安定資金を獲得する爲に必要な事業例へば富後の發行、特殊の物品の一手買取り高價販賣、特別の事業場の經營等をも營み得るととするのである。

別表 物價安定資金收支概算 (二十二年度) 單位百萬圓

收		入		出	
項目	金額	備考	項目	金額	備考
富織收入	二〇〇	年間費上二四億の内半額を收入とする	炭	二〇〇	出炭二〇〇万トンとし配炭はその九〇%の二四三万
馬券收入	五〇	年間費上二億の内四分ノ一を收入とする	報獎金	三〇	その六割に補給を要するが
特殊販賣益			海運	九〇〇	國鐵の分口八を除去し一六〇万トンに對しトン當一六〇
煙草	三〇〇	ピース、コロナ、葉巻	米穀價格差補給	一五〇	船舶運營會に補助
酒類	一〇〇	雜酒及び業務用酒類	肥料	三六〇	石當り五〇圓(生五〇〇〇に引下げの見込)の三〇〇〇
その他	一〇〇	味の素等	麥類價格差補給	三六〇	石當り一〇〇圓の二八〇万
價格差益	一〇〇	統制団体等をして積立てさせることは廢止する	獎勵金	二八〇	石當り一〇〇圓の二八〇万は廢止す
計	七二五〇		餘裕金	二五〇	石當り六〇圓の六〇〇万石
			計	七二五〇	

裏面白紙



16 2

第一、... (faint text)

一、...

二、...

三、...

四、...

その理由は

(山) コスト...

50

同...

内...

四 工...

三、...

二、...

裏面白紙

ない。

四 右により銀りに米價五五〇圓とする場合には、工業製品の價格水準は現在の公定價格水準に釘付けすることとなる。従つて石炭、運賃等その基礎をなすものの引上げ認めない。この場合には、石炭、米等の價格水準は大となるべく、その額を訂定時中なるも、支那の意見はこの方向なり。

但し現在より一割程度引上げて安定すべしといふ少數意見あり。

五 運賃等の特別割引の赤字は、輸入公債発行により獲得する方が更だ改訂によるよりも優劣少しとの意見なり。但し一割に無難あり。

六 賃金税制は、物價釘付けを以て行ふ従来の方針は、更に強化を要す。その具體的方法は、戦時中の日本の就労方式によるべきや否や或時中なるも、現在の水準は若干引上げを要すとの意見強し。但し物價安定による強制方式に詳細するを可と答ふ。

七 以上の方法により物價の強なる安定を圖らんとすれば、輸入による物價の安定は必ずしも、之に余力を加すべしとの意見大勢の一である。但し物價乃至は物價安定のために輸入といふ名目は正式に待出すことを強要せざるにより、便宜に修正して日割を越する強方すべしといふ方向にあり。

物價安定資金制度について (未定稿) 二二二、三物一總

第一趣旨

一、今日のような異常な経済条件下に於いては、物價の安定を
圖るため、次のような價格上の措置を行ふ必要がある。

1. 物價の循環的騰貴を避けるため、安定の基軸である重要
な物資又はサービスの需要者價格は、できる限り、これを低
置く必要がある。このため供給者價格をそのまま、需要者價
格としないで、その差額を補償する。

2. 供給の増加を刺激するため、一定量を超えざる供給を行つた
者に対して、報奨金を交付する。

3. 統制價格の設定又は改訂を行ふ場合に生ずる左の供給者
の損失を必要に應じ補償する。

(1) 近い将来に予定せられる操業條件の改善を織り込んで
統制價格を定められた場合、その条件が實現する迄に生ずる
損失

(2) 他の関連價格の改訂と同時に行ふ必要がある場合、その改
訂に至る迄に生ずる損失

(3) 原價計算の厳正な検討その他の調査期間中に生ずる損失
必要に應じ、これを補償する。

二、しかし、右の價格上の措置の財源が赤字公債によつて賄はれるな
らば、赤字公債によるインフレ進行の激化によつて、物價安定を圖ら
うとする右の措置の効果は失はれる。従つてその財源としては、赤
字公債以外の財源を特定し、右の措置の運用は、この財源の範囲内に
限定する必要がある。そうして、その財源は、財政の現況に顧みず、
余剰購買力の吸収によつて生ずる収入及び價格の改訂によつて生

する収入を予定すべきである。

第二 物價安定資金特別會計の創設

右の價格上の措置を行ふための、物價安定資金特別會計を創設し、収入支出の項目を次のように定め、支出は収入の範囲内に行ふこととする。

(註)特別會計制度としては、特殊り物品の一手買取り高價販賣、特殊の事業場の経営等を行ふことが出来る事業會計とする。ことも考へらるるが、これは実行が煩雜であるから、見合は丁のが適當である。

一 收入

1. 富くじ收入

2. 馬券收入

3. 特別高價販賣

(イ) 煙草(ピース、コロサ、葉巻等の高級煙草)

(ロ) 酒類(業務用酒類及び重要酒類以外の酒類) — 税相当部分
分をも含む)

(ハ) その他(味の素等) — 課税されるものについては、税相当部分をも含む)

4. 特殊事業場の免許料(特殊娛樂場等)

5. 統制價格引上げに伴ふ手持品の値上り益(統制団体その他に積立てさせることは廢止する)

6. 統制団体その他の保有する價格平衡資金

二 支出

1. 供給者價格と需要者價格との差額補償

米、麥類、肥料、石炭、船舶運賃等

二一定量に供給し得るに對する報奨金

米、麥類、石炭等

價格改訂を必要とする事情の生じた時から價格改訂の行はれ

天時等に生じた供給者之損失

必要に応じて、その都度決定する。

裏面白紙

物價安定資金制度の可否（メモ）二一、一二、四

可とする理由

一 形式的理由
一 一般會計が不適合を異常收入によつてあることは望ましいことではない。

二 不適合を支出と、不適合を收入とを對照させて整理することがあつて、全体的として財政の体系を適合なものとする所以である。

三 公債金の問題を一般會計から切り出すことによつて、あつて一般會計の適合性を維持することが出来る。

四 少くとも物價政策自体として、公債金の制度の持つインフレ促進といふ予見した効果を否定し得て、適合な案になる。

否とする理由

一 形式的理由
一 國の財政經濟全体が異常不適合なときであるから形式的理由によつて差へるよりも實質的の必要によつて差へるべきである。

二 一局部の財政が適合になることは必しも國の財政全体としてのバランスがとれることを効果あるものではないから、かやうな形式的名目的理由によつて差へるに満足すべきではない。

三 物價政策の立場として適合を委が得られるとしても、それ以前に一局部における満足に過ぎない。

二、實質的理由

(一) 今後價格調整を必要とする場合が擴張することと思はれるが、本制度によつて補給金操作は容易となり、物價政策の遂行に弾力性が得られる。

(二) 一定の枠の範圍内で支出するといふことになると、補給金の使ひ方も慎重になる。

(三) 補給金支出の必要が起つても弾力で財源を拓いて賄ふことなるから、その支は嚴格にある。

もし安定資金の支に余裕が早込まれるば、一般會計に補給してよい。

二、實質的理由

(一) 安定資金としての收支バランスを一應形式的に整へただけのこと、結局は一般會計に入るべき経費類の財源を取つてくゝるわけで、一般會計としてはやはり苦しい。

(二) 右の一定の収入は必ず得ることが確定されるのであるから、その収入の範圍内で左程必要でなく、その支出を確保するに足りぬ額を、前年度の費用を見れば、一般會計と全然財源が適合しないものな

らば、支出早達の如何により、収支を考へることとなるが、此の場合には、更に一般會計に繰入れまで出来る程に収入を早げようとする種々な努力は、恐らく期待出来ず、一般會計としては、却つて財源を分離した爲に不利な結果を早ることとなる。

(三) この會計自らの努力によつて財源が拓かれるのではなく、財源が一般會計と適合するのであるならば、支出が少ない早達なら、財源も少く早達せよし、支出が多いのなら、財源も多く早達せよといふだ

(四) 補給金制の持つ経済的效果を一元的に
 明瞭に把握出来る結果、これの運用に關
 する批判も正確を期し得るであらう
 (五) 價格決定権限を、補給金算算關係の權限と
 さが分離してある現在の構構が補給金制
 度の圓滑な運用に實質的に阻害してある
 點が改められる。

(四) 補給金制に關する支出のみを特に特別
 に獨立會計とすることは、却つて豫算
 制度を複雑にするのみである。
 (五) 補給金制に關する支出のみを特に特別
 に獨立會計とすることは、却つて豫算
 制度を複雑にするのみである。

裏面白紙

物價安定資金制度の可否（メモ）二一、一二、四

可とする理由

一 形式的理由

（一）一般會計が不健全を異常収入によつてゐることは望ましいことではない。

（二）不健全を支出と、不健全を収入とを對照させて整理することが却つて全体として財政の体系を健全なものとする所以である。

（三）補給金の問題を一般會計から切り離すことによつて、即ち一般會計の健全性を期待することができる。

（四）少くとも物價政策自体としては、補給金制度の持つインフレ促進といふ矛盾した効果を否定し得て、健全な委になる。

否とする理由

一 形式的理由

（一）國の財政經濟全体が異常不健全なときであるから形式的な理由によつて考へるよりも實質的を必要性によつて考へるべきである。

（二）一局部の財政が健全になることは必しも國の財政全体としてのバランスがとれることを効果あるものではないから、かやうな形式的な名目的な理由によつて徒らに満足すべきではない。

（三）物價政策の立場として健全な委が得られるとしても、それは單に一局部における満足に過ぎない。

ニ、實質的理由

(一) 今後價格調整を必要とする場合が頻繁する
ることと思はれるが、本制度によつて補
給金操作は容易となり、物價政策の遂行
に弾力性が得られる。

(二) 一定の枠の範囲内で支出するといふこと
になること、補給金の使ひ方も慎重になる。

(三) 補給金支出の必要が起つても獨力で財源
を拓きて賄ふこととなるから、財源は嚴格
にある。

(四) もし安定資金の財源に余裕が見込まれ
ば、一般會計に補給してもよい。

ニ、實質的理由

(一) 安定資金としての收支バランスを一應形
式的に整へただけのことでは、結局は一般
會計に入るべき相當額の財源を取つてく
るわけで、一般會計としてはやはり苦し
い。

(二) 右の一定の収入は必ず暮ることが確定さ
れるのであるから、その収入の範囲内で
左程必要でなくとも支出を決定すること
になり相である。制などの濫用を免れ、
なり、結果として、制などの濫用を免れ、
なり、結果として、制などの濫用を免れ、

(三) 一般會計と全然財源が競合しないものな
らば、支出見込の如何により收支を考へ
ることとなるが、此の場合には、更に
一般會計に繰入るまで出来る程に收入を
集めようとする積極的な努力は、恐らく期
待出来ず、一般會計としては、却つて財
源を分岐した爲に不利な結果を齎ること
となる。

(四) この會計自らの努力によつて財源が拓か
れるのではなく、財源が一般會計と競合
するのであるならば、支出が少くない見込
なら、財源も少く見込めばよし、支出が
多いのなら、財源も多く見込むといふだ

四 補給金制度の特つ経済的效果を一元的に
 明瞭に把握出来る結果、これの運用に關
 する批判も正確を期し得るであらう
 五 價格決定権限を、補給金算額關係の権限と
 しが分離してある現在の機構が補給金制
 度の圓滑な運用に實質的に阻害してある
 點が改められらる。

四 物價調整に關する支出のみを別に特別
 に獨立會計とすることは、却つて豫算
 制度を複雑にするのみである。
 五 中の各部分とをただ単に別に算し、或
 者、會計とすること外に、或る意味で、
 物價調整に關する支出のみを別に特別
 に獨立會計とすることは、却つて豫算
 制度を複雑にするのみである。

裏面白紙

物價安定資金制度の可否（メモ）二 一 二 四

可とする理由

一 形式的理由

一 一般會計が不健全な異常収入によつてゐることは望ましいことではない。

二 不健全な支出と、不健全な収入とを對照させて整理することが切つて全体として財政の体系を健全なものとする所以である。

三 納給金の問題を一般會計から切り離すことによつて、従つて一般會計の健全性を期待することができらる。

四 少くとも物價政策自体としては、増徴金制度の持つインフレ促進といふ矛盾した効果を否定し得て、健全な要となる。

否とする理由

一 形式的理由

一 國の財政經濟全体が異常不健全なときであるから形式的な理由によつて考へるよりも實質的な必要によつて考へるべきである。

二 一局部の財政が健全になることは必しも國の財政全体としてのバランスがとれることを効果あるものではないから、かやうな形式的な目的を理由によつて徒らに満足すべきではない。

三 物價政策の立場として健全な姿が得られるとしても、それは更に一局部における満足に過ぎない。

二 實務的理由

(一) 今後債務整理を必要とする場合が漸増することと照はれるが、本制度によつて健全な作は容易となり、債務整理の進行に弾力性が得られる。

(二) 一定の種の範囲内で支出するといふことになると、債権者の弱小方も保護になる。

(三) 債権者支出の必要がなつても、債権者が債権を振りて助ふこととなるから、支払は強制にある。

但し、一定の債権者の請求に命が通らざれば、一般債権に優先してよい。

二 實務的理由

(一) 安定資金としての收支バランスを一階形式に整へただけのことでは、結局は一般債権に入るべき財産の財源を削つてくるといふので、一般債権者としてはやはり苦しい。

(二) 本の一定の収入は必ずあることが確定されるので、その収入の範囲内で

十分必要でなく、その支出の範囲内になり得る。前記の債権者による債権の整理は、一般債権者の利益が優先しないといふのは、支出の範囲内により収入をへ

ることとなるから、その場合には、更に一般債権に優先して出される程に収入を上げようとする程、債権者の利益は益々削られる。一般債権者としては、さういふ財源を分した上に不利な結果を呈することとなる。

この債権者の利益によつて財源が削られるのではなく、財源が一般債権者と適合するのであるならば、支出が少くない財源から、財源も少くも返済の上し、支出が多いのなら、財源も多くも返済といふだ

(四) 補給金制度の持つ経済的效果を一元的に
 明瞭に把握出来る結果、これの運用に關
 する批判も正確を期し得るであらう
 (五) 價格決定権限を、補給金豫算關係の權限と
 しが分離してゐる現在の機構が補給金制
 度の圓滑な運用に實質的に阻害してゐる
 點が改められる。

中の特定部分をただ別に別に書き前
 獨立の會計として外なる意味がないで
 (四) 物價調整に關する支出のみを別に算別
 に獨立會計とすることは、却つて豫算
 制度を複雑にするのみである。

裏面白紙

物價安定資金制度の可否（メモ）二一三 四

可とする理由

一 形式的理由

→ 一般會計が不況金を異常收入によつてゐることと見做し得ることではない。

→ 不況金を支出し、不況金を収入とを對照させて見做すことがあつて企業として對等の地位を占むるものとする所以である。

→ 補給金の問題を一般會計から切り離すことによつて、あつて一般會計の健全性を維持することが出来る。

→ 少くとも物價政策自体として、物價安定資金の持つインフレ促進といふ矛盾した効果を否認し得て、善入なるにたる。

否とする理由

一 形式的理由

→ 國の財政經濟全体が異常不況なときであるから形式的な理由によつて差へるよりも實質的に必要によつて差へるべきである。

→ 一層國の財政が健全にたふことは以しる國の財政を本としてのバランスがとれることを意味するものでないから、かやうな形式的な名目的な理由によつて差へるに満足すべきでない。

→ 物價政策の立場として差入を委が得られるとしても、それは既に一層對における差入に過ぎない。

(三) 補給金制度の持つ経済的效果を一元的に
明瞭に把握出来る結果、この運用に關
する批判も正確を期し得るであらう
(四) 價格決定権限と、補給金豫算關係の権限と
とが分離してゐる現在の機構が補給金制
度の圓滑な運用に實質的に阻害してゐる
點が改められる。

四 物の價値に關する支出のみである。
に獨立會計とするときは、却つて豫算
制度を複雑にするのみである。
の中の特定部分をただ別に別記せし
むべきに外ならず、意味が別
衡たの會計とすべからざるは、
獨立會計とするときは、却つて豫算
制度を複雑にするのみである。

裏面白紙

物價安定資金制度の可否（メモ）二一、一二 四

可とする理由

一 形式的理由

→ 一般會計が不健全を異常收入によつて是ることは望ましいことではない。

→ 不健全を定出し、不健全を収入とを對照させて整理することが、従つて健全として財政の体系を健全なものとする所以である。

→ 健全の問題を一般會計から切り出すことによつて、従つて一般會計の健全性を維持することが出来る。

→ 少くとも物價政策自体としては、物價政策のインフレ促進といふ意味したる点を強調し、健全な形になる。

否とする理由

一 形式的理由

→ 國の財政經濟全体が異常不健全をときであるから形式的な理由によつて是へるよりも、實質的な理由によつて是へるべきである。

→ 一國の財政が健全になることは、必しも國の財政全般としてのバランスがとれることを意味するものではないから、かやうな形式的な目的を、由によつて是へるに満足すべきではない。

→ 物價政策の立場として、健全を要が得られるとしても、それは従つて一國の財政における健全に過ぎない。

(四) 補給金制度の持つ経済的効果を一元的に
 明瞭に把握出来る結果、これの運用に關
 する批判も正確を期し得るであらう

(六) 價格決定権限と、補給金總算關係の權限と
 とが分離してゐる現在の機構が補給金制
 度の圓滑な運用に實質的に阻害してゐる
 點が改められる。

のこのことになり、一般會計の收支項目
 の中の特定部分をただ別に別に並べ
 立てた會計として外なる意味がな
 ない。獨立會計とする支出のみを特別
 に獨立會計とすることは、却つて豫算
 制度を複雑にするのみである。

裏面白紙

通貨安定新金融法の可成（メモ）二一・一二 四

可とする理由

一 形式的理由

一 一般會計が不適合を異常収入によつてあることは疑わしいことではない。

二 不適合な支出と、不適合な収入とを等額と見做すことがあつて全体として一般の体系を適合なものとする所以である。

三 一般會計の範囲を一般會計から切り離すことによつて、あつて一般會計の健全性を維持することである。

四 少くとも物價政策自体としては、資金の持つインフレ促進といふ矛盾した結果を発生し得て、資金を要する。

否とする理由

一 形式的理由

一 國の財政經濟全体が異常不適合なときであるから形式的を理由によつて差へるよりも實質的な必要によつて差へるべきである。

二 一層部の財政が適合になることは必しも國の財政全体としてのバランスがとれることを意味するものではないから、かやうな形式的な目的を理由によつて差へるは満足すべきではない。

三 物價政策の立場として資金を差が得られるとしても、それは既に一層部における満足に過ぎない。

二、實質的理由

(一) 今後債務整理を必要とする場合が顕著することと附はれるが、本府債によつて補助金操作は容易となり、財政政策の遂行に弾力性が与えられる。

(二) 一定の枠の範囲内で支出するといふことになると、補助金の使ひ方も慎重になる。

(三) 補助金支出の必要が、いつても地方で財政を振り回すに必要であるから、支出は厳格にある。

(四) もしも定額補助金の取支に余裕が早送されたら、一般会計に補助してもよい。

二、實質的理由

(一) 安定資金としての收支バランスを一應形式的に整へただけのことでは、結局は一般会計に入るべき経常費の財源を確保するにわけて、一般会計としてはやはり苦し

(二) 右の一定の収入は必ずあることが確定されるのであるから、その収入の範囲内で左程必要でなく、その結果を繰上りするに

なり得る。制などの濫用を免れ、一般会計と全額補助金が適合しないものなれば、支出目録の範囲により支出をへることもなく、その割合には、補助金に一般会計に納入して出資する形に納入を助成する。一應補助金として、いつても財政を介したるに不利な結果を招くこととなる。

この有財源の形によつて財政が如何なるのであると、財源が一般会計と一般会計との間で、支出が少くない早送なら、財源も少く早送をよし、支出が多いのなら、財源も多く早送をいふた

(四) 補給金制度の持つ経済的效果を一元的に
 明瞭に把握出来る結果、これの運用に關
 する批判も正確を期し得るであらう

(五) 價格決定権限を、補給金豫算關係の權限
 とが分離してある現在の機構が補給金制
 度の圓滑な運用に實質的に阻害してある
 點が改められる。

けのこさなり、一般會計の收支項目
 の中の特定部分をただ單に別に書き並
 べた會計とすに外ならぬ、或は
 獨立の會計とすに外ならぬ、或は
 (四) 物價調整に關する支出の味を特別
 に獨立會計とすることには、却つて豫算
 制度を複雑にするのみである。

裏面白紙

裏面白紙

ニ、實質的理由

(一) 今後價格調整を必要とする場合が頻繁する
ることと思はれるが、本制度によつて補
給金操作は容易となり、物價政策の遂行
に努力性が利られる。

(二) 一定の枠の範囲内で支出するといふこと
になること、補給金の使ひ方も慎重になる。

自補給金支出の必要が起つても努力で財源
を拓りて賄ふことなるから、收支は嚴格
にある。

もし安定資金の取支に余裕が早込まれ
ば、一般會計に補給してもよい。

ニ、實質的理由

(一) 安定資金としての收支バランスを一應形
式的に整へただけのこと、結局は一般
會計に入るべき相當額の財源を取つてく
るわけ、一般會計としてはやはり苦し
い。

(二) 右の一定の収入は必ず得ることが確定さ
れるのであるから、その収入の範囲内で
左程必要でなくして、その結果、價格制
になり相成る。制などの濫用を見られる。
一般會計と全然財源が適合しないものな
らば、支出手段の如何により收支を考へ
ることなるが、此の場合には、更に
一般會計に入らないう程に収入を
増げようとする積極的な努力は、早く期
待出来ず、一般會計としては、却つて財
源を分離した爲に不利な結果を導くこと
となる。

(三) この會計自らの努力によつて財源が拓か
れるのではなく、財源が一般會計と適合
するのであるならば、支出が少くない見込
なら、財源も少く見込めよ、支出が
多いのなら、財源も多く見込めよといふだ

(四) 補給金制度の持つ経済的效果を一元的に
 明瞭に把握出来る結果、これの運用に關
 する批判も正確を期し得るであらう
 (内) 價格決定權限は、補給金算定關係の權限と
 しが分離してある現在の機構が補給金制
 度の圓滑な運用に實質的に阻害してある
 點が改められる。

(四) 補給金に關する支出のみを別に特別
 に獨立會計とするのは、却つて豫算
 制度を複雑にするのみである。
 中の特定部分をただ単に別に當き並
 べたの會計とすることに外ならず、
 獨立の會計とすることに外ならず、
 補給金に關する支出のみを別に特別
 に獨立會計とするのは、却つて豫算
 制度を複雑にするのみである。

裏面白紙

大日本帝國政府

糧食統制委員會資料目次

- 一、物價統制の設置に關する説明書
- 二、物價統制官制案
- 三、物價統制事務分限規程案
- 四、物價安定委員會官制案
- 五、物價行政規程案
- 六、物價統制に關するE、H、Qの指令
- 七、戰後物價對策基本要綱
- 八、物價体系の確立及び價格統制の方針に關する件
- 九、大藏省物價部臨時設置案
- 一〇、大藏省物價部分限規程
- 一一、物價行政規程に關する附屬案

昭二一、六一一

319

裏面白紙

大日本帝國政府

勅令第

號

物價總官制案

ノニノ六ノ四ノ一ノ九ノ七

第一條 物價總官は、内閣總理大臣の管理に屬し、物價に關する事務を掌る。

第二條 物價總官に左の職員を置く。

長官

次長

一人

部長

内閣事務官又は内閣技官

專任

三人一級

專任

七十九人二級

專任

百二十九人三級

長官は、國務大臣を以て、これに充てる。

裏面白紙

三ノ六ノ一ノ九ノ七

大日本帝國政府

第三條 物債に長官官房及び三部を置く。

長官官房及び各部の事務の分掌は、長官がこれを定める。

第四條 物債に参典若干人を置き、職務に参典させる。

参典は、内閣總理大臣の奏請によつて、各該各處の一般官吏及び學識経験ある者の中から、内閣でこれを命ずる。

参典は、その職務に關して知つた秘密を嚴守しなければならない。

第五條 長官は、内閣總理大臣の指揮監督を承けて、職務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官吏の進退を專行する。

第六條 次長は、長官を輔佐し、職務を掌理する。

第七條 部長は、一般の内閣事務官又は内閣技官を以て、これに充てらる。

上官の命を承けて、職務を掌理する。

第八條 内閣總理大臣は、必要と認めるときは、地方物債事務局を置き、物債總の事務を分掌させることができる。

裏面白紙

大日本帝國政府

附 録

この勅令は、公布の日から、これを施行する。
 大蔵省物價部臨時設置訓は、これを廢止する。
 この勅令施行の際現に大蔵事務官で大蔵省物價部に屬するものは、別に辭令を發せられないときは、同級を以て内閣事務官に任ぜられ
 たものとする。
 親任官及諸官級別令の一部を次のやうに改正する。
 親任官及諸官級別表の内閣の部中職與復與院總裁秘書官の項の次に左のやうに加へる。

物價部長

裏面白紙

教
11

物價廳事務分掌規程 (案) 昭二一、六七

第一條 長官官房に、庶務課を置き、部を次のやうに定める。

第一部

第二部

第三部

第二條 庶務課では、次のやうな事務を掌る。

- 一、 人事に關する事項
- 二、 長官及び次長の官印及び廳印の管守に關する事項
- 三、 會計に關する事項
- 四、 物價統制令による納付金の收入に關する事項
- 五、 廳中取締に關する事項
- 六、 職員の福利に關する事項
- 七、 他部課の主管に屬しない事項

第三條 第一部では、次のやうな事務を掌る。

裏面白紙

一、物價に關する諸施策の企畫及び綜合調整に關する事項

二、物價に關する重要事項に關する事務の綜合運用に關する事項

三、物價に關する諸施策の綜合考査に關する事項

四、物價に關する調査及び統計に關する事項

五、物價に關する法令に關する事項

六、物價安定の爲の國庫補助金及び統制団体その他業界の價格平衡

資金に關する事項

七、物價安定委員會に關する事項

八、物價監視委員に關する事項

第四條 第一部に總務課、調査課、國民生活課及び監視課を置く。

總務課では、次のやうな事務を掌る。

一、物價に關する諸施策の企畫及び綜合調整に關する事項

二、財政金融、生産配給、賃金給與その他物價に關する重要事項

に關する事務の綜合運用に關する事項

三、物價に關する法令に關する事項

由、物價安定の爲の國庫補助金及び統制団体その他業界の價格平衡

資金に關する事項

- 四 物價安定の爲の國庫補助金及統制團體その他業界の價格平衡資金に關する事項
- 五 物價安定委員會に關する事項
- 六 地方物價事務局に關する綜合事務に關する事項
- 七 文書の接受、配付、發送、編纂及び保存に關する事項
- 八 文書の非査及び進達に關する事項
- 九 官報掲載及び情報に關する事項
- 調査課では次のやうな事務を掌る
- 一 物價に關する調査及び情報蒐集に關する事項
- 二 物價に關する統計の作成、編纂及び配付に關する事項
- 三 物價に關する諸施策の啓發及び宣傳指導に關する事項
- 四 物價に關する内外の諸施策の調査及び研究に關する事項
- 民生生活課では次のやうな事務を掌る
- 一 家計に關する事項
- 二 消費組合に關する事項
- 三 その他國民の消費生活に關する事項

監視課では、次のやうな事務を掌る

- 一、物價に関する諸施策の綜合考査に關する事項
- 二、統制の履行確保に關する諸方策の綜合に關する事項
- 三、物價監視委員に關する事項

第五條 第二部では、次のやうな事務を掌る。

- 一、生産基礎物資の價格に關する事項
- 二、食糧品の價格に關する事項
- 三、國民生活用品の價格に關する事項
- 四、其他の生産物及工業品の價格に關する事項
- 五、前各號に掲げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

第六條 第二部に、附屬第一課、附屬第二課、附屬第三課及び價格庫

四課を置く。

價格第一課では、次のやうな事務を掌る。

- 一、石炭、鐵鋼、肥料、セメント、木材その他生産基礎物資の價格

に關する事項

二、 前各課の價格に關する事項

三、 前各課に掲げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

價格第二課では、次のやうな事務を掌る。

一、 食糧品の價格に關する事項

二、 前課に掲げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

價格第三課では、次のやうな事務を掌る。

一、 國民日常生活用品の價格に關する事項

二、 前課に掲げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

價格第四課では、次のやうな事務を掌る。

一、 他課の主管に關しない農林畜水産物及び工業品の價格に關する事項

三 前號に掲げたものの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

第七條 第三部では、次のやうな事務を掌る

一 不動産の價格及び賃貸料に關する事項

二 運送賃、電力料金、瓦斯料金等公共事業の料金に關する事項

三 入場料、宿泊料、修繕料、手数料その他各種の料金に關する事項

第八條 第三部に、不動産課公共事業課及び料金課を置く

不動産課では、次のやうな事務を掌る

一 土地及び建物の價格に關する事項

二 地代及び家賃に關する事項

三 公共事業課では、次のやうな事務を掌る

一 運送賃に關する事項

二 電力料金、瓦斯料金に關する事項

三 その他公共事業の料金に關する事項

- 料金課では次のやうな事務を掌る
- 一 入場料、宿泊料に關する事項
 - 二 修繕料、請負料、加工賃に關する事項
 - 三 その他各種の料金に關する事項

裏面白紙

光
12

大日本帝國政府

勅令第

物價安定委員會官制案

(二二) 一九〇

第一條 物價安定委員會は、内閣總理大臣の監督に屬し、物價統制令第二十條條の規定によりその構成員に關せしめられた事項を調査する。

物價安定委員會は、前條の事項について関係行政官廳に建議する
ことができる。

第二條 物價安定委員會は、中央物價安定委員(以下中央委員といふ)及び地方物價安定委員(以下地方委員といふ)とする。

中央委員は、内閣にこれを置く。

地方委員は、内閣總理大臣の定める區域ごとにこれを置き、内閣總理大臣の定める名簿を定する。

第三條 中央委員は、委員長一人、委員二十人以内でこれを組織する。

裏面白紙

大日本帝國政府

第四條の定員の外必要ある場合においては、臨時委員を置くことができる。

第四條 中央委員会の会長は、物産部長官を以て、これに充てる。副会長、委員及び臨時委員は、関係各級の一級官吏及び學識経験ある者の中から、内閣總理大臣の奏請によつて、内閣で、これを命ずる。

第五條 此の委員会は、會長二人及び委員三十人以内で、これを組織する。

第四條の定員の外必要ある場合においては、臨時委員を置くことができる。

第六條 地方委員会の場合は、各級各級の一級官吏の中から、委員及び臨時委員は、関係各級の一級又は二級の官吏及び學識経験ある者の中から、内閣總理大臣の奏請によつて、内閣でこれを命ずる。

第七條 會長は内閣を組織する。

裏面白紙

大日本帝國政府

閣員は、職務を履行し、職務が懸絶あるときは、その職務を代理する。

閣員及び閣員が不在あるときは、内閣総理大臣の指命する委員が職務の職務を代理する。

第八條 中央委員官に専門の知識を講究させるため、内閣委員を置くことができる。

内閣委員は、内閣総理大臣の指命によつて、職務を履行する者の中かゝり、内閣で、これを命ずる。

第九條 内閣委員は、内閣総理大臣及び閣員を置く。

閣員及び閣員は、内閣総理大臣の指命によつて、職務を履行する。閣員は二以上の官職及び職務を兼ねる者の中から、内閣で、これを命ずる。

閣員及び閣員は、上記の命を受けて、職務を履行する。閣員及び閣員は、上記の命を受けて、職務を履行する。

裏面白紙

大日本帝國政府

第十條 物價安定委員會の庶務は、物價廳においてこれを掌る。

附則

この勅令は、物價統制令第二十四條の規定施行の日から、これを施行する。

裏面白紙

大日本帝國政府

別紙

藏物第四六号

(昭和三年五月十日)

物價統制令による物々交換禁止規定の運用等につて

今般物價部に於ては物價統制令第十三条の運用に貴蔵
を三期を為期係各方面に別紙を據り取扱の運用等につて
通報せしむ

裏面白紙

大日本帝國政府

勅令

物價統制令による物々交換禁止規定の運用等について(案) 昭和二十一年六月九日(大藏省発表)

物價統制令第十三條(物々交換禁止)の規定の趣旨は、業者が賣買其の取引の對價として、金銀以外のものを要求し或は受領することを禁じて、たまたま物を所持する者のみが不當に有利な立場に立ち、物を持たないものは不利な立場に立つといふことの起らない様にし、需要者一般を對して平等な立場に於て取引させようとする意圖のものであつて、通貨の購買力としての價値を保護し、正常な貨幣經濟取引を一般的に維持確保しようとする目的のものであるから、その趣旨で運用する様に留意せられたい。尙解釋上問題となる點を二、三例示して參考に供する。

一、一般消費者相互間の物々交換について
規定は「業上」物々交換を爲すことを禁じてゐるのであるから、一般消費者同志が食料その他の必需品を個々に交換する行為は、取引の對象とはならない。知人親類との交換、隣組内での交換は、此の範圍を出ないのが普通であらう。差支ない場合が多いのである。組織的な日用品等の交換會については、交換を爲すものが不特定多数であり、

裏面白紙

大日本帝國政府

その中には差支がその商品を持ち込めた場合もあらうから、一律に差支
ないとは断へないが、行政官廳取は公共團體等に於て指率幹施し業者
の商品の持込を防止する様な措置を採るのか適宜と應はれる。かやう
に行政官廳の指率幹施に依り適切に行はれる場合は、「正當の事由あ
る」場合と認められる。
幹施

ニ工場相互間に於ける資材等の交換について

製品に對する原材料の不均衡を是正する爲、工場等の間に於て原材料
の交流を行ひ有無相違することは、具体的な製品の製造に必要な限度
に於て爲す場合に限り、「正當の事由ある場合」として認め得られる
も、かやうな取極を越へて原材料の獲得を圖るものは許されない。差
支り unnecessary 資材差支獲得することは許されない。

右の場合の外業者相互間で一般的に手持資材等を交換することは、生
産増進方策として甚だ有效なものであると考へられる場合もあるが、
之が業者間で無統制に行はれると、物資の計画生産、計画配給に支障

裏面白紙

を来たす場合もあらうし、又現に陸揚輸物資の供出が行はれてゐる際であるから、かかる資材交換はその都度又は期間を限つて適當な仲介機關（商工部消費、統制部、その信信用ある商社等）が關係官廳の承認を受けて行ふとか、その指導幹座の下に行ふやうにするのかよいと思はれる。此の場合には「正當の理由ある場合」として許容される（備考）

地方官、地方商工局長等に於ては要すれば承認書等（様式並宜）をその仲介機關に交付し取扱當局にも連絡を取る様にする方がよいと思はれる。

三、材料支給契約について

製造業者が注文に依り製造する場合、その製品の製造に必要な材料の支給を受けることは後配の旨の場合を除き原則として取締の動向とはならない。此の場合には製品代償からその支給された材料の代金が差引かれるのが當然であるが、別に製品代償として相償額を受領してゐるとすれば、統制額を超過することになるので、統制令違反となる（統

裏面白紙

大日本帝國政府

勅令第九條にことに注意すべきである。尙之に關しして左の諸點は解釋上注意を要する。

(一) その製品の材料（但し被たるを關係なむとを關はない）でないもの、又材料であつても注文品の製造に必要な程度を超へるもの、例へば注文品の製造に必要な以上の石灰を提供する場合の如きは取締の對象となる。

(二) 自ら團練等の材料に在り製造した製品を販賣する業態の者が、自らの材料に依り製造して販賣を爲し得るに拘らず、材料を支給する者に對してのみ製品を販賣するといふ態度を採ることは、正當の事田かなければ貨物販賣として取締の對象となる（統制令第十二條）。
目製業者ではない。假令それがその販賣する商品の製造に必要な材料とは計されない。假令それがその販賣する商品の製造に必要な材料であつても、販賣業者について材料支給業といふことは認められないから當然取締の對象となる（統制令第十二條、第十三條）。

裏面白紙

大日本帝國政府

四 統制令第十二條の取扱いの關係等について

「代償として金銭以外のものを受くる」とは、對價の全部に代へる場合も一部に代へる場合も兩方を意味する。「對價」(統制額たる否とを問はない)の外に「もの」を要求し、受領することは、負債附買買として統制令第十二條の取扱いの対象となる。従つて代償(統制額たる否とを問はない)の一部を物によつて受けとることを要求して突約を爲せば、第十二條と第十三條とは適合する場合は起る。何れか一方が正當の事由ありとされても(例へば材料支給契約の如き)、尙他方に於て取扱いの対象となる。同如くなる場合に於ても、對價として受せられる金銭の額と物の價額(統制額のあるもの)については統制額統制額のないものについては正當價額との合算が、統制額其他正當價額を超過する場合は、統制令違反となる。(統制令第三條、第九條)。

裏面白紙

大日本帝國政府

目ノ口ノ但書トシテ左ノ追加スルヲ

限界價格品目等の特處に充てる爲、百貨店具の他の販賣業者が正
規のカーブによつて配給を受け又は官頼の斡旋によつて若く官頼
の承認を受けて入手した資材を、製造業者に賣却又は委託加工の
目的で提供した場合に於ては、製造業者が此等の者に對し、物品を優
先的に提供することは正當の事由あるものとして、取締の對象とは
ならない。

（負擔附言）

裏面白紙

別紙

物價統制令による物々交換禁止規定の運用等について

物價統制令第十三條（物々交換禁止）の規定の趣旨は、業者が賣買其
他の取引の對價として、金鈔以外のものを要求し或は受領することを
禁じて、たまたま物を所持する者のみが不當に有利な立場に立ち、物を
持たないものは不利な立場に立つといふこととの起らない様にし、需要者
一般を總て平等な立場に於て取引せしめんとする意圖のものであつて、
通貨の購買力としての價値を保護し、正常な貨幣經濟取引を一般的に維
持確保しようとする目的のものであるから、その趣旨で運用する様に留
意せられたい。尙解釋上問題となる様な點を二、三例示して參考に供す
る。

一、一般消費者相互間の物々交換について

規定は「業務上」物々交換を爲すことを禁じてゐるのであるから、一
般消費者同志が食料その他の必需品を個々に交換する行爲は、取締の
對象とはならない。知人親戚との交換、隣組内での交換は、此の範圍

裏面白紙

を出ないのが普通であるから、差支ない場合が多い譯である。組織的な日用品等の交換命については、交換を爲すものが不特定多数であり、その中には業者がその商品を持ち込む場合もあろうから、一律に差支ないとは謂へないが、行政官廳或は公共團體等に於て指導斡旋し業者の商品の仕込を防止する様な措置を採るのが適當と思はれる。かやうに行政官廳の指導斡旋に依り適切に行はれる場合は、「正當の事由ある」場合を認められる。

二、工場相互間に於ける資材等の交換について

製造に對する原材料の不均衡を是正する爲め、工場等の間に於て原材料の交流を行ひ有無相通することは、具体的な製品の製造に必要な阻害に於て爲す場合に限り、「正當の事由ある場合」として認め得られる。かやうな阻害を招へず原材料の獲得を圖るものは許されない。(差支り不必要な資材を供給することとは許されない)

右の場合の外業者相互間で一般的に手持資材等を交換することは、生

産増加方策として適切有效なものであると考へられる場合もあるが、
之が業者間で無統制に行はれると、物資の計畫生産、計畫配給に支障
を來たす場合もあらうし、又現に隠匿物資の供出が行はれてある際
であるから、かかる資材交換はその都度又は期間を限つて適當な仲介
機關（商工經濟會、統制団体、その他信用ある商社等）が關係官廳の
承認を受けて行ふとか、その指導幹施の下に行ふやうにするのがよい
と思はれる。此の場合には「正當の事由ある場合」として許容される

（備考）

地方廳。地方商工局等に於ては要すれば承認書等（様式適宜）を
その仲介機關に交付し取締當局にも連絡を取る様にする方がよい
と思はれる。

三、材料支給契約について

製造業者が注文に依り製造する場合、その製品の製造に必要な材料の
支給を受けることは後記の（二）の場合を除き原則として取締の対象とは

ならない。此の場合には製品代價からその支給された材料の代金が差引かれるのが當然であるが、別に製品代價として相當額を受領してゐるとすれば、統制額を超過することになるので、統制令違反となる（統制令第九條）ことに注意すべきである。尙之に關聯して左の諸點は解釋上注意を要する。

(一)その製品の材料（直接たるを問はない）でないもの、又材料であつても在成品の製造に必要な限度を超へるもの、例へば注成品の製造に必要以上の石灰を供給する場合の如きは取締の對象となる。

(二)自ら配給等の材料に依り製造した製品を販賣する業態の者が、自らの材料に依り製造して販賣を爲し得るに拘らず、材料を支給する者に対してのみ製品を販賣するといふ態度を採ることは、正當の理由がなければ負擔付賣買として取締の對象となる（統制令第十二條）。但し限界價格品目等の製造に充てる爲、百貨店其の他の販賣業者が

正扱のルットによつて配給を受け又は官廳の幹旋によつて若は官廳の承認を受けて入手した資材を、製造業者に貸却又は委託加工の目的で提供した場合に於ては製造業者が此等の者に對し製品を優先的に提供することは正當の事由あるものとして、負擔付買買取締の義務はならない。

製造業者ではない單なる販賣業者が對價に代へて物資を受領することは許されない。假令それがその販賣する商品の製造に必要な材料であつても。販賣業者について材料支給契約といふことは認められないから當然取締の對象となる。統制令第十二條、第十三條、

統制令第十二條の規定との關係等について

「對價として金貨以外のものを受くる」ことは、對價の全部に代へる場合も一部に代へる場合も兩方を意味する。「對價」(統制額たる)ことを問はないの外に「もの」を要求し、受領することは、負擔付買として統制令第十二條の取締の對象となる。従つて代價(統制額た

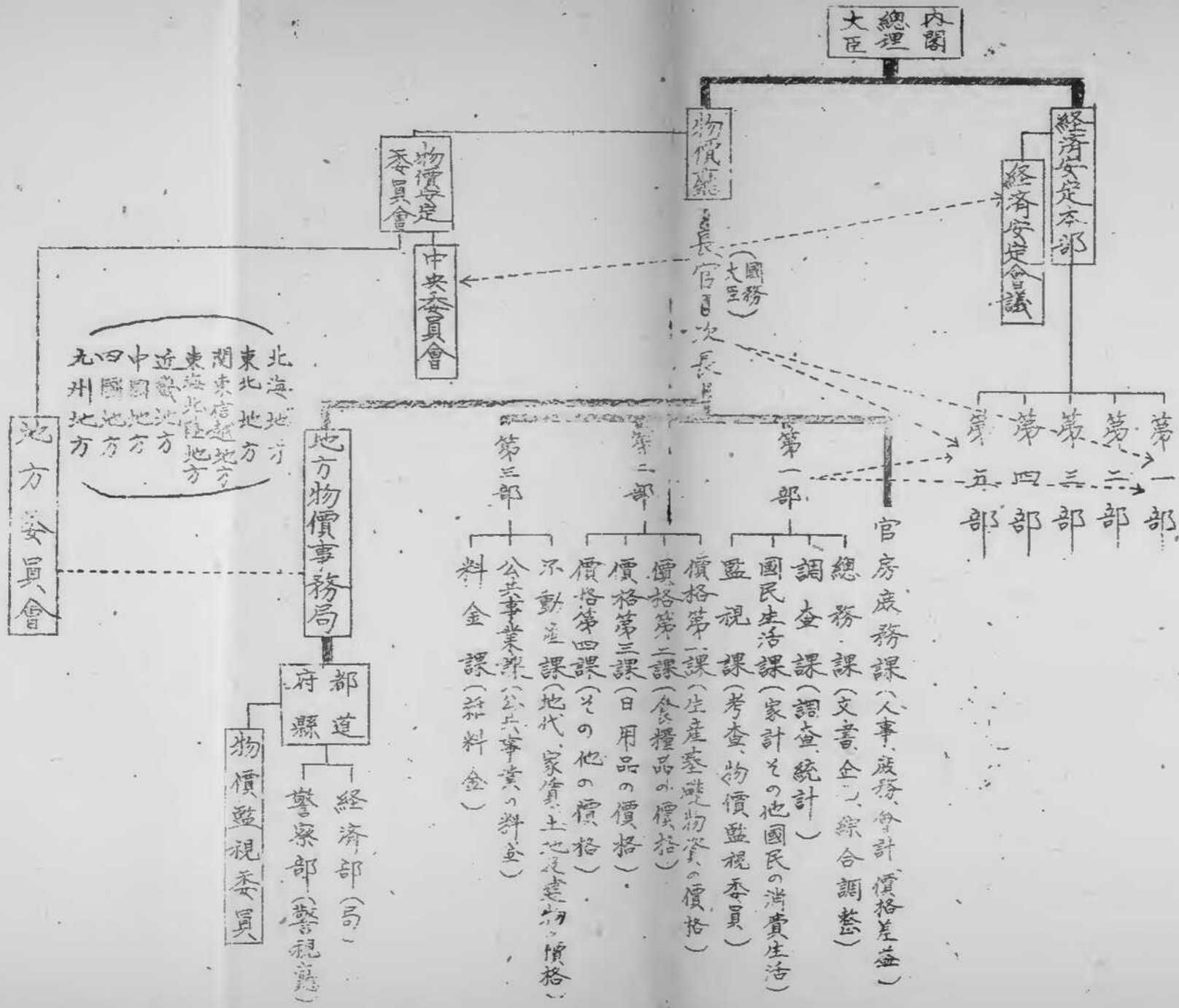
ろと否とを問はない。この一部を物によつて受けざることを要求して契約を爲せば、第十二條と第十三條とは適合する場合が起る。何れか一方が正常の事由ありとされても、列へば材料支給契約の如き、尙他方に於て取締の對象となる。尙如何なる場合に於ても、封鎖として授受せられる金貨の額と物の改額へ統制額のあるものについては統制額統制額のないものについては正當價格との合計が、統制額其他正當價格を超過する場合は、統制令違反となる。統制令第三條、第九條。

Vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are small and difficult to read due to the image quality and bleed-through.

1273
卷342 14加卷

物價行政機構一覽

(二一、六一〇)



(一) 中央廳
 物價廳定員配置表 (二、六、一四)
 (二) 地方物價事務局

項目	一級官		二級官		三級官	
	課長	事務官	課長	事務官	課長	事務官
次長	1					
庶務課					1	2
第一部長	1					
總務課			1	5	1	0
調查課			1	2	1	5
國民保護			1	2	1	5
監視課			1	2	1	5
(小計)			4	11	3	15

物價事務局別	二級官	三級官
東北	4	5
関東信越	6	9
東海北陸	5	6
近畿	6	9
中國	3	4
四國	2	4
九州	4	6
北海	2	3
合計	32	46

項目	一級官		二級官		三級官	
	課長	事務官	課長	事務官	課長	事務官
第二部長	1					
價格課			1	4	1	7
價格課			1	4	1	7
價格課			1	4	1	7
價格課			1	4	1	7
價格課			1	4	1	7
(小計)			4	16	3	21
第三部長	1					
不動産課			1	2	1	6
金庫課			1	2	1	5
料金課			1	2	1	5
(小計)			3	6	3	16
合計	4		7	22	6	37

裏面白紙

物價庁の設置に關するE.H.Q.當局の意向
（二一六）一八 大藏省物價部

日本の現状においては、物價統制が困難な仕事であること認めらるが、しかし極めて必要な重大な仕事であることを指摘し、常に昨年九月十二日の指令第三號「經濟統制に關する指令」を引用してE.H.Q.當局は重大なる關心を有する旨を強調してゐる。此の旨趣からE.H.Q.當局は物價行政機構の一元的進化を熱心に主張してゐるのである。去る三月、物價統制令の施行に當り、E.H.Q.側は從來物價行政に關する主務大臣が夫々所管の物資毎に各省大臣となつてゐるのを一元化するを條件として同令の施行を承認し、日本側としては取敢ず物價統制令の施行に關する主務大臣を大藏大臣に一元化してその要求に答へること共に、直ちに一元的且強力な物價行政機構の設置と、綜合的立場から經濟統制企業推進する機構としての經濟安定本部の設置とを構想したのである。經濟安定本部の問題は内閣審議室と法制局とが共同して立案を進めることとなつたが、物價行政機構の設置は之と相併行して大藏省物價部と法制

屬さが共同して立案を進めた。結局内閣直屬の物價廳を經濟安本部とは別個に設置するといふ成案を得て、G. H. Q. 側の承認を得たのであるが、ここに物價廳の設置に關聯してG. H. Q. 當局が日本政府當局に示した意向及び之に對する日本側の答への中重要な事項を摘記すれば、次の通りである。

一、物價廳を物價省として、長官は各省大臣と同じ権限を持たせること。
（この意見に對しては、獨立の省とするに、形式的には強化された様になるが、實質的には各省との關係もあり弱体となる恐れがあり寧ろ仕事の性質から考へて形式的には内閣總理大臣の権限として、實質的には物價廳長官に権限を與へる様にしたいといふ日本側の申出を承認した。）

二、物價廳長官は價格、料金等の一切について最後の決定を行ふ権限を專有するものとすること。

（問題となるのは國鐵運費とか、米麥の政府買上、賣渡の價格とか所謂國營事業の價格、料金の決定であつて、日本側はかようなもの

については、事業の運営主体たる所管大臣の立場もあるもので共管とする方が行政運営の円滑を期する爲には却つてよろしいといふ意見を示したところ、形式的にはそれでよいが、實質的には物價騰貴で最終的に決定をする様にこのことで承認した。

且物價騰貴の機構陣容を強化し、食糧、基礎資材、消費資材（日用品）の價格を検討する際は少くとも部に昇格させることとし、又その際にも各種の價格及び料金毎に政府及び民間のエキスパートを描いて専決する機にすること。

（米國の物價安定局OPAの實例を示して、その極大な人的スタッフを描へてゐる點、その仕事を細かく分擔してゐる點等を指摘し、日本物の物價統制當局もその程度の機構陣容を擁して強力に運営されるべきであるとの意向を示した。これに對して日本側は、當初から極大な機構陣容を擁しても、仲々その實際の運営は難しいし、又新機構は一日も速く出發する必要があるから、一先ブスタートしてをいいて状況により漸次必要さらば益々大強化してゆく様にしたいと申出でQ H Q側の意向も汲んで若干機構陣容を擴大して官房三部十二課と

して一應承認を得た。

物價行政は可及的に中央廳で統一的に行ふ様にし、地方的に處理する場合も「地方物價事務局」で處理することとして、地方廳に對しては權限を委譲しない方針とすること。

（米國に於ても州政府に價格行政を行はせないで、O.P.A.か、その直轄の全國十二ヶ所の出張所が之を行ふ様にしてゐることを示し、地方廳に任せただけでは行政の統一を缺く恐れがあるといふ意向を示した。日本側もこの點は同感であるが、從來地方廳がやつて來たのを一時に切り換へることも、實際問題としては困難なことであり、又地方廳にやらせることにした方がよいものもあるので、その際は中央から示した基準に従つて處理し、その他物價廳の監督指示の下に地方廳が處理する場合も認めらるやうにしたい。又その際は「地方物價事務局」が府縣間の統一調整に當るやうにしたいといふ方針を述べ、G.H.Q.側もこれを承認した。）

五、經濟安定本部と物價廳の關係については、前者が企畫官廳であり後

者が實施官廳であること、しかし常に密接な連絡を保持して運営さるべきこと。

(此の意味で當初GHQ側は物價廳長官には經濟安定本部の総務長官たる國務大臣を充てるやうにとの意見を示したが、後にそれでは多忙で物價行政の推進が疎かになる惧れがあるから、専任者を置くやうにとの意見に変わった。物價廳長官が經濟安定會議のメンバーとなること、又物價廳の職員と經濟安定本部の部員との兼任制等の人的な結び付きにより、特に經濟安定本部の第五部とは、一体的に動くことを日本側から説明し、GHQ側もその方針に賛成した。)

六、物價安定委員會を諮問機關とすること。

(物價安定委員會は當初は議決機關となつてをり、日本側としてはこの委員會の運営によつて、行政の民主化、官民一体の統制を意圖してゐたのであつたが、GHQ側は議決機關としては却つて實際の

行政事務が拘束されて運営の圓滑を缺く惧れのあること、又民間の意見を入れるといふことは、現在の日本の状態では却つて行政の公正妥當を失ふ惧れのあること等を指摘し、寧ろ物價廳の職員として民間有能の士を廣く登用すべきことを勧告したので、日本側はその方針でゆくこととし物價安定委員會を諮問機關とすることとした。

裏面白紙

物價廳の設置に關する説明要旨

二一、六 一八

一、最近の物價情勢は、洵に容易ならざるものがあり、政府と致しましたが、物價の安定はもその對策には色々と腐心致してをるのでありますが、物價の安定は通貨面、物資面、その他國民經濟の各般の部門に亘つて、綜合的に強力な施策を講じて初めて可能であり、問題の一部一局面を捉へて施策致しましても、眞の安定は期し得ぬものでありますことは、御承知の通りであります。

二、政府は、斯様に問題を綜合的に採り上げまして施策を推進して参ります爲に「經濟安定本部」を設置し、物價に關する重要施策は他の施策と綜合的に關聯せしめまして、その第五部において扱はせることと致しますると共に、その實施につきましても、強力な行政機關により綜合的立場から之を一元的に行ふことと致し、今同内閣直屬の機關として物價廳を設けることと致したのであります。尙これにつきましましては聯合軍司令部當局の強い希望がございましたことを特に申添へてをきます。

三、物價廳を内閣直屬の官廳として設けることと致しました理由は、第一に各省に跨る事務を総合するといふ立場に於て、第二に強力にやつて参ります上に於て、實質的には各省大臣より優位に立ちます内閣總理大臣の権限として處理することを適當と考へましたからでありまして、ここに關係各廳の經驗ある官吏及び民間有能の士を入れまして常に關係各廳の施策や、經濟界の動きに即して事務を處理するよう致し、又物價廳の長官には國務大臣を充てまして強力且適切な行政の運営を期する方針であります。

四、經濟安定本部と物價廳との關係については、經濟安定本部が他の經濟諸施策と、物價施策とを総合的に結び付けまして策案推進致す企畫官廳であるのに對しまして、物價廳はその實施官廳であります。この兩者の間の密接な連絡關係は物價廳長官が「經濟安定會議」の傍成員になりますことの外に、物價廳の職員と經濟安定本部の職員との兼任制によりまして特に經濟安定本部の第五部とは一体的に運営されるように致し、又財政、金融、生産、輸送、配給、勞務等各方面の施策とも常

時緊密な連絡を持しまして、物價行政の圓滑適切な運営を圖つて参りたいと考へてをります。

爲物價行政の地方機構につきましてもは從來は中央から直ちに地方廳といふ結び付きでありましたが、今回新たに地方物價事務局を現在の地方行政事務局所在地毎に設置する構に致しまして、府縣に於て處理する行政事務の統一調整に當らせますと共に、事の性質上數府縣に跨つて處理される必要がある場合は、地方物價事務局におきまして價格形成等を處理致す構にし、又中央と地方廳との間の意志の疎通を圓滑ならしめる役割を果さざる構に致したいと存してをります。

尙此の機會に地方廳に於きましても物價に關する責任部課を定めて一元的に取扱はせることに致したいと考へてをります。

爲物價の問題にせよ、或はその他の經濟諸問題にせよ、政府の一方的な施策のみを以て、その實を擧げること尙國より不可能でありまして、眞に國民自らの手により、自らの責任において、物價秩序を再

建し、経済秩序を再建しようとする意志と努力とが結實するのでなくしては、新しき日本経済の再建を望み得ぬことは申す迄もないところでありませう。物價行政に關する國民の積極的な協力機構を致しましては、價格形成その他物價に關する重要事項に付、政府の諮問機關としての物價安定委員會が設置せられ、中央委員會は内閣に、地方委員會は各地方物價事務局毎に設けられる豫定であります。又各都道府縣毎に設けられました物價審視委員によりまして、物價統制の勵行確保に協力して貰ふことと致してをります。その他業界の各種團體、價格査定委員會等凡ゆる機關を通しまして生産なり、配給なり、殊又國民生活なりと密接に結び付き、眞に官民一体となつて物價行政の圓滑適切な運営を圖つて参ります所存であります。何卒政府の意圖するところを諒させられ御審議を進められんことを願ひます。

説明を終わります。

勅令第三百八十一号

物産庁官制

勅令第三百八十一号 (昭和三十八.二.二)	改正	勅令第三百九十九号 (昭和三十九.一.一)
勅令第三百七十三号 (昭和三十八.一.一)	第一	号昭三十九.四.一
号昭三十九.三.三	第二	号昭三十九.三.三
号昭三十九.三.三	第三	号昭三十九.三.三
号昭三十九.三.三	第四	号昭三十九.三.三
号昭三十九.三.三	第五	号昭三十九.三.三
号昭三十九.三.三	第六	号昭三十九.三.三
号昭三十九.三.三	第七	号昭三十九.三.三

物産庁官制

第一條 物産庁は、内閣総理大臣の管理に属し、物産に関する事務を掌る。

第二條 物産庁には、左の職員を置く。

長官

次長

一人

部長

総理庁事務官より総理庁技官

兼任十三人

一級

専任百九十一人

兼任三百八十五人

第一條 物産庁は、内閣総理大臣の管理に属し、物産に関する事務を掌る。

第二條 物産庁には、左の職員を置く。

長官

次長

一人

部長

総理庁事務官より総理庁技官

兼任十三人

専任百九十一人

兼任三百八十五人

第三條 物産庁は、内閣総理大臣の管理に属し、物産に関する事務を掌る。

第四條 物産庁には、左の職員を置く。

第五條 内閣総理大臣の奏請によつて、関係各職の一級官吏及び公學識

経験者たる者の中から、内閣がこれに命ずる。

第六條 長官は、その職務に關して知つた秘密を漏洩し得ず。

第七條 職員は、その職務に關して、内閣総理大臣の指揮監督を承りて、職務を履行し、所部

の職員を指揮監督し、三級官吏の進退を掌理する。

第八條 次長は、長官を補佐し、職務を掌理する。

第九條 部長は、一級の総理庁事務官又は総理庁技官を以て、これに充て

部長は上官の命を承け、部務を掌理する。
 第八條 内閣総理大臣は、必要と認めるときは、地方物産事務局を置き、物産
 廳の事務を分掌せしむることとなる。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。
 大藏省物産部臨時設置勅令、これを廢止する。
 この勅令施行の際現に大藏省物産部を有するものは別件
 令を發せられ、いとも、同部を以て、内閣事務官に任ぜられ、
 ちかとする。
 親任官及諸官級別令の一部を次のように改正する。
 親任官及諸官級別表の内閣の部中、秋葉實業院總裁秘書官の項の次に次の
 如くを加える。

物産部次長

- 八 物價に關する調査及び統計の報告 調査に關する事項
- 九 物價安定のための特種補助金を及ぼす價格平復資金に關する事項
- 十 價格調整公団に關する調査の事項に關する事項

第四條 第一項に於ける調査 整理 調査 調査の執行方法を置く

總務課では次のような事項を掌る

- 一 物價に關する実施事項の企画及びその調整に關する事項
- 二 財政金融 主要配給 價格統制その他物價に關する重要事項に關する事務上の安全連絡に關する事項
- 三 物價に關する実施事項の立案及び宣傳指導に關する事項
- 四 物價に關する法令に關する事項
- 五 物價安定委員会に關する事項
- 六 地方物價事務局に關する調査の事項に關する事項
- 七 文書の整理及び送達に關する事項
- 八 公文書類及び成案の整理のほかに編纂保存に關する事項

- 九 官報報告及び情報事務に關する事項
- 十 原價計算の統一に關する事項
- 十一 價格調整公団に關する調査の事項に關する事項
- 十二 仕配師の生活に關する調査
- 十三 整理部より次のような事項を掌る
 - 一 物價安定のための特種補助金を及ぼす事項
 - 二 價格平復資金に關する事項
 - 三 物價調整令による價格平復の調査及び対策に關する事項
 - 四 調査課における調査の事項
- 一 物價に關する調査及び情報整理に關する事項
- 二 物價に關する統計の作成 編纂及び報告に關する事項
- 三 物價に關する内外の諸施策の調査及び研究に關する事項
- 四 家計その他國民の消費生活に關する事項
- 五 圖書の備付及整理に關する事項

歩外課とは次のようなる事務を掌る

一 物價に關する歩外連絡に關する事項

第五條 第二部では次のようなる事務を掌る

一 食糧品の價格に關する事項

二 前号に掲げられたもの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

項

第六條 第二部は、主要食品課、生鮮食品課及び工業食品課を置く

主要食品課では次のようなる事務を掌る

一 主要食糧、同加工品及び酒の價格に關する事項

二 前号に掲げられたもの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

項

三 第二部の主管であつて配給に屬しをい事務

生鮮食品課とは次のようなる事務を掌る

一 青果、鮮魚介、肉、卵、牛乳、その他^{（付取）}生鮮食品及び同加工品並びに茶

の價格に關する事項

二 前号に掲げられたもの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

項

工業食品課では次のようなる事務を掌る

一 調味料、罐詰、食用油脂、飲料、菓子、その他工業食品の價格に關する事項

二 前号に掲げられたもの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

項

第七條 第三部では次のようなる事務を掌る

一 生産基礎物資の價格（電気及び瓦斯の料金を含む）に關する事項

二 その他の鉱産物（土石を含む）及び工業品（國民生活用品及工業食品を除く）の價格に關する事項

三 前各号に掲げられたもの生産乃至配給に關する事務との連絡に關する事項

事項

事項

第一條 第三項に 動力源、金屬、機械、化學第一課及び化學第二課を置く。

動力源では、次のように事務を掌る。

- 一 石灰、石膏、石炭、瓦斯及び電力の價格に関する事項
- 二 前号に掲げたものの生産を支配する事務との連絡に関する事項

三 第三項の主管であつて、他課に属しない事項

金屬課では、次のように事務を掌る。

- 一 鉄、非鉄金屬及び銻石の價格に関する事項
- 二 前号に掲げたものの生産を支配する事務との連絡に関する事項

機械課では、次のように事務を掌る。

- 一 電氣機械、産業機械、工作機械、自動車、車輛その他の機械工業製品（船舶を除く）の價格に関する事項

二 前号に掲げたものの生産を支配する事務との連絡に関する事項

項

化學第一課では次のように事務を掌る。

- 一 塩、ソーダ灰、苛性ソーダ、硫酸、アンモニア、~~炭酸~~カーバイド
- 二 化學肥料その他の無機化學製品の價格に関する事項
- 三 前号に掲げたものの生産を支配する事務との連絡に関する事項

項

化學第二課では次のように事務を掌る。

- 一 セメント、硝子その他の窯業系（へ陶磁器類及び珪酸鉄を除外）並びにセメント製品及び石棉製品類の價格に関する事項
- 二 タール製品、タール中間物、合成染料、顔料類、塗料類、~~硝子~~アセトン、ノクノール、ホルマリン、アルコール、火薬類、~~合成樹脂~~その他の有機化學製品の價格に関する事項
- 三 前号に掲げたものの生産を支配する事務との連絡に関する事項

事項

第九條 第四節では、次のような事務を掌る。

- 一 國民生活用品の価格に関する事項
- 二 地産の主管に属し且い農林畜水産物の価格に関する事項
- 三 輸出入品及輸入品の価格に関する総合事務に関する事項
- 四 輸出品の価格審査委員会に関する事項
- 五 前第一号及び第二号に掲げられたる生産乃至配給に関する事務との連絡に関する事項

第十條 第四節に、繊維課、日用品課、特産課及び輸出入品課を置く。

- 一 輸、スフ、絹、毛、その他繊維製品、紙及びパルプの価格に関する事項
- 二 前号に掲げられたる生産乃至配給に関する事務との連絡に関する事項
- 三 第四節の主管であつて、地課に属し且い事項

日用品課では、次のような事務を掌る。

一 家庭用品、事務用品、医薬品、衛生品その他國民日用生活用品の価格に関する事項

二 前号に掲げられたる生産乃至配給に関する事務との連絡に関する事項
特産課では、次のような事務を掌る

- 一 木材、薪炭、藁、生糸、麻、銅料、煙草その他地産物の主管に属し且い農林畜水産物の価格に関する事項

二 前号に掲げられたる生産乃至配給に関する事務との連絡に関する事項
輸出入品課では、次のような事務を掌る。

- 一 輸出品の価格に関する総合事務に関する事項
- 二 輸出品の価格審査委員会に関する事項

三 輸入品及び価格に関する総合事務に関する事項
第十一條 第五節では、次のような事務を掌る。

- 一 不動産の価格及び賃貸料に関する事項
- 二 運送費に関する事項

三 公営事業の利益を確保する事項
 四 保険料、修繕料、手数料、その他各種の税金に關する事項
 第十二條 第五節に於ける事項は、少額を算定及び税金課税を要し、
 不動産課で、次のようなる事務を掌る。

- 一 土地、建築物の鑑定に關する事項
 - 二 地代、賃借料、小作料、墾田料に關する事項
 - 三 借地権及び借家権の登記に關する事項
 - 四 建築費、燃料及び建物修繕料に關する事項
 - 五 第五節の主管で定め、他課に屬しない事項
- 又通事課では次のようなる事務を掌る。
- 一 陸運及び水運の運賃に關する事項
 - 二 荷役料、運搬手数料その他陸運及び水運に關する作業諸料金に關する事項
 - 三 倉庫料金に關する事項
 - 四 船舶の價格、修繕料及び修繕料に關する事項

料生課では、次のようなる事務を掌る。

- 一 郵便、電信、電話、放送、新聞、水道及び保険の料金に關する事項
- 二 修繕料、加工費、保管料、賃貸料、諸項料、手数料等に關する事項
- 三 入場料、宿泊料、倉庫料、其他各種料金に關する事項

27

物價臨時地方物價事務局及地方物價安定委員会設置に
関する件 (昭二一八二内閣告示第二二号)

第一條 物價臨時第八條の規定により、仙臺市、東京部、名古屋
市、大阪市、廣島市、高松市、福岡市及び札幌市に地方物價事務
局を置く、その名称及び管轄区域は別表による。

第二條 物價安定委員会官制第二條第三項の規定により、地方物價
事務局の管轄区域毎に物價安定委員会の地方物價安定委員会を置
く、その所在地及び名称は別表による。

物價臨時

裏面白紙

裏面白紙

名称	管轄区域	地方物價安定委員會の名称
仙臺市 仙臺地方物價事務局	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣	地方物價安定委員會 仙臺地方物價安定委員會
東京都 東京地方物價事務局	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣	東京地方物價安定委員會
名古屋市 名古屋地方物價事務局	岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、富山縣	名古屋地方物價安定委員會
大阪市 大阪地方物價事務局	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣	大阪地方物價安定委員會
廣島市 廣島地方物價事務局	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣	廣島地方物價安定委員會
高松市 高松地方物價事務局	德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣	高松地方物價安定委員會
福岡市 福岡地方物價事務局	福岡縣、佐賀縣、長門縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖縄縣	福岡地方物價安定委員會

物價

札幌市
札幌地方物
價事務局
北海道

札幌地方物價
安定委員会

物價表

369

裏面白紙

物價統制設置に關するGHQ當局の意向

(二一六二八大藏省物價部)

日本の現状に於りては、物價統制が困難な仕事であることは認めらるべし。しかし極めて重要な重大な仕事であることには指摘し、常に昨年九月二十三日の指令第三号「經濟統制に關する指令」を引用してGHQ当局は重大なる関心を有する旨を強調してゐる。此の見地からGHQ当局は物價行政機構の一元的強化を熱心に主張してゐるのである。云々三月、物價統制令の施行に當り、GHQ側は従来物價行政に關する主務大臣が夫々所管の物資毎に各省大臣となつてゐるのを一元化する事を條件として同令の施行を承認し、日本側としては取敢ず物價統制令の施行に關する主務大臣を大藏大臣に一元化してその要求に答へかと共に、直ちに一元的且強力な物價行政機構の設置と、総合的立場から經濟統制を企畫推進する機構としての經濟安定本部の設置とを構想したのである。

經濟安定本部の向題は内閣會議室と法制局とが共同して立案を進めること

となつたが、物價行政機構の向題はこれと相併行して、大藏省物價部と法制局とが共同して立案を進めた。結局内閣直屬の物價統制を經濟安定本部は別體に設置するといふ立案を得て、GHQ側の承認を得たのであるが、こゝに物價統制の設置に關聯してGHQ当局が日本政府当局に示した意向及び之に対する日本側の答への中重要な事項を摘記すれば、次の通りである。

- 一 物價統制を物價省として、長官は各省大臣と同じ権限を持たせること。
 (一)の意見に對しては、独立の省とする、形式的には強化された様になるが、實質的には各省との關係もあり弱体となる惧れもあり、寧ろ仕事は性質から考へて形式的には内閣總理大臣の権限として、實質的には物價統制長官に権限を与へる様にしたいといふ日本側の申出を承認した。
- 二 物價統制長官は價格、料金等の一切につけて最後の決定を行ふ権限を專有するものとすること。

(向産となるのは国鉄運賃とか、米麦の政府買上、賣渡の價格とか、新
國營事業の價格、料金の決定であつて、日本側はかようなものにつ
いては、事業の運営主体たる所管大臣の立場もあつて、共管とする方
が行政運営の圓滑を期する爲には却つてよろしいといふ意見を示した
ところ、形式的にはそれであり、實質的には物價政策で最終的に決定
をする様にこのことで承認した。)

三、物價政策の機構陣容を強化し、食糧、基礎資材、消費資材(日用品)
の價格を檢討する課は少くとも部に昇格させることとし、又その陣容
も各種の價格及び料金毎に政府及び民間のエキスパートを揃へて專決
する様にすること。

(米国の物價安定局のPAAの事例を示して、その拡大人的スタッフを
揃へてゐるが、その仕事を細かく分担してゐる実等を指摘し、日本も
物價統制当局もその程度の機構陣容を揃へて強力で運営するべきであ
るとの意向を示した。これに対して日本側は、当初から拡大な機構陣
容を揃へてゐる。)

四、物價行政は可及的に中央統一の運営は難しいし、又新機構は一日も速
く出発する必要があるから、一先ブスタートしてをりて状況により漸
次必要とあらば擴大強化してゆく様にしたいと申出でGHQ側の意向
も汲んで若干機構陣容を擴大して官房三部十二課として一應承認を得
た。

四、物價行政は可及的に中央統一の運営は難しいし、地方的に処理す
る場合も「地方物價事務局」で処理することとして、地方側に対して
は権限を委譲しなれば方針とすること。

(米国に於ても州政府に價格行政を行はせないので、PAAが、その重
任の全国十二ヶ所に出張所を之を行ふ様にしてゐることを示し、地方
側に任せただけでは行政の統一を缺く惧れがあるといふ意向を示した。
日本側もこの又は同感であるが、従来地方側もやつて来たのを一時に
切り換へることも、實際問題としては困難なことであり、又地方側に
やらせることにした方がよいものもあるが、その際は中央から示し

た基準に従つて処理し、その他物價廉の監督指示の下に地方官が処理する場合も認めらるやうにした。又その際は「地方物價事務局」が府縣向の統一調整に当るやうにしたといふ方針を述べ、GHQ側もこれを承認した。

五、経済安定本部と物價廉の關係については、前者が企画官廳であり後者が実施官廳であること。しかし常に密接な連絡を持つて運営さるべきこと。

（此の意味で当初GHQ側は物價廉長官には経済安定本部の総務長官たる岡野大臣を充てるやうにとの意見を示したが、後にそれでは多忙で物價行政の推進が疎かになる惧れがあるから、専任者を置くやうにとの意見に変わった。物價廉長官が経済安定会議のメンバーとなること、又物價廉の職員と経済安定本部の部員との兼任制導入の結びつきにより、特に経済安定本部の第五部とは、一体的に働くことを日本側から説明し、GHQ側もその方針に賛成した。）

六、物價安定委員会を諮問機関とすること。

（物價安定委員会は当初は議決機関となつており、日本側としてはこの委員会の運営によつて、行政の民主化、官民一体の統制を冀望したためであつたが、GHQ側は議決機関としては却つて官廳の行政事務が拘束されて運営の圓滑を缺く惧れのあること、又民間の意見を採るといふことは、現在の日本の状態では却つて行政の公正等と失ふ惧れのあること等を指摘し、寧ろ物價廉の職員として民間有能の者を多く登用すべきことを勧告したため、日本側はその方針で少くとも物價安定委員会を諮問機関とすることとした。）

19
秘

石炭買込当面の問題

(昭二六三三
石炭買込
概)

一 昨年四月一十月

石炭生産費は別表の如くに示してある。生産者価格平均
二ニ〇円で足りない赤字は、生産業者の報告による。一
四億円となる。赤字金融は一三億円である。赤字の正当
なものは政府が補償することとなる。そのために充て
得る本年度予算は八億円余しか残った。一を直に
支拂い、不足分は本年度予算改定後支拂う必要がある。
此等は実際上は赤字金融の解消に充てられるのであつて
金融機関側から補償金の速な支拂が要求せられてゐる。

二 昨年十一月一 本年三月

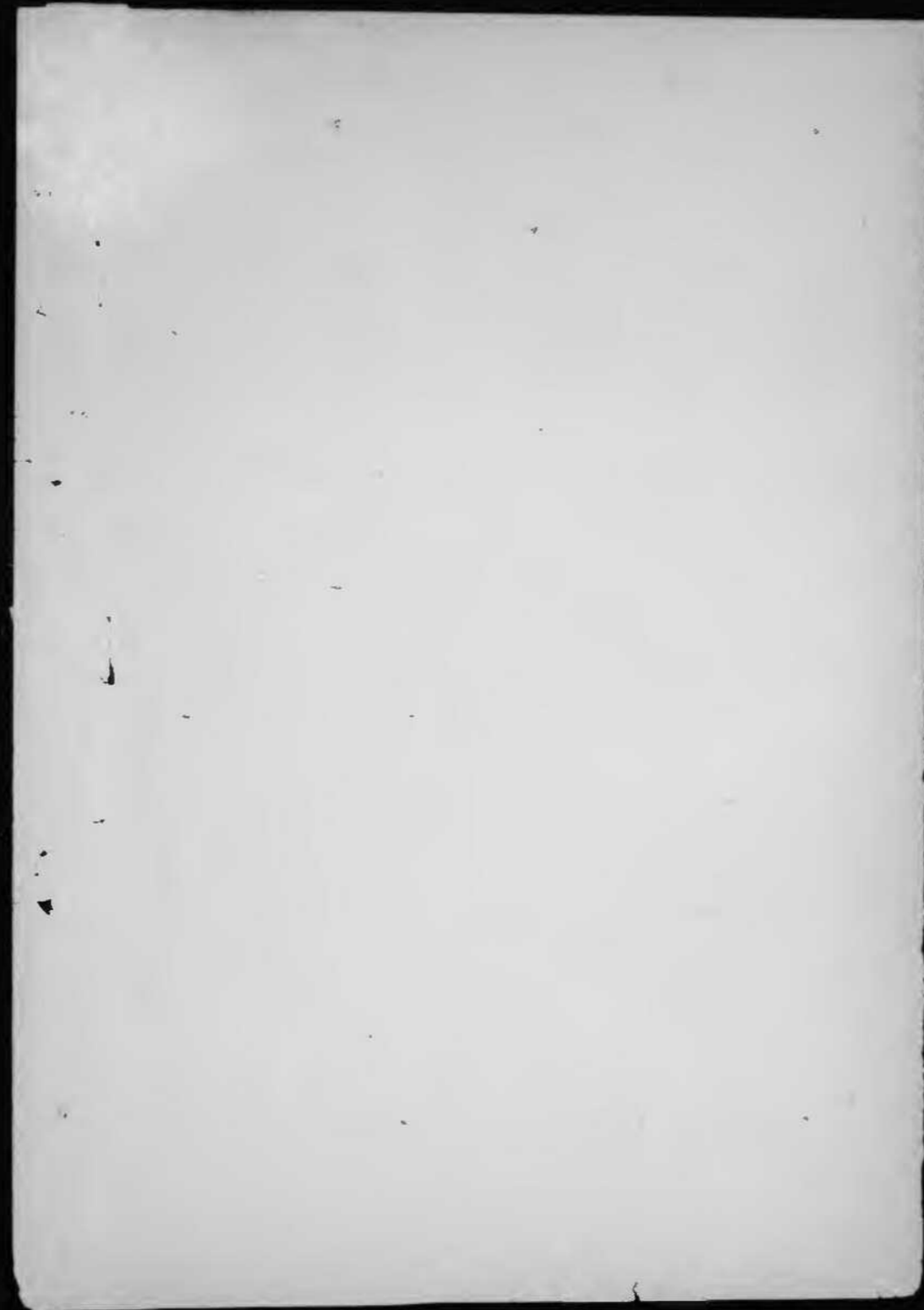
一 生産者價格を平均三四大月とし、生産費の不測の上りに因る赤字は國から補償すること、
二 此の間の赤字は一億圓と予想される、赤字は今日まで正味七億圓弱に達してゐる、
三 此等は今日までの正味七億圓弱に達してゐる、
四 此等は今日までの正味七億圓弱に達してゐる、
五 此等は今日までの正味七億圓弱に達してゐる、
六 此等は今日までの正味七億圓弱に達してゐる、
七 此等は今日までの正味七億圓弱に達してゐる、
八 此等は今日までの正味七億圓弱に達してゐる、
九 此等は今日までの正味七億圓弱に達してゐる、
十 此等は今日までの正味七億圓弱に達してゐる、

この両者の赤字を合せれば二七億圓弱となり、
をすむ外ない。

三、赤年度

一、の予算不足大億圓弱と二、の二七億圓弱と此の間に
足産業と國鉄向値差補給の不足分五億圓弱とを赤年度予

算で賄うとすれば、赤年度分は定めておけるは、
もし足りない。従つて年度始から消費者價格を上げなければならぬ。
之がうの生産者價格をきめるについては、
きめすること、
① 中途で交へる場合には將來は向つての
み返へて、
② 最初から無理のない点に決
め、赤字の國庫補助をするかもしれないと言ふ約束など
はしないこと、
③ 生産を増すためにも生産費を下げる
めにも必要である。炭鉱別の價格のきめ方について、
考へ直す必要が大いにある。



21-22(11)
20

主鮮食料品の價格変動並に供給の困難なる事
(物価急騰)

二月二十八日石橋経本長官及木村農林大臣が總司令部マ
カワト代將と会見し際價格統制配給課長代理アルバト氏か
ら兩大臣に對して本件に關する要望する所があらった。会談
後ア氏から所要望を記述した左記書類を早山に手交すると
共に關係方面の注意を喚起する様要求した。

記

経本長官に對する非公式申入
最近生鮮食料品の統制徹底に關し可成りの論議が行われ
たることが当部の注意を惹くところとなつた。貴大臣は昭
和二十年九月二十二日連合國最高司令官より發した指令第

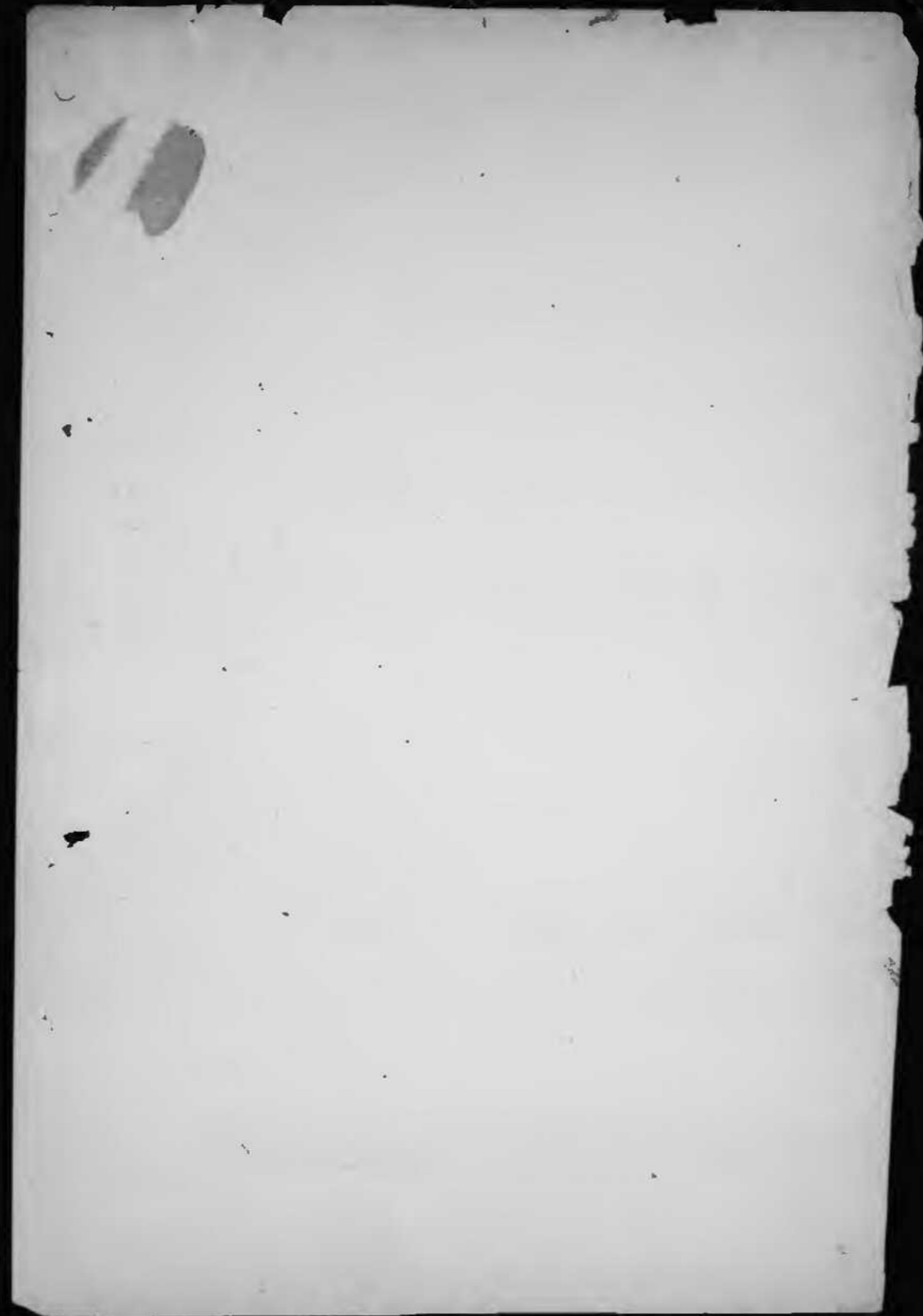
22
5

三号に注意をして、いよいよ、きつた。この基本的指令は供給量の不足してゐる一切の重要物資の價格並に配給に對して有效なる統制を維持すべく責任を日本政府に課するものである。

現在魚類及び野菜は供給量が不足して居りこの不足事情は全般的食糧不況により一層激化されつつある。であるから、魚類及び野菜は正しく上述の指令第三号の範圍に属する物資である。

魚類及び野菜の配給に對する批判の多くは現行統制方法の不適当に率ゝものである。生鮮食料品の配給には重大なる困難性のあることは認められるが、それにも拘らず食糧の極度の窮乏せる時期にありては此等物資が配給されること

は大切なることである。故に政府が配給主幹食料品の配給並に價格統制が一層効果的に行はれるやうに凡ゆる適当な措置をとることが必要であり、議会の右に關係ある委員会は此の際配給制度改善の爲建設的努力を致すやう注意を集中すべきである。



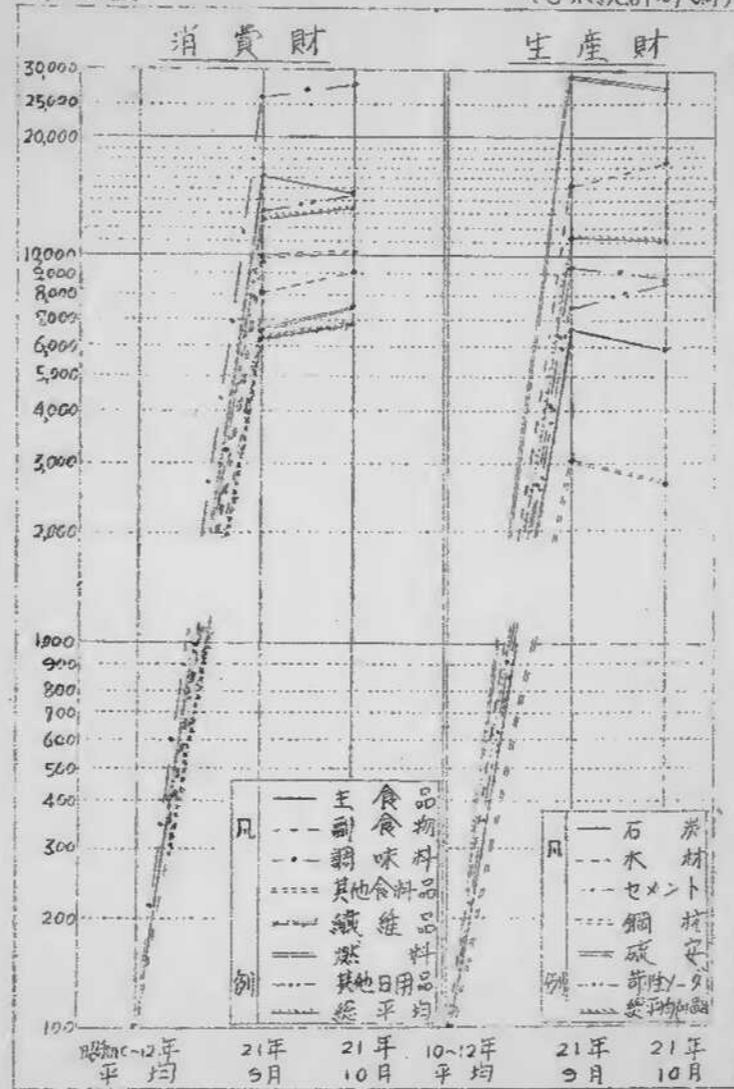
17

第10図訂正

實際物價の對戰前比較

第10図

(日銀統計局調)

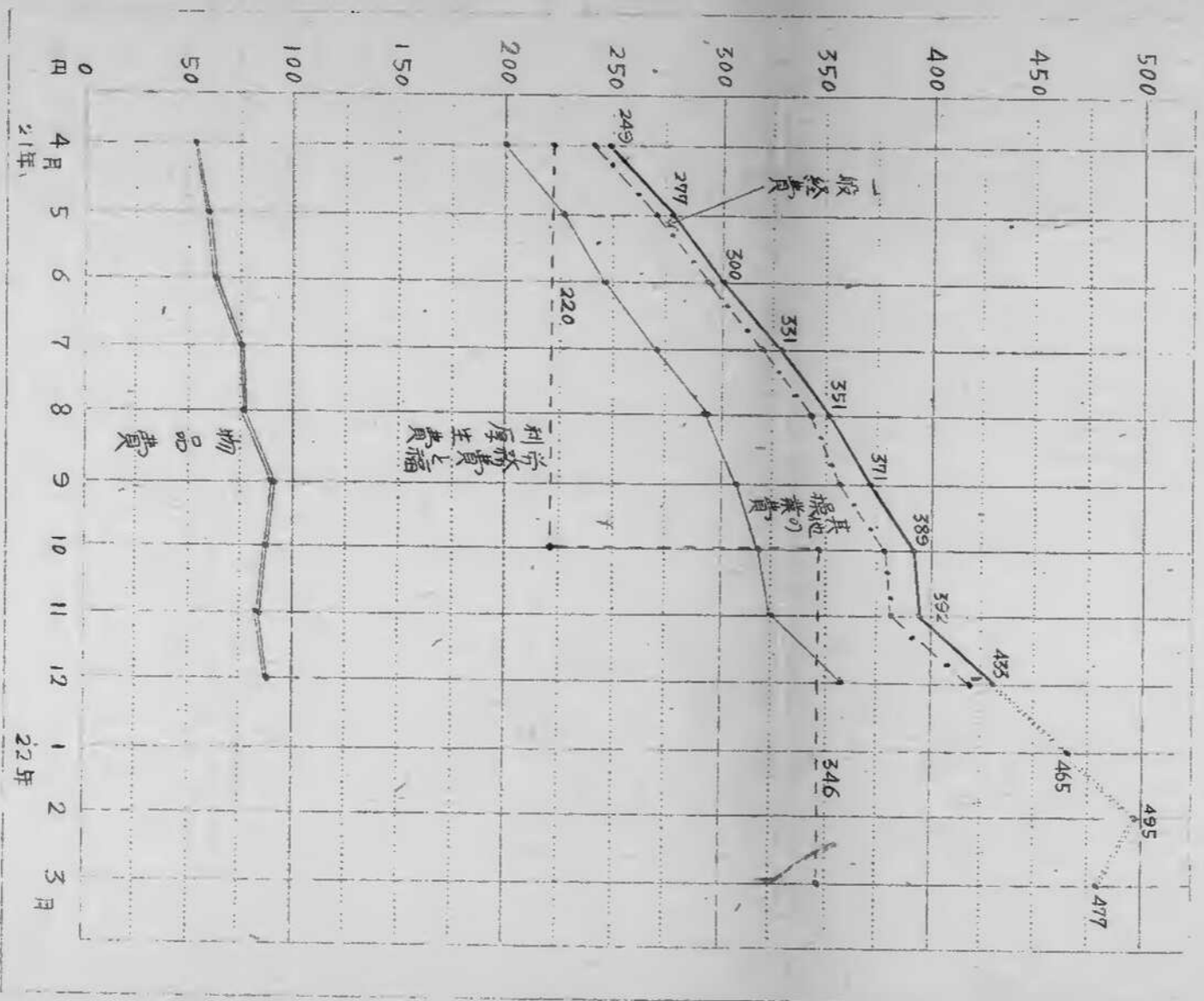


裏面白紙

377
378

原價出炭1七当り

之月業
 是会
 はの
 の
 報告
 達利
 の
 未貸
 金利
 を
 1月
 以後
 付日
 本石
 炭



1103

裏面白紙

物價統制令の施行にあつて

物價局長 長 陸

(一三三 四 五)

今日、物價統制令に基いて物價統制規則が公布せられ、即日施行されることとなつた。これは、物價統制の展開に一時期を劃するものとして、誠に意義深いものがあると考ふる。物價統制規則は、相当古い歴史を持つており、戦時軍需品について定められたこの制度は、漸次その対象物品の範囲を拡張し、生活必需品については、昭和十九年商工省物價局時代に、價格統制の全面的実施を見るに至り、同時に物價統制の一元的統制統合が断行せられ、物價統制令の断行後もこれらをそのまま踏襲し、今日に及んでいるのであるが、その運営は、すべて告示頒布等に基づいて行われ、法令の根柢が乏かつたため、價格統制の非常な努力にもおわらず、その徹底を期す上において、とかく不十分であるのを免れなかつた。物價統制の断行を確保するためには、統制價格の形成が適正妥當である

ことを必要とするばかりでなく、具体的に個々の物品に附與せられる價格が、統制價格の形成に當つてその前提として考えられた條件に適合したものであることを保証する手段が講ぜられなければならぬ。ことに、價格査定制度の必要が生れてくる訳であり、更に、これを徹底的に実行するためには、その法制化が痛切に要求されるのであつて、このことは、價格査定委員会制においても強く要求せられていたので、今回閣令として價格査定規則が制定せられた次第である。

日本経済は今や、インフレ深刻化の危機に直面しており、物價の安定を望むこと今日より切なるはなないのである。國民生活の安定も、生産の増進も、一に、物價安定の成否に歸つてゐるわけであつて、さればこそ、政府においては、物價政策の強力推進に懸命の努力を講じてゐる次第である。勿論、今日のように紙端に異議を経済団体の下において、物價政策は、それだけを切り離してはその実施を図ること極めて困難であつて、財政政策の総合的の一環として取上げることによつてのみ、

めて所期の目的を達成することができると考えるのであるが、同時に我々はこの総合的見地に立ちつゝ、物價問題それ自体に對しても現状に即應した受給の具体的方策を求めてその急務を打倒に努力を盡すべき責務を有するのである。物價問題の所行確保を図る方途としては、今日まで最も多くのものが考えられ、実施せられてきたのであるが、物價査定制度もその一つである。

物價査定制度の強力推進に對する障害となつていたところの物價の法的根據の欠如の問題は今回の物價査定規則の制定によつて解決したのであつて、あとは物價査定委員会の奮闘努力に俟つこととなる。物價問題においては、この機会に、各種の物價査定機關を綜合整備する方針を確立し、その具体化の第一歩として「生活用品物價査定委員会」を「物價査定委員会」と改称することとしたのである。

私は、物價査定委員会の各位が、その公的地位の自覚に今まで以上に

上に徴せられ、その使命の重要件を十二分に御認識になり、昔年の御活
動をなされることを期待するとともに、この御格在定御度、御智識御
化方策の一として、御方御切に御管せられることを希望する。

裏面白紙

物一乘一四二号

昭和二十二年四月十三日

殿

物價廳次長

物價引下げ運動に関する件

385

裏面白紙

物價引下げ運動に関する件

尼ヶ崎に端を発した物價引下げ運動は、今や全国的に拡大しようとする様相を示し、黙視し難いものがあるので、当廳においては本月九日、内務省、司法省、最高檢察廳、東京地方檢察廳、警視廳、東京都、その他各關係官廳と、これに対する情報連絡並びに対策決定のために慎重協議した結果、左記のよりの申合せを見るに至つた。

記

- 當局は、從來通りの方針をもつて闇の根絶を期しているが、この運動に相当關心を有し、國民全体がこの運動を第三次第三次と推進し國民生活の確保に資することを期待している。即ち
- 1 配給統制物資については、横流れ品は勿論**五規**のルート上のものといえども、統制價格違反は絶対に取締る。
 - 2 不当中間利得を排除するために、ブローカーの取締を愈々強化する。
 - 3 なお、この運動は國民の自発的な運動であるから、その監視につ

いても、國民の自主的な監視機關である物價監視委員が活動を活性化し、物價引下げの實際狀況を嚴重に監視し、引下げの傾向を助長し、これを妨げるやうな悪質な者をどし々取締當局に告発することを期待する。

については、貴官においても、右の申合せの趣旨を諒知せられ、この運動を眞の物價引下げの線に沿はしめるために、管下の物價監視委員に右申合せの趣旨を徹底させ、左のような方針によりその活動を指導せられたい。

1、物價引下げ運動の實情を調査し、この運動に加入している商店名、引下げ商品の品目、その新旧價格を調査報告させること。

2、物價引下げの傾向を妨げるやうな悪質なものは嚴重に監視させること。

3、他面國民の購買心を抑制するためあらゆる階層にわたつて奢侈の風潮を排斥し、この運動を極力消費節約運動に發展させるための推進者とならせること。

沿つて各地方物價事務局においては、管内の物價引下げ運動の實情につ

いて、なるべく詳細に継続して、特に1の結果については当農苑報告せ
られたい。

398

裏面白紙

別紙第六

下

物價引下げ運動と政府の態度(案) 二二六二

政府はインフレーション克服のため別紙のよ様な総合的施策を物價、賃金、配給財政金融及び生産の各分野に亘つて緊急実施すると同時に目下はう舞として起りつつある物價引下運動に答へて次のよ様な諸方策を急施することとする。同運動が一層正道化せられるによつて我國經濟の正常化を促進することを期待する。

一、統制價格を急速調整と一定期間据置と其の勵行については特に強く之を監視する。

二、これと関連した標準賃金及最低賃金の設定する。

三、標準店運動を拡充して標準店と同一條件の物品を販賣することの出来るものをも之に含め全国的にその増設をはかる。

四、一方價格統制範圍を再吟味して引下運動の活動領域に委任する部門を拡大する。

五、地方物價事務局、都道府縣物價監視委員等の機構を動員して物價引

裏面白紙

下状況を調査せん。

六政府購買の繰延及購買価格低下につき最善をつくす。

七或種の軍需品の買値低下をも考慮する。

八引下運動が侵透し引下の事実が確認されるに至つたときは、云ふまでもなく増加税率につき之を斟酌する。

裏面白紙

其他	賃料	14.40	15.69	15.02	12.63	12.39	-	⑨
	燃料費	18.39	20.07	18.68	16.17	15.87	23.81	⑩
	修繕費	8.31	7.16	7.76	5.83	5.72	8.58	⑪
	税金	5.68	6.15	5.91	5.91	5.87	5.87	⑫
	電力費	4.52	5.45	4.99	4.99	4.90	17.15	⑬
	水道料	14.99	16.90	15.90	15.91	15.62	32.80	⑭
	賃料	6.25	6.59	6.42	6.42	6.29	8.31	⑮
	燃料費	15.62	17.88	17.18	15.36	15.04	9.02	⑯
	修繕費	2.45	2.75	2.58	2.58	2.57	2.57	
	税金	7.86	8.14	8.00	6.66	6.54	6.54	
	電力費	100.26	106.83	103.44	92.46	90.81	114.65	
	水道料	422.23	463.58	422.17	470.03	399.27	711.41	
	賃料	3.45	3.48	3.24	3.48	3.48	3.48	
	燃料費	2.30	2.26	2.28	1.82	1.78	2.13	⑰
一般	本社	8.71	9.38	7.02	9.91	7.71	12.00	⑱
	一般経費計(B)	14.49	15.15	14.20	13.31	12.97	17.67	
利	合							
	計(A)+(B)	436.72	476.95	451.95	471.24	412.24	729.08	
控	除	2.90	2.01	2.93	2.94	2.94	6.47	⑲
尾	計	433.82	475.94	454.02	477.30	409.30	722.61	
交	拂	9.69	9.68	9.19	9.26	9.26	14.24	⑳
再	合	443.51	485.62	460.71	426.56	418.56	736.85	
送	原						241.25	㉑
	価						(28.51)	
	石炭							
	煤							
	改							
	訂							
生	産							
	者							
	価							

裏面白紙

石炭価格値上げ(消費者価格が900円ベース=値ゲカリの場合)に伴う直接影響調(22.4.28.物価庁)

物資名	指定年月日	単位	1934年11月1日		改訂後額=付石炭7100		1934年11月1日		1934年11月1日		備考	
			前年	前年	前年	前年	前年	前年				
コース	22.4.1	ton	1016.78	2130.93	159	-	67.00	3.933	-			
鏡鉄	21.2.3	"	1182.30	4510.7	295	6.705.00	200.00	467	46.57	7.74	19.300	① 補償・雑費=30%算定ヨリ
普通鋼材	"	"	2370.00	4550.46	92	10.995.00	200.00	363	42.14	4.92	11.900	② 補償・雑費=30%算定ヨリ
銅	"	"	2000.00	21.40.00	5.69	41.293.00	1400.00	106.5	75.50	2.876	5.400	③ 補償・雑費=30%算定ヨリ
電線	21.3.31	100K.V.	1.933.00	21.00.00	2.5	-	-	-	12.700	1.718	-	
釘(丸釘)	21.3.22	ton	582.00	55.610.00	0.9	2.881.00	1.500.00	52	1.99.00	2.7	4.000	
硝子	21.10.1	100箱	50.00	373.30	4.9	-	-	-	13.90	2.674	-	
電球	22.4.	100個	8.10	1.04	11.2	-	-	-	3.86	2.348	-	
自動車	22.3.12	1台	66.000.00	(8.51) 00	11.1	-	-	-	4.022.00	1.703	-	
可能性	21.10.31	ton	6000.00	-	-	12.964.75	1.800.00	132.7	120.00	-	10.742	④ 補償・雑費=30%算定ヨリ
セメント	22.4.21	"	415.00	778.04	85	-	-	-	11.00	4.518	-	
塩安	22.4.1	"	1.481.27	2330.96	66.5	-	-	-	40.90	5.104	-	
石灰窒素	21.3.30	"	2.600.00	4325.00	66.3	4.829.00	1.500.00	85.7	49.50	4.346	4.800	
人絹バル	21.3.30	"	2.272.97	4195.87	85	4.924.00	1.500.00	116.	81.60	5.122	6.150	⑤ 1934年~1936年平均
製鋼バル	22.3.31	噸	3.75	4.24	13.	-	-	-	101	4.000	-	⑥ 1939.9.18
(印刷36)	近日	"	4.32	4.68	8.	-	-	-	81	5.777	-	
人造絹糸	21.3.31	100箱	1.721.00	2.303.00	18.	-	-	-	65.00	3.124	-	
生糸	近日	1俵	27.275.00	27.623.00	1.2	-	-	-	675.00	4.092	-	
綿織物	21.3.31	30吋	103.40	108.46	4.8	-	-	-	12.48	8.69	-	
(天竺, 2A)	x 40吋	"	-	-	-	-	-	-	909.00	1.580	-	
石炭	21.6.29	ton	14,000.00	14,360.00	2.57	-	-	-	8.00	2.150	-	
(4号)	"	"	-	-	-	-	-	-	0.55	4.06	-	
味噌	22.1.15	10匁x	145.00	172.00	28.	-	-	-	0.80	3.338	4.363	
電力	22.4.5	K.W.H	153	224	46.	(2.310.00)	-	-	0.80	5.787	7.871	
尾折	22.2.22	1石米	1.50	2.67	80.	3.149	1,508.00	130	1.86	5.787	7.871	
汽船運賃	21.1.10	1匁	37.00	107.67	191	24981	-	573	1.86	5.787	7.871	
鉄道運賃	22.3.1	1匁	80.40	146.72	82.3	(1.300.00)	-	-	26.38	5.56	-	
石灰	22.4.18	ton	341.48	504.37	47.7	-	-	-	13.82	3.649	-	

裏面白紙

輸送機関別各種諸掛

項目	現行				4~6			7~9			(4~9) 計		
	数量	積算金額	比率	全量平均	数量	積算金額	比率	数量	積算金額	比率	数量	積算金額	
取送石炭送炭子想	11,891,000				6,133,500			6,133,500			12,267,000		
場所/積算	2,443,000	71,448,120	29.25	6.01	1,840,050	10,182,850	77.00	1,840,050	14,160,850	77.00	3,680,100	283,367,700	77.00
積算/積算	3,518,000	14,773,340	4.20	1.24	2,100,500	8,822,100	4.20	2,100,500	17,644,200	81.40	4,201,000	21,466,300	6.30
積算/積算	3,490,000	34,207,212	9.50	2.88	2,215,500	21,711,900	9.80	2,215,500	43,428,800	17.60	4,431,000	65,135,700	14.70
積算/積算	3,511,000	78,639,580	22.08	6.61	2,053,000	18,162,910	38.47	2,053,000	18,162,910	35.47	4,106,000	363,257,320	88.47
中絶諸掛	914,000	24,487,800	26.86	2.1	-	4,907,796	107.44	-	4,907,796	107.44	-	9,815,592	107.44
船運(汽船)	1,384,000	55,759,100	60.29	4.69	817,500	131,749,300	161.16	817,500	131,749,300	161.16	1,635,000	263,498,600	161.16
"(汽船)	1,477,000	170,747,780	115.58	14.36	790,000	152,616,400	231.16	790,000	152,616,400	231.16	1,580,000	315,232,800	231.16
揚子江諸掛	-	3,118,175	.67	2.6	-	3,118,175	.67	-	3,118,175	.67	-	6,236,350	1.34
計		431,167,405	36.26			676,739,431	114.25		766,773,431	115.23		1,383,012,862	112.74
着后諸掛			7.44				21.72			21.72			21.72
金利欠付			3.70				16.45			16.45			16.45
統制諸費*			8.30				22.80			22.80			22.80
計			19.44				60.97			60.97			60.97
合計			55.70				171.22			176.20			173.71

* 統制諸費

日炭子取料	13.30
特別貯炭	.50
70%子海	9.00
計	22.80

裏面白紙

わが國當面の經濟狀況は著しい窮乏經濟において、統制機構が充分でないためにやみ市場を通じて賃金と物價との無限の循環の上昇が進行しはじめていることによつて特徴づけられる。財政均衡を實現しがたいという事情は生産の停滞と相俟つて右の困難を更に加重しつゝある。新内閣の発足と同時にこの事態に対処して、全國民の支持と協力を求めて左の如き緊急措置を斷行する

第一 公定價格の調整と措置

(一) 現在の公定價格は賃金の変動のみから見ても改訂の必要にせられてゐる。企業経営、正常性の回復は生産の増進に依る見地からいへば又現在行はれてゐる所謂赤字金融による銀行貸出を制限する見地からいへば特に必要と行つてゐる。唯調整を要する程度が相当大規模であるためにその及ぼす影響も大きいので少くも主要原材料の價格及び運賃などの改訂は相互の関連を考慮して、日頃一齊にこれを實現するよう準備すること、各司令部とも打合せを行う。第二次製品以下の改訂は採算の状況、製品の正當ルートに流れる程度等を考慮し引きつゞきこれを進行。なおこれらの改訂に當つては大体次の方針によつて極力消費者の物價面を害さないようにする。

裏面白紙

(1) 標準生産原価の算定に當つては、新工業品については出来高だけ嚴密な原價計算により異常許数を除いたものにして、従来品は八〇%のバブルラインによる。

(2) 賃金はたゞ大抵に定むるのみならず、第二の標準賃金を採用し福利施設費等を除き生産物総額の如き計算しない。

(3) 企業標準業度經營能率等については徒らに理想的計數に走ることはもとより避けべきなり。標準業度計數の定むる標準原價と現実の原價狀況を比べて差を算出せしむるに於ては、標準業度計數を見るべき計數を採用し所謂赤字補償の制度はこれを廃止する。

(4) 原價償却はとりふくみず、標準業度計數の算入を停止する。各種のマージンを右明細一率に一定割合を引下げる。

(5) 配給統制資料については所謂「ヤミ價格」の算入を統制に排除する。

(6) 戦災修理費、転換費等の原價の賦課は(3)と同様に同額耐久年數による算出額の半額とする。

(7) 非稼働設備の維持管理費は漫然企業整備計画によらず企業の現実の再建見込に依る集中生産の要あるものについては休止工場の維持管理費についても同様とする。

改正案による昇騰にせよはらず公定価格を降下せしめるに他が妥當でない場合には價格調整公團による價格安定、企業が國家経営等を考慮し政府の價格調整補助は原則としてこれを免す。

(b) 農水産物等原價計算の正確性を保つては、米價とのバリエーション計算を採用するが、米價の昇降に當つては米と工業製品との生産條件の差を考慮する。

米の消費の價格の改訂は一月一日に行つて、米價の昇降がそれまでの間に収獲される米の價格決定は予定米價との比率による。

(二) 改訂された公定價格は少くも六月間これを維持し、

(三) 統制外の價格については價格安定法下で進捗させ、大に取上げさせる。

(四) 所謂「マシ」價格については公定價格を引上げがその昇騰を承す前以てないこと、むしろこれによつて企業は操業を回復し、積立の根因を除去せらるる所以を説明し、この機会に一層取締を強化し公定の執行をここに求める。

第三 標準賃金の設定

(一) 賃金と公定價格及び勤勞者生活計費との関係が適正ならしめる為の月〇日現在の價格水準及び生計費に對應する標準賃金を決定する。
標準賃金はわが國経済力において許容せらるる最大限の範囲にあり標準家族労働

者の標準生計費に基いて、年令構成を考慮して業種別に定める(業種別平均賃金)。
企業能率の昂揚により標準賃金以上の賃金を支給することは妨げないが價格形成は標準賃金による。

労働争議の調停に當つてはこの事情を考慮して裁決の行はれる様に措置する。
かくて争議問題の結果公定價格の改訂の必要を生ずる様をことばないようにする。

(二)標準賃金は給与審議会の審議を経て政府において決定する。但し、今回の措置は急を要するので、暫定的に現在において最も影響力を持つ且最近において労資間に妥結された實際賃金を基礎とし、必要を修正を加え、これに対する比率に對して業種別賃金を算定し、企業員会によつて標準賃金の決定するまでの暫定業種別平均賃金として取ることとするを求めらる。

尚止むを得ない場合には標準賃金の制定を考慮する。
第三本措置実施の前提となるべき諸施策

右の公定價格及び賃金に關する緊急措置はそれだけではこれを維持し得るものではなく一連の強力な施策によつてこれを援護せらるることを前提とする。その魚食がやみ經濟の清掃、投機の根絶、通貨膨張の抑制、生産の昂揚による安定條件の確立にあることは云うまでもない。關連する諸施策は窮乏經濟の現状にかんがみて

相當ドラスチックなものはさげがたいしかしその本質は鞋履の打開であつて、デオロイ
的のものではない。また施策自体の効果をあげるためにその民主的運用をとくに必要
とするであらう。

配給の確保

公定價格の大幅調整は供給者側から云えば横流しやみ取引の誘因を減殺すること
となるが、此の機に乗じて重要物資の配給確保を図ることは本措置実施の不可欠の
條件である。

(1) 賃金に対する措置は消費材の配給を極力増加することを特に必要とする。

(2) 最高司令部に懇請して年度食糧輸入量の概定を一切絶対に遂配欠陥を起
さないようにし、生鮮食品についても新制度の急速な実施と改善によつて既給量を増
加する。又外食券食堂以外の飲食店等の経営を禁止する。その店舗のうち適當
なものに余給住宅と、もに進駐軍用としての充當の承認を懇請する。

(3) 此の機会に特に大口アロトカー及大集散地の取締を徹底せしめ、倉庫、輸送路、及び
市場の管理を強化する。

(4) 政府は國民經濟の現況及びその下における國民生活の可能な限度を國民にうつた
えて國民總耐乏による危機突破の態勢をとつたうえ、全国的消費のりべ運動を

に伴う投機的買入気の抑圧のため公定価格の改訂前後、特に資金貸出につき注意を行う。

③生産の復興

公定価格の調整は基礎的要素物資の生産について價格の面よりの隘路を打開しようとするものであるが、經濟の自然的安定は、結極生産材の増加によつてのみ保障せられるから、このために各種の策を講ずることは第三の絶対的條件である。

(1) 國民労働力の保全と國際經濟の一環としての國民經濟の最高生産力の發揮を目標として産業復興計画を急速に樹立する。

(2) 右の復興計画を基礎としてクレジット獲得に最大の努力を行う。

(3) 更に(1)(2)を考慮して眞の意味の完全生産備計画を樹立し、やむを得ない失業に對しては公共事業、失業手当、失業保険制度を基礎とする等有効な失業対策を樹てる。

(4) 従つて生産増加の期間目標を定め、これに對する経営協議会の責任を明らかにし、その成否に利潤の分配及び能率賃金の支拂を拘はらしめ、又必要ときは企業の家管理を行う。

暫定業種別平均賃金策定について(案)

二二、五、二四
厚生省 企画課

一 目的

現行公定價格の大部分は制定後相當の時日を経て經濟の現狀に適応して改訂されてゐるが、これの改訂は、經濟安定方策の基礎要件として、その必要を要するが、この基礎をなすに、暫定的な業種別平均賃金を算定し、一應これに基く物價体系を策定し、物價反動賃金安定の暫定措置とする。

二 算定に關する根拠方針

暫定業種別平均賃金を算定は急を要するので、現在入手可能な資料の範囲に於いて、最大限度の合理的算定を目的とする。

一 現在に於いて最も影響力を有し且つ最近に於いて労賃固

09

に要するかに實際賃金(男女別、年令階級別)を基礎とし、必要に修正を行う。

二 暫定業種別平均賃金(業種別)に定める。

業種別比率は前号の一般水準を基礎とし、左の資料に於て必要を檢討を加へて算定する。

A 男女別、年令階級別、労働者構成

B 實際業種別平均賃金比率

三 以上による算定結果を現在の實際生活費等により更に檢討し必要を修正代へる。

四 二 暫定業種別平均賃金をその使用の目的に鑑み、地域別は考慮しない。

三、運用

- 一、本暫定業種別平均賃金は、給與審議会に於いて其作
業標準賃金が決定し、その暫定措置とする。
- 二、既に本暫定業種別平均賃金をより高額を實際平均
賃金としてある業種については最近の實際平均賃金を
暫定業種別平均賃金とする。
- 三、物價及び本暫定業種別平均賃金により物價公定を行
う際更に業種別に細分を行ふ必要があるときは、之に準
じて之を行ふ。
- 四、個々の企業に於ては公定價格の改訂を必要とし、其の限
に於いては、その経済的能率等に應じて本暫定業種別
平均賃金を超えて賃金を支給する事を妨げない。
- 五、本暫定業種別平均賃金を改訂するときは事前に給

與審議会より了解を求めらるべきとする。

別紙

中央物價安定委員會委員案 (三三六一)

一、官吏 (七名)

內務次官

齋藤 昇

大藏

池田 勇 人

司法

谷村 唯一郎

厚生

伊藤 謹二

農林

笹山 茂太郎

商工

岡松 成太郎

運輸

佐藤 榮作

二、議會議員 (五名)

三、產業關係 (九名)

(農林)

東浦庄 治

裏面白紙

四 與 論 代 表 (三 名)

(婦 人)	(消 費)	(勞 働)	(商 業)	(鑛 山)	(運 輸)	(重 工)	(金 融)	(化 學)	(輕 工)	(水 產)
高 良 富 子	藤 田 逸 男	高 野 實	}		澤 衛 中	川 上 嘉 市	川 北 禎 一	近 藤 次	三 輪 常 次 郎	木 下 辰 雄

uc7

裏 面 白 紙

別紙第三

物價騰貴與案(二三六一)

堀	永	大	野	田	鍋	櫻	美	松	小	大
田	野	西	田	川	島	城	渡	本	高	河
庄	重	定	信	信	次	寺	部	重	泰	内
三	雄	産	夫	一	郎	亮	亮	雄	雄	一
(住友)	(日鐵)	(日立)	(三菱重工)	(日)	(日)	(每日)	(每日)	(日銀)	(慶大)	(東大)

裏面白紙

五學識經驗者（六名）

石	山	賢	吉
山	田	盛	太郎
永	田	清	
湯	河	元	威
二名	選	衛	中

裏面白紙

401

別表第一

総司令部懸念事項(二、六、二)

品名	現行 統制額(A)	改訂案 (B)	改訂の理由	経過	備考
ソーダ灰	三、七五〇円 (生産者価格)	五、九三〇円	昨年十月、二五%引下 げられたが、それは相当 無理があり、炭價、 労務費その他一般物 價の値上りによる改訂 を行ふ必要があるため。	G、H、Qとの交渉 四月下旬G、H、Qに 提出したところ、ア 法を中心として生 産集中の向題を G、H、Qから指示 され、その関係資料 料を作成中	一五八%
苛性ソーダ	(ア法) 五、五〇〇円 (水銀法) 三、八五〇円 (隔膜法) 三、八五〇円	一〇、三〇九円 六、五〇五円 六、四七五円	右に同じ。	右に同じ。	一八七% 一七〇% 一六八%
二肥料	生産者価格 (E) 二、六〇〇円	三、三九円	炭價、労務費、 その他至費の値上 りによる。	三月二十日G、H、Q F提出各工場に Fを詳細検討中	一二四%
硫酸	二、六〇〇円	三、三九円			
石灰	二、二七二円	三、二二二円	右に同じ	五月二十九日G、H、Q F提出	一三七%
過燐石灰	一、二〇〇円	一、四八六円	右に同じ	六月二日提出	一二四%
純鉄	一、三〇〇円	三、九〇〇円	炭價、鉄鋼、石、電力 その他材料費、 労務費、運賃等を の値上りによる。	五月十九日G、H、Q F提出資料提出	三〇〇%
鋼材	二、六〇〇円	七、八二〇円	右に同じ	右に同じ	三〇〇%
電線	二、七三二円 (二光線) (石胆)	三、六一二円	銅その他非鉄金属 軽金属地金の値上 りによる	五月二十七日資料 提出	二〇八%
銅板	八、九〇〇円 (石胆)	四一、六〇〇円	石炭、電力その他 の値上り	六月三日説明開始	二二〇%
アルミニウム板	二二、六〇〇円	四六、五六〇円	労務費の値上り		二〇六%

裏面白紙

六	石炭	①生産者 三三六円 ②消費者 四〇一円	① 七八〇円 ② 九五〇円	① 労務費値上 ② 燃料諸経費の 値上	四月十五日生産配給 事情等の資料を 提出。 影印調査中。	二二〇%
七	人絹糸	生産者価格 (三〇ポンド) 一七二一円	三、三三三円	① 労務費の値上 ② 諸材料費の値上	三月五日資料提出 近々承認工の見込	一九〇%
八	毛糸	輸出向三本手 (ポンド) 三四円	四八円	加工賃の値上	三月三日資料提出 更に近々詳細資料 を提出し説明の予定	一四〇%
八	麦類	(奨励金)生産者価格 (十四匁) 一五六円	三五一円	① 麦類、馬鈴薯 については、 現行價格では諸 物価との均衡を維 持できないこと	五月二十六日 次資料提出	二二五%
九	小麥	消費者価格 (一〇匁) 三五四円	四五五円	② 麥價を改訂すると 價格差補給金が ないため、現行精米 價格より、高くなる 見込であるので、 米と麥との價格を アールして精米と 精麥の價格を同程 度とする必要がある ため。		二二三%
九	精麥	消費者価格 (一〇匁) 三五四円	八八円七五匁			二四七%
九	小麥粉	消費者価格 (一〇匁) 三五四円	九四円二〇匁			二三八%
九	馬鈴薯	①生産者 (一〇匁) 四八円	八五円			一七七%
九	精米	消費者価格 (一〇匁) 三六円三五匁	八九円三五匁			二四五%
九	九砂糖	生産者価格 (一〇匁) 一〇七円五〇匁	一、二〇〇円	③ 原料甜菜の値上 ④ 製造諸全費の値上	近々G.H.Q. 承認ある見込	一一一〇%
九		消費者価格 (一匁) 一二四円五匁	二四円			

染色 三賃	① 染色材料 ② 労賃値上	四月下旬には に還去交渉中	二七〇%
亜麻	① 競合作物の増産 ② 大豆等に比し て及当収入が少い で、それらの価格の 均衡上 ③ 生産資材の値上	米の増産は 三ヶ月前に 指し示したが、 それによれば 六九円より現行 価格より安くなる 交渉中	一八〇%
租穀 樟腦	① 原木価格値上 ② 労賃値上	近く承認を 得る見込	二六六%
桑反	① 労賃値上	交渉中	二五〇%
煉炭	① 一三六〇円 ② 一八九〇円 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	交渉中	一五一%
十 港海作業 料率	現行の 三六倍 による人件賃の 増大	—	
十一 旅館 宿泊料	① 室料 一五円 ② 食料 七五円 ③ 副食物 の値上	近く承認を 得る見込	① 一六〇% ② 三〇〇%

十二 家賃修正率

改訂案

① 昭和二十一年九月三十日現在における家賃(停止統制額)に對して最高二倍半の修正率を認めて家賃の適正を図ること

② 改訂の理由

現行家賃は諸物價に比し著しく低額であり
修理等建物の維持温存不可能なため

③ G.H.Q.との交渉

昨年十月交渉開始。家賃届出書の全國的整理の結果を要求されたのでこのために本年二月までかゝつたが最近概ね東京市に對し諒解を得るに至つた。なお倍率の地域的格差につき理当官直轄現地調査を行つてゐるため告示までには一ヶ月を要する見込。

21-22(11)
27

昭和二十二年六月二日

大臣引継事項

物
質
庫

44

裏面白紙

目次

- 一、物價安定委員会委員、専門委員及び物價廳參與任命の件
 - 二、物價緊急措置の件
 - 三、標準貨銀決定の件
 - 四、物價引下げ運動の件
 - 五、價格形成方針決定の件
 - 六、原簿計算要綱、同報告様式等決定の件
 - 七、價格調整公園設置の件
 - 八、總司令部懸案事項
 - 九、總司令部に対する当面の交渉予定事項
 - 附表第一（總司令部懸案事項）
 - 附表第二（總司令部交渉予定事項）
- (附) 物價行政機構一覽
- 物價廳機構
- 物價廳地方事務

裏面白紙

物産官制

- 別紙第一 中央物産官制案
- 別紙第二 物産官制案
- 別紙第三 物産官制案要領（未定稿）
- 別紙第四 物産官制案平均案
- 別紙第五 物産官制案平均案策定案
- 別紙第六 物産官制案平均案と政府の關係
- 別紙第七 物産官制案公團法
- 別紙第八 物産官制案公團役員名簿

裏面白紙

三 國書院 叢書 第三の作

て、目下檢附のてあります。

裏面白紙

五 價格形成方針決定の件

統制價格形成に~~つ~~つて、原料資材について關の調査を認めよこと、勞務費について專賣別の実情に即した標準賃金水準を定めること、乗車費、利潤、減價銷却等について現下の異常な經濟條件に相應した査定基準を設けること等を骨子として、價格形成方針について一層の案を打ております。

裏面白紙

六 原簿計算要綱、原報告書式様決定の件

昨年十二月、「原簿計算要綱改正草案」を完成致しまして、次いで、その草案に準拠した原簿計算報告書式及びその記法に際して守るべき奉則の制定に着手致しまして、建設工業、化学工業、繊維工業の各部門の分について慎重検討をとり、これを修訂・完成いたしましたので、建設工業の分から近く発表する予定です。

422

裏面白紙

七、便於公職の件
五月二十七日、理事長、副理事長、理事、監事の任命（理事、副理事、監事の任命）を以て、六月十日頃、理事、副理事、監事の任命の予定です。

423

裏面白紙

八、総司令部懸案事項

総司令部に対して打合せ中のものは、概ね左記の通りであります。
て、その概要は別表第一の通りであります。

- 1 ソーダ灰、苛性ソーダ
- 2 肥料
- 3 銃鉄
- 4 普通圧延鋼材及びその半製品
- 5 電線、伸線品、軽金属圧延品
- 6 石炭（香料の提出のみ）
- 7 人絹糸、毛糸
- 8 麦類、馬鈴薯、（以上、生産者及び消費者価格）
米（消費者価格）（香料の提出のみ）
- 9 砂、染色加工質、亞麻、樟腦、桑皮、燐炭
- 10 港湾作業料率
- 11 旅館宿泊料
- 12 家賃修正率

裏面白紙

九 總司令部に對する海面の交渉予定事項

總司令部に對して直ちに交渉するため準備を取り進めていゝるものには、次のようなものがありますが、その概要は別表第二の通りです。

- 一 國鉄運賃
- 二 地方鉄道軌道運賃
- 三 西炭
- 四 鉄鋼二次製品、アルミニウム及輕合金塊金
- 五 硫酸
- 六 綿紡績加工賃
- 七 綿織物製~~織~~加工賃
- 八 スフ
- 九 化学製品（塩化石~~石~~、重曹、板ガラス、セルロイド生地、火薬、染料、カーバイト、タール製品）
- 十 油脂
- 十一 木炭

425

十二乳製品

十二和紙

十二疊床

十二原皮

十二種苗價格の撤廃

426

裏面白紙

がとしての誇と自覚をもって、
彼之と生活水準の切下げを甘受せられ
ことき切望して止みません。

478

裏面白紙



裏面白紙

物價と賃金(案)

(二二、六、二五)

一、五月の卸賣物價は戦前の昭和十二年六月にくらべて、
 二一・五倍、小賣物價は二七・九倍である。鉄道料金とが新
 聞の購讀料のような料金の騰貴率はそれほど大きくなく
 て、昭和十四年九月にくらべて八・〇倍である。これら二
 つの物價を総合したものが生計費であるが、それは昭和
 十二年にくらべて一・六三倍になつてゐる。

いふまでもなく、これらの物價は公定物價である。現
 實の経済においては、公定物價のほかにはやみ物價の世界
 がある。東京におけるやみ物價は、本年五月において、
 公定物價の一・二六倍である。したがつて、その高さを戦

前にくらべると、おそらく三五倍前後となるであろう。本年三月における工業労働者の平均賃金は、戦前にくらべて、一兆倍である。この上昇率は公定物価の上昇率とくらべるとかなりずいぶん低くはないが、しかし、物価にくらべれば問題にならざる。家計における実際の生計費は、公定物価とやみ物価との二つを総合したものになるわけであるが、最近におけるその高さは、おそらく、戦前にくらべて、四〇倍前後になつていふものと推測される。これにくらべれば、賃金の上昇率はわずかに五〇%前後にすぎない。

三、賃金の上昇率と生計費の騰貴率とがこのように不均衡であるといふことは、労働者の生活がいかにくらしいか

を端的に示している。もし、労働者が収入の範囲内で生活するものとしたならば、その生活内容は戦前にくらべて五〇%にとどまらなければならぬ、といふのが、この数字のしめすところである。賃金が若しいのは物価騰貴のためである、といふ結論がうまれるのはこのためである。この主張自身がまづかつていふわけではない。しかし、それだからといって、反対に、物価がさがるか賃金の上昇すれば生活が楽になるかどうかという点にわれは問題はいかゞ簡單ではない。むしろ、物価がさがるか賃金の上昇率か、いまま赤字であつた家計においては赤字がたゞなり、均衡であるか、家計には赤字がたゞなり、生活が

樂になるということの家計收支に余裕が
なれば、まことに、物価がさがること
によるであろう。しかし、現在の生活が
苦しいといふことは、実に、家計が窮
乏であるといふことよりむしろ、もし
も、生活内容があまりにも貧弱である
といふことである。物価がさがること
も、戦前の五〇名といふ生活内容が
変化しないならば、生活の苦しさに
大した変化は生じないであろう。

それならば、物価がさがるれば生活内容がよくなるであ
らうか。

五、労働者の生活内容は、時つきよく、労働者が消費しう
る財貨や用役の数量のいふかによつてきまるとしたがつ

て、生活内容をよくするためには、財貨や用役の供給量
を多くする以外に方法がないことはあきらかである。
そして、われわれ日本人が自力でこの問題を解決するた
めには、生産を増加し、分配を公平にする以外に道はな
い。たとえ物価がさがるても、生産が増加せず、分配が
公正にならなかつたならば、生活内容には何等の変化は
ないであろう。

六、物価がさかれば家計に余裕ができてくるから、その余裕
で買入れる物の数量が増加し、したがつて、生活は自然
に樂になると考えらるが、これは非常に危険な誤解であ
る。現在の生計費が戦前にくらべて倍増しているといふ
に上昇しているといふことは決して、生産の増加による

い
い
大の生産高が昭和十二年の八割にあり、消費が、
生産量が戦前の二五割にすぎないといふ事実は、
われわれ國民の生活内容を如何に悲惨なものであるか
を知らしめて、生計費が戦前の二五割前後に上りたとい
うことはこの供給量と購買力との関係からうかがふ由然
結果である。したがって、もしも、生計に余裕がな
きたからといつて、その余裕が天おちに購買力として
たらくならば、その結果は、単にやみ物振の購買をひき
おこすだけであつて、生活の改善はそれによつて少しも
よくならないであらう。
生活内容をよくするためには、何よりも生産量を増加

七
するところであり、ついでに公定価格による配給量をふや
すことである。公定価格による配給量が出来れば、公定
価格とやみ価格とは変化がなくとも、家計における生
計費はたゞちにそれだけ低下したことになる。また、生
活内容をこれに應じてよくならせよう。
賃金が上昇した場合は、それに應じて生活内容をよく
するかどうかの問題も、同様である。戦中より従来の賃
金と労働者家計とやみ物振との差は、戦前より生計費
が好転かいかは労働者の家計内容を改善し、賃金のい
ふあげが、いかになみ物振のついでに、生活をよく
する。

昨年七月における東京部工業労働者の生活 賃率増

さおこす危険があるといわれるのは、この場合、この家計が赤字に落ち、家計が赤字だから、賃金引上げが要求されるといふのは事実である。しかし、賃金引上げの結果が、現状においは、たゞちに、やみ物価の上昇となつてゐることゝ事実ある。やみ物価の上昇は生計の困難を増加し、生計の困難は賃金引上げの圧力を強め、かくして、賃金とやみ物価との循環的の上昇運動がはじまると危険性が存在してゐる。

賃金を生活内容を改善するには生産を増加しなければならぬ。やみ物価の上昇の影響をなくするにためたは正統の政策を講じ、とり大體をりない。賃金と物価との循環

環の上昇をたつきるか否かはこの二つのほかにない。

一、賃金は二つの面をまつてゐる。一つは労働者の所得と

し、この面をとり、一つは企業の費用としての面がある。賃金を生計費と対比してみるのは所得としての賃金を考へることである。しかし、企業の立場からいへば、賃金は費用としてみなければならぬ。そして、費用として賃金をみる場合には、賃金は労働者一人当りの実収額としてみなくてはならぬ。賃金は労働者一人当りの実収額としてみなければならぬ。

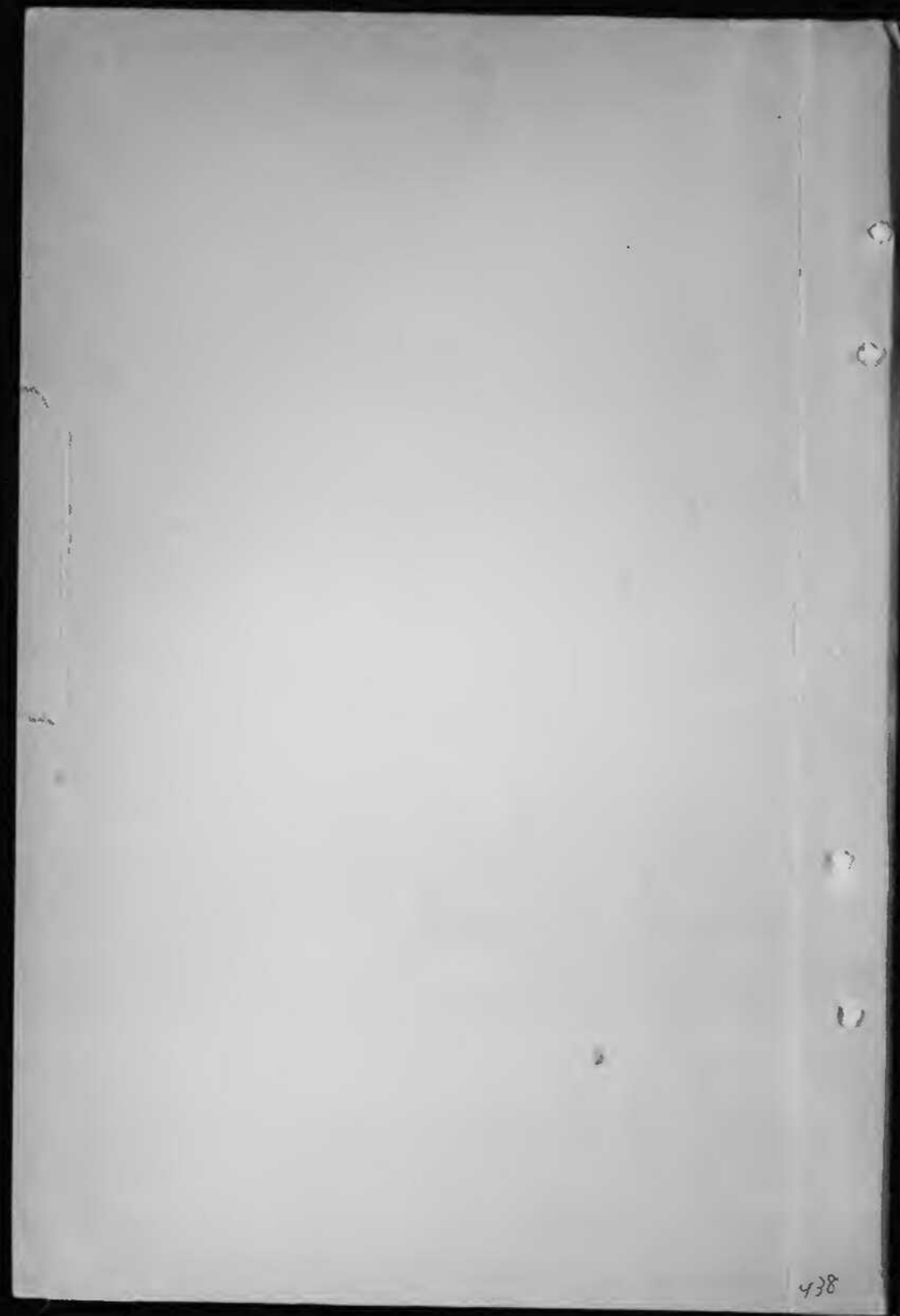
労働者の実収賃金は戦前に比較して約一倍増である。しかし、労働者一人当りの生産量は、戦前に比較して約三分の一に減少してゐる。したがつて、生産物一單位

あたりの労働費用は、戦前にくらべて、約五七倍に上昇
していることによる。卸賣物価格の上昇率は、戦前に
くらべて、二一五倍であった。この二つの倍率を比較す
るときには、企業の出場からみた労働費用が、いかに、た
るがたい程度に増しているか、明瞭なる。

公定物価格は、賃金の水準と比較し、はなはだしく不
均衡になつていゝ。これが戦前の事実である。
二、 家計の赤字は解消しなげればならない。その支つとも
簡単な方法は賃金をひきあげることである。しかし、賃
金の上昇は企業に赤字を増加する。そして、企業の経営
を存続させるためには企業の赤字も解消しなげればなら
ない。公定価格のひきあげはそれと容易な方法で

ある。しかし、このようにして、賃金がひきあげられ、
公定価格がひきあげられた結果は、財政赤字の累積をま
たらすことにはあきらかである。そこで、国民経済の変
定と均衡を回復するためには財政赤字は解消しなげられ
なければならない。そして、そのためには、戦後の増産を、事
品品の価格引上げをする以外には、
計と企業とにかへつてくる。
家計から企業へ、家計と企業との関係が、財政赤字が
家計と企業との赤字の循環的な状態を、
今日の通貨と物價との持続的影響を、
一の循環を終極的にとりさるものがある。この
は、さうかぶる。しかし、

指し、會計、正算、財政の合理化によつてこの循環と並
行して、そのことを忘れてはならない。資金、物産
の不足が当面の急務となつて、いふ現在、このことは
とくに強調せらるべきである。



438

